

山形大学大学院 社会文化システム研究科

紀 要

第 6 号

目 次

論 文

- 「同化」は悪か？—現代アメリカの移民問題に関する一考察— 伊藤 豊 1
静的負荷時の筋電図解析に関する基礎的検討 本多 薫 13
訪日外国人旅行者誘客戦略の一考察—大分県別府市と由布市を比較して— 西平直史 27
提携形成モデルを用いた市町村合併のゲーム論的考察
—広島県江田島市の事例に基づいたシミュレーション分析— 鈴木明宏・竹本 亨・高橋広雅 35

特集 地域史研究と史料・方法の開拓

- 特集にあたって (1)152
中近世の仏堂墨書と地域社会—天童市若松寺観音堂墨書の調査をふまえて— 三上喜孝 (5)148
山形市宝光院と文殊菩薩騎獅像 松尾剛次 (19)134
山形における〈花咲か爺〉の話型—昔話「赤いこん箱(屁ひり爺)」が提起する問題— 菊地 仁 (27)126
地租改正期の農業構造に関する基礎データの検討
—山形県村山地方の立附米調査の史料적考察— 岩田浩太郎 (45)108

- 社会文化システム研究科彙報 (2008 年度) 47
投稿規程 51

平成 21 年 8 月

「同化」は悪か？

——現代アメリカの移民問題に関する一考察——

伊 藤 豊

(文化システム専攻欧米文化領域担当)

問題の所在

本稿における「同化 (assimilation)」とは、移民やその子孫たちが自身の移り住んだ社会やコミュニティへと馴染んでいき、やがてはその自覚的な成員と化していく現象ならびに過程を指す。ただしこのような「同化」は価値中立的な用語ではなく、しばしば否定的な意味を含んでいる。例えば多文化主義を基調とするアメリカの言論において、同化は「みずからの文化的な、そしてエスニックな一体性を保持しようと格闘している様々なマイノリティ集団に対する、エスノセントリックで高飛車な押し付け」であると、通常は理解されている。⁽¹⁾ つまり同化とはマイノリティに対する、マジョリティの文化や生活様式の強制であり、ゆえに反多文化主義的な悪行とされるのが、現代アメリカでの一般の趨勢だと言えよう。

しかし移民に同化を要求することなく、彼らとともに一つの市民社会や国家を形成することが、はたして実際に可能なのか。また同化とはそもそも、糾弾に値するほど抑圧的な本質を有するものなのか——私自身は、移民の同化をもたらす手段の善し悪しについては、様々な議論があり得ることを認める一方で、同化の必要性自体は肯定する他にないと考えている。本稿ではこうした立場から、アメリカ合衆国で移民をめぐる現れた同化擁護論のうち注目すべきものを選び出し、その内容を紹介・検討してみたい。

「同化」の意味——T・ローズヴェルトの「ハイフン付アメリカ人」批判

1915年10月12日、第26代アメリカ大統領を務めたことで知られるT・ローズヴェルトは、ニューヨーク市のカーネギー・ホールで開催された、カトリックの友愛組織であるコロンプス騎士会の集会にて、いわゆる「ハイフン付アメリカ人 (hyphenated Americans)」についての有名な演説をおこなっている。ハイフン付アメリカ人とは、例えば German-Americans や Irish-Americans などに見られるように、ハイフンによって語頭に付される言葉で、移民の故国や出身地を示したものである。

ただし本演説におけるローズヴェルトの用法によれば、ハイフン付アメリカ人とは、単なる外国生まれのアメリカ人や移民を指す言葉ではない。ローズヴェルトはハイフン付アメリカ人を論じるにあたって、「アメリカニズムとは精神と魂の問題である」ことを、まず強調する。「我々の忠誠心は合衆国に対してのみ、向かわねばならない」。よってアメリカで暮らしながらも、「他国への忠誠心を奉じる」移民がいるなら、我々は彼らを「厳しく断罪しなければならない」。一方で、ある人物がアメリカという「共和国に対して、心から誠実に忠節を尽くすならば、生まれが世界のどこであろうが、彼は他の皆と同じく、まさに善きアメリカ人なのである」。⁽²⁾

ローズヴェルトの言うように、善きアメリカ人

(1) Richard Alba, Victor Nee, *Remaking the American Mainstream: Assimilation and Contemporary Immigration* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 2005): 1.

(2) “Americanism: Address Delivered before the Knights of Columbus, Carnegie Hall, New York, Oct. 12, 1915,” in Theodore Roosevelt, *Fear God and Take Your Own Part* (New York: George H. Doran Company, 1916): 361-361.

であること、あるいはハイフンなしのアメリカ人であることが、まずもってアメリカへの忠誠心の問題ならば、そうした忠誠心とは、具体的にはどのような形で実現されるべきものなのだろうか。ローズヴェルトの答えは、以下のように明快である。

この国にいる外国生まれの人々は、アメリカ化されなければならない。……彼らはアメリカ生まれの他のアメリカ人たちと、同じ言葉と話さなければならない。彼らはアメリカの市民権と、アメリカ的な理想を有さなければならない……。彼らは言行ともに、しっかりと忠誠の宣誓を守らなければならず、みずからが王侯や外国政府への忠節を排したという事実自体によって、それを示さなければならない。重要な工場で大事な時期に労働争議が起こることを防ぐべく、彼らの生活はアメリカの水準で維持されなければならない。移民の植民地や貧民窟そして移民地区が存在する限り、また我々が殊更に移民を産業財と捉えている限り、上記の目標はどれも実現されないのである。⁽³⁾

アメリカ人としての忠誠心と、移民をアメリカ国民の組成へと取り込む「同化」の理念は、ローズヴェルトの演説において明らかに表裏を成している。彼の立場から言えば、「～系アメリカ人」という意識を脱して積極的に同化しようとする移民は、単なる「産業財」では決してなく、よって共和国の平等な市民として遇されるべき存在である。一方で、同化を拒みハイフン付アメリカ人であり続けようとする移民は、それだけですでにアメリカの潜在的な敵である。「アメリカ国民がドイツ系アメリカ人として、アイルランド系アメリカ人として、あるいはイギリス系アメリカ人として投票するならば、それはアメリカ的な制度に対

する裏切りである。外人としての投票を通じてアメリカの政治家を脅かそうとする、これらハイフン付アメリカ人たちは、アメリカ共和国に対する大逆の罪を犯している」。アメリカに移民した以上は、彼らはハイフンによって故国の残滓を引きずることなく、心からアメリカ人と化さねばならない。「善きアメリカ人であるハイフン付アメリカ人など、いっさい存在しない。善きアメリカ人とはまさにアメリカ人であり、他の何者でもない人物のことなのだ」。⁽⁴⁾

アメリカ人になること——「我々」と「彼ら」の線引き

以上で紹介したローズヴェルトの演説は、アメリカにおける移民の同化が、例えば英語を流暢に話したり、また周囲の人々や社会に同調するといった表層的な次元を越えた、特殊アメリカ的な理念や制度への忠誠心を問われる問題であったことを、如実に示している。移民を単なる一時的な労働力とみなし、ゆえに精神や信条の面での同化の程度を、必ずしも第一義的な問題とは捉えない国々と、アメリカ合衆国ならびにその移民への態度は、この点において決定的に異なる。

アメリカにやって来て、そこに生活し続けることを選択した移民たちが、同化を達成して完全にアメリカ人となることを期待されるのは、少なくとも理念型としての「アメリカ人」なるものが、究極的には血統や人種などの肉体的な特徴に基づかないという理由による。M・スボルディングの表現を借りれば、「例えばどんな民族的あるいは人種的な出自を有する外人でも、合衆国に移民することができるし、完全にアメリカ人となることができる。自由な政府の存立を根本から可能としている、共有の政治的諸原理に由来するのは……人々の多様な生い立ちに対する、また宗教的なものを含んだ意見の相違に対する、まさに開かれた自由なのであり、だからアメリカでは、外人が真

(3) Ibid., 372-373.

(4) Ibid., 364, 362.

にアメリカ人となることが可能なのである」。⁽⁵⁾

換言すれば、アメリカ人になるとは、アメリカ的な諸々の信条を受け入れ、それらに忠誠を誓うという、個々の移民による合意の問題である。ここには二つの重大な問題が孕まれている。一方で、特定の理念への共感と忠誠心を基盤とすることで、アメリカのナショナリズムは肌の色や人種などの先天的な要件を超えて、万人をその参加者として受け入れるといった、いわば開かれた可能性を有している。他方、各人がある理念を信奉する際に、彼らの内面や精神が重要視されることも、またしばしばである。受け入れ側の集団にとって、移民が「我々」の一員になるとは、たとえば自分たちと同じ言葉や習慣といった外面的な特徴のみを、「彼ら」が受容することにとどまらない。移民の同化とは単なる外見を超えた問題であり、移民の心がこの地に深く根付いていない場合、彼らはアメリカ化しておらず、つまり彼らはアメリカ人の国民意識を有するには、至っていないわけである。

新来の移民をめぐる「我々」と「彼ら」の線引きは、むしろ過去と現在では大きく異なる。いまではヨーロッパ系と一括される人々の間にさえ、こうした線引きはかつて厳然と存在した。そもそも自由と平等の国であるはずのアメリカの、建国の父祖の代表的な人物として知られる B・フランクリンは、「我々の言語や習慣を決して受け入れない」ドイツ系移民が、ペンシルヴェニアで急速に増加していく状況に、以下のような深刻な憂慮を表明していた。「イギリス系移民によって建設されたペンシルヴェニアが、なぜ『異邦人の植民地』と化すべきなのだろうか。これらの異邦人たちはまもなく膨大な数に達し、我々が彼らを英米化する（Anglifying）どころか、彼らが我々をドイツ化してしまうであろう」。⁽⁶⁾

排除や差別の対象となったのは、別にドイツ系

移民に限ったことでなく、別のエスニック集団や、西ヨーロッパからのカトリック移民一般にまで及んだ。しかしカトリック移民に対するプロテスタント住民の反発も、結局は同化を通じて乗り越えられ、やがて彼らも等しく「アメリカ人」とみなされていく。続いて新たに「彼ら」として認識された、1880年代以降に増加していく南ヨーロッパや東ヨーロッパからの移民も、世代を経るにつれて最終的には、「我々」の内部へと取り込まれていった。流入する移民の同化という、こうした歴史の延長線上に成立した現代のアメリカにおいて、アメリカ人としての「我々」概念を構成する人々が、過去と比べて実に多様化していることは、ここに改めて論じるまでもない、明白な事実であろう。

「移民の国」における同化と多様性

「我々」の祖先は様々な国からやって来た移民であり、したがってアメリカがその本質において、多様な「移民の国」なのだという認識は、今日のアメリカのみならず、他の国々のアメリカ観においても、一般的なものである。しかし例えば S・ハンチントン は、アメリカが元来「移民の国」であるという通念を、史実に反するものだと断じている。ハンチントンによれば、アメリカの文化的な原基を形成したのは、最初に新大陸に移住して植民地を建設した「入植者（セトラー）」の一群であり、その後の移民たちは、先行する居住者が規定した「アメリカ人」という枠組みの内部へと、同化していったにすぎない。「のちに移民がやってきたのは、入植者が築いた社会に加わりたかったからだ」と、ハンチントンは喝破する。「入植者とは異なり、移民とその子孫は、自分たちがもちこんだ文化とはおおむね相容れない文化を吸収しようと試みるなかで『カルチャー・ショック』を味わった。移民がアメリカにくるためには、そ

(5) Matthew Spalding, "Making Citizens: The Case for Patriotic Assimilation," The Heritage Foundation's *First Principles Series*, No. 3 (16 March 2006, Internet, http://www.heritage.org/Research/PoliticalPhilosophy/upload/95152_1.pdf): 4.

(6) Albert Henry Smyth, ed., *The Writings of Benjamin Franklin*, Vol. 3 (London: Macmillan & Co., 1907): 72.

の前に入植者たちがアメリカを築いていなければならなかったのである」。⁽⁷⁾

移民にとっての同化の対象である、元々の「アメリカ」を創造したのが、ハンチントンの言う「建国の入植者たち（ファウンディング・セトラーズ）」だというのは、なるほどそのとおりであろう。ただし上記の事実を根拠として、「アメリカの中核にある文化はこれまでも、また現在もなお、主としてアメリカの社会を築いた 17 世紀および 18 世紀の入植者たちの文化である」と結論するのは、やや言いすぎの感もある。⁽⁸⁾ なぜなら、ハンチントンの分析は史実に即したものである一方で、「建国の入植者たち」の形成したアメリカ人の原基が、その後の移民の流入によって根底的に覆されることはなかったにせよ、否応なく多様化したというのも、また否定できない事実であるからだ。様々な民族的出自と文化を背負った移民たち（彼らの多くを占めるのが、少なくとも 20 世紀初頭までは大まかに言ってヨーロッパ系であり、一方で非ヨーロッパ系の移民はマイノリティにとどまったという、歴史的な限界はあるにせよ）が、特定の理念への忠誠を誓い、アメリカと運命を共にすることを選びとったという、まさにその過程を通じて「アメリカ人」が形成されたわけであり、この意味でのアメリカは、やはり「移民の国」として捉えるのが適当なように思われる。

したがってアメリカが「移民の国」であるという言い方には、同化と多様性という 2 つの概念が内包されている。つまり多様な移民はアメリカ的な制度への忠誠を誓うことによって、均質な理念を奉じる「アメリカ人」と化していくわけであり、同化というプロセスを通じて、「彼ら」は「我々」の中へと組み込まれ、それによってアメリカ人であるという国民意識が成立するというのが、アメリカ的な同化のダイナミズムの概略である。

「多様性」への疑義

さて今日のアメリカでは、上記のような同化の問題について、様々な識者が重大な疑義を呈している。彼らは概して、これまで移民を同化してきたシステムが、もはや十分に機能し得ず、またそうしたシステムの機能を可能としてきた外的な環境が、根本から変わってしまったと論じる。

例えば、移民はアメリカ社会に多様性を持ち込む重要な契機であると、これまで一般に想定されてきたが、こうした移民と多様性の必然的な連関を徹底して疑問視するのは、保守派の M・クリコリアンである。アメリカへと流入する今日の移民が、様々な国や地域からやって来ていることは、なるほど事実であろう。ただしそうした移民の群も、内実をみれば多くがメキシコ系という「単一のエスニック集団」であると、クリコリアンは指摘する。メキシコ系移民は合法、非合法移民の両者を合わせて、アメリカ合衆国における移民総人口の実に 31 パーセントを占め、また 1990 年代に増加した移民の総数のうち、43 パーセントがメキシコ系であったという。「メキシコ系移民は 1200 万人に上り、次位 10 ヶ国からの移民の合計よりも多いのである」。

さらにラテンアメリカ全体からのいわゆるヒスパニック系移民について考えてみれば、その数は膨大なものとなる。これらヒスパニック系移民の出身国だけをみれば、確かにいろいろな地域に散っている一方で、彼らはスペイン語を第一言語とするという点において、特定の文化的なアイデンティティを共有する集団だと考えられる。1990 年代には、ヒスパニック系は移民人口の増加分の 60 パーセント以上に達し、32 州で最大移民集団となった。クリコリアンはこうした状況を踏まえて、「現今の移民における多様性の欠落」を指摘しているわけである⁽⁹⁾

(7) サミュエル・ハンチントン『分断されるアメリカ』（集英社、2004 年）、66 頁。

(8) 同上、67 頁。

(9) Mark Krikorian, *The New Case Against Immigration: Both Legal and Illegal* (New York: Sentinel, 2008): 17-18.

世紀転換期の移民の大波について言えば、言語の多様性は移民という現象を構成する、主要な要素の一つであった。かつての移民はその出身地から、様々な言語を新世界における自身の生活の場へと持ち込んだ。個々の移民コミュニティの中では、ドイツ語やイタリア語、スカンディナヴィア諸語、ポーランド語、さらにはイディッシュに至るまで、彼らの故郷で流通する言語が、しばしば日常的に使用された。一方で現代の移民の多くが第一言語として用いているのは、スペイン語という単一の言語であり、この点で移民としてのヒスパニックが、移民について従来は自明視されてきた「多様性」なるものの源泉たり得るかどうかは、確かに疑問とされても不思議ではない問題である。

ヒスパニックを単なる言語集団と捉えるか、それとも言語のみに還元できない一種のエスニック集団とするかは、議論の分かれるところであろう。いずれにせよ、ヒスパニック系移民の大量流入は、彼らが英語を十分に習得することなく、自身のコミュニティの内側で自足しつつアメリカ社会で暮らしていけるという、従来の移民にとってはまずあり得なかった生活条件を生み出したという点で、これまで機能してきた同化モデルに見直しを迫る、大きな契機となっている。彼らが合衆国の内部で「ヒスパニック民族（Hispanic Volk）」という独立したナショナル・コミュニティ⁽¹⁰⁾を形成しつつあるというクリコリアンの指摘は、いささか極論かもしれないが、一方で彼らの多くにとって、ヒスパニックであることが一つの文化的アイデンティティとして、日常生活で機能しているというのは、否定できない事実だと思われる。

前出のハンチントンが著書の中で紹介する、メキシコ系移民の子供のアメリカに対する帰属意識の著しい低さは、上記の趨勢を実証する一例と言えよう。1992年に移民の子供を対象として、南カリフォルニアと南フロリダで実施されたアンケート調査によれば、みずからを何と呼ぶかと問われ

た際に、「メキシコ生まれの子供は誰も『アメリカ人』と答えなかった」一方で、彼らの「41.2パーセントという最多数が自らを『ヒスパニック』だと見なしており、次に多い32.6パーセントは『メキシコ人』を選んだ」。またアメリカ生まれのメキシコ系の子供のうち、最多数である38.8パーセントは自身を「メキシコ系アメリカ人」と呼び（ちなみに、単なる「アメリカ人」としての者は、全体の3.9パーセントにすぎなかった）、次の24.6パーセントが「チカーノ」を、そして20.6パーセントが「ヒスパニック」を、己の帰属を示す呼称として指定した。アメリカ生まれのメキシコ系の子供でも、自分を「メキシコ人」とあるとする者は8.1パーセントに達しており、「メキシコ生まれであれアメリカ生まれであれ、メキシコ系の子供の圧倒的多数は、本来はどこの国の人間かという問いにたいし『アメリカ』を選択しなかったのである」⁽¹¹⁾

クリコリアンやハンチントンが述べるように、合衆国へと流入する現代の移民が、ヒスパニック系によって一種の寡占状態にあるのは、なるほど事実であり、したがって移民という現象に従来から結びついてきた「多様性」なるものが、必ずしも現代の移民の実相を反映する概念ではなくなっていることも、確かに認められなければなるまい。そして移民をめぐるこうした伝統的な多様性概念の喪失こそ、過去において有効であった同化モデルが、いまや機能しなくなっている、まさに主要な原因の一つとみなされるのである。

「新たな移民の潮流」と国民意識の危機

1998年7月19日付の『ニューヨーク・タイムズ』には、「新たな移民の潮流」と題された、以下のような記事が掲載されている。

現代の移民にとって、故国とはもはや捨て去ったり、仄かな記憶や郷愁へと化してしまうよ

(10) Ibid., 19.

(11) ハンチントン, 337 - 338 頁。

うな類のものではない。世界がだんだん小さくなるとともに、移民の経験も必然的に変化した。20世紀前半、戦争と迫害を逃れてやってきたヨーロッパ系移民とは異なり、現代の移民の中で生まれ故郷を完全に捨て去り……二度と振り返ろうとしない者はまれである。むしろ現代の移民は、彼らの出身地と金銭的な余裕の別により、様々な次元で2つの世界にまたがっている。⁽¹²⁾

上記の描写は、移民という現象をめぐる環境や条件がすでに1990年代において、かつての大移民時代とは大きく変化していたことを、如実に伝えている。移民の出身地を見れば、それは第三世界へと明らかに移行している。同化擁護論者にとって、こうした事態はしばしば憂慮の種であった。例えば保守系言論人として知られるP・ブライムロウは、過去の移民が概してヨーロッパ系であったという事実を根拠として、1990年代以降の移民の大波を、従来とは根本的に違った新たな脅威であると論じている。なるほど、世紀転換期における移民の大波を形作ったのは、基本的にはヨーロッパからやって来た人々であり、当時の移民人口のほとんどは、彼らによって占められていた。これに対して、現在の移民の多くは、いわゆる発展途上国から移住してきた人々であり、しかもそこには、膨大な数の不法移民が含まれている。9.11以降にいっそう顕著化したこのような状況は、同じく保守派のP・ブキャナンに言わせれば、「第三世界の侵略」による「アメリカの征服」であり、よって糾弾され是正されるべきものなのである。⁽¹³⁾

ブライムロウやブキャナンなどの保守派がこうした警鐘を鳴らすのは、移民の主な出身国が第三

世界へと急速に移行しているという事態の中に、アメリカ人の国民意識の形成に対する重大な阻害要因が潜んでいると、捉えられているからである。移民をめぐる現況は、1世紀半前の大移民時代と比べても、著しく変化している。いわゆるグローバル化によって、アメリカを目指す移民は激増したわけだが、これらの移民を一つの国民という枠組みへと馴致し、「アメリカ人」としての意識を個々人に植え付けるとするのは、現在の移民人口の組成と規模を考えれば、なるほど困難な試みと言わざるを得まい。「第三世界からやって来る人々の大津波」によって、「この国はバラバラになるうとしている。いったいどの時点で、人種的な多様性が一種の社会的な無秩序へと転化するのか。こんな状態で、国民的な一体性をどのようにして確保できるのか」というブキャナンの言葉は、こうした危機感を典型的に表明したものであると言えよう。⁽¹⁴⁾

交通と帰属意識の希薄化

アメリカ人としての国民意識の形成を阻む要因として、さらに挙げられるべきものは、過去と現在との間の交通テクノロジーの差異であろう。アメリカに向かう際に、太平洋や大西洋を何日もかけて渡るしかなかった時代には、移民も相応の覚悟をもってアメリカへとやって来ていた。移民の故国はしばしば、アメリカから地理的に隔絶しており、したがって彼らもまたアメリカという新たな土地に住み着き、そこでの生活をみずからの生存にとっての必要条件として、受け入れざるを得なかった。彼らはこうして「アメリカ人」となっていたわけであり、そこには選択の余地など事実上なかったのである。

(12) Deborah Sontag and Celia W. Dugger, "The New Immigrant Tide: A Shuttle Between Worlds," *The New York Times*, 19 July 1998 (Internet, <http://www.nytimes.com/1998/07/19/nyregion/the-new-immigrant-tide-a-shuttle-between-worlds.html?pagewanted=print>).

(13) Peter Brimelow, *Alien Nation: Common Sense About America's Immigration Disaster* (1995; reprint, New York: Harper Perennial, 1996), ならびに Patrick J. Buchanan, *State of Emergency: The Third World Invasion and Conquest of America* (New York: Thomas Dunne Books, 2006)を参照のこと。

(14) Buchanan, 240.

これに対して現代の移民は、アメリカに移住して以降も故国との様々なつながりを、維持しやすい状況にある。手紙での往信は電話やEメールに取って代われ、移民の多くは故国の家族や友人と、かなり緊密なコミュニケーションを保ちつつ、同時にアメリカで生活することができる。相当の日数を要した船旅（その後にはしばしば、長い陸路の旅が伴った）は、飛行機による比較的短時間の移動に取って代われ、移民は航空券を買う経済力さえあれば、いつでも気軽に帰国することができる。

合衆国と陸続きの地域からの移民ならば、故郷への帰国はさらに容易である。例えばメキシコとロサンゼルスとの間は、高速道路を通れば車で2～3時間の距離であり、また不法移民ならば、「3200キロにおよぶ……地面に引かれた線と浅い川によって区切られているだけの国境」を、単に歩いて越えればよい。こうして「国境の南にある世界との紐帯を強化する新参の外国人たちが、合衆国内のヒスパニック・コミュニティへと絶えず補充されている」わけである。⁽¹⁵⁾

故国がアメリカとは地理的に隔絶されていたという事実によって、かつての移民の間で合衆国に対する帰属意識が自然に育まれたとするならば、現代の進んだ交通テクノロジーや、メキシコの場合に代表される移民の故国の地理的な近接性は、彼らのアメリカに対する帰属意識の発達を阻害する一大要因となっている。昔の移民にとって、アメリカで暮らしアメリカ人となり、そして最後はアメリカの土と化すのは、いわば運命であった。一方で例えば1996年には、ニューヨークで亡くなったドミニカ系そしてメキシコ系移民のうち、

その半数以上の遺骸が故国へと送られたという。⁽¹⁶⁾ いまや多くの移民は合衆国という異国に永住しつつも、従来とは比較にならないほど容易な形で、故郷との精神的な紐帯を維持できるのである。

二重国籍の問題

国境を越えて存在している、移民と故国との間の精神的なつながり、そして彼らの集団的なアイデンティティは、実のところ心の次元にとどまらず、しばしば二重国籍という形で、アメリカ社会において実体化している。S・レンションの分析によれば、1961年から2003年の間に渡来した移民のうち、80パーセントが二重国籍を容認する国々の出身であり、この事実からすれば、彼ら二重国籍者の人口は2600万人以上と推計される。さらにその子供や不法移民、そして二重国籍を取得したアメリカ人を加えれば、二重国籍者の総数はおそらく4000万人を超えており、しかも今後さらに増えていく勢いにあるという。⁽¹⁷⁾

前出の記事「新たな移民の潮流」では、二重国籍という問題をめぐり以下のような話が紹介されている。コロンビア人移民のジーザス・ガルヴィスは、アメリカで市民権を取得した後、ニュージャージー州のある町で地方議会選挙に立候補し、当選する。ここまでならば、一人の移民がアメリカ社会へと同化を果たし、コミュニティの一員として根付くに至ったという、まことに結構な話なのだが、続きは意外な展開を示す。アメリカ人となったガルヴィスが、さらに母国コロンビアの上院議員選挙に立候補したからである。幸か不幸かガルヴィスは落選し、公人として二つの国家に仕える人物の忠誠心は如何、といった問題は追究されることはなかった。⁽¹⁸⁾

ガルヴィスの試みは、極めて異例だったという

(15) ハンチントン、311頁。Victor Davis Hanson, *Mexifornia: A State of Becoming* (San Francisco: Encounter Books, 2003): 22. かつて私は、ここで挙げたハンチントンとハンソン、そして前出のブライムロウを合わせて、彼らの言論を反移民主義の諸相という観点から、比較検討したことがある。伊藤豊「現代アメリカの反移民主義——国境を越える文化の創造と、アメリカという『夢』の行方」(『敬和学園大学人文社会科学研究所年報』, No.3, 2005年)を参照のこと。

(16) “The New Immigrant Tide.”

(17) Stanley A. Renshon, *The 50% American: Immigration and National Identity in an Age of Terror* (Washington, D.C.: Georgetown University Press, 2005): xix.

(18) “The New Immigrant Tide.”

わけではない。実際、「新たな移民の潮流」では、ニューヨーク市議会での議席を狙いつつコロンビアでの選挙活動もおこなっている、別の移民の話が紹介されている。⁽¹⁹⁾ こうした事例が大新聞である『ニューヨークタイムズ』で、論じるべきニュースとして報道されたということ自体、二重国籍を有する移民がアメリカにおいて、すでに日常的な存在と化しており、したがって同じような出来事が頻発しかねないという憂慮が、多くの一般市民の関心を集めるものだということを、如実に反映していた。

二重国籍とは例えば、ある個人が二つのパスポートを使い分けるといったような、便宜的な次元の話にとどまるものではない。移民がアメリカへと帰化する際に要求される「忠誠の宣誓（Oath of Allegiance）」は、その大時代な文言に鑑みても、平時においては形骸化していると言えるのかもしれない。⁽²⁰⁾ しかしアメリカという国家が、例えば戦争といった国を挙げての非常時に直面した場合、二重国籍を有する人々の「複数の忠誠心」が問題とされるのは、むしろ当然のことではなかろうか。だからこそ T・ローズベルトは、二重国籍を「自明の不条理」と評したわけであり、またそれがアメリカの国民的な一体性に及ぼしかねない「腐食的な影響」を、現代の保守派が憂慮する理由もそこにある。⁽²¹⁾

文化的自信の喪失と脱アメリカニズム

移民を精神の次元で、つまり自身が根付こうとする国家や国民に対する忠誠心の次元で、アメリ

カというネーションの組成へと取り込んでいく試みは、交通やコミュニケーション・テクノロジーの発達によってのみ、その存立を脅かされているわけではない。移民の同化を阻む一大障害として同定されるのは、外的あるいは環境的な要因のみならず、かつての「我々」が有していた文化的な自信の揺らぎ、あるいはその喪失でもある。建国の父祖たちにとって、アメリカという共和国の未来が、A・ハミルトンの言う「国民的な精神と国民性の保持」にかかっていることは、ほとんど自明の真理であった。⁽²²⁾ このような立場から、例えば J・Q・アダムズは新来移民に対して、「ヨーロッパの皮衣を脱ぎ捨てる」ことを求めた。故国を去りアメリカへとやって来た移民は、「自身の祖先を顧みるのではなく、その子孫へと目を向けなければならない」。それこそが彼らが新天地へと根付き、「アメリカ人」となるための第一歩であった。⁽²³⁾

現代はこれとは対照的に、移民に対して「アメリカ化」を推奨することは、彼らの体現している「多様性」を抑圧する悪行として、しばしば断罪される。前出のハンチントンとクリコリアンによれば、移民の多様性を擁護しつつ「アメリカ化」に反対する態度は、いわゆるエリート層（教育水準の比較的高い人々や、知識人、言論人など）において、最も顕著に観察される。彼らエリート層は必ずしも反アメリカ的（anti-American）な立場を標榜するわけではないにせよ、あからさまな

(19) Ibid.

(20) 「忠誠の宣誓」の冒頭は、以下のようなものである。
“I hereby declare, on oath, that I absolutely and entirely renounce and abjure all allegiance and fidelity to any foreign prince, potentate, state, or sovereignty of whom or which I have heretofore been a subject or citizen…” (Internet, <http://www.uscis.gov/portal/site/uscis/menuitem.5af9bb95919f35e66f614176543f6d1a/?vgnextoid=931696981298d010VgnVCM10000048f3d6a1RCRD&vgnextchannel=d6f4194d3e88d010VgnVCM10000048f3d6a1RCRD>)

(21) Roosevelt, 291; Krikorian, 34.

(22) Alexander Hamilton, “The Examination of Jefferson’s Message to Congress of December 7, 1801,” No. IX (1802),” in John Church Hamilton, ed., *The Works of Alexander Hamilton: Comprising His Correspondence, and His Political and Official Writings, Exclusive of the Federalist, Civil and Military. Published from the Original Manuscripts Deposited in the Department of State, by Order of the Joint Library Committee of Congress*, Vol.7 (New York: Charles S. Francis & Company, 1851): 778.

(23) Letter from John Quincy Adams to Baron von Fürstenwaerther, 4 June 1818, cited in Milton M. Gordon, *Assimilation in American Life: The Role of Race, Religion, and National Origins* (New York: Oxford University Press, 1964): 94.

ナショナリズムとは意識的に距離を置き、移民の「アメリカ化」の核心に存するべき特定の価値観には、決してコミットしようとしなない。こうした「脱アメリカ的 (post-American)」な態度は、「エリート・トランスナショナル族 (elite transnationals)」の間で典型的に観察される。エリートたちにとって、アメリカというネーションやそれに対する愛着は、せいぜい二義的なものであり、むしろ一種のコスモポリタニズムこそが、彼らに共通する信条と化しているという。²⁴

多文化主義、アファーマティヴ・アクション、そして「弱者」の問題

さらに言えば、上述の脱ナショナリズム＝脱アメリカニズム的な志向は、いまや多文化主義という形で、アメリカ社会における支配的イデオロギーへと転化している。F・フクヤマの指摘によれば、多文化主義とは単なる文化的な多様性への寛容を求める運動のみならず、「エスニック集団や人種や宗教集団といった少数者の権利の、法的な承認への要求」でもある。後者の意味での多文化主義は、ほぼすべての近代民主主義体制において多小なりとも定着している一方で、アメリカの多文化主義は、特に様々なマイノリティ集団の権利の承認という点で、他の先進国と比べてかなり特異な状況を呈している。「かつては周縁化されていた諸集団は、個人としての彼らの権利のみならず、集団の成員としての権利を要求することによって、アファーマティヴ・アクションやバイリンガリズムや同性愛結婚などをめぐり、諸々の論争を展開してきた。アメリカの政治は過去 30 年にわたり、このような論争によって占められてきたのだ」。多様な「他者」にアメリカ的な価値観や生き方を強制することなく、むしろそうした「他者」を社会の中で正当に認知あるいは承認すべきという運動は、もはや移民にとどまらず、いまや女性や同

性愛者や心身障害者やその他の「マイノリティ」全般を、その擁護の対象とするに至っている。²⁵

前述のような種類の多文化主義と不可分に結びついたものとして、上の引用にもある「アファーマティヴ・アクション (affirmative action, 積極的差別是正措置)」の問題がある。アファーマティヴ・アクションが浸透した現代のアメリカ社会においては、マイノリティであり、ゆえに弱者でもある（べき）自らの立場をより効果的に主張する者が、様々な恩恵を特権的に受け得るという、皮肉な事態がすでに現実化してしまった。H・D・グラハムはこれについて、一つの逸話を紹介している。アメリカに帰化し、カリフォルニアで個人事業を営むインドネシア移民の女性が、1988 年に SBA (The Small Business Administration, 米国中小企業庁) に対して、マイノリティ特別枠融資を申請した。彼女は申請書の中で、自身が当初は新来移民として経済的な下層にありつつも、刻苦勉励によって自営業者へと成り上がり、ついにアメリカ市民権を得るまでに至った経歴を詳述し、みずからが融資に値する人物であることを強調した。しかし SBA は、インドネシア人が SBA によるマイノリティ集団の指定を受けていないという理由で、彼女の申請を却下してしまった。彼女は再び申請をおこない、結局は融資を勝ち得たのだが、以下の引用に見て取れるように、最初の失敗の後で彼女が選んだ戦略は、「申請書の語勢と主題を、アメリカでの移民の成功物語から、差別と人種の抑圧の強調へと変更する」ことであった。

他のインドネシア同胞と同じく、私の肌も黄色です。アジア・太平洋系アメリカ人は、自分たちではどうすることもできない差別的な慣行によって、長きにわたってつねに犠牲とされ（インドネシア系アメリカ人も、明らか

²⁴ Krikorian, 26; ハンチントン, 380 頁。368 - 380 頁も参照のこと。

²⁵ Francis Fukuyama, "Identity, Immigration, and Liberal Democracy," *Journal of Democracy*, Vol. 17 (April 2006): 9.

にこれら犠牲者の一員であります）、経済的な差別に苦しんできました。私の知るすべてのインドネシア系アメリカ人たちが、こうした窮状を経験しています。才能があっても、よい仕事にはめったに恵まれず、言葉と肌の色の壁が、上質の雇用と教育の機会を妨げています。インドネシア系アメリカ人には、事業歴は皆無なのです。²⁶

アフーマティヴ・アクションが浸透した体制においては、たとえ非白人であっても、「抑圧されたマイノリティ」として公的に分類されていなければ、様々な点で公共福祉制度の受益者たり得ない。だとすれば、こうした制度を利用するために自らを「弱者」として売り込む者が出てくるのは、別に不思議な現象でもあるまい。一方で、「弱者」を量産しかねない前述のような社会構造が、移民の「アメリカ化」を妨げ、またマイノリティをそのまま固定化することにつながっているという感も、なるほど否めない。

同化理念の復権——結論にかえて

F・ハイエクはかつて、アメリカの学校教育が移民の同化に際して果たす役割を、以下のように高く評価していた。「もし公立学校制度を通じた『アメリカ化』という周到な政策を欠いていたならば、合衆国はこれほど有効な『人種の坩堝』とはならず、また極めて深刻な諸問題におそらく直面していたことは、かなり確かなように思われる」。²⁷ハイエクの言葉を敷衍すれば、移民のエスニックな背景はそれとして認める一方で、徹底した同化を図るというのは、かつてのアメリカの学校教育で普通に見られる教育方針であった。V・D・ハンソンが指摘するように、昔のアメリカの教師は、メキシコ系移民の子供たちに厳しく英語教育を施

し、また彼らのスペイン語訛りを容赦なく矯正していった。きちんとした英語を操ることは、新来移民の子供たちがアメリカ市民として暮らしていくための、さらには「違和感を持たれずに社会の主流へと浸透」して、階級的な階梯を昇っていくための必要不可欠な条件であり、教師と生徒の双方にとって、それは議論の余地のない当然の前提であった。²⁸

9.11 から現在に至るまで、対テロ戦争を遂行中のアメリカで、同化という理念は（少なくとも保守派の言論が及ぼす影響の範囲においては）一定の復権を果たしてきているように見える。ただしそうした現象が、かつてのような移民の徹底的な「アメリカ化」を招来するほどの情勢を示しているかと問えば、答えは否であろう。多文化主義が支配的なイデオロギーと化した1960年以降のアメリカにおいては特に、同化ならびにそれを擁護する言論はマイノリティに対する抑圧だと、一般に考えられてきたし、現在もその趨勢は続いている。

しかしながら、ここまで本稿にて展開してきた議論を踏まえて言えば、同化の本質を否定的な文脈でのみ捉えることが、そもそも妥当な認識であるとは、私にはどうしても思えない。人種やエスニシティの多様性は、しばしばアメリカの特色とされる一方で、多様性の基盤たるべき共通のアメリカ的な価値観を容認し、またそうした価値観へと移民が同化するのを推奨することは、同化した後の移民がアメリカ社会で他の成員と平等な公民になりうると前提する限り、はたして一概に責められるべき考え方なのか。同化が否応なしの強制であってはならず、またエスニック・アイデンティティのための余地が、つねに残されておくべきだというのは、なるほどアメリカ的な多様性という理念の一面を反映した主張であろう。ただし一方で、こうした余地の存在を正当化しているのは、

²⁶ Hugh Davis Graham, *Collision Course: The Strange Convergence of Affirmative Action and Immigration Policy in America* (Oxford University Press, 2003): 146-147.

²⁷ Friedrich August Hayek, *The Constitution of Liberty* (Chicago: University of Chicago Press, 1960): 377.

²⁸ Hanson, 91.

移民たちが特殊アメリカ的な理念や制度に対して忠誠を誓い、それらを公民としての自身の価値観の根底へと組み込むべきだという、一つの譲り得ない前提ではないのか——私がいまの時点で改めて考えてみても、このような疑問を拭い去ることは、どうもできそうにないし、また同化を断罪する多文化主義者がそれによく答えている事例も、寡聞にして知らない。

私は以上で、移民のアメリカ化を擁護する側の主張に沿いつつ、同化をめぐる諸問題を概観してきた。1990年代に始まり現在まで続く、そして近い将来に止むことがおそらく見込めない、移民の大波に直面するアメリカにおいて、そしてアメリカ人が自国を「移民の国」として今後も捉え続けようとする限り、従来は優勢であった多文化主義とは必ずしも相容れない、同化を強く肯定するこうした種類の言論が、今後も世論に対して一定の影響を及ぼしていくことは、自然の理であるように思われる。

（付記） 本稿は筆者が研究分担者として参加した、科学研究費補助金基盤研究（C）「グローバル時代のナショナリティに関する規範理論的な国際比較研究」（研究期間：2006年度～2008年度，課題番号：18530105）の成果である。

The Assimilationist Discourse on Immigration in America: A Critical yet Sympathetic Analysis

Yutaka ITO

(Associate Professor, European & American Cultures, Cultural Systems Course)

“Immigrant Assimilation” is a concept to designate a sequence of phenomena and processes in which immigrant newcomers and their near descendents become conscious members of the host community by embracing its peculiar cultural values. The concept itself is simply descriptive and neutral, but it is often mentioned not in a value-free context but with more or less negative connotations. In the US, where multiculturalism has achieved ideological dominance since the 1960s, assimilation is usually understood as an ethnocentric imposition on various minority groups that are struggling to preserve their cultural identities against the homogenizing effects of mainstream society. Assimilation is thus condemned as an anti-multicultural act of evil because it represents the majority’s repression to enforce its values and lifestyles on the minorities.

While I admit there are certain merits in multiculturalism’s critical analysis of assimilation, my basic position in this article is pro-assimilation: Although there could be a wide range of arguments on the methods and techniques of how to assimilate newcomers into American society, immigrant assimilation per se is of intrinsic necessity and must be inevitable. How would it be possible for the American nation to maintain its civic society in cooperation with new immigrants if they were not required to embrace uniquely American institutions and values? In my opinion, the cohesion and stability of America as a democratic body politic would seriously be at stake if America’s assimilative social mechanism either ceased to work or even partially malfunctioned.

The point of this article is that assimilation is not such an oppressive conduct by nature as to be rejected categorically. From this standpoint, I intend to investigate the heretofore underappreciated potential of pro-assimilation discourses by examining a number of representative assimilationist arguments that have emerged in today’s America.

静的負荷時の筋電図解析に関する基礎的検討

本 多 薫

(文化システム専攻心理・情報領域担当)

1. はじめに

筋電図 (EMG) から得られる波形や振幅などを解析することによって、筋負担などを生理的に捉えることができる。そのため、人間工学、労働科学など多くの分野で負担や疲労の評価に用いられている。筋活動は生体内外からの様々な刺激や神経制御により非定常な変動を示し、運動を伴うような筋電図を解析するのは難しい。そのため、動的な運動時の解析には、短時間フーリエ変換による周波数解析が用いられてきたが、スペクトルが時間と共に大きく変化する場合には、時間軸での局所性が悪くなることが知られており¹⁾、瞬間的に信号が変化する非定常信号を解析することには限界がある。また、筋活動の詳細な推移を調べる際には数十 msec 程度の時間単位での変化を追う必要があると指摘されている²⁾。

このような非定常信号である時系列の時間一周波数解析手法にウェーブレット変換を用いたパワースペクトル解析があり、筋電図解析にも応用されている^{3) 4)}。だが、ウェーブレット変換による筋電図解析に関する先行研究では、数十 msec 単位で周波数とパワーの変化を捉えることが可能であるか明確に述べられていない。

筋電図を作業負担や疲労の評価に用いるには、作業中の連続的に負荷がかかった状態の筋電図を解析することが求められる。しかし、連続的に負荷がかかった状態 (静的負荷時) の周波数とパワーがどのような変動や変化を示すかなど不明な点が多い。また、どのように周波数とパワーの変化を処理したらよいのかも課題である。

そこで本研究では、連続的に静的負荷がかかった状態の表面筋電図を計測し、周波数、パワー、時間の3次元情報を得られるウェーブレット変換

によるパワースペクトル解析を行う。そして、静的負荷時における筋電図の周波数とパワーの経時の変化と処理方法について検討する。

2. 筋電図データの処理

2.1 ウェーブレット変換

短時間フーリエ変換では周期性と相似性を部分的に崩しながら局所化する。そのため、時間分解能の精度をあげようとする周波数分解能が低下する欠点がある。この欠点を補う手法にウェーブレット変換がある。ウェーブレット変換は、マザーウェーブレットという基本的な関数を時間方向に拡大・縮小させることにより、時間軸上での周波数解析を行う手法である。ウェーブレット変換の理論については、多くの文献^{1) 5) 6) 7)}が見られるので、ここでは本研究でのウェーブレット変換について述べることにする。式(1)で定義される連続ウェーブレット変換で筋電図の波形を処理した。また、マザーウェーブレットとして、式(2)に示す Gabor 関数を用いた。Gabor 関数を用いたウェーブレット変換は、フーリエ変換において時間を局所化するための窓関数としてのガウス関数を用いるもので、従来の周波数解析法であるフーリエ変換に対応できる。Gabor 関数を用いたウェーブレットは最も効率の良い時間一周波数解析を実現する窓関数であり、時間軸上で動的に変化する信号を解析するのに適していると言われている⁸⁾。そのため、筋電図解析に有効な窓関数であると考えられる。

$$(W_{\psi}f)(b,a) = \int_{-\infty}^{\infty} \frac{1}{\sqrt{a}} \overline{\psi\left(\frac{t-b}{a}\right)} f(t) dt \quad \dots (1)$$

ただし、マザーウェーブレットを $\psi(t)$ 、周波

数スケール係数 a ，時系列データ $f(t)$ ，時間シフト係数 b である。なお， $\Psi(t)$ の上の $-$ は複素共役を示す。

$$\Psi(t) = \frac{1}{2\sqrt{\pi}\sigma} e^{-\frac{t^2}{\sigma^2}} e^{-it} \cdots (2)$$

2.2 正弦波信号による確認

本研究で開発したウェーブレット変換による筋電図解析システムが，入力信号を的確に処理できているのかを見るために，正弦波信号（式(3)および図1）を用いて確認を行った。

作成した正弦波信号は，筋電図の周波数成分⁹⁾および筋疲労すると筋電図のパワースペクトルの周波数は低域にシフトし，パワーが増加すると言われている^{10) 11) 12)}ことから，1,500 msec 時点で周波数が低下し，振幅が増加する信号とした。また，序論で述べたが，筋活動の詳細な推移を調べる際には数十 msec 単位のパワーと周波数の変化を捉える必要があることから，サンプリング周波数を1,000 Hz として，50 msec (0.05 秒) 間隔でパワーと周波数を抽出することにした。

$$f(t) = \begin{cases} 2 \sin 128\omega t (0 \leq t < 1500 \text{ msec}) \\ 3 \sin 64\omega t (1500 \leq t < 3000 \text{ msec}) \\ \cdots (3) \end{cases}$$

2.3 正弦波信号のウェーブレット変換の結果

図2に正弦波信号のウェーブレット変換の結果を示す。この図は x 軸が時間，y 軸が周波数，濃淡がパワーを表している。今回，入力した正弦波信号は，筋疲労時の変化を考慮して，3,000 msec 間に周波数が 128 Hz から 64 Hz と低下し，振幅が2から3と増加する信号である。図2を見ると入力した正弦波の周波数とパワーを的確に処理していることが確認できる。正弦波と 50 msec 間隔で出力された各周波数，パワーの誤差を算出したところ，周波数では 4.49%，パワーでは 5.05%であった。

図3に周波数とパワーが変化した部分（1,500 msec）の前後を 50 msec 間隔で示す。図3より，正弦波信号の周波数およびパワーが変化しても，50 msec の遅れで変化に対応できていることが確認できる。開発したウェーブレット変換による筋電図解析システムは，パワーとその周波数を的確に処理していることが確認できる。

3. 実験方法

3.1 被験者

被験者は 27 歳から 43 歳の健康な男性 3 名である。利き手は右手であることを確認した。

3.2 実験環境および筋電図の測定

実験室内は，室温 21 ± 1 度，湿度 40 ± 2 とした。表面筋電図の測定は，2 個の正電極を被験者の筋腹中央部に 1 cm 離して装着し，もう一方の負電極を腕首に装着する双極導出法とした。測定部位は被験者の利き手，上腕二頭筋とした。なお，上腕二頭筋は，上肢を使った作業の負担や疲労で取り上げられることの多い筋であり，歩行などの身体負担の評価に用いられる大腿二頭筋と同じ骨格筋でもある。また，筋電図の測定は，誘発電位検査装置（MEB-5304：日本光電工業）を使用し，サンプリング周波数 1,000 Hz で AD 変換して記録した。

3.3 実験の内容

被験者は，図4に示すように椅子座位でおもりを右手で持ち，腕を 90 度に曲げた姿勢を 5 分間（300,000 msec）保持する作業を行わせた（以下，保持作業という）。おもりは，3 kg の鉄製ダンベルを使用した。

4. 実験結果

4.1 保持作業中の周波数とパワーの変化について

今回の実験では被験者 3 名の筋電図のデータを測定しているが，代表例として被験者 A を取り上げる。図5に保持作業中（静的負荷時）の筋電

図波形を示す。3 kg のおもりを保持するために、波形の振幅が細かく変動していることがわかる。保持作業開始直後（0 msec～3000 msec）では、 ± 0.5 前後の振幅であるが、保持作業終了直前（297,000 msec～300,000 msec）では、 ± 0.8 の範囲に振幅が大きくなっている。

次に図 5 で示した筋電図の波形をウェーブレット変換した結果を図 6 に示す。保持作業開始直後では、周波数が 20 Hz 前後から 170 Hz 前後まで分布し、パワーの大きさも一定ではなく変動している。また、保持作業終了直前では、周波数が 10 Hz 以下から 170 Hz 前後まで分布し、パワーの大きさも一定ではなく 0.7 以上の部分も見られる。保持作業開始直後と保持作業終了直前を比較すると、周波数の分布では、両者とも上限は 170 Hz 前後と同じであるが、下限では保持作業終了直前のほうが、低周波数帯域の出現が多い傾向にある。また、パワーについては、保持作業開始直後よりも保持作業終了直前のほうが、パワーが大きくなっていることが確認できる。

次に図 6 に示した筋電図波形をウェーブレット変換した結果から、50 msec 間隔での最大パワーとその周波数を抽出したものを図 7 に示す。図 7 より、保持作業開始直後と保持作業終了直前ともに 3 秒間（3,000 msec）という短時間であるにも関わらず、周波数とパワーが大きく変動していることが確認できる。特に保持作業開始直後においても、周波数が 40 Hz から 160 Hz 前後まで大きく変化している。また、全体的な特徴として、周波数が高い時点ではパワーが小さく、逆に周波数が低い時点では、パワーが大きくなる傾向が見られる。

連続的に負荷がかかった状態の筋電図における時間経過に伴う変化を見るために、5 分（300 sec）間の保持作業中の筋電図を 10 区間（各区間 30 sec 間）に分割して、各区間の総パワーを求めた。その結果を図 8 に示す。保持作業開始直後の区間（0-30 sec）は、総パワーが 2681 であるが、時間経過するに従いパワーが大きくなり、保持作業後

半の区間（240-270 sec）では、総パワーが 3922 まで増加している。

4.2 各区間内での最大パワーと最小周波数について

従来の筋電図の解析では、フーリエ変換によるパワースペクトルを抽出し、平均周波数¹²⁾で評価することが一般的であった。しかし、今回の解析結果（図 6, 図 7）から、静的負荷時においても短時間で周波数とパワーが大きく変動することが認められた。平均周波数を求めた場合には、全体的に周波数が低域にシフトすることは確認できるが、短時間で変化したスペクトルの周波数を平均化してしまうために、筋疲労によってどのような周波数特性をもつ筋繊維が活動したのかを的確に捉えることには限界がある。また、筋電図の周波数に関しては、低周波数帯域は遅筋線維系の活動を反映し、高周波数帯域は速筋線維系の活動を反映し、筋疲労に伴い周波数は低域にシフトし、パワーが増加すると言われている^{10) 14)}。このことから、作業負担を見るには、大きなパワーを発揮し活動した筋線維に着目し、最大パワーとその周波数を抽出するのがよいのではないかと仮説を立て、各時点（50 msec 間隔）における最大パワーとその周波数を抽出することとした。

以上より、保持作業中の筋電図波形をウェーブレット変換した結果から、50 msec 間隔で最大パワーとその周波数の抽出を行った。そして、各区間内においてパワーが 0.5 以上での最小周波数を図 9 に示す。なお、ここでは、仮説（大きなパワーを発揮し活動した筋線維に着目）を確認するために、被験者 A については、パワーが 0.5 以上の最大パワーとその周波数をピックアップした。ただし、測定される筋電図波形の振幅の大きさについては、筋電図測定装置の設定（増幅器の増幅率など）の違いや、測定条件を同一に設定しても、振幅の大きさには個人差があり、一定ではない。そのため、ピックアップする基準ラインを調整する必要がある（基準ラインを被験者 A 0.5, 被験

者 B 0.55, 被験者 C 0.48 とした)。図 9 の各区分内の最小周波数を見ると、周波数の変動はあるが、保持作業開始時点では平均周波数 58 Hz 前後であるが、時間経過するに従い周波数が低下し、保持作業終了（270-300 sec）では 30 Hz まで低下している。また、図 10 に全被験者での最小周波数の時間的変化の傾向を見るために、前半（0-30 sec）、中盤（120-150 sec）、後半（270-300 sec）を示すこととする。図 10 より、すべての被験者で、前半、中盤、後半と時間経過とともに最小周波数が低下することが認められる。

5. 考察

筋力と放電の関係を基に表面筋電図の振幅に関する情報を定量化し、筋が発揮した力学量と負荷との関係を見ることが行われている¹³⁾。これまでの筋電図の解析は、筋電波形の最大振幅や筋放電和で評価する方法やフーリエ変換を行って周波数と振幅を分析する方法などが用いられてきた。しかし、時間経過に伴う微少な変化を捉えることが難しく、筋の特性を十分に評価できていないと思われる。また、筋電図の詳細な信号の推移を調べる際には数十 ms 程度の時間単位での変化を追う必要があるとも言われている²⁾。そのため、今回、筋電図をウェーブレット変換し、短時間（50 msec 間隔）のパワーと周波数の抽出を試みた。

今回の実験結果では、静的負荷（おもり 3 kg を保持する）により上腕に負荷をかけると、腕の上腕二頭筋（骨格筋）から放出されるパワーと周波数が短時間に変動することが認められた。また、保持作業を継続して行い時間が経過すると、上腕二頭筋から放出されるパワーが徐々に大きくなった。これまでの多くの研究から、筋電図の周波数に関しては、低周波数帯域は遅筋線維系の活動を反映し、高周波数帯域は速筋線維系の活動を反映する、筋疲労すると筋から発生する筋放電（パワー）が増加することなどが報告されている^{3) 14) 15)}。このことから、最大パワーとその周波数が短時間で変動することは、3 kg のおもりを連続的に保持

するためには遅筋線維系と速筋線維系の複数の筋線維が活動しているものと推察される。また、3 kg のおもりを連続的に保持するには、徐々にパワーを上げることが必要であると考えられる。

また、これまでの筋疲労による周波数の低下に関する研究では、主に 2 つの理由が報告されている。一つ目は、乳酸などの代謝産物が蓄積し、筋線維を伝播する活動電位の伝播速度が低下することによる^{16) 17)}。二つ目は、筋線維のタイプによる周波数特性が異なることによる^{15) 18) 19)}。近年の研究から、疲労による周波数の低下は、両者が同時に起こることによって考えられている。本研究では、短時間での周波数とパワーの変動を見ていることから、徐々に乳酸などの代謝産物が蓄積する影響よりも、筋線維のタイプによる周波数特性が異なる点に着眼することにした。

人の骨格筋は種々のタイプの筋線維が混在して構成されており、収縮速度が遅く疲労しにくい遅筋線維と収縮速度が速く疲労しやすい速筋線維に大別できる^{20) 21)}。言い換えると、遅筋線維は耐久性に優れているが収縮力が弱く、速筋線維は耐久性に劣るが収縮力が強いことである。筋疲労していない時点では、速筋線維系が活発であるが、作業などで筋疲労が起これば速筋線維系の活動が低下し、耐久性に優れた遅筋線維系が活動し続け、より低い周波数特性を持つ遅筋線維系の筋が活動すると考えられる。今回の研究では、作業負担を見るには大きなパワーを発揮し活動した筋線維に着目し、最大パワーとその周波数を抽出するのがよいのではないかと仮説を立て、最大パワーとその周波数を抽出した。そして、各区分内の最小周波数の時間的変化を見た。その結果、3 kg のおもりを連続的に保持し続けると、時間経過に従い各区分内での最小周波数が低下することが認められた。

以上のように従来の筋電図解析では、ある区間での平均周波数を求め、筋活動を評価することが一般的であった。しかし、運動を伴わない静的負荷時においても、短時間で周波数とパワーが大き

く変動することが確認できたことから、平均周波数では筋繊維の活動を捉えることは難しい。ウェーブレット変換による筋電図解析することにより、瞬時の最大パワーとその周波数を抽出することが可能となり、筋線維の活動を捉えることが可能であると思われる。

6. まとめ

本研究では、静的負荷時における筋電図の周波数とパワーの経時的変化と処理方法について検討した。まず、正弦波信号を用いて、開発したウェーブレット変換による筋電図解析システムが、筋電図波形を的確に処理できるのかを検討した。その結果、筋疲労時（周波数が低下し、振幅が増加する信号（サンプリング周波数 1,000 Hz））を仮定した波形においても、50 msec の遅れで周波数とパワーを的確に処理できることを確認した。

次に静的負荷時（おもりを保持する作業）の筋電図波形を測定し、ウェーブレット変換によるパワースペクトル解析を行った。その結果、運動を伴わない静的負荷時においても、短時間で周波数とパワーが大きく変動することが確認された。また処理方法として、最大パワーとその周波数を求め、その中から基準ライン（パワー）以上の最大パワーとその周波数を抽出することにより、筋線維活動の変化を捉えることの可能性を示した。

今後とも筋電図データの蓄積を図り、周波数・パワーの変化と筋線維との関係を検討し、連続負荷時の負担や疲労における評価指標を提案したい。

謝辞

本稿は、平成 21 年度日本経営工学会春季大会（城西大学）において発表した内容を含んでいる。発表で頂いたコメントを本論文に反映させている。有益なコメントをいただきました先生方に感謝いたします。また、門間政亮氏（山形大学大学院医学系研究科）に多大な協力をいただきました。ここに深く感謝の意を表します。

参考文献

- 1) 榊原進: ウェーブレットビギナーズガイド, 東京電機大学出版局, 東京, 1995.
- 2) 永井秀利, 中村貞吾, 野村浩郷: 無発音ないし微発声認識のための表面筋電波形からのノイズ低減手法, 火の国情報シンポジウム 2003, pp.1-8, 2003.
- 3) 長嶺慶明, 三輪浩二, 山本敬三, 川初清典, 下岡聡行, 清水孝一: 運動時筋電図の周波数分析による筋特性評価の試み, 信学技報, MBE 2004-114, pp.9-12, 2004.
- 4) 東登志夫, 鶴崎俊哉, 徳島尚生, 野口義夫: 動的運動時の筋疲労評価における連続ウェーブレット変換の有用性, 生体医工学, 42(4), pp.230-235, 2004.
- 5) 山田道夫: ウェーブレット解析とその応用, 電子情報通信学会誌, 76(5), pp.518-528, 1993.
- 6) R.K.ヤング (袋谷賢吉訳): ウェーブレット—信号処理とシステム推定への応用—, トッパン, 東京, 1997.
- 7) 野呂国栄, 木竜徹, 齊藤義明: 複合活動電位波形の分離における各種展開法の比較, 信学技報, MBE 94-2, pp.9-16, 1994.
- 8) 横山清子, 森本陽子, 水野康文, 高田和之: ウェーブレット変換によるパワースペクトル推定法, 医用電子と生体工学, 37(3), pp.35-42, 1999.
- 9) 堀浩: 筋電図の手引き, 南山堂, 東京, 1982.
- 10) 山田洋, 加藤達郎, 植村隆志: 表面筋電図を用いたスキー運動後の局所筋疲労度の評価に関する研究, 東海大学紀要, 36, pp.25-29, 2006.
- 11) Kwatny E. Thomas D.H. and Kwatny H.G.: An Application of signal processing techniques to the study of myoelectric signals, IEEE transactions on Bio-Medical Engineering, 17(4), pp.303-313, 1970.
- 12) 米国保健省公衆衛生局疾病予防センター・国立産業安全保健研究所: 表面筋電図の人間工学応用, 労働科学研究所出版部, 川崎, 2004.

- 13) Knowlton G.C., Hines T.F., Keever K.W. and Bennett R.L.: Relation between electromyographic voltage and load, *Journal of Applied Physiology*, 9(3), pp.473-476, 1956.
- 14) Marchetti M., Felici F., Bernardi M., Minasi P. and Di Filippo L.: Can evoked phonomyography be used to recognize fast and slow muscle in man?, *International journal of sports medicine*, 13(1), 65-68, 1992.
- 15) 永田晟: 現代の体育・スポーツ科学「からだ・運動の科学」, 朝倉書店, 東京, 1983.
- 16) Jukka H.T. Viitasalo and Paavo V. Komi: Signal characteristics of EMG during fatigue, *European Journal of Applied Physiology and Occupational Physiology*, 37(2), pp.111-121, 1977.
- 17) Mortimer J.T., Magnusson R. and Petersen I.: Conduction velocity in ischemic muscle: effect on EMG frequency spectrum, *American journal Physiology*, 219(5), pp.1324-1329, 1970.
- 18) 永田晟: 筋と筋力の科学－筋収縮のスペクトル解析, 不昧堂出版, 東京, 1984.
- 19) 加藤浩, 藤野英次郎, 上島隆秀, 城石晴子, 時枝美貴, 高杉紳一郎, 林和生: 随意収縮強度別(%MVC)による表面筋電図周波数特性, *理学療法学*, 25(7), pp.425-431, 1998.
- 20) 中野昭一: 運動・生理・生化学・栄養「運動の仕組みと応用」(普及版), 医歯薬出版, 東京, 2001.
- 21) 金子公宥, 福永哲夫: バイオメカニクス「身体運動の科学的基礎」, 杏林書院, 東京, 2004.

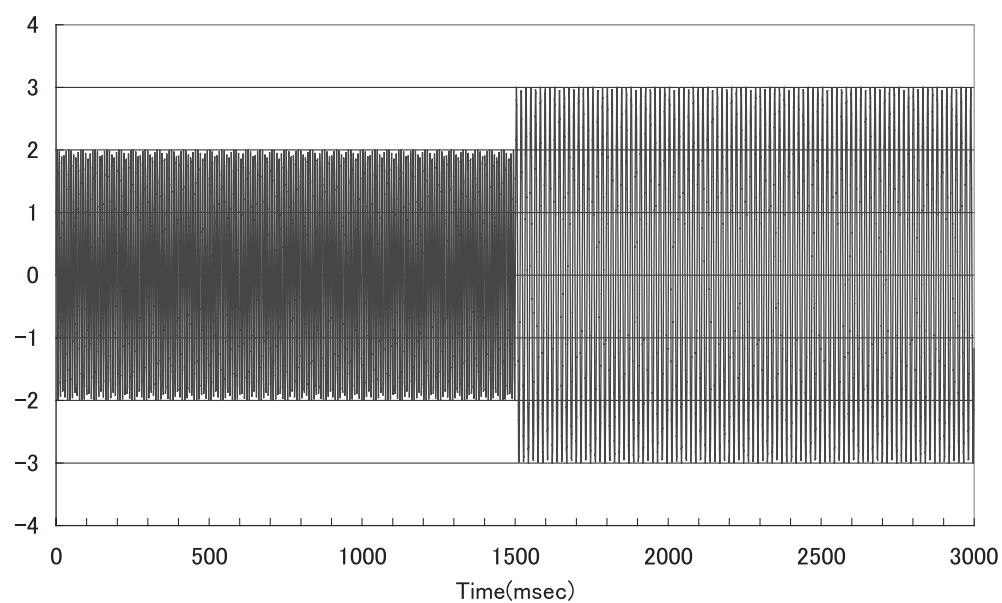


図1 入力した正弦波信号

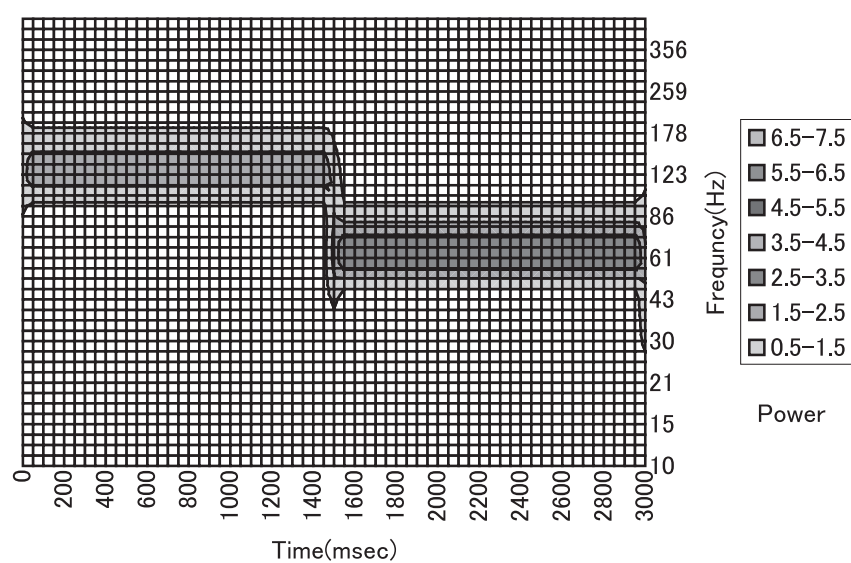


図2 正弦波信号のウェーブレット変換の結果

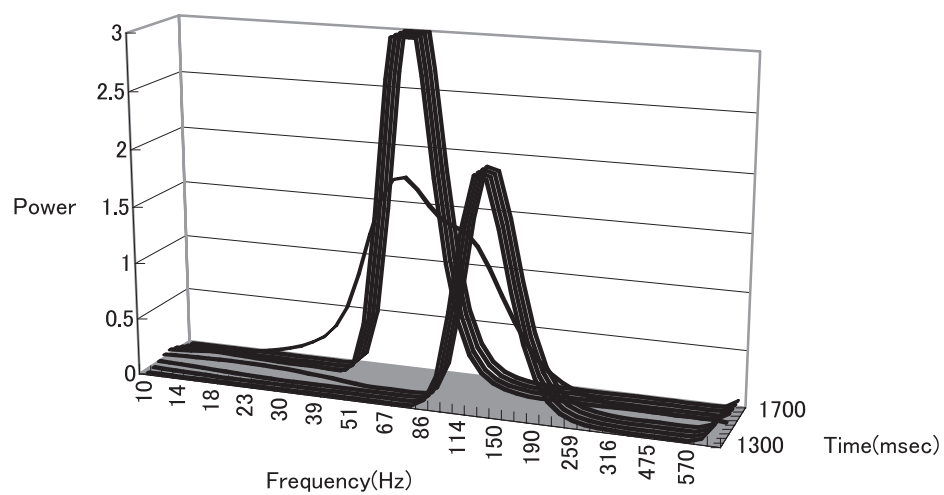
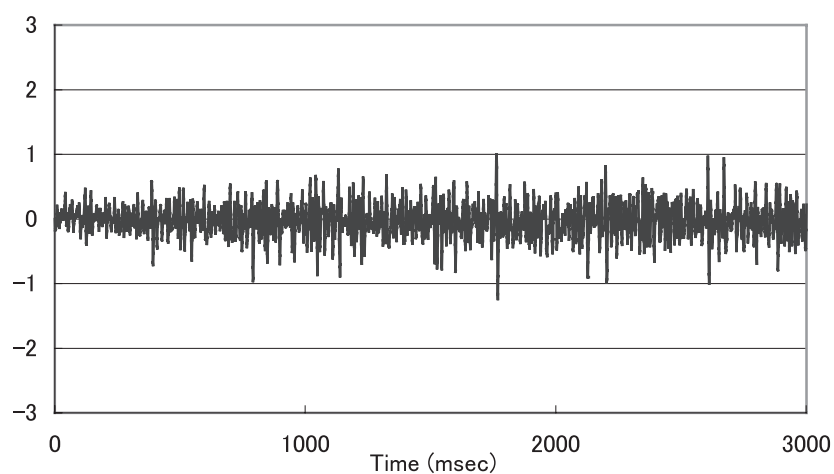


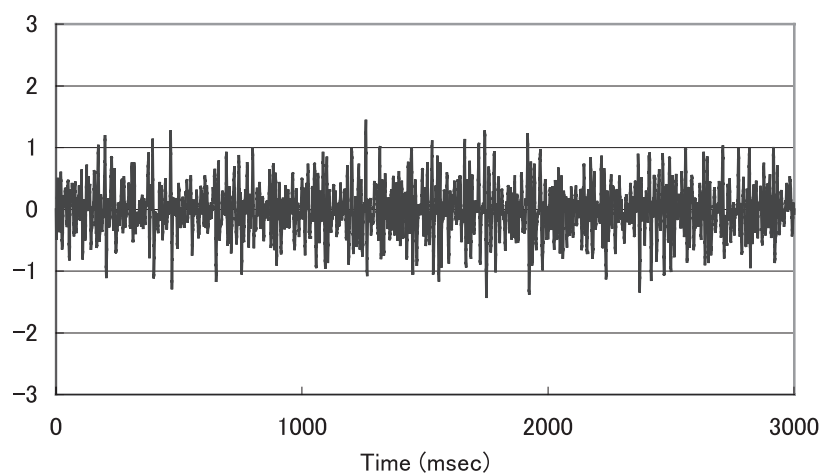
図3 周波数とパワーが変化した部分（1,500 msec 前後に着目）



図4 実験風景

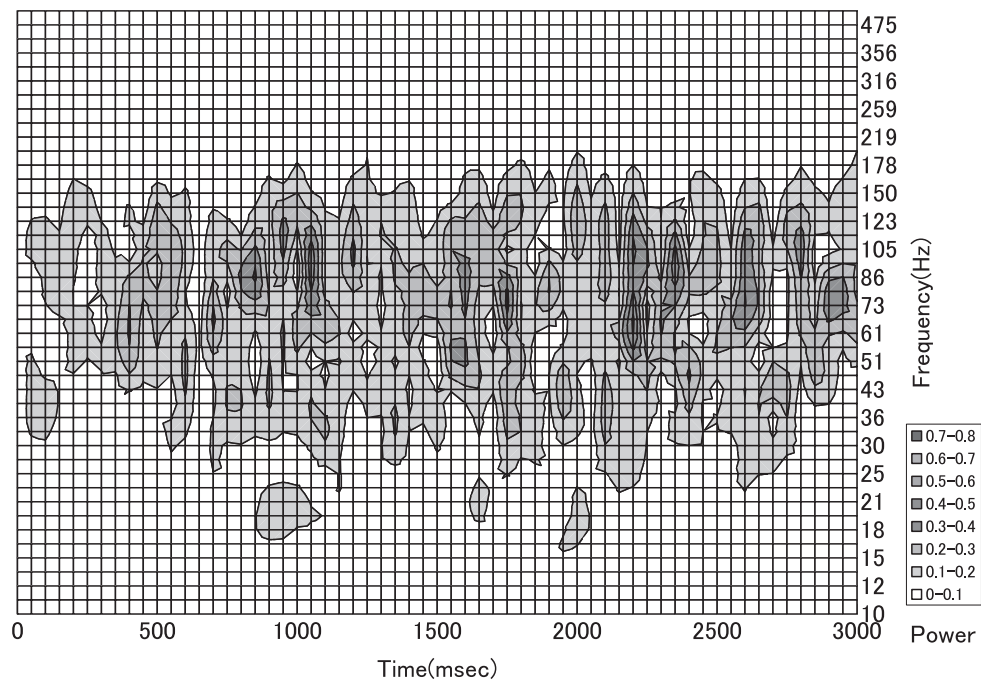


（保持作業開始後 0 msec～3,000 msec 間）

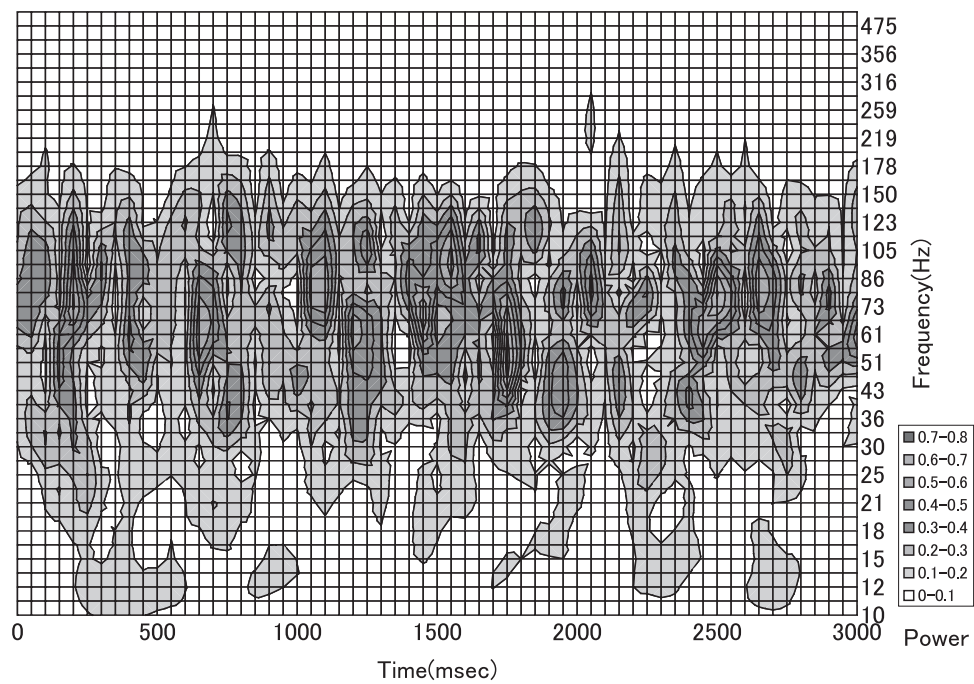


（保持作業終了直前 297,000 msec～300,000 msec 間）

図 5 静的負荷時の筋電図波形（被験者 A）

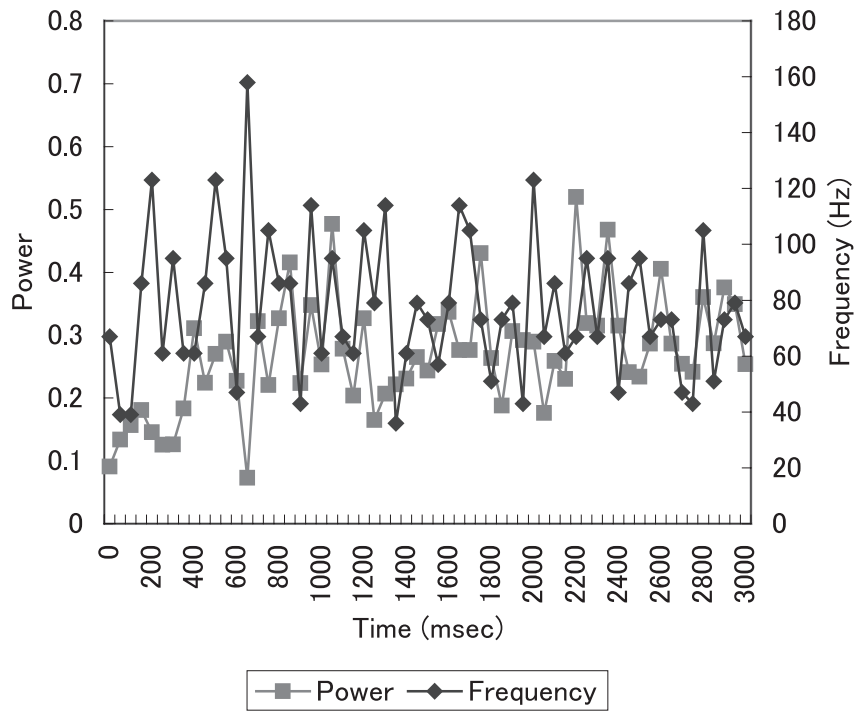


（保持作業開始後 0 msec～3,000 msec 間）

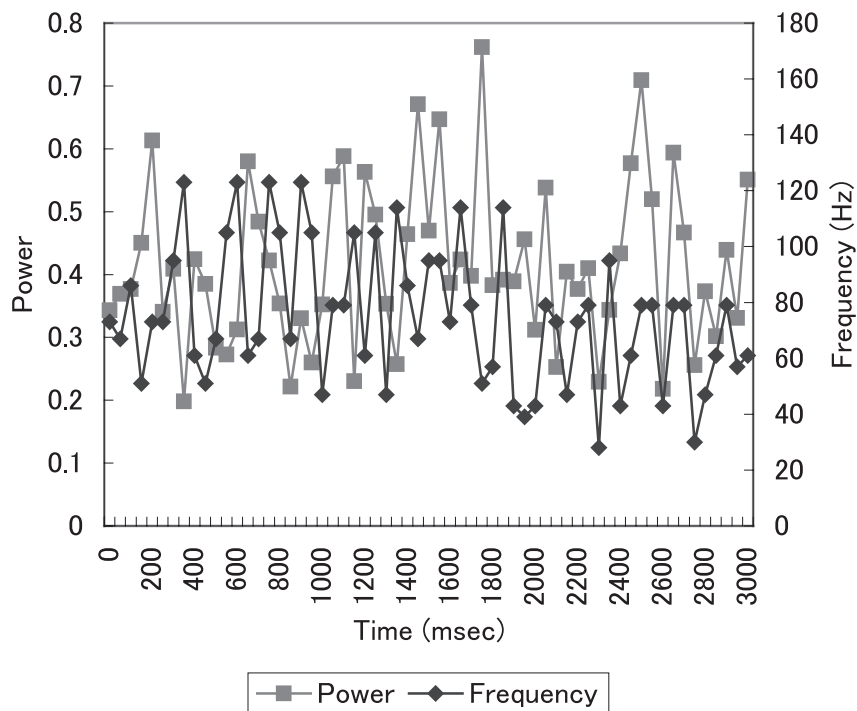


（保持作業終了直前 297,000 msec～300,000 msec 間）

図6 パワーと周波数の変化（被験者 A）



（保持作業開始後 0 msec～3,000 msec 間）



（保持作業終了直前 297,000 msec～300,000 msec 間）

図7 最大パワーとその周波数との関係（被験者 A）

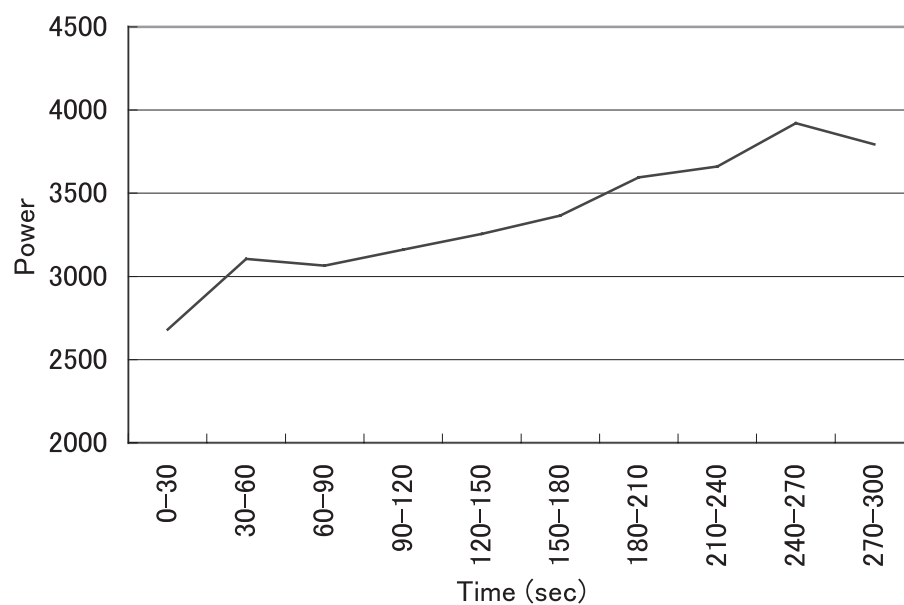


図 8 各時間帯の総パワー（被験者 A）

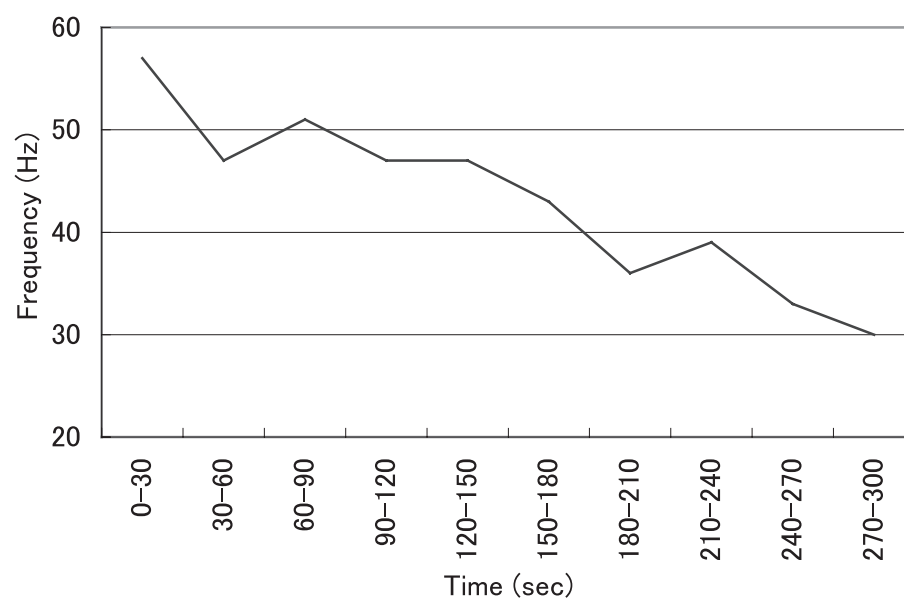


図 9 各区間内での最小周波数（被験者 A）

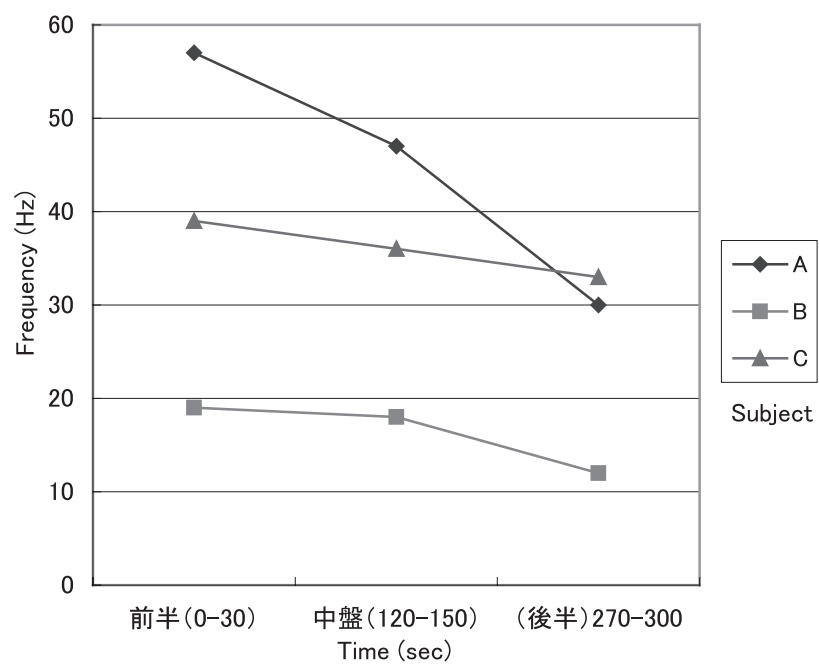


図 10 前半・中盤・後半の最小周波数（全被験者）

Basic Examination of Electromyographic Analysis under Static Loads

HONDA Kaoru

(Associate Professor, Psychology & Information, Cultural Systems Course)

In this study, we examined the sequential changes of the frequency and power of electromyograms when subjected to static loads, as well as how to treat these changes. First, by using sine-wave signals, we confirmed whether or not the newly-developed electromyographic analysis system by means of wavelet transformation could treat electromyograms with precision. Consequently, it has been substantiated that the system is able to process the frequency and power accurately with the delay of 50 msec. even when the waveform is generated on the assumption of muscle fatigue events (signals in which the frequency attenuates and the amplitude increases).

Next, surface electromyograms to which continuous static loads are applied were measured to perform power spectrum analyses by means of wavelet transformation. These analyses resulted in revealing huge fluctuations of the frequency and power in a brief period of time even under static loads accompanied by no kinetic motion. With regard to the treating method, it has also been suggested that extracting the minimum frequency from the measured maximum power and frequency makes it possible to detect the changes in each muscle fiber activity.

Keywords: electromyogram, wavelet transformation, static load, power spectrum analyses

訪日外国人旅行者誘客戦略の一考察

——大分県別府市と由布市を比較して——

西 平 直 史

(社会システム専攻企業経営領域担当)

1. はじめに

わが国では、2008年10月に観光庁が設置され、“観光立国”を目指した施策が実施されている。観光庁が掲げている重点目標の1つが、「訪日外国人旅行者数：1000万人」であり、2010年までに訪日外国人旅行者数を1000万人にすることを目指している。観光地においても、国のこのような施策に基づき、外国人旅行者を誘客するための種々の取り組みがなされている。

本稿では、外国人旅行者を多数受け入れている大分県の別府市と由布市の取り組み⁽¹⁾を比較し、訪日外国人旅行者を誘客するための“戦略”について考察してみたい。別府市と由布市は隣接する市であり、主な資源が温泉であることが共通しているが、外国人旅行者を誘客するための戦略は対照的である。両市の取り組みを簡単に説明した後、外国人旅行者誘客の戦略について考察する。

2. 別府市の取り組み

別府市は大分県の東岸に位置する面積約125平方キロメートル、人口は121,756人(2008年)の市である。古くから温泉地として知られ、多くの観光客が訪れている。源泉数2,832、湧出量95,190リットル／分はいずれも日本一であり、現在でも温泉観光都市としてにぎわっている。入込観光客数は1,167万人余(2007年)であり、そのうちの26万人余が外国人旅行者であった。

図1に別府市の入込観光客数の状況を示した。これからわかるように、観光客総数は1,200万人

前後で推移しているものの、宿泊客数は低下の傾向にあり、その減少分を日帰り客数の増加で支えている。この要因として考えられるのは、国内旅行者がいわゆる「安・近・短」の傾向にあること、別府市の宿泊施設は団体旅行向けであるのに対し国内旅行は個人旅行の傾向が強まってきていること⁽²⁾、修学旅行の行き先が海外へシフトしていることなどが考えられている。図1からも、修学旅行客数がどんどんと減少しており、現在はほとんどいないことがわかる。

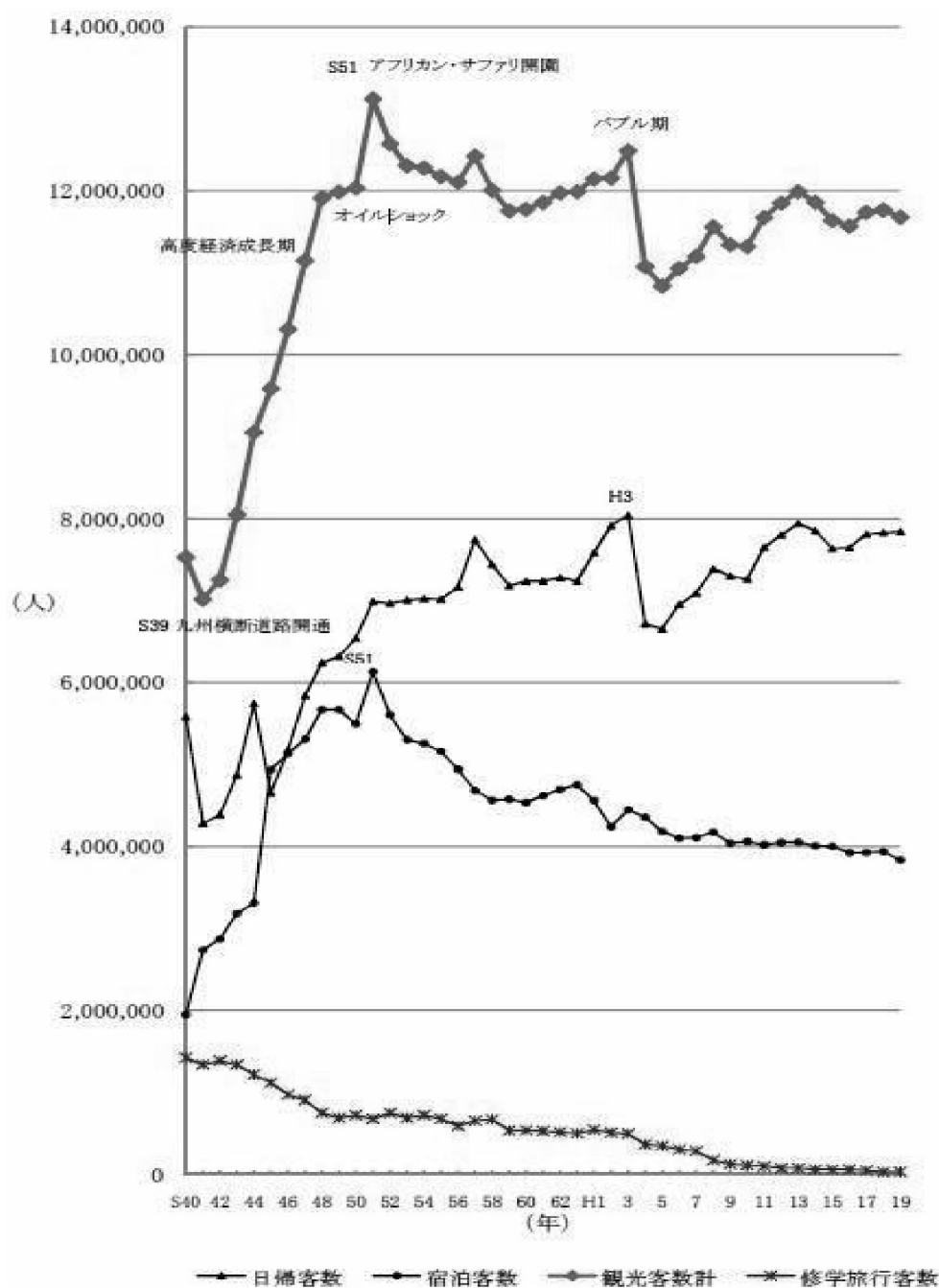
これに対して、外国人旅行者26万人余は、対前年比117.3%であり、年々増加の傾向にある。別府市では昭和30年代からホテルの経営者が韓国でのプロモーション活動を行っており、比較的早くから外国人旅行者誘客を行っていた。韓国から見た場合、九州の玄関口となる福岡が比較的近く、交通の便が良いことも特徴である。実際、韓国から福岡までは、飛行機、フェリー、高速船といった選択肢がある。近年は、行政も韓国でプロモーション活動を行っている。これらの要因もあり、外国人旅行者の約8割が韓国からの旅行者である。実際、韓国から福岡へ入国し、阿蘇、別府とまわり、福岡から帰国するコースが一般的なようである。最近では、韓国のゴルフブームの影響もあり、温泉目的の旅行者だけでなく、ゴルフを目的とした旅行者も増えているようである。

早くから外国人旅行者を受け入れていた別府は、外国人旅行者受け入れのための体制も整っている。観光パンフレットは4ヶ国語⁽³⁾で準備されており、街中にも多言語で記された案内板や看板が目立っ

(1) ここで紹介する取り組みは2008年12月に、別府市観光まちづくり課・別府外国人観光案内所・由布市商工観光課にて実施した聞き取り調査によるものである。

(2) 由布市にある湯布院温泉、熊本県の黒川温泉など、個人旅行者に人気の高い温泉地が近くにある。

(3) 日本語、英語、中国語、韓国語の4ヶ国語。



ている（図2）。また，別府駅と中心市街地には「外国人観光案内所」が設置されており，外国人旅行者への観光案内を行なっている（図3）。この案内所は，市民のボランティアによって運営されており，別府市民の外国人旅行者受け入れ意識が高いことがわかる。

3. 由布市（湯布院）の取り組み

由布市は，湯布院町・挾間町・庄内町の3町が2005年10月に合併して誕生した市で，面積約320平方キロメートル，人口35,386人（2006年）であり，別府市の西に隣接している。湯布院⁴⁾は別府と同じように温泉地として有名な場所であり，

湧出量は 42,000 リットル／分で別府に次いで全国第 2 位である。

入込観光客数は 470 万人余（2007 年）であり、そのうちの 380 万人余が日帰り客、残りの 91 万人余が宿泊客で、日帰り客が多いのが特徴である。また、木谷（2004）によると、入込観光客数は年々増加しており、1962 年には 38 万人、1970 年には 100 万人、1981 年には 200 万人、1987 年には 300 万人と急速に増加している。なお、外国人旅行者数は 242,042 人（2007 年）であり、そのうちの約 86%が韓国からの旅行者である。

別府市に近い人数の外国人旅行者を集めている湯布院であるが、別府市とは対照的に対外的なプロモーション活動をほとんど行っていない。由布市役所の分析によると、韓国は“ネット社会”であり、多くの旅行者がインターネットで情報を収集し、ホテルもインターネットを使って予約して来るケースが多いようである。さらに、湯布院のまちづくりに関するテレビ番組が韓国で放映されたことがあり、韓国の研究者の視察も多いようである。また、湯布院では外国人向けの多言語のパンフレットや看板を目にすることはほとんどない。これは、“湯布院”らしさを維持することを考えてのことである。しかし、外国人旅行者が増加している現状を考慮して「指差し会話集」を準備するなど、受け入れ態勢も整いつつある。また、商店単位では、A4 用紙サイズのカードを用意して 4 カ国語の案内表示を行っているところもある（図 4）。

4. 外国人旅行者誘客戦略の考察

別府市においては、比較的早い時期から外国人旅行者の誘客を進めており、それが結果にあらわれている。別府市は日本の高度成長期以降、団体旅行向けの温泉地として多くの観光客を集めた温泉地であり、団体向けの施設が多い。近年になっ

て、日本国内の観光客が団体旅行から個人旅行にシフトしており、個人旅行者をターゲットとした近隣の温泉地に観光客を奪われているのが現状である。それに対する戦略の一つが韓国団体旅行者の取り込みであり、かなりの成果を見ている。

受け入れ体制に関しては、外国人旅行者のための多言語パンフレット、多言語の看板、外国人観光案内所の整備などが進められており、非常に整備されている。また、各ホテルでは両替サービスを行っていたり、地元大学の留学生が観光ガイドのボランティアを務めるなど、ソフトウェア面も充実している。

また、プロモーション活動はホテル経営者のような民間業者のみならず、市役所も積極的に行っており、官民あげての熱心なプロモーション活動がなされている。

このように別府市は外国人旅行者を誘客するための“積極的な”戦略を策定し、実行している。

一方、湯布院は外国人旅行者を誘客するための戦略はないように見受けられる。これは、日本人観光客の増加が見られ、外国人旅行者を誘客する必要がほとんどないためと考えられる。NHK のドラマで取り上げられたこと、九重の大吊橋観光の影響などがあり、国内旅行者数が順調に推移している。

ほとんど誘客をしていないにもかかわらず、外国人旅行者は増加している。由布市役所によると、湯布院は「自然を味わえる温泉地」としていわゆる“口コミ”⁽⁵⁾で評判が広がったこと、韓国のテレビ番組で取り上げられたことがその要因である。しかし、湯布院では外国人旅行者受け入れ体制の確立にも消極的である。外国語の案内板や看板を設置すると“湯布院らしさ”が失われることが理由とのことである。言語が通じないことが原因のトラブルも生じているようであるが、それでも外国人旅行者が増えていることは注目すべきことで

(4) 本稿では湯布院を由布市のうち旧湯布院町という意味で使っている。

(5) ここでの“口コミ”とは、実際の会話での情報交換だけではなく、インターネットを通しての情報交換も含んでいる。

ある。

久繁（2007）は、別府市と湯布院の取り組みを、「ブランド化」という視点で分析しており、別府市は「開発」路線、湯布院は「保全」路線であるとしている。外国人旅行者誘客の戦略において、湯布院は何も行なっていないように見えるが、“湯布院らしさ”を「保全」することが重要な戦略になっていると言えよう。

また、2008 年後半のウォン安の影響を受けて、韓国からの旅行者が急激に減少した。別府市では韓国人の団体旅行者を受け入れていた宿泊施設が大きな影響を受けたようである。一方、湯布院の宿泊者は富裕層が多いため、為替変動の影響を受けにくいようである。外国人旅行者の受け入れ戦略策定においては、ある特定の層に集中するだけでなくリスクを分散化させることも必要であろう。

5. おわりに

本稿では、別府市と由布市の外国人旅行者誘客の戦略についての一考察を取り上げた。プロモーション活動や受け入れ体制の整備により、外国人旅行者を積極的に誘客する戦略がある一方で、観光地らしさを保全することそのものが誘客において重要な戦略になりえることを示した。今後、各観光地においてどのような戦略を策定し実行するかが重要になると思われる。

本研究を行なうにあたり、山形大学人文学部プロジェクト研究支援の補助を受けた。記して謝意を表する。

参考文献

- (1) 観光庁公式サイト <http://www.mlit.go.jp/kankocho/>
- (2) 別府市公式サイト <http://www.city.beppu.oita.jp/>
- (3) 別府市平成 19 年度観光動態要覧
<http://www.city.beppu.oita.jp/02kankou/07toukei/h19toukei.pdf>
- (4) 由布市公式サイト <http://www.city.yufu.oita.jp>
- (5) 木谷文弘 由布院の小さな奇跡，新潮新書（2004）
- (6) 久繁哲之介 都市にサード・プレイスを作る，Urban Study, Vol. 46，第 7 章（2007）



図2. 別府市地獄巡りの4カ国語の案内板



図3. 別府市外国人観光案内所



図4．湯布院のある商店の4カ国語の案内

A Case Study of the Strategy for Attracting Overseas Visitors

— A Comparison of Beppu and Yufu Cities —

Naofumi NISHIHIRA

(Associate Professor, Business Systems, Social Systems Course)

In this paper, a strategy for attracting overseas visitors is discussed. For instance, in Beppu city many promotional activities are done. However, few promotional activities are done in Yufu city. It is also important to preserve well known tourist spots.

提携形成モデルを用いた市町村合併のゲーム論的考察 —広島県江田島市の事例に基づいたシミュレーション分析—*

鈴木 明 宏[†]

(社会システム専攻企業経営領域担当)

竹 本 亨[‡]

高 橋 広 雅[§]

1 はじめに

平成7年に地方分権と財政健全化を目的として「市町村の合併の特例に関する法律」が改正されて以降、大規模な市町村合併が推進されており平成11年に3232あった市町村の数も平成17年には1820と大幅に減少した。これに伴い、市町村合併に関する数理的な分析もいくつかなされているものの、その多くは各市町村の戦略的考慮を欠いたものであり、合併協議会からの一部市町村の離脱や飛び地合併といった状況を説明するには不十分なものである。本稿では実際のデータを用いつつ戦略的に安定となる市町村合併について考察することである。

従来の研究と本稿との違いを見ていくと以下のようによまとめられる。杉野・鄭(1998)は歳入・歳出両面を考慮した住民効用最大化モデルにおいて日本のデータを用いて規模の経済を検証している。また、秀島・小林(1998)は市町村の自発的な合併についての理論モデルを提供している。ただしここでの解概念では均衡の存在が証明されておらず、実際のデータを適用することは困難である。生安・鄭(1998)は広域市町村圏を合併案と見なして合併が各市町村の歳出に与える効果を試算している。上村・鷺見(2003)は2003年時点の合併協議会設置状況に基づき、参加市町村が合

併した場合の交付税の削減効果について論じている。総務省(2006)は平成の大合併といわれる1999年から2006年までに合併した市町村において、将来見込まれる歳出削減額を試算している。推定される効果は、全体で1兆7600億円である。ただし、合併後のまちづくりや人員再編に時間がかかるため、推定した効果が出てくるのは合併10年後の2016年頃としている。しかし、これらの文献では市町村の自主的な合併の可能性や国が市町村の意思決定に与える影響を考慮していない。竹本・高橋・鈴木(2005)は簡単な市町村の意思決定モデルを構築し、推定した係数を用いて全国市町村について分析している。その結果、各自治体が財政的なメリットを考慮した場合にも市町村合併は全体として歳出と地方交付税の削減をもたらすが、それでもなお効率化の余地は残っており地方交付税制度がその実現を阻害している可能性が示された。

実証分析を行ったものとしては塩津・原田・伊多波(2001)や西川(2002)、宮崎(2006)がある。塩津他(2001)は昭和50・60年代の8つの合併例について実証分析を行っている。その結果、合併によって住民の効用が増加していることや、編入された町村の多くで合併前の財政効率性が低下していることが示された。西川(2002)は合併協議会の設置を従属変数としたロジットモデルに

*本稿は科学研究費補助金(基盤研究(C) 課題番号:18530226)による研究成果の一部である。

[†]山形大学人文学部法経政策学科准教授,
E-mail: asuzuki@human.kj.yamagata-u.ac.jp

[‡]帝塚山大学経済学部講師,
E-mail: takemoto@tezukayama-u.ac.jp

[§]広島市立大学国際学部准教授,
E-mail: htaka@intl.hiroshima-cu.ac.jp

よる推計を行った。その結果、合併協議会の設置と起債制限比率には正の相関があり、財政が悪化している市町村において合併が推進されている可能性がある」と結論付けている。宮崎 (2006) は 1990 と 2000 年のデータから、その間に合併した 10 市町村について、合併ダミー変数と合併トレンド変数を使って一人当たり歳出削減効果の実証分析を行っている。その結果、合併直後に一人当たり歳出は増加するが、その後は徐々に減少することが示された。

本稿と同様に合併する市町村の集まりを提携と見なしてゲーム的な分析を行ったものに Suzuki (2005) がある。Suzuki (2005) は投票ゲームと Shapley-Shubik 指数を用いてさいたま市のケースについて分析を行っている。これらの既存の文献に対する本稿の特徴としては(1)各市町村が合併を選択するかどうかについての意思決定を行うことで戦略的状况を考慮できる、(2)投票ゲームでは各提携の得る利得が 0 か 1 の 2 通りであるが、本稿では各市町村の財政状況を利得として用いる、(3)提携を考慮した Shapley 値を用いることで、全員提携が成立しない場合についても表現している、といった点が挙げられる。

本稿の構成は以下の通りである。2 節では本稿での分析に用いられるモデルについて解説する。3 節では本稿のモデルを広島県江田島市のケースに適用し、その分析結果について考察する。4 節では本稿で得られた結論と今後の課題について簡単に述べる。

2 モデル

ここでは本稿で用いられるモデルについて解説する。本稿で用いられるモデルは Hart and Kurz (1983) によって提案された提携形成モデルの利得を提携構造を考慮した Shapley 値に置き換えたものである。以下では、まず Owen 値と提携構造を考慮した Shapley 値を定義する。次に、それらを利得として用いる提携形成モデルを定義し、Hart and Kurz (1983) による Owen 値を利

得としたモデルを市町村合併に適用した場合の問題点を挙げる。最後に、本稿での分析対象となる均衡概念について説明する。

2.1 Owen 値と提携構造を考慮した Shapley 値

$N = 1, 2, \dots, n$ をプレイヤー (市町村) の集合、 $v: 2^N \rightarrow \mathbf{R}$ を特性関数 (ただし $v(\emptyset) = 0$) とする。 N と v を定めると特性関数形ゲーム $\langle N, v \rangle$ が定義できる。 $\mathbf{B} = \{B_1, \dots, B_m\}$ を N の分割とし、 $\mathbf{B}$ を提携構造と呼ぶ。また、 $M = \{1, 2, \dots, m\}$ とする。集合 A について、その濃度を $|A|$ で表す。このとき、Owen (1977) による coalition value (以下、Owen 値と呼ぶ) は次のように定義される。プレイヤー $i \in B_j \in \mathbf{B}$ について、その Owen 値は

$$\phi_i^O(v, \mathbf{B}) = \sum_{\substack{H \subset M \\ j \notin H}} \sum_{\substack{S \subset B_j \\ i \notin S}} \frac{|H|!(m-|H|-1)!}{m!} \cdot \frac{|S|!(|B_j|-|S|-1)!}{|B_j|} \cdot [v(Q \cup S \cup i) - v(Q \cup S)]$$

である。ここで、 $Q = \bigcup_{k \in H} B_k$ である。

Owen 値の持つ意味を考えるために、通常の Shapley 値の定義と比較してみよう。特性関数形ゲーム $\langle N, v \rangle$ においてプレイヤー i の Shapley 値は

$$\phi_i^S(N, v) = \sum_{\substack{S \subset N \\ i \notin S}} \frac{|S|!(n-|S|-1)!}{n!} \cdot [v(S \cup \{i\}) - v(S)]$$

となる。これは一人ずつ参加して全員提携が形成される全ての方法が等確率で起こると考えたときのプレイヤー i の限界貢献度 ($v(S \cup \{i\}) - v(S)$) の平均と解釈される (全員提携の形成される方法が $n!$ 通り、その内提携 S にプレイヤー i が参加して、その後残りのプレイヤーが参加するパターンが $|S|!(n-|S|-1)!$ 通り)。Owen 値では、全員提携 N が出来るまで提携 B_j が参加していく。さらに提携 B_j 内では Shapley 値と同様プレイヤーが一人ずつ参加して B_j が形成される状況を考える。このときの限界貢献度の平均が Owen 値で

ある。

これに対し、提携構造を考慮した Shapley 値¹⁾は以下になる。

定義 1 特性関数が v 、提携構造が $\mathbf{B}$ であるとき、プレイヤー i の提携構造を考慮した Shapley 値 $\phi_i(v, \mathbf{B})$ は

$$\phi_i(v, \mathbf{B}) = \sum_{\substack{S \subset B_i \\ i \notin S}} \frac{|S|!(|B_i| - |S| - 1)!}{|B_i|!} \cdot [v(S \cup \{i\}) - v(S)]$$

である。

これは各提携 B_i を全員提携に見立てて Shapley 値を計算したものである。本稿では Hart and Kurz (1983) のモデルにおける利得を Owen 値から提携構造を考慮した Shapley 値に置き換えたものを用いる。

Owen 値を市町村合併に適用すると次のような問題がある。Owen 値は全員提携が形成されることにより得られる値 $v(N)$ を全員で分配したものである。本稿では合併前の各市町村をプレイヤーと考え、提携構造 $\mathbf{B}$ の各要素を合併協議会終了後に形成された新市町村と考える。Owen 値の定義より、各提携は合計で $v(N)$ に等しい利得を受け取る。ここで仮に、 $v(N)$ が全ての提携構造で発生する利得の合計値の唯一の最大値であるとして²⁾。このとき、どの提携構造 $\mathbf{B} \neq \{N\}$ においても、 $v(N)$ が合計値として達成不可能である。いくつかの合併協議会の結果としてある新市町村群 $\mathbf{B} \neq \{N\}$ が誕生するとき、分配されるべき $v(N)$ はどこからやってくるだろうか。一部事務組合のように、いくつかの事業は合併せずとも市町村間で共通化可能かもしれないが、役所自体の削減や議員数の削減は全ての市町村が合併³⁾した

ときよりは進まない。要するに、本稿のような設定で利得として Owen 値を用いることは全ての市町村が合併することを前提とすることになる。そこで、本稿では Hart and Kurz (1983) のモデルを修正して、Owen 値の代わりに提携構造を考慮した Shapley 値を利得として用いる。

2.2 γ -モデルと δ -モデル

Hart and Kurz (1983) は coalition structure value (CS-value) として Owen 値を用いた提携形成モデルを分析した。そのモデルは以下のようである。

γ -モデルは以下によって定義される戦略形ゲーム $\Gamma(v, N)$ である。

- (1) プレイヤーの集合 N ,
- (2) プレイヤー i の戦略の集合 $\Sigma^i = \{S \subset N \mid i \in S\}$,
- (3) 戦略の組 $\sigma = (S^1, S^2, \dots, S^n) \in \Pi_{i=1}^n \Sigma^i$ についてプレイヤー i の利得は $\phi_i(v, \mathbf{B}_\sigma^{(\gamma)})$ 。

ここで

$$T_\sigma^i = \begin{cases} S^i & \text{if } S^j = S^i \text{ for all } j \in S^i \\ \{i\} & \text{otherwise} \end{cases}$$

かつ $\mathbf{B}_\sigma^{(\gamma)} = \{T_\sigma^i \mid i \in N\}$ である。

γ -モデルの解釈は以下の通りである。形成される提携内では、メンバー全員がその提携を形成したいと表明する必要がある。もしその条件が成立しなければ、各プレイヤーはどんな提携にも参加せず単独で行動することになる。

δ -モデルは以下によって定義される戦略形ゲーム $\Delta(v, N)$ である。

- (1) プレイヤーの集合 N ,
- (2) プレイヤー i の戦略の集合 $\Sigma^i = \{S \subset N \mid i \in S\}$,
- (3) 戦略の組 $\sigma = (S^1, S^2, \dots, S^n) \in \Pi_{i=1}^n \Sigma^i$ についてプレイヤー i の利得は $\phi_i(v, \mathbf{B}_\sigma^{(\delta)})$ 。

1) 提携構造を考慮した協力ゲームについては Aumann and Dreze (1974) や Peleg and Sudhölter (2007) を参照されたい。

2) このような状況 (正確には等号も許す) のとき、特性関数形ゲームは cohesive であるという。例えば、Osborne and Rubinstein (1994) を参照。

3) ここで全てというのは 47 都道府県全ての市町村という意味ではない。後述するように、 N は適当に制限している。

ここで

$$\mathbf{B}_\delta^{(\delta)}$$

$$= \{T \subset N \mid i, j \in T \text{ if and only if } S^i = S^j\}$$

である。

δ -モデルの解釈は以下の通りである。ある提携 T を形成したい場合、各メンバーはそれぞれの意見が一致してさえいればよい。もし一部のメンバーが提携から離脱したいと表明した場合、提携は完全には解消されず、残りのメンバーだけの提携が維持されることになる。

2.3 安定性

本稿の提携形成における安定性の概念について解説する。ここで必要な記号の定義をしておく。提携構造 $\mathbf{B}$ において $\sigma_{\mathbf{B}} = (S_{\mathbf{B}}^1, \dots, S_{\mathbf{B}}^n)$ で、任意の $S_{\mathbf{B}} \in \mathbf{B}$ と任意の $i, j \in S_{\mathbf{B}}$ に対して、 $S_{\mathbf{B}}^i = S_{\mathbf{B}}^j = S_{\mathbf{B}}$ が成り立つ戦略の組を表す。すなわち、 $\sigma_{\mathbf{B}}$ に従ったときには、提携構造 $\mathbf{B}$ が形成される。また、 $\mathbf{B}(\sigma)^{(\alpha)}$ で α -モデル (α は γ または δ を表す) における σ によって形成される提携構造を表す。

$\sigma^S \in \Sigma^S \equiv \Pi_{i \in S} \Sigma^i$ を提携 S のメンバーによる戦略の組という。また、記号の濫用であるがこれを用いて戦略の組 σ を $(\sigma^S, \sigma^{N \setminus S})$ のようにも表す。

定義 2 特性関数形ゲーム $\langle N, v \rangle$ において提携構造 $\mathbf{B}$ が均衡概念 E において γ -安定 (δ -安定) であるとは、ある戦略の組 $\sigma_{\mathbf{B}}$ が戦略形ゲーム $\Gamma(v, N)(\Delta(v, N))$ の E -均衡となることである。

本稿での提携構造の安定性は均衡概念によって異なる。本稿で用いられる均衡概念は強ナッシュ均衡 (strong Nash equilibrium), 結託耐性均衡 (coalition-proof equilibrium), ナッシュ均衡 (Nash equilibrium) の3つである。これらの均衡概念は許容される逸脱の種類によって分類される。

定義 3 α -モデル (α は γ または δ を表す) において、ある戦略の組 $\bar{\sigma}$ と提携 S について、 σ^S が任意の $i \in S$ について条件

$$\phi^i(v, \mathbf{B}(\sigma^S, \bar{\sigma}^{N \setminus S})^{(\alpha)}) > \phi^i(v, \mathbf{B}(\bar{\sigma})^{(\alpha)})$$

を満たすとき、 $(\sigma^S, \bar{\sigma}^{N \setminus S})$ を $\bar{\sigma}$ における提携 S による逸脱という。また、 $S = \{i\}$ であるとき、(プレイヤー) i による逸脱という。

定義 4 ある戦略の組 $\bar{\sigma}$ と提携 S について、 $\bar{\sigma}$ における提携 S による逸脱 $(\sigma^S, \bar{\sigma}^{N \setminus S})$ が信頼できる逸脱であるとは、以下のように $|S|$ の値に応じて帰納的に定義される。

- (1) $|S| = 1$ のとき、 $i \in S$ による全ての逸脱は $\bar{\sigma}$ における提携 S による信頼できる逸脱である、
- (2) $|S| \geq 2$ のとき、任意の $T \subsetneq S$ について $(\sigma^S, \bar{\sigma}^{N \setminus S})$ における提携 T による信頼できる逸脱が存在しないような提携 S による逸脱 $(\sigma^S, \bar{\sigma}^{N \setminus S})$ は信頼できる逸脱である、

本稿では均衡概念 E として、以下のものを用いる。

定義 5

戦略の組 $\sigma^* = (S^{1*}, S^{2*}, \dots, S^{n*}) \in \Pi_{i=1}^n \Sigma^i$ が戦略形ゲーム $\Gamma(v, N)(\Delta(v, N))$ のナッシュ均衡 (Nash equilibrium) であるとは、 σ^* における任意のプレイヤーによる逸脱が存在しないことである。

定義 6

戦略の組 $\sigma^* = (S^{1*}, S^{2*}, \dots, S^{n*}) \in \Pi_{i=1}^n \Sigma^i$ が戦略形ゲーム $\Gamma(v, N)(\Delta(v, N))$ の強ナッシュ均衡 (strong Nash equilibrium) であるとは、 σ^* における任意の空でない提携 $T \subset N$ による逸脱が存在しないことである。

強ナッシュ均衡は Aumann (1959) により定義されたもので、通常のナッシュ均衡がプレイヤー

単独での逸脱が起こらないような状態であるのに対し、強ナッシュ均衡は提携での逸脱も起こらないような状況を表すものである。

定義 7

戦略の組 $\sigma^* = (S^1, S^2, \dots, S^n) \in \prod_{i=1}^n \Sigma^i$ が戦略形ゲーム $\Gamma(v, N)(\Delta(v, N))$ の結託耐性均衡 (coalition-proof equilibrium) であるとは、 σ^* における任意の空でない提携 $T \subset N$ による信頼できる逸脱が存在しないことである。

結託耐性均衡は Bernheim, Peleg and Whinston (1987) により定義されたものである。強ナッシュ均衡では提携による逸脱は全て考慮しているが、結託耐性均衡は逸脱した後の更なる逸脱の可能性も考えてそれが起こらないような逸脱についてだけチェックしている。一般に、これら 3 つの均衡概念の間には次の関係が成り立つ。任意のゲーム G について、ナッシュ均衡の集合を $NE(G)$ 、結託耐性均衡集合を $CP(G)$ 、強ナッシュ均衡の集合を $SE(G)$ とすると、 $SE(G) \subseteq CP(G) \subseteq NE(G)$ である。

本稿では N として市町村の集合を考えるが、考える範囲を日本全体や都道府県に限定しても大きくて非現実的であろう。そこで、本稿では実際に合併協議会が形成された地域として広島県江田島市を取り上げて分析する。江田島市は江田島町・大柿町・沖美町・能美町の旧 4 町が 2004 年 11 月 1 日に合併して出来た市である。

また、このモデルに必要な提携の獲得する値 v としては形式収支を用いる。ここで問題となるのは、各提携、すなわち合併すると出来る新市町村の形式収支が必要となる。本稿では竹本・高橋・鈴木 (2007) に従い、回帰による予測値をもって新市町村の形式収支とする。

3 江田島市のシミュレーション

旧江田島町、旧能美町、旧沖美町、旧大柿町の 4 町の合併について δ -モデルを用いてシミュレ

ーションを行う。この 4 町は 2001 年 4 月 1 日に江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会を設置し、2004 年 11 月 1 日に合併して江田島市となった。2001 年当時 4 町は広島県の江田島にあり、また江田島にはこの 4 町だけがあった。このため他の市町村との合併を考慮する可能性は低かったと考えられる。実際、2001 年から合併までの間に、この 4 町以外の市町村が合併相手の候補として挙がることはなかった⁴⁾。つまり、どの市町村と合併ゲームをするかという問題を考慮する必要がないと言える。以下では、旧江田島町を 1、旧能美町を 2、旧沖美町を 3、旧大柿町を 4 と表すことにする。

3.1 特性関数の算出

竹本他 (2007) は、人口や面積、地方債発行残高等から合併後の市町村の収支の予測値を算出した⁵⁾。この予測値を用いて特性関数を定める。任意の $S \subseteq 2^N$ に対して特性関数 $v(S)$ を次のように定義する。

$$(\forall S \subseteq 2^N) \quad v(S) = \hat{v}(S) - \sum_{i \in S} \hat{v}(\{i\}) \quad (1)$$

ただし $\hat{v}(S)$ は市町村の集合 S が合併した場合の新たな市町村の予測収支、 $\hat{v}(\{i\})$ は合併前の市町村 i の予測収支である。つまり、特性関数の値は合併による収支の改善額である。ここで、合併前の歳出や基準財政需要額、国庫支出金、都道府県支出金には決算データが存在するが、次の理由から利用しない。合併前後や合併案に含まれる市町村間でサービス水準が異なると比較が困難となるため、合併後も含め全ての市町村についてサービス水準が同一であるとの仮定が必要となる。回帰分析は歳出を人口などの説明変数によって説明できる要因 (需要要因) とその残差に分けており、

4) 『市区町村変遷情報』(<http://uub.jp/upd/outd.cgi?N=507,2009.5.21>) 参照。

5) 回帰係数の推定値を用いて各市町村の歳出・基準財政需要額・国庫支出金と都道府県支出金の和の予測値を算出する。その計算方法と結果については付録 A を参照されたい。

この残差の部分が個々の市町村に特有のサービスを表していると考えられる。もし決算データを利用すると回帰で説明しきれなかった要因も考慮することになり、サービス水準が一定でなくなる。そこで、合併前についても予測値を使う。

本稿のシミュレーションでは竹本他（2007）と同様、主に『平成 13 年度市町村別決算状況調』と『国勢調査』のデータを用いた。また各市町村の課税対象所得は『統計でみる市区町村のすがた 2004』、消費税交付金は『類似団体別市町村財政指数表』のデータを使用した。

$\hat{v}$ が優加法性を満たさないの、特性関数は必ずしも優加法性を満たさない。しかし、Shapley 値の定義には優加法性は必要ないので、以降の分析も問題ない⁶⁾。

3.2 分析結果

表 1 は合併したときに利得、すなわち Shapley

提携構造		1	2	3	4
B_1	{1, 2, 3, 4}	113996	75507	153477	318254
B_2	{1}, {2, 3, 4}	0	412267	444151	583316
B_3	{1, 3, 4}, {2}	450755	0	459844	581767
B_4	{1, 2}, {3, 4}	240731	240731	426300	426300
B_5	{1}, {2}, {3, 4}	0	0	426300	426300
B_6	{1, 2, 4}, {3}	404670	381875	0	558355
B_7	{1, 3}, {2, 4}	295288	394416	295288	394416
B_8	{1}, {2, 4}, {3}	0	394416	0	394416
B_9	{1, 4}, {2, 3}	417211	255251	255251	417211
B_{10}	{1, 2, 3}, {4}	379058	339021	393578	0
B_{11}	{1}, {2, 3}, {4}	0	255251	255251	0
B_{12}	{1, 4}, {2}, {3}	417211	0	0	417211
B_{13}	{1, 3}, {2}, {4}	295288	0	295288	0
B_{14}	{1, 2}, {3}, {4}	240731	240731	0	0
B_{15}	{1}, {2}, {3}, {4}	0	0	0	0

表 1：提携構造と Shapley 値

値をまとめたものである。実際の合併 {1, 2, 3, 4} では、旧大柿町が他の町に比べて大きな利得になっている。

また、表 2 はシミュレーションの結果をまとめたものである。この表で、N 列が○である場合その提携構造がナッシュ均衡において δ -安定であることを、CP 列が○である場合その提携構造が結託耐性均衡において δ -安定であることを、S 列が○である場合その提携構造が強ナッシュ均衡において δ -安定であることを、E 列が○である場合その提携構造がパレート最適であることを、P 列が○である場合その提携構造が竹本他（2007）の意味で安定であることを表している⁷⁾。

表 2 から以下のことが分かる。まず、実際の提携構造が強ナッシュ均衡では説明できていない。このことは、強ナッシュ均衡が均衡概念として強すぎることを示唆している。また、実際に起こった合併がパレート最適ではない。

提携構造		N	CP	S	E	P
B_1	{1, 2, 3, 4}	○	○	×	×	○
B_2	{1}, {2, 3, 4}	○	○	○	○	—
B_3	{1, 3, 4}, {2}	○	○	○	○	—
B_4	{1, 2}, {3, 4}	○	○	○	○	—
B_5	{1}, {2}, {3, 4}	○	○	○	○	—
B_6	{1, 2, 4}, {3}	○	○	○	○	—
B_7	{1, 3}, {2, 4}	○	○	○	○	—
B_8	{1}, {2, 4}, {3}	○	○	×	×	—
B_9	{1, 4}, {2, 3}	○	○	○	○	—
B_{10}	{1, 2, 3}, {4}	○	○	×	○	—
B_{11}	{1}, {2, 3}, {4}	○	×	×	×	—
B_{12}	{1, 4}, {2}, {3}	○	○	○	○	—
B_{13}	{1, 3}, {2}, {4}	○	×	×	×	—
B_{14}	{1, 2}, {3}, {4}	○	×	×	×	—
B_{15}	{1}, {2}, {3}, {4}	○	×	×	×	×

表 2：結果

6) 値が負になる場合もある。そのような提携構造が均衡として実現することはない。

7) 竹本他（2007）では、全体提携（{1,2,3,4}）が起こる

か、一切の合併が起こらない（{1}, {2}, {3}, {4}）かの二択の分析を行っており部分提携の可能性を考慮していない。

次に、全ての提携構造がナッシュ均衡において δ -安定である。このことは「何かは起こる」といっているに等しく、ナッシュ均衡による分析では、市町村の行動を説明できない。結託耐性均衡ではナッシュ均衡に比べ、それによって実現する提携の数は減っているが、まだ不十分である。強ナッシュ均衡でやっと予想される提携の数が半分以上になるが、それでも行動を説明するには多すぎる。以上は、この分析では市町村の行動を説明するのが難しいことを示している。これを解決するには、地理的な要因を考慮する必要があると考えられる。現在の分析は、飛び地合併が起こることを排除していない。飛び地合併は実際にいくつか観察されてはいるがその数は多くない。飛び地合併には、特別な費用がかかると考えられる。この費用を考慮した分析、あるいは飛び地合併を排除した分析を行うことによって、市町村の合併の意思決定をもっと良く説明できるようになるかもしれない。

4 結論

本稿は、協力ゲームの概念を用いて市町村合併における市町村の意思決定についてシミュレーション分析を行った。そして次の結果を得た。ナッシュ均衡や結託耐性均衡を適用した場合には均衡の数が多すぎ、これらの均衡概念をこのモデルで利用することはモデルの予測力を引き下げることになる。一方、強ナッシュ均衡は他の均衡概念より均衡の個数は減少するものの、本稿の例において実際の合併結果を均衡として求めることはできなかった。その理由として、一つには強ナッシュ均衡は均衡概念として強すぎるのかもしれない。もう一つには、利得が実際に合併を決定する際の財政的状況その他を十分に反映していない可能性があることである。これらを解決するためには、均衡概念の変更やシミュレーションの方法を改善していく必要がある。

今後の課題としては、シミュレーションの方法を改善していくことが考えられる。例えば、飛び地合併について本稿では特に考慮していないが、

実際に行政サービスを提供する場合には追加的コストがかかる可能性がある。そのようなコストを考慮した分析により、市町村の合併の意思決定をより良く説明できるかもしれない。

また、Shapley 値によって地域内で利益が配分されるという想定が妥当であることを示す証拠を見つける必要がある。3 節でみた江田島市の例では、実際の合併によれば、旧大柿町が相対的に多くの利得を得ることになっている。旧大柿町地域が合併後に他の地域に比べて高い利益を得ている証拠を見つけることが必要である。

付録

A 基準財政需要額と歳出、 国庫支出金等の予測値

竹本他（2007）では政令指定都市や離島等⁸⁾を除く全国 3,192 市町村を対象に平成 13 年度のデータをもとに推定を行った。

A.1 歳出と基準財政需要額の推定

まず基準財政需要額 SFN_i と歳出 E_i は、対象市町村を行政区分と人口に応じて 5 つに階層分けした上で、それぞれの階層で以下の回帰式に対して SUR で推定を行う。

$$\begin{aligned} SFN_i &= \beta_0 + \beta_1 N_i + \beta_2 n_i^{15} + \beta_3 n_i^{65} + \beta_4 n_i^{DP} \\ &\quad + \beta_5 n_i^{DID} + \beta_6 S_i + \beta_7 b_i + u_i \\ E_i &= \gamma_0 + \gamma_1 N_i + \gamma_2 n_i^{15} + \gamma_3 n_i^{65} + \gamma_4 n_i^{DP} \\ &\quad + \gamma_5 n_i^{DID} + \gamma_6 S_i + \gamma_7 b_i + v_i \end{aligned}$$

ここで、 n_i^{15} は市町村 i の 15 歳未満人口比率、 n_i^{65} は 65 歳以上人口比率、 n_i^{DP} は昼間人口比率、 n_i^{DID} は人口集中地区人口比率、 S_i は面積、 b_i は 1 人当たり地方債現在高である。これらの結果をまとめたものが以下の表 3 である。

8) 平成 7 年度以降に合併した市町村も合併に伴う特例措置の影響が大きいため対象から除外している。

表 3：平成 13 年度 推定結果

階層		市		町村		
		7 万以上 $k = 1$	7 万未満 $k = 2$	1 万以上 $k = 3$	5 千以上 1 万未満 $k = 4$	5 千未満 $k = 5$
団体数		301	351	1002	836	702
準 財 政 需 要 額	β_0^k	-12007112.3 (-8.21)	1753794.981 (11.25)	497463.9411 (10.79)	-580936.982 (-5.16)	265722.5119 (3.21)
	β_1^k	153.11 (110.08)	133.1992 (45.49)	134.63487 (92.09)	224.181 (34.17)	295.44452 (37.66)
	β_2^k	—	—	—	—	—
	β_3^k	20416122.29 (3.22)	—	—	1703599.822 (9.68)	—
	β_4^k	4947130.25 (3.06)	—	—	175267.26 (1.81)	208887.9503 (2.53)
	β_5^k	—	—	—	—	—
	β_6^k	6912.13 (5.69)	5274.7023 (16.47)	3429.3037 (29.11)	2149.257 (29.52)	2195.10391 (26.86)
	β_7^k	10808.42 (7.25)	—	1407.82159 (18.74)	757.095 (21.96)	—
	Centered R**2	0.980	0.855	0.908	0.821	0.758
	Uncentered R**2	0.993	0.992	0.992	0.989	0.977
	R Bar **2	0.980	0.854	0.908	0.820	0.757
歳 出	γ_0^k	-52113642.4 (-9.77)	-2775583.25 (-2.02)	-1544318.44 (-4.50)	-2526558.99 (-7.04)	-670423.475 (-3.26)
	γ_1^k	318.04 (70.15)	284.304 (27.68)	252.25 (46.90)	445.652 (19.35)	568.326 (25.79)
	γ_2^k	—	—	10737391.13 (5.16)	—	—
	γ_3^k	41806390.82 (2.10)	—	—	—	—
	γ_4^k	28009561.96 (5.57)	6180439.46 (4.98)	—	2131767.844 (6.22)	1378276.837 (6.83)
	γ_5^k	7354643.06 (2.97)	—	528491.88 (3.51)	—	—
	γ_6^k	10538.59 (2.76)	9903.44 (8.85)	5165.92 (13.46)	2497.928 (9.70)	3299.489 (16.49)
	γ_7^k	41760.11 (9.08)	—	4292.29 (17.57)	2224.663 (18.90)	252.373 (9.80)
	Centered R**2	0.960	0.686	0.777	0.589	0.617
	Uncentered R**2	0.986	0.977	0.975	0.964	0.961
	R Bar **2	0.959	0.683	0.776	0.587	0.615

() 内は t 値。また「—」は、有意でないため除かれたことを表す。

A.2 国庫支出金と都道府県支出金の和の推定

国庫支出金と都道府県支出金の和の推定を行う。これは国庫支出金が定率補助金⁹⁾であるという特徴をモデルに取り込むためである。さらに田平(1988)によると国庫支出金にも実質的には財政調整機能が働いているため、市町村合併を考慮した場合の財政格差を分析するためには規模に応じた予測値を利用する必要がある。回帰式は、

$$SUB_i = a + bE_i + w_i$$

で推定を行う。このパラメータ推定には最小二乗法を使う。結果は以下の通りである。

$$SUB_i = 88327.82 + 0.157387629E_i \quad R^{*2} = 0.91 \\ (4.06) \quad (178.61)$$

A.3 予測値の算出

こうして求めた回帰係数の推定値を用いて各市町村の歳出・基準財政需要額・国庫支出金と都道府県支出金の和の予測値を算出する。その計算方法は以下の通りである。

(1) 算出に必要な人口等の値

$\mathbf{n}^i = (1, N_i, n_i^{15}, n_i^{65}, n_i^{DP}, n_i^{DID}, S_i, b_i)$ を次のように計算する。合併しない市町村は実際の値をそのまま、合併して誕生する新市町村は合併案に含まれる各市町村の値の合計値を用いる。比率については、例えば 65 歳以上人口比率の場合、65 歳以上人口を合計しそれを合併後の総人口で除したものをを用いる。昼間人口比率、人口集中地区人口比率、1 人当たり地方債現在高についても同様とする。

(2) 予測値を以下のように算出する。

$$S\hat{F}N_i = \beta^k \cdot \mathbf{n}^i, \quad \hat{E}_i = \gamma^k \cdot \mathbf{n}^i,$$

$$S\hat{U}B_i = 88327.82 + 0.157387629\hat{E}_i$$

$\beta^k = (\beta_0^k, \dots, \beta_7^k)$, $\gamma^k = (\gamma_0^k, \dots, \gamma_7^k)$ は行政区分と人口に応じて決まる(表 3 参照)。

例えば市町村 i が人口 7 万人以上の市¹⁰⁾である場合、 $k = 1$ である。

参考文献

- Aumann, R.J. and J.H. Dreze (1974) “Cooperative games with coalition structures”, *International Journal of Game Theory*, Vol. 3, No. 4, pp. 217-237.
- Aumann, R.J. (1959) “Acceptable Points in General Cooperative n-Person Games”, in A. W. Tucker and Eds. R. D. Luce eds. *Contributions to the Theory of Games IV*: Princeton Univ. Press, pp. 287-324.
- Bernheim, B.D., B. Peleg, and M.D. Whinston (1987) “Coalition-proof Nash equilibria. I. concepts”, *Journal of Economic Theory*, Vol. 42, No. 1, pp. 1-12.
- Hart, S. and M. Kurz (1983) “Endogenous formation of coalitions”, *Econometrica: Journal of the Econometric Society*, pp. 1047-1064.
- Osborne, M.J. and A. Rubinstein (1994) *A course in game theory*: MIT press.
- Peleg, B. and P. Sudhölter (2007) *Introduction to the theory of cooperative games*: Springer.
- Suzuki, Shinji (2005) “Consolidations of Japanese Municipalities: A Voting Game Analysis”, *Sociological Theory and Methods*, Vol. 20, No. 2, pp. 197-210.
- 上村敏之・鷺見英司 (2003) 「合併協議会の設置状況と地方交付税」, 『会計検査研究』, 第 28 巻, 85-100 頁.
- 杉野信一郎・鄭小平 (1998) 「集積の経済・不経済と地方公共財の地域間最適配分に関する実証研究」, 『都市計画論文集』, 第 33 巻, 7-12 頁.
- 生安衛・鄭小平 (1998) 「市町村歳出構造と最適

9) 中村・國崎 (1996) 参照。また都道府県支出金は、国庫支出金を補完する関係にあると考えられる。

10) 合併特例法では平成 17 年 3 月 31 日までに合併する場合に限り、市となる要件の緩和が図られている。これを考慮し、合併した新市町村については、その人口が 3 万人以上の場合には一律で市とする。

規模に関する研究」、『都市計画論文集』，第 33 卷，13－18 頁．

竹本亨・高橋広雅・鈴木明宏（2007）「効率化インセンティブを考慮した税源移譲のシミュレーション―移譲財源の違いがもたらす財政的影響について―」、『日本経済研究』，第 56 卷，122－146 頁．

――（2005）「市町村合併による歳出効率化と地方交付税削減―合併に関する意思決定を考慮した政策シミュレーション―」、『経済研究』，第 56 卷，第 4 号，317－330 頁．

秀島栄三・小林潔司（1998）「地方公共財供給における自治体間の自発的協力形成に関するモデル分析」、『都市計画論文集』，第 33 卷，19－24 頁．

塩津ゆりか・原田禎夫・伊多波良雄（2001）「市町村合併の実証分析」、『会計検査研究』，第 24 卷，65－86 頁．

宮崎毅（2006）「市町村合併の歳出削減効果―合併トレンド変数による検出」、『財政研究』，第 2 卷，145－160 頁．

西川雅史（2002）「市町村合併の政策評価―最適都市規模・合併協議会の設置確率」、『日本経済研究』，第 46 卷，61－79 頁．

総務省（2006）「市町村合併による効果について」．市町村の合併に関する研究会．

Municipal Consolidation in Japan as An Example of Coalition Formation

— A Simulation Approach in the Case of Edajima-City —

SUZUKI Akihiro

(Associate Professor, Business Systems, Social Systems Course, Yamagata University)

TAKAHASHI Hiromasa

(Associate Professor, Faculty of International Studies, Hiroshima City University)

TAKEMOTO Toru

(Lecturer, Faculty of Economics, Tezukayama University)

This paper examines which coalition structures are strategically stable in a coalition formation game in which players are municipalities and decide a consolidation with other municipalities. Players' payoffs are net revenues which are statistically estimated by the fiscal data in 2001. Our models are mostly based on Hart and Kurz (1983).

However, coalitional values are defined by using the Shapley value with coalition structures, unlike Hart and Kurz (1983). Three equilibrium concepts, Nash, coalition-proof, and strong equilibrium, are used to define strategical stabilities. This paper deals with four municipalities in Hiroshima, Edajima, Ohgaki, Okimi, and Noubi, which consolidated in 2004. In comparing these concepts, we claim that a strong equilibrium may be too strong to apply to municipal consolidation in Japan. Moreover, too many structures are strategically stable in the case of applying Nash or a coalition-proof equilibrium to the strategical stability. Some factors, e.g., geographical factors, emotional costs, etc., may deserve to be considered. Other components such as geographical factors and emotional costs may also deserve to be considered.

社会文化システム研究科 彙報

2008年度開講科目一覧(特別研究Ⅰ,Ⅱは除く)

文化システム専攻

授 業 科 目 名	担当教員	開 講 期
英語学特論Ⅰ	富 澤 直 人	前 期
英語語法論特論Ⅰ	鈴 木 亨	前 期
日本語意味論特論Ⅰ	渡 辺 文 生	前 期
日本語意味論特別演習	渡 辺 文 生	後 期
言語学特論Ⅰ	池 田 光 則	前 期
言語学特別演習	池 田 光 則	後 期
英語音声学特別演習	富 田 かおる	後 期
実験心理学特論Ⅰ	渡 邊 洋 一	前 期
人間情報科学特論Ⅰ	本 多 薫	前 期
ヨーロッパ現代思想文化論特論Ⅰ	小 熊 正 久	前 期
ヨーロッパ現代思想文化論特別演習	小 熊 正 久	後 期
中国思想文化論特論Ⅰ	上 田 弘 毅	前 期
中国思想文化論特別演習	上 田 弘 毅	後 期
日本中世宗教文化史特論Ⅰ	松 尾 剛 次	前 期
日本中世宗教文化史特別演習	松 尾 剛 次	後 期
論理学特論Ⅰ	清 塚 邦 彦	前 期
論理学特別演習	清 塚 邦 彦	後 期
日本古代史特論Ⅰ	三 上 喜 孝	前 期
日本古代史特別演習	三 上 喜 孝	後 期
日本近世史特論Ⅰ	岩 田 浩太郎	前 期
日本近代現代史特論Ⅰ	板 垣 哲 夫	前 期
日本近代現代史特別演習	板 垣 哲 夫	後 期
東アジア近世史特論Ⅰ	新 宮 学	前 期
東アジア近世史特別演習	新 宮 学	後 期
イギリス経済史特論Ⅰ	國 方 敬 司	前 期
文化人類学特論Ⅰ	坂 井 正 人	前 期
文化人類学特別演習	坂 井 正 人	後 期
北アジア史特別演習	中 村 篤 志	後 期
表象文化論(現代批評)特論Ⅰ	中 村 三 春	前 期
日本古代中世文化論特論Ⅰ	菊 地 仁	前 期
日本古代中世文化論特別演習	菊 地 仁	後 期
中国古典文化論特論Ⅰ	芦 立 一 郎	前 期
中国古代中世文化論特論Ⅰ	福 山 泰 男	前 期

中国中世文化論特別演習	福 山 泰 男	後	期
表象文化論（美学・芸術学）特論Ⅰ	元 木 幸 一	前	期
表象文化論（美学・芸術学）特別演習	元 木 幸 一	後	期
美学・芸術史特論Ⅰ	阿 部 成 樹	前	期
美学・芸術史特別演習	阿 部 成 樹	後	期
英米近世文化論特論Ⅰ	大河内 昌	前	期
ドイツ近代文化論特論Ⅰ	奥 村 淳	前	期
ドイツ近代文化論特別演習	奥 村 淳	後	期
フランス現代文化論特論Ⅰ	阿 部 宏 慈	前	期
フランス現代文化論特別演習	阿 部 宏 慈	後	期
ロシア文化論特論Ⅰ	相 澤 直 樹	前	期
ロシア東欧文学特論Ⅰ	中 村 唯 史	前	期
ロシア東欧文学特別演習	中 村 唯 史	後	期
比較文化論特別演習	伊 藤 豊	後	期

社会システム専攻

授 業 科 目 名	担当教員	開 講 期	
地方財政論特論Ⅰ	行 方 久 生	前	期
地方財政論特別演習	行 方 久 生	後	期
公共経済学特論Ⅰ	是 川 晴 彦	前	期
公共経済学特別演習	是 川 晴 彦	後	期
財政学特論Ⅰ	貝 山 道 博	前	期
財政学特別演習	貝 山 道 博	後	期
イギリス経済学史特論Ⅰ	下 平 裕 之	前	期
イギリス経済学史特別演習	下 平 裕 之	後	期
地域社会計画特論Ⅰ	横 山 敏	前	期
環境地理学特論Ⅰ	阿子島 功	前	期
経済地理学特論Ⅰ	山 田 浩 久	前	期
比較会計学特論Ⅰ	洪 慈 乙	前	期
比較会計学特別演習	洪 慈 乙	後	期
日本産業構造分析特論Ⅰ	立 松 潔	前	期
日本産業構造分析特別演習	立 松 潔	後	期
経営システム特論Ⅰ	西 平 直 史	前	期
経営システム特別演習	西 平 直 史	後	期
管理会計特論Ⅰ	緒 方 勇	前	期
経済規制法特論Ⅰ	藤 田 稔	前	期
国際関係論特論Ⅰ	高 橋 和	前	期
国際関係論特別演習	高 橋 和	後	期
国際政治特論Ⅰ	松 本 邦 彦	前	期

国際政治特別演習	松 本 邦 彦	後	期
現代政治論特論 I	北 川 忠 明	前	期
現代政治論特別演習	北 川 忠 明	後	期
比較政治学特論 I	星 野 修	前	期
比較政治学特別演習	星 野 修	後	期
現代中国政治特論 I	赤 倉 泉	前	期
現代中国政治特別演習	赤 倉 泉	後	期
E U 経済論特論 I	鈴 木 均	前	期
E U 経済論特別演習	鈴 木 均	後	期
国際金融論特論 I	山 口 昌 樹	前	期
国際金融論特別演習	山 口 昌 樹	後	期

共 通 科 目

授 業 科 目 名	担当教員	開 講 期
情報処理実習	古 藤 浩	前 期
現代外国語（英語） I	Ryan Stephen Bond	前 期
現代外国語（英語） II	富 田 かおる	通 年
現代外国語（フランス語）	磯 野 暢 祐	前 期
現代外国語（ロシア語）	相 澤 直 樹	前 期
現代外国語（中国語）	芦 立 一 郎	前 期

2008年度 修士学位論文題目一覧

文化システム専攻

(題 目)	(分 野)	(領 域)	(氏 名)
伊達綱村と黄檗宗 ―稲葉正則との関係に注目して―	思想歴史論	思 想 文 化	神野 智史
アイヌの口頭伝承 ―語りと交換を手がかりにみる首長制―	思想歴史論	歴 史 文 化	今田 恵
二重課題遂行における負荷に関する実験的検討	人 間 科 学	心理・情報	佐藤 矢
北方における聖アンナ三代図の多面的研究 ―母・老婆・魔女・女神―	国際文化論	欧 米 文 化	高橋 歩
近世後期における地方窯業の形成と展開 ―羽州置賜郡成島系窯業の研究から―	思想歴史論	歴 史 文 化	高橋 拓
日本語・ロシア語における慣用句の対照研究 ―身体語彙を用いた慣用句を中心に―	国際文化論	欧 米 文 化	ELENA TSYRENOVA
On the Syntax and Semantics of Nominal Domains	人 間 科 学	言 語 科 学	王 逸群
近世文書の目録編成法について ―二藤部家文書の整理を通じて―	思想歴史論	歴 史 文 化	平賀 陽子

社会システム専攻

(題 目)	(分 野)	(領 域)	(氏 名)
のれんの計上と償却に関する一考察	企業システム	企 業 経 営	安喰 弥栄
キャッシュフロー計算書の有用性に関する一考察 ―中小企業を中心として―	企業システム	企 業 経 営	熊谷美喜子
東アジアにおける環境レジーム形成 ―東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)を事例として―	国際システム	国 際 関 係	原 拓也
中心市街地活性化におけるタウンマネジメント組織の新たな役割について	公共システム	公 共 政 策	笹渕 美香
標準及び標準化生産の形成・成立とその日本の特質	国際システム	国際経済法務	矢作 誠一
日本の自動車メーカーと中国の自動車産業	企業システム	企 業 経 営	趙 力
中国自動車産業の発展と日本メーカーの中国進出	企業システム	企 業 経 営	李 海華
少年法改正と少年院における少年の処遇	公共システム	公 共 政 策	高橋 恵

「山形大学大学院社会文化システム研究科紀要」投稿規程

1. 名称及び発行

本編を「山形大学大学院社会文化システム研究科紀要」(Bulletin of Graduate School of Social & Cultural Systems at Yamagata University) と称する。

2. 投稿資格

本編に投稿できる者は、原則として、社会文化システム研究科ないし人文学部教職員とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には投稿を認めることがある。

- (1) 本研究科ないし人文学部に相当年数勤務し、退官した元専任教員
- (2) 本研究科ないし人文学部の客員研究員
- (3) 本研究科ないし人文学部教職員が相当の役割を担っている場合の共同執筆者
- (4) 「特集」などの編集企画により編集委員会が依頼した者
- (5) 本研究科を修了した者
- (6) その他、編集委員会が適当と認めた者

3. 投稿内容

人文・社会科学に関する未発表のものとし、その種類は次の通りとする。

- (1) 原著論文
- (2) 編集企画により編集委員会が依頼した原稿
- (3) 本研究科の研究教育内容にかかわる研究の成果
- (4) 本研究科および人文学部によって助成された研究の成果報告など
- (5) そのほか、編集委員会が適当と認めたもの

4. 原稿の分量および様式

- (1) 原稿は、各号原則として1人1編までとするが、3に定める分類項目を異にする場合には複数掲載を認める場合がある。
- (2) 分量は、原則として、日本語原稿の場合は400字詰め原稿用紙で100枚(40字×40行のワープロ用紙では25枚分)以内とする。欧文原稿の場合はA4判の片面に周囲3cmの空白を残して2段送りタイプすることにし、50枚以内とする。その他の言語の場合の分量は上に準ずる。
- (3) 編集委員会が適当と認めた場合、連載の方式をとることができる。
- (4) 日本語による執筆の場合は外国語の、外国語による執筆の場合は日本語の要旨をつけることとし、要旨は原則として刷り上がり1頁とする。投稿者は、当該言語ネイティブまたは外国語教育担当教員によるチェックを受けたうえで、外国語要旨を編集委員会に提出するものとする。ただし、当該言語ネイティブまたは外国語担当教員に依頼することが困難な場合には、英語による要旨に限り、編集委員会が仲介するものとする。
- (5) (1)に定める制限を超える原稿は相応の理由があるものに限り、編集委員会の承認を得て受理されることがある。ただし、この場合の超過分の印刷経費は執筆者が負担するものとする。
- (6) 特殊な印刷を要するもの(カラー印刷など)は、原則として執筆者が負担するものとする。

5. 版組

刷り上がりの大きさは A4 判とする。原則として横組みの場合も縦組みの場合も 2 段組とする。

6. 原稿の提出

- (1) 原稿は原則としてワードプロセッサで作成し、電子ファイルの形式で編集委員に提出する。その際、プリントアウトしたもの 1 部を添付する。
- (2) 編集委員は、提出された原稿と引き換えに、原稿題名・受付年月日等を明記した投稿受領書を発行する。

7. 原稿の締め切り

- (1) 創刊号の原稿締め切りは 2005 年 1 月 31 日とする。
- (2) 第 2 号以降の原稿締め切りは、5 月 31 日（休日の場合は休日明けの日）とする。

8. 論文等の審査及び掲載の可否

- (1) 編集委員会は原稿の審査を査読者に依頼する。
- (2) 編集委員会は、審査の結果、必要ならば原稿の修正を求めることができる。
- (3) 編集委員会は、審査の結果等に基づいて掲載の可否を決定する。

9. 校正

- (1) 校正は執筆者の責任において行い、原則として再校までとする。
- (2) 校正は誤字、脱字、誤植等の訂正に限るものとし、本文の大幅な変更（削除、挿入等）は原則として認めない。
- (3) 前項の規定にもかかわらず、大幅な訂正を必要とする場合は編集委員会の許可を得るものとし、その印刷に伴う経費は執筆者が負担する。

10. 掲載及び別刷りの経費

- (1) 掲載に要する経費は、制限内のページ数であれば、原則として無料とする。
- (2) 別刷りの経費については著者負担とする。

11. 著作権利用の許諾

論文を投稿する者は、山形大学本研究科に対し、当該論文に関する著作権の利用につき許諾するものとする。

12. 論文等の電子化及びコンピュータ・ネットワーク上での公開

- (1) 掲載された論文等は、原則として電子化し、人文学部ホームページ等を通じてコンピュータ・ネットワーク上に公開する。
- (2) ただし、執筆者が前項に規定する電子化・公開を希望しない特別の理由を有する場合は、当該論文の電子化・公開を拒否することができる。その場合は原稿提出時に申し出る。

附 則 この投稿規程は 2005（平成 17）年 1 月 1 日から施行する。

附 則 この投稿規程は 2007（平成 19）年 4 月 1 日から施行する。

特集にあたって

地域史研究と史料・方法の開拓

本特集は、二〇〇七～〇八(平成一九～二〇)年度科学研究費補助金・基盤研究(C)「出羽山形の地域特性の歴史的展開に関する基礎的研究―山形地域史の再構築―」(研究代表者・岩田浩太郎。課題番号一九五一〇二四四)の成果の一部をまとめたものである。

右の科研に参加したメンバーは本学大学院社会文化システム研究科文化システム専攻のスタッフからなり、岩田浩太郎(日本近世史)・菊地仁(日本文学)・松尾剛次(日本宗教史)・三上喜孝(日本古代史)である。また、研究協力者として本学地域教育文化学部の伊藤清郎先生(日本中世史)に参加いただき、研究会で出羽山形の中世・戦国史や庄内の民俗などに関する助言や報告をいただいた。

本プロジェクト研究(通称「地域史プロジェクト」)は、山形の地域史や地域文化に関心をもつ教員有志の交流に端を発し、二〇〇四(平成一六)年度に人文学部の研究活動支援制度に応募し採択されたことなどを基盤に本格化し、出羽山形の地域特性の歴史的展開に関する共同研究を継続してきた。この間、本誌創刊号(二〇〇五年三月)に特集「交易・交流からみた出羽の歴史文化―山形の地域特性の歴史的形成に関するフィールド研究―」(論文四本)を組み成果を世に問うた。また、二〇〇人規模のシンポジウムを二度開催し、ひろく地域の研究者や文化財担当者、市民と議論をおこなった(公開学術報告会「交流史からみた山形―地域史への諸提言―」二〇〇七年一〇月・於山形大学、「修復記念 文殊騎獅像講演会」二〇〇八年六月・於山形大学)。さらに、二〇〇四年一十一月より〇九年六月までに小規模なプロジェクト研究会(公開を含む)を一

九回開催し、メンバーの個別報告と議論を蓄積した、などの諸活動をおこなった。

今回の企画は本プロジェクトの特集第二弾にあたる。特集のテーマを「地域史研究と史料・方法の開拓」とした。山形の歴史や文芸を素材に、地域史研究を前進させるあらたな史料や方法の模索・検討をおこない、またその意義について論じた四本の論文を掲載した。

三上論文は若松寺観音堂(山形県天童市)の壁面などに書かれた、戦国末期から近世初期にかけての落書きを地域社会研究の史料として意義づけることを試みている。とくに全国の地方霊場に共通する定型の落書きがみられることを確認し、地方観音霊場の興隆と全国巡礼者の交流の様相を活写している。さらに巡礼者たちの書く能力や落書きの背景となった物語などの考察もおこない、当該期の地方霊場や巡礼者たちの文化的な環境にまで迫っている。

松尾論文は山形最上家と縁の深い妙円山宝光院(山形県山形市)に所蔵されていた文殊菩薩騎獅刺繍像を素材に、刺繍された文殊像や文言の分析から、不明であった制作者について考証した。最上義守の妻永浦尼が夫と息子義光の上洛の旅の安全と武運長久を祈って刺繍したものであることを解明し、日本唯一である天台系文殊刺繍像の作成意図を出羽戦国史のなかに位置づけている。寺史や刺繍像の伝存来歴をも考察し、刺繍仏を地域史資料として活用した論考である。

菊地論文は全国でもトップクラスの〈花咲か爺〉採録数を誇る山形県の昔話の形成ないし変容過程について、口頭伝承の話型の比較検討を手

がかりに考察している。結末を「屁」による致富とする独特な昔話「赤いこん箱（屁ひり爺）」が山形で伝えられていることに着目し、〈花咲か爺〉よりも〈屁ひり爺〉で終わる方が古い話型であるかもしれないが中国や韓国の昔話とも源流が通じる可能性があることなどを指摘した。昔話を素材に、地域間の文化的な交流・伝播の歴史に迫った論文である。

岩田論文は戦後の地主制史研究などで一時注目されたが活用されなかった山形県地租改正期の立附米調査の書上帳に関する史料研究である。これまで不明であった書上帳の作成過程や性格について考察をし、史料批判が不十分であった先行研究の問題点を指摘し今後の活用法を提起した。そして、谷地新町村（山形県西村山郡河北町）の書上帳の発掘とそのデータ抽出を試み、一村全戸規模の農業構造及び階層構造分析ができる一級の史料としてその意義を論じている。

本特集が、出羽山形をはじめ地域史の各分野における史料・方法の開拓に結果すれば幸いである。また、本特集をもって、わたしたちの地域史プロジェクトの第一期を終了する。五年余の間、あたたかい支援をくださった関係各位に感謝したい。

なお、今回の科研・基盤研究（C）による成果の概要は「成果報告書」（国立情報学研究所データベースで順次公開とのこと）にまとめた。そのなかで出羽南域内陸Ⅱ村山地方における地域特性の歴史的展開について通史的な概括を試みた。試論の域を出ないが、本プロジェクトの成果の一部を集約したものであるので、以下参考までに掲載する。

「出羽南域内陸Ⅱ村山地方は、奥羽（東北）日本海側では降雪の少ない恵まれた自然的地理的条件により地域の生産力が高く、明治期の稲作生産力は東北の中ではわずかに庄内地方とともに全国平均を越える水準にあった。その背景には古代中世以来の地域生産力の発展があり、近世期における稲作改良と畑作特産物生産（紅花・青苧・煙草・桑作

養蚕など）の展開の歴史が指摘できる。また、環日本海の交流および日本海運・最上川舟運などの条件も相まって、古代出羽国府の内陸移転は従来説よりも早い九世紀末以降の段階で実現された可能性も考えられ、さらに奥羽のなかでは早い一一世紀前半には摂関家領を中心に荘園の成立が広範にみられた。こうした政治的経済的な発展を基礎に、立石寺・慈恩寺・出羽三山などの宗教文化的な活動も奥羽のなかでは顕著に展開され、とくにこれまでに未解明であった中世羽黒修験の霞組織は東日本各地に組織化されその勢力が東日本を覆っていたことの実証研究を進めることができた。出羽南域内陸Ⅱ村山地方のこうした政治的経済的宗教文化的な条件は都市形成にも結実し、古代出羽国府の内陸移転や中世奥羽の管領探題職を一時期掌握した斯波氏の山形城などの諸段階を経て、最上家五七万石の拠点としての山形城郭・城下町建設に至る。近世初頭の山形城郭・城下町は当時奥羽有数の大城郭・大都市であったと推察でき、出羽南域内陸Ⅱ村山地方の歴史的発展の所産と評価できる。それは、斯波氏の高権を継承し徳川家より「奥羽の押さえ」として期待された最上家の自己意識を象徴するものでもあった。最上氏改易後、武家人口は減少するが、近世中期以降の山形城下町は、地方民間需要の成長に支えられたいわば「奥羽の商都」として広域的な商圏をもつ奥羽有数の中継商業地として発展していったと評価でき、従来不明であった繁栄の実態を検証することができた。その基盤には奥羽内陸部に深く入り込み他に例を見ないほど整備され活況を呈した最上川舟運などの近世交通体系や紅花・青苧による上方との直接取引により山形商人が奥羽のなかでは抜きん出た全国商業Ⅱ金融網を構築していたなどの条件があった。同時に、山形城下町は奥羽の宗教拠点として諸寺院が集中配置され、また出羽三山信仰の参詣拠点としても盛況を呈した。近世の出羽南域内陸Ⅱ村山地方は従来譜代大名の左遷地ないし全国所領配置の石高調整地Ⅱ「非領国」化した不

安定地としてみられてきたが、むしろ最北の幕府直轄地が存在しかつ譜代大名領が集中する「奥羽の押さえ」の地として、同じく高生産力地帯であった庄内地方とともに公儀が重視した地域として把握すべきである。明治期に大久保利通による東北開発構想を受けて三島通庸が山形に初代県令として送り込まれてきたのも、当該地域の経済発展をはじめ歴史的な蓄積を掌握しなければ東北開発が着手できなかったからであったと考えられる。明治一〇年代に東北・北海道開発や外庄Ⅱ軍事海防論の観点から帝都の内陸遷都が議論された際に民間知識人が山形を一候補として主張したのは暴論ではなく、出羽南域内陸Ⅱ村山地方の歴史的発展に現実的な根拠を置くものであった。その後、明治国家による太平洋側の社会資本整備を中心とする経済政策や交通体系再編により山形の地位は大きく変化し、いわゆる「米と繭の農業構造」に対応する産業Ⅱ商業機能に編成替えされ、近代が作り出した東北イメージを典型的に体现する地域となっていくが、産業革命期にいたるまで山形はその活発な経済文化活動により奥羽（東北）における物流・交易・宗教文化交流などの拠点として位置付けていた。これらの歴史的遺産は、現在の村山地域の人々の、いわゆる藩領国地域における「藩風」とは異なる開放進取の気質をはじめ、東北のなかでは革新的な山形商法の伝統、高度に発達した地主豪農商の旧家文化、出羽三山・立石寺などの宗教文化、青亭織の伝統を引き継ぐ地場産業、海産物を取り込んだ内陸食文化、祭り芸能や教育を含む地域民俗文化の伝統など、今日にも様々な形で残され、山形の歴史風土を形づくり影響を与え続けているととらえられる。

（プロジェクト研究代表者 岩田浩太郎）

Special Issue

Regional History and the Development of Historical Materials and Methods

MIKAMI Yoshitaka

MATSUO Kenji

KIKUCHI Hitoshi

IWATA Kotaro

When conducting research in regional history, uncovering historical materials that had been unknown and using them in research leads to the clarification of previously unknown facts and is beneficial. In addition, conducting research using methods that have not been used in research thus far is also important in revealing matters that have not been clarified.

This special edition consists of four papers, each of which seeks to clarify regional history by identifying new historical materials and using new methods. Four persons, Mikami Yoshitaka, Matsuo Kenji, Kikuchi Hitoshi and Iwata Kotaro, have conducted research, in particular, in the regional history and culture of Yamagata prior to the Meiji Restoration.

This special edition is the outcome of a project of the Yamagata University Faculty of Literature and Social Sciences (representative: Iwata Kotaro).

中近世の仏堂墨書と地域社会

―天童市若松寺観音堂墨書の調査をふまえて―

三 上 喜 孝

(文化システム専攻歴史文化領域担当)

はじめに

筆者はさきごろ、天童市の若松寺観音堂（重要文化財）の内部にある、戦国時代末期から江戸時代初期（一六世紀後半～一七世紀前半）にかけての参詣者の「落書き」（以下、「仏堂墨書」「楽書」と記す場合がある）を調査する機会を得た。この調査の過程で、これらの落書きが一六世紀末から一七世紀前半に集中していること、そして、山形県内の他の仏堂のみならず、同時代の各地の仏堂に書かれた落書きと共通した様式をもっていること、などが明らかになり、中近世の仏堂の落書きが、歴史資料としてきわめて重要な意味をもつことを実感した。調査成果は、二〇〇八年三月に調査報告書としてまとめられた¹⁾。

中世の仏堂に書かれた「落書き」を歴史資料として評価する試みは、これまでになかったわけではない。まず思い浮かぶのは藤木久志氏の一連の研究である。藤木氏は、新潟県の東頸城郡松代町の松苧神社、東蒲原郡阿賀町（旧鹿瀬町）の護徳寺観音堂、同町（旧三川村）の平等寺薬師堂など、新潟県内に残る中世仏堂の落書きに注目し、そこに戦国時代の人々の心性をみている。松苧神社の墨書は永正四年（一五〇七）の年紀を含む、一六世紀前半にはじまるもので、後の二堂の墨書は、一六世

紀後半から一七世紀前半を中心としている。藤木氏はこれらの落書きを紹介した後、次のように述べる。²⁾

村はずれの神社や仏堂は、「泊り客人規制」を大法とする戦国の世でも、広く世間に開かれていたらしい。そこを一夜の宿とした旅人たちは、堂社の羽目板や板壁や柱に、年月日・名前・住所・同行者の数をはじめ、旅の目的や祈りや願いごと、さらには感慨の和歌から世俗の雑念までを、気ままに筆で書き重ねていた。

そうした旅のかたみの落書きは、そこに宿るみ仏や神々に寄せる、結縁のしるしでもあったに違いなく、僻地といわれる越後山間の堂社の落書きにも、戦国びとの信仰の旅の世界が大きく広がり、お籠りの習俗も新鮮な断面をみせてくれる。さらには、中世には盛んであった男色の風も、落書きならではの素顔をのぞかせる。

これらのうち、阿賀町に所在する観音堂、薬師堂の墨書資料については、『新潟県史 資料編4』に収められているほか、近年では『東蒲原郡史 資料編2』に鮮明な写真と詳細な翻刻が掲載された。また、小林昌二・相沢央編『新潟大学大域プロジェクト研究資料叢刊Ⅱ 護徳寺観音堂墨書集』同『新潟大学大域プロジェクト研究資料叢刊Ⅲ 平等寺薬

(1) 『若松寺観音堂墨書調査報告書』天童市教育委員会、二〇〇八年三月。

(2) 藤木久志「村堂の落書き ―『忘れられた霊場』に寄せて―」『戦国の作法』平凡社ライブラリー、一九九八年、初出一九八九年。

『師堂墨書集』（ともに二〇〇四年二月）にも鮮明な写真が掲載された。中世仏堂の落書きとして著名なこの二カ所の資料群が、広く公開されたことの意義は大きい。

また、建築史の立場からは、山岸常人氏が、仏堂の墨書の特徴として、早い例では一四世紀、一般的には一六世紀に仏堂の内部に参籠者が入り込んでいた事実がうかがえること、その参籠者は僧俗を問わず廻国の巡礼者であったこと、そしてその参籠の場合は、堂蔵・後戸周りが多く、内陣・礼堂でもみられ、とくに小規模堂では内部全体にわたって墨書がみられ、参籠者の活動の場に制限のないことがうかがえることを指摘している⁽³⁾。中世の仏堂墨書についての基本的な傾向をとらえたものといえるだろう。

筆者は、調査の過程で、こうした研究にも触発され、これまで断片的な形でとらえられてきた仏堂の落書きを、歴史資料として活用し、当該期の地域社会における信仰や交流の実態をさぐる有益な資料群として位置づけることを模索した。その結果、戦国末期から近世初頭にかけての仏堂の落書きが、地域社会の信仰や交流の実態を知るための素材としてだけではなく、きわめて多様な情報を含んでいることを確認した。

本稿では、若松寺観音堂の調査で得られた知見をふまえつつ、いまいちど、仏堂墨書の資料的な意義と、それを地域社会研究に活かす視角について、まとめておくことにしたい。

一 仏堂墨書の地域性

若松寺観音堂内部の落書きは、屋根裏と堂内（内々陣、内陣、外陣）にみられる。大まかに分類すれば、屋根裏の梁や束柱などに書かれたも

のは、大工や屋根葺き職人による落書きで、堂内に書かれたものは、参詣に訪れた人による落書き、ということになる。

観音堂の落書きは、これまでも断片的に紹介されてきたが、二〇〇七年度、天童市教育委員会を事務局として、若松寺観音堂墨書調査会が発足し、仏堂墨書の全面調査が行われた。田川新一朗氏（東北芸術工科大学、当時）により、屋根裏と堂内の赤外線写真撮影が行われ、その写真にもとづき、釈読作業を進めた。

このうち、屋根裏に残っている墨書のほとんどが慶長十六年（一六一一）の観音堂修理工事の際に大工によって書かれたものであることが判明し、それにより、改修工事の時期を特定することが可能となった。屋根裏に書かれた年記をまとめると、慶長十六年六月十日から二十日ころにかけて集中していることがわかった。

このことは、堂内の墨書の上限年代にも手がかりを与えることになった。すなわち、内々陣、内陣、外陣の壁や柱に残された参詣者による落書きの多くは、おおむね慶長十六年の改修以降に書かれたものとみてよいのである（永禄六年（一五六三）の「板絵著色神馬図」に書かれた落書きは除く）。

ただし、その後も度重なる改修工事が行われたため、現在の観音堂は必ずしも慶長十六年当時の状況をとどめているわけではない。とくに壁面の羽目板は、部分的に新しい板材を用いたり、古い部材を移動して再利用している箇所もあるため、現存する墨書がもとの位置をとどめていない可能性があることに注意しなければならない。

(3) 山岸常人「中世後期の仏堂の世俗的機能」『中世寺院の僧団・法会・文書』東京大学出版会、二〇〇四年。

(4) 若松寺観音堂墨書に言及した論考、報告は以下の通りである。
 醉古庵主「若松観音堂の「落書」を覗く」『羽陽文化』三号、一九四九年
 藤島亥治郎「羽陽古建築再訪記」『羽陽文化』二二二号、一九五四年
 『重要文化財若松寺観音堂修理工事報告書』山形県、一九六九年
 『山形県史 古代中世史料2』一九七九年
 野口一雄「若松寺観音堂落書」から見えるもの『村山民俗』二一、二〇〇七年六月

さて、まず屋根裏の梁や束柱に書かれた墨書をみると、大部分が、慶長十六年六月に大工によって書かれたものである。「ぬき」「はりま」「ゆきま」などの、部材を説明する墨書も多くみられるが、ここで注目したいのは、大工が自らの名を記した墨書である。

- ・ 山べ「」 慶長十六年六月十二日
- ・ 山へ十人高はし新兵衛「かた見かた見
- ・ 天とう山へ村大く「高はし木左衛門
- ・ おいのもり ひうき左右門家「慶長拾六年六月廿日
- ・ 山形大工遠藤□内「書之
- ・ のへ「さわ」住人「□□」□「こ」二郎「かた」見、々、慶長「十六」年「六月」十日
- 新助「慶長」十六「年」六月「十二日」大く「天と」弥乃「ちゃ」新「助

- ・ 「」 慶長拾六年六月十日大く
- ・ 天と「う」のへ「ちん」た「かた見」、「慶長」十六「年」六月十八日「□□」たく

- ・ 慶長拾六年六月十八日「か見、々、

居住地、氏名、年月日などが書かれる場合が多いが、これらによれば、大工は天童の山家、老野森などのほか、山形、延沢などもみえる。すなわちこれらの墨書により、おおむね、天童を中心とする村山地方の大工が関わっていたことがわかる。

ところで、屋根裏には慶長十六年を中心とする落書きのほかに、明和七年（一七七〇）に屋根を葺き替えた際の、屋根葺き職人たちによる墨書も残っている。

- ・ 屋根ふき 人数左之通「下野目村 郡七」右同村 源左エ門「清水村 八五郎」小栗山村 助太郎「鹿原村 喜助」小泉村 長治郎「同村 助藏」長清水村 仲藏「沼ヶ袋村 八□□」右之通御座候並

二「御貢情有之候と□□」指南御使可被下候以上」とら四月より相始申候

- ・ 仙台加美郡小泉村「助成葺替砌書之」明和七年五月十日
- ・ 明和七年「奥州加見郡長清水」明和七年葺替「之砌書之

この落書きは、『重要文化財若松寺観音堂修理工事報告書』（山形県、一九六九年）でもすでに紹介されていたが、釈読に誤りや不明な点が多かった。今回、職人の居住地である村名のすべてを判読でき、それらが、いずれも宮城県加美郡の「軽井沢越仙台街道（最上街道）」沿いに分布する村であることが判明した。これにより、明和七年の屋根葺き職人たちが、加美郡の各村から、軽井沢越仙台街道を通過して若松寺にやってきたことが明らかとなった。「四月より相始申候」「葺替砌書之、明和七年五月十日」と書かれていることから、雪どけを待って天童に訪れ、四月から屋根の葺き替えを開始し、五月十日に終了したのであろう。

さらに興味深いことに、若松寺文書によれば、享保十一年（一七二六）の葺き替えの際にも、「仙台寒郡長清水村」から職人がやってきたことがわかる。

○「観音堂屋根替届」（若松寺文書 東村山郡史卷之二）

一、往古山形出羽太守源義光公御達例二付、祈病ノ御立願成就之後為謝礼、慶長十六年御堂御建立被成候。一切普請御奉行高揃館主斎藤伊予守、本尊御遷座導師山形柏山寺被仰付相勤候由、其節之別当山形柴来畔院玄真代、其以後幾度茂葺替有之相続来候。

一、今般悉零落を痛入、当処実乗坊良弁種々才覚働二而、御本堂並拝殿迄葺替仕畢。

享保十一丙午年六月四日

別当来畔院宥朝代 子息 治部卿良賢

如法堂英祐

福性院英繁

願主 実乗坊良弁

役人 円行坊宥昌

庄屋 斎藤次郎兵衛

屋根葺仙台寒郡長清水村

一喜平次 一七内 一喜助

一権内 一五郎七 一五助

一甚之平 一半兵衛 一甚五兵衛

一五郎七 一喜八郎

天童組

高木組 百姓中

山口組 人足手足

いにしゑの果報いみじき人の名は

仏閣神社に残りこそすれ

明和七年のみならず、享保十一年にも加美郡から職人がやってきたことを考えると、屋根の葺き替えの際には、恒常的に加美郡の職人がやってきた可能性がある。なぜ、わざわざ加美郡から屋根葺き職人がやってきたのかは不明だが、職人の活動範囲の実態を知る上で興味深い資料といえるだろう。

次に堂内の参詣者による落書きに注目しよう。「上山杵山」「中野」（以上、永禄六年の「板絵著色神馬図」）「天童住人」「ひがしね」「山形住人」「蔵増住人」「羽州村山郡上桜田村」（以上、堂内）など、基本的には天童をはじめとして、村山郡内の地名が最も多い。ただし、中には「雲州住」という落書きが一点みられ、出雲国からも若松寺観音堂に訪れたようである。

だが、他地域から参詣に訪れることは、さほど珍しいことではない。県内の他の仏堂墨書の例をみると、

・松尾山観音堂（山形市蔵王半郷）「ひたち下たて住人」（『常陸国下館

住人）

・正善院黄金堂（羽黒町手向）「気仙郷住人」（『陸奥国気仙郡気仙郷）

・観音寺観音堂（白鷹町）「関東」下総「之国」下まつ「十人」やくち
与三郎」七月十四日」（『下総国』（西側中央間飛貫内面刻書）

という例も確認できる。むしろ若松観音堂では、割合からいえば天童を中心とした村山郡内の住人の落書きが多いように思える。たしかに遠隔地から参詣に訪れた人がいたことは事実だが、参詣者の多くは、やはり地元の人間だったのではないだろうか。

二 仏堂墨書の普遍性

工人や参詣者たちの書いた落書きから、修理や参詣に訪れた人々の出身地や居住地がわかり、それにより、寺院を媒介にした当該期の地域間交流の実態が個別具体的に明らかにすることはたしかに重要である。しかしながら、こうした地域間交流の実態は、これまで知られていた仏堂墨書でも確かめられていたことであり、それ自体、仏堂墨書研究に新たな知見をもたらすものとはいいがたい。むしろ、仏堂墨書がそれ以上に、地域社会を超えた普遍性をもっていることに注目すべきである。

こうした点から興味深いのは、記載様式の類似性である。すでに指摘したように、一六世紀後半から一七世紀前半の参詣者の落書きには、居住地や人名を記した後に「かたミかたミ」と記す事例が数多くみられるのである。

〔若松寺観音堂〕

・はせ川神五郎「か藤」太郎二郎「青柳□」惣九郎かたミかたミ
進藤助五郎かたミ」（内々陣「板絵著色神馬図」墨書）

・上山 杵山かたミかたミ（内々陣「板絵著色神馬図」墨書）

・神すけ「かたミかたミ（内々陣）

・小野「長作殿」かたミ「かたミ（外陣）

〔石行寺観音堂〕（最上三十三観音第七番札所、山形市岩波）

・横さハせん七郎」かたミ」成さハそうない」津嶋主馬」かたミ」再回（後略）（内陣絵馬下方板壁墨書）

・「当所 たなか」うし かたミかたミ」くさりたつ かたミかたミ」八月十日」天正廿一年」とく殿」様ひくわん」正樂寺仁位公」かたミかたミ（内陣西側板壁）

・中野住人」川村や八郎」かたミかたミ（内陣西側板壁）

・中野住人 いた」かきひ小七」かたミかたミ（内陣西側板壁）

（武田喜八郎『石行寺観音堂の落書について』石行寺、一九八九年）

〔松尾山観音堂〕（最上三十三観音第九番札所、山形市蔵王半郷）

・六月廿九日」上山□□」なかミね八郎女」天正十九年」かたミかたミ」

・ひたち下たて住人」石神ひこ四郎かたミかたミ」大せき忠八たそ

□」山寺一見之時同」道五人」慶長十四年」九月十一日

（『旧松應寺観音堂保存修理工事報告書』）

〔金峯神社本社〕（鶴岡市青龍寺）

・元和四年五月廿五日書之」もがみ山がた住人 佐藤兵右衛門 かた見かた見」只今ハ庄内鶴岡に居申事に候（内陣の板壁上部）

・元和四年六（月）廿五日」天野治右（衛）門」書之也」かたミかたミ（紅梁）

・元（和）七年夜通」辻郷左衛門は」高山六蔵御御下人」さとみ内蔵介は」せの尾みの千代」さま下人」片見片見

（『鶴岡市史資料編 荘内史料集一・二 古代・中世史料下巻』二〇〇四年）

〔正善院黄金堂〕（鶴岡市手向）

・慶長拾九年」六月十九日」気仙郷住人」金の雄作かたミかたミ」気仙郷の住人」齋藤う衛門」かたミかたミ」同道廿仁人也」

（『山形県史 古代中世史料2』）

〔観音寺護徳堂〕（新潟県阿賀町）

・日出谷の」住人井口」彦六書之也」かたミかたミ」悪筆候へ共かき申候」かやうに申ハ日出谷之住人也」左衛門尉五郎殿下人」八郎右衛門尉□□□」かたミかたミ

（『東蒲原郡史 資料編2』）

〔平等寺薬師堂〕（新潟県阿賀町）

・石井小七郎かたミかたミ生年廿才」慶長□年書之

（『東蒲原郡史 資料編2』）

このように、住所、氏名、そして最後に「かたミかたミ」というフレーズが書かれる。参詣の何月日や年齢が記されることもある。

「かたミかたミ」というフレーズは、参詣者ばかりが書いたわけではなかった。屋根裏に落書きを書き残した大工たちも、「かたミかたミ」と書き記している場合がある。

では、この「かたミかたミ」というフレーズは、なぜこれほどまでに爆発的に各地で書かれるようになったのであろうか。ひとつ参考になるのは、江戸初期に作られた、次の狂歌である。

観音の堂に打ちふるらく書をかたみに残す諸国順礼（池田正式）

（『堀川百首題狂歌合』『狂歌大観』所収）

池田正式（生没年不詳）は、江戸前期の俳人、狂歌作者で、寛文年間（一六六一～一六七三）にかなりの高齢で没したと推定される。この狂歌には、一七世紀前半の段階で、観音堂に書いた「らく書」は諸国巡礼の者が「かたみ」に残すためであったとはっきり歌われている。当時の巡礼者たちが、こぞって落書きをするのは、それを「かたミ」に残すためである、という意識が存在したことを、この歌は明らかにしている。

では何を「かたみ」に残すと考えていたのだろうか。先ほどあげた若松寺文書の最後に「いにしゑの果報いみしき人の名は仏閣神社に残りこそ

すれ」という歌が記されている。仏堂を修理した大工や参詣した巡礼者たちが、自らの名を堂内に書き残すことを「かたミ」と称していたのではないだろうか。

仏堂墨書の普遍性を考える上で、実はそれ以上に驚くべきことがある。全国各地の仏堂に、同じ歌が落書きされているという事実である。前稿と重複するが、重要な論点と思われるので、ここで落書きされた歌の広がりを確認しておこう。

若松寺の観音堂墨書の釈読を進めていくうちに、仏堂内に落書きされた歌の中に、同じものが書かれている例があることに気がついた。

〔若松寺観音堂〕

・かきおくもかた「みとなれやふて乃」「（内陣）

・爰元壺見之時書之「□□らむ□きのかたみとな」□□一ふてかくなむかき」おくもかたみとなれや」ふてのあと□□らむあ□□かたみゝゝ（内陣）

判読不明なところも多く、これが和歌の一節であるかどうかはここからだけではわからないが、同様のフレーズをもつ歌が、若松寺観音堂納札の中にみえる。

「慶長拾七年六月廿七日書是 乍悪筆形見也

奉納於出羽国立石寺 後藤喜右衛門（花押）

書をくもかたみとなれや筆のあと我はいつくの

つゆとなるとも

『山形県史 古代中世史料2』金石文二二八号（三二六頁）

若松観音堂に書かれた落書きも、「書をくもかたみとなれや筆のあと我はいつくのつゆとなるとも」という歌を意識したものであることは間

(5) 三上喜孝「仏堂墨書の世界」注(1)報告書所収。

違いはない。納札にみえる慶長十七年という年紀も、観音堂に残っている一連の墨書の年代と重なっている。

この「かたみとなれや筆のあと」の歌は、山形県内では他に松尾山観音堂にもみえる。

〔松尾山観音堂〕（山形市蔵王半郷）

けい「十六年」山「三」山のへ「拾人」村山「拾蔵」かたみゝゝゝゝゝ五月十二日」成沢十人」そう二郎」かたみとなれやふてのあとわ」れやいすく之」つちになるらん」五月二日」なるさわ十人」大にん」かたミかたミ（内陣内方南面）

『山形県史 古代中世史料2』に未収録。『旧松應寺観音堂保存修理工事報告書』所収）

さらに同様の和歌は、新潟県の護徳寺観音堂や平等寺薬師堂にもみえる。

〔護徳寺観音堂〕（新潟県阿賀町）

・新春之」新春之御吉兆」此度」何方も御目出度」床敷可存候」かきをくもかたミと」なれや筆のあと」われやいつくのうらに」すむともこれをかく」天正廿式年（仏壇東外側前間第一羽目板）

・若もし」さま恋しや」のふゝゝ」かきをくも」かたみとなれや」ふてのあと」我等いつくの」つちとならはや（仏壇東内側前間）

〔平等寺薬師堂〕（新潟県阿賀町）

・□□□たみとなれや」筆のあと我なるやばい」□□□ひとりまかるらん」明暦貳年」申卯月九日（内陣東側面後間）

・慶安四年」卯月□□日」みし□□□」かたみと」なれや」筆のあと」我はいつくの」つちと」□□らん（背面西脇間、第二羽目板）

これらの歌には、年紀が並記されているものもあり、それぞれ天正二年（『文禄三年、一九五四年）、慶安四年（二六五）、明暦二年（二六五六）のものと確認される。

なお、護徳寺観音堂には、「書をくかたミとなれる物の 御覧候時のかたミとせむ 此分候共清七書之」という墨書もあり（東側面中央間北柱）、「書をく」「かたミ」が歌の一節と一致している。

さらにこの歌は、四国八十八箇所の札所にも落書きとして書かれている。高知県高知市の四国三十番札所善楽寺には、元亀二年（一五七一）のものとして、次のような楽書が紹介されている。⁵⁾

土佐の一の宮にて…何共やとなくて此宮にとまり申候、かきをくも
かたみとなれや筆の跡我はいつくの土となるとも 元亀二年六月五日 金松

これらは、後半が「露となるとも」「土となるらん」「土とならばや」など、微妙な違いはあるものの、おおむね同じ歌を書いたものと考えてよい。

なお、山岸常人氏が紹介している滋賀県甲賀郡石部町の善水寺本堂の内陣にみえる大永三年（一五二三）の墨書も、この歌と関わる可能性がある。⁶⁾

一七日一時に□□置候て参籠仕候
かきおくも
ぬ□れふしも
なからんふミのかたみ□
なれし

大永参年卯月七日より一七ヶ日参籠仕候

（後略）

完全に一致しているわけではないが、「かきおくも」「かたみ」の語が共通している。

このように、「書きおくもかたみとなれや筆のあと我はいつくの土と

なるらん」という歌は、一六世紀後半から一七世紀前半にかけて、全国の仏堂墨書を通じて広がりを見せていたことがわかる。

だが、この歌はとりたてて有名な歌だったわけではない。『国歌大観』にも収められておらず、管見の限りでは作者不明の歌である。

また、この歌が墨書された年代には幅があり、おおむね一六世紀後半から一七世紀前半という時期におさまる。一人の人間が各所で書いたというわけではなく、おそらくは巡礼をする多くの人々の間でこの歌が共有されており、およそ一〇〇年にわたって、全国の巡礼先で墨書されたことが推定できる。

この歌の広まりは、これだけにとどまらない。興味深いことに、一九世紀になると、まったく同じ歌が大隅地方（現在の鹿児島県）に（ある物語とともに）伝えられていることが確認できる。

天保一四年（一八四三）に完成した『三国名勝図絵』（薩摩・大隅・日向三国の地誌）巻之三十五には、次のような記載がある。⁷⁾

敷根

葉師堂 慶長四年莊内伊集院忠貞を御征伐の時兵士此堂に集り各其志を述て文句を前後左右の板壁等に題しける其内平田三五郎宗次は姿容秀麗にして美少年の名高かりしが年十六にて従軍し此堂に來りしに衆人既に題書して其板壁の低き處は書すべき隙なかりければ家丁に棒持せられて其最高の所に自詠の和歌を題しける其歌に云
書き置は片見ともなる筆の跡
我は何くの土となるらん

かくて宗次は莊内の役に戦死しける其板壁は衆兵の題書長く残りし故本府侯少年の徒遠路を歴て來り見る者多かりしとぞ就中て平田宗

(6) 前田卓『巡礼の社会学』ミネルヴァ書房、一九七一年。

(7) 橋口晋作「江戸時代末期の地誌に見る庄内の乱——庄内軍記との関わり等——」『鹿児島県立短期大学地域研究所年報』一六、一九八八年。

次が題詠を見る老少となく皆感泣を催しけるとかや

これによれば、慶長四年（一五九九）、島津氏の家臣であった伊集院忠真が反旗を翻した、いわゆる「庄内の乱」の際に、討伐にあたる兵士が敷根村の薬師堂に集まり、思い思いの文字を落書きしていた中で、平田三五郎宗次という美少年が、辞世の句としてこの歌を薬師堂の天井に書き付けたという。ここにみえる「薬師堂」とは、「門倉薬師」とも呼ばれ、薩摩藩の三薬師のひとつであった。明治の廃仏毀釈により、医師神社となった。現在の鹿兒島県霧島市敷根門倉坂入口にある医師神社がそれである。

平田三五郎の物語は、明治時代初期に『賤のおだまき』という名で硬派学生に愛読されていた、男色の物語である。森鷗外の『キタ・セクスアリス』にも、平田三五郎の物語が、硬派学生の間で競い合うようにして読まれていた様子が描かれている。

さて、この歌の話が仮に事実であるとすれば、「かたみ」の歌は、平田三五郎が作った歌ということになる。しかしそれは事実ではありえない。すでにみたように、この歌は元亀二年（一五七二）の段階で、すでに土佐の善楽寺に落書きされており、平田三五郎が書いたとされる慶長四年（一五九九）の時点ですでにこの歌は存在しているのである。すなわち、平田三五郎とこの歌の結びつきは、もっと後の時期になってからであると考えなければならない。

事実、平田三五郎が登場する物語の初期のものと思われる『庄内軍記』（一七世紀末頃成立か）には、「件の二人首途して賊部へ赴く時辻堂に逍遙して平田三五郎宗次、吉田大藏清家共に庄内一戦の旅の赴くと堂の柱に書付けるこそ末の世までも留りて其身は苔の下に朽ち野外のちりとなりぬれど、佳名は身後に残りつつ見る人袖を絞り得ず」とあり、辻堂の

柱に書き付けたという記述はあるが、それが「かたみとなれや筆のあと」という歌であったとは明記されていない。

このことから、一七世紀末の時点では、平田三五郎の物語と「かたみ」の歌はまだ結びついていなかったと推定される。おそらく、もともと薬師堂に書かれていたこの歌が、一九世紀前半頃に平田三五郎の物語と結びつけられていったのではないだろうか。

では、もともとこの歌を薬師堂に書いたのは誰なのか。これまでの事例をふまえると、一六世紀後半から一七世紀前半ごろにこの薬師堂に訪れた参詣者である可能性がきわめて高い。『三国名勝図絵』によれば、薬師堂は天正四年（一五七六）に再建されたところから、再建後に訪れた参詣者であろう。おそらく、もともと近世初頭頃に参詣者が書いたこの落書きが、後代になって、平田三五郎の物語と結びついたのではないだろうか。

この「かたみ」歌は、薩摩地域においてさらに変容をとげてさまざまな説話の中に登場するのであるが、詳細な紹介は前稿にゆずる。⁹⁾ここでは、戦国末から近世初頭に全国の巡礼者たちによって知られ、こぞって仏堂に落書きされていた歌が、一九世紀以降、その意味が忘れ去られ、別の意味を付加されていた点を確認しておきたい。このことは逆に、一六世紀後半から一七世紀前半という限定的な時期に、この歌が集中的に全国の仏堂に落書きされていたことを示していると思う。

こうした事例は、これまでまったく確認されてこなかった。無名な歌が、巡礼者によって約百年間にわたり全国の仏堂に落書きされることの意味は何なのか、この歌はどのようにして広まっていったのか、なぜこの歌ばかりが書きつけられたのか、など、この事実が投げかけた課題は多い。さらには、中世末に成立した地方霊場を、「一般に地方性と辺陬

(8) 『庄内軍記 全』都城史談会、一九七五年。

(9) 三上注(5)論文。

性とに阻まれて、狭溢な信仰圏を擁するに過ぎず、地方性を脱却し、広範な巡礼を吸収するのは頗る難事であった」と評価してしまつてよいのか、あらためて考えなければならぬ。むしろ筆者には、全国の巡礼者たちによる情報伝達の凄まじさがみてとれるのだが、今後とも類例を積み重ねるとともに、歴史学、国文学、民俗学などによる学際的な研究が望まれるところである。

三 仏堂墨書の空間性

さて、このほかに仏堂内部における落書きとして特徴的なものをあげておきたい。それは、仏堂の落書きの中に、男色の風を窺わせるものが存在することである。

墨書の中に、「あらあら恋しや」というフレーズがしばしばみえる。

〔若松寺観音堂〕

・あらゝゝ「こいしや(内陣)

・あらゝゝ「御こいしや」□□さま「ひかしねむら(内陣)

〔護徳寺観音堂〕(新潟県阿賀町)

・あらゝゝ「御こへし」やな井与三「兼十さまの」ひくわんわれ」

五月書之(仏壇東外側奥間)

・あら御恋しやふれる」米五郎殿 かやうに申「物者奥州の住人か

くにて」申物にて候、さい口おくもの(斗墨書)

このほかにも護徳寺観音堂には、「若もしさま恋しやのふのふ」や、「水沢住人、津河住人、二平弥五郎□□天下一之若もしさま□□こんちやう来せのために一夜ふし申度存候、かやうに申物ハ黒川之住人佐藤かへもんあきすならぬ佐藤富衛□」など、「若もし」(美少年)に対する思いを書いたものが数多くみられる。ちなみに若松寺観音堂墨書には、

全体の釈読が困難だが「若衆」「此一夜ふし申度候」と読めるものがあり(内々陣)、護徳寺観音堂と同じフレーズがあるのが確認できる。

藤木久志氏が指摘するように、これらの墨書は中世に盛んだった男色の風を示すものである¹¹⁾。男色の風をうかがわせる墨書は、他にも新潟県松亭神社の墨書にもみえ、仏堂墨書に頻出するパターンの一つといえるだろう。仏堂空間と男色の風とは、一見結びつきがたいようにも思えるが、むしろ当時の仏堂墨書の一つの特徴を示すものとして、積極的に評価すべきである。

仏堂空間と「男色の風」との関係で連想されるのは、先ほどとりあげた平田三五郎の物語である。仏堂に落書きされた「書きおくもかたみとなれや筆のあと」の歌と平田三五郎の物語が容易に結びついたのは、仏堂内部という空間に、男色の風を連想させるものがあつたからではないだろうか。

四 仏堂墨書の時代性

最後に、仏堂墨書の時代性についてまとめておきたい。すでに再三ふれているとおり、若松寺観音堂など、地方霊場の仏堂の落書きの多くは、一六世紀後半から一七世紀前半の百年間に集中しているように思える。むしろ精査したわけではないので断定はできないが、しかしながらこの時期に共通の記載様式による落書きが行われていたことは、もはや動かしたい。

山形県内の仏堂墨書を例にとってみても、やはり一六世紀後半から一七世紀前半の時期に集中する。とくに興味深いのは、観音霊場ともいうべき「観音堂」に、当該期の巡礼者の落書きが多く残されていることで

(10) 新城常三『新稿社寺参詣の社会経済史的研究』塙書房、1982年、四七三頁。

(11) 藤木注(2)論文、藤木久志「境界の世界・両属の世界」『戦国史をみる目』校倉書房、一九九五年、初出一九八九年。
(12) 『重要文化財 松亭神社本殿修理工事報告書』一九八二年。

ある。天童市の若松寺観音堂、山形市岩波の石行寺観音堂、山形市蔵王半郷の松尾山観音堂は、いずれも最上三十三観音の霊場である。また、白鷹町深山の観音寺観音堂と飯豊町中の観音堂は、置賜三十三観音の霊場である。

平安末期に成立したとされる西国三十三観音霊場は、室町時代になると、貴族・武士だけでなく、民衆も巡礼に参加するようになった。室町時代の五山禅僧の語録には、西国三十三所巡礼の様子がうかがえる部分がある。

「巡礼の人、道路織るが如し。関市相望む。小簡に「某土某人三十三所巡礼」の字を書きて、これを仏字に貼る」（慧鳳『竹居清事』）
 「三十三所の霊異を聞きて、一々巡りてこれに礼す。（中略）爾来巡礼の人、村に溢れ、里に盈つ。背後に尺布を貼り、書きて曰く、
 「三十三所巡礼某国某里」と。関吏譏りて征せず。舟師憐れみてこれに賃せず」（竜沢『天陰語録』）

「国、俗にこれを三十三所巡礼と謂う。洛陽清水寺は其の一なり。
 （中略）かれこれ巡りて礼するは、往時と異ならず。若男若女、堂中に寓宿す」（寿桂『幻雲稿』）

漢文による潤飾はみられるものの、室町時代の十五世紀に、巡礼の人々が西国三十三観音霊場に溢れていた様子が描かれている。

西国三十三観音霊場の影響を受けて、板東三十三所、秩父三十三所をはじめとする三十三札所がやや遅れて全国各地で形成されていく。最上三十三観音霊場もその一例である。その成立をめぐる議論があるものの、最上氏の領国経営と関わって、最上氏が内陸部を平定した天正十二年（一五八四）以降、最上氏の改易以前の二二二年前までの間に現在の形が成立したとする説が妥当であろう。¹³ 観音霊場の落書きは、まさに

この時期の前後に集中しており、落書きが三十三観音霊場の巡礼と密接に関わっていることがうかがえる。

むろん、三十三観音霊場成立以前から、観音巡礼は行われていた。若松寺に残る納札の中には、西国三十三カ所の巡礼に赴いた地元の方が成就記念に納めた札が残っており、最古の年紀として延徳四年（一四九二）のものが確認されている。¹⁴ 一五世紀末の時点で、若松寺は観音霊場として地域社会の中で強く認識されていたのである。

三十三所巡礼と落書きの関係という点でいえば、次の資料も参考になる。板東三十三観音霊場の二十番札所の西明寺（栃木県益子町）の本堂板壁には、明応三年（一四九四）のものと思われる「板東三十三所巡礼」と書かれた落書きが残っている。さらに同町の地藏院本堂にも、「奥州いく」（伊具）の者が書いたと思われる「板東巡礼之時天正三年（乙亥）五月十五日 同道二人」と書かれた落書きや、

板東卅三所巡礼幸祐

上州箕輪山法峰寺衆分正覚坊

深入禅定

見十万仏

上州住人四島太郎五郎

命禄三壬寅三月三日

といった落書きが残っている。¹⁵ 地藏院じたいは札所ではないが、板東三十三所巡礼にもなって書かれていることが明記されていることは興味深い。

こうした落書きは、落書きというよりもむしろ、巡礼札（納札）の代

¹³ 伊藤清郎「最上氏領国と最上三十三観音霊場」『村山民俗』21、2007年6月

¹⁴ 『山形県史 古代中世史料2』一九七九年、『特別展 若松寺の歴史と遺宝—若松観音—三〇〇年のあゆみ—』山形県立博物館、二〇〇七年。
¹⁵ 加藤諄・熊谷幸次郎「中世金右文に関する二三の発見」『日本歴史』八七、一九五五年。なお、清水谷孝尚『観音巡礼のすすめ—その祈りの歴史—』朱鷺書房、一九八三年に、不鮮明だが地藏院の落書きの写真が一部掲載されている。

わりに書かれたもの、と考えるべきかも知れない。その意味で、巡礼者の納札と、堂内への落書きは、密接な関係を持っているといえよう。先に紹介した「書き置くもかたみとなれや筆のあと」の歌が、若松観音堂の慶長十七年の納札と、それとほぼ同時期に書かれたと思われる堂内の落書きに共通してみえるのは、そのことを示している。落書きと巡礼札(納札)は密接な関係にあったと考えてよいだろう。

ところで、巡礼者が落書きをしている様子が、一六世紀後半から一七世紀前半に各地でさかんに作られた社寺参詣曼荼羅の中にみえている。筆者が確認したところでは、葛井寺参詣曼荼羅(大坂、葛井寺蔵)、清水寺参詣曼荼羅(滋賀、中島家蔵)、善峰寺参詣曼荼羅(京都、善峰寺蔵)、成相寺参詣曼荼羅(京都、成相寺蔵)などに、仏堂に落書きをしている巡礼者の姿が描かれている¹⁶⁾。

社寺参詣曼荼羅は、一六世紀後半(初出は永禄十一年)から一七世紀後半(寛文・元禄期)という一時期に作られ、まさに「中世から近世へという過渡期の時代的所産」と評価される¹⁷⁾。そしてこの「参詣曼荼羅の時代」と、巡礼者たちが各地の仏堂で落書きをする時期がほぼ重なっていることにも、注意を払わなければならない。それを一言で表現するとすれば、巡礼の世俗化、ということであろうか。

ただ、もう一つ考えなければならないのは、この時期になぜ落書きが盛行したか、という問題である。これについては、江戸時代初期に作られた次の笑話話がひとつの解答を与えてくれることを、前稿でもすでに指摘した¹⁸⁾。

○『醒睡笑』巻之三 文の品々

由緒ありげな女房が、下女などをも連れて清水寺に参詣し、舞台の

(16) 大阪市立博物館編『社寺参詣曼荼羅』平凡社、一九八七年。
(17) 福原敏男「概説」前注書。
(18) 三上注(5)論文。

あちこちを歩いては休んでいたが、ちょうどそこへ、矢立を腰にさした巡礼で、素性は侍らしく仁体なのが居るのを見掛けて、下女にいわせるには、「近頃恐縮でございますが、人から参った手紙の返事の代筆を頼む者があります。どうぞお力添えくださいませ」とたのむ。巡礼はあえて辞退するでもなく、その傍に行くと、女房は懐から用紙を出し、いろいろ希望の文言を注文する。ところがこの巡礼、実はいろはさえ習ったことのない者であったが、今度の西国巡礼に際し、そちこちで楽書する目的で、「筑後の国の住人柳川のなにがし」という字だけ習って来た。ほかには一字も知らない。そこで紙が真っ黒になるほど書いた手紙というのが、どれも全部、「筑後の国の住人柳川のなにがし」だけで、上書きまでこれだったとは、まことに恋のさめる風流であった。(鈴木棠三訳『醒睡笑』平凡社東洋文庫、一九六四年)

『醒睡笑』は、元和九年(一六二三)の序があることから一七世紀前半に成立した作品であり、本稿で紹介している仏堂墨書の事例の時期と重なっている。その点をふまえた上でこの話を読むと、いくつか興味深いことがわかる。

①巡礼者は、巡礼した寺でいつでも「楽書」できるように、矢立を持っていた。

②巡礼者は、文字がほとんどわからず、「筑後の国の住人柳川何某」というフレーズだけを習っていた。

③「筑後の国の住人柳川何某」というフレーズは、同時期の現実の仏堂の落書きのフレーズと類似している。

仏堂墨書の書式が定型化する理由がこの笑話からうかがえる。すなわち、この時期の巡礼者は必ずしも文字に習熟している人ばかりではなかった。あらかじめ、「楽書」に書くべき文字だけを習ったうえで、巡礼にのぞんだ人も多かったのではないだろうか。

仏堂の壁にしばしば「いろはにほへと」などの、一見手習いのような落書きがみられるが、これも、文字に習熟していない巡礼者が手習いとして覚えた文字を書き付けた結果ではないだろうか。つまりは、文字を十分に習熟していない人々による巡礼の爆発的な増加が、「文字を書く」という衝動とともに、定型化された落書きを生み出したのではないだろうか。

おわりに

以上、天童市の若松寺観音堂の落書きから発して、前稿の内容をふまえて、戦国末から江戸時代初頭にかけての仏堂墨書を「地域性」「普遍性」「空間性」「時代性」という視角からとらえる試みをした。仏堂の落書きがきわめて豊富な情報を含んでいる歴史資料であることを、あらためて実感せざるを得ない。

月並みにいえば、一五世紀半ば以降の観音信仰の熱狂的な高まりや、一六世紀後半以降の巡礼の世俗化、といった背景が、仏堂の落書きの盛行を生み出したともいえる。しかしながら、それだけでは、この時期にこれほどの落書きが書かれたことの意味は十分に説明できないようにも思う。民衆のレベル、地方霊場のレベルにまで巡礼が行われるようになったこの時代にあって、彼らが文字とどう向きあっていたのか、という問題にも注目することで、落書きの意味をより明確にできるのではないだろうか。この点については、今後の課題としたい。

〔付記〕 本論の内容は、二〇〇八年十一月六日に山形大学人文学部内で行われた研究会で報告した。研究会の席上、伊藤清郎、岩田浩太郎、菊地仁、中澤信幸、松尾剛次の諸氏から、有益なご教示をいただいた。記して感謝申し上げる。

The Scrawls of Temples and Regional Society in Medieval and Modern Ages of Japan

—An Investigation of the Scrawls of Jakushoji-temple (若松寺) Kannon-do (観音堂) in Tendo City (天童市)—

MIKAMI Yoshitaka

(Associate Professor, History and Culture, Cultural Systems Course)

Jakushoji-temple (若松寺) Kannon-do (観音堂) in Tendo City, Yamagata Prefecture (山形県天童市) has a lot of scrawls (落書き) written by the pilgrims from the end of the Sengoku (戦国) period to the beginning of the Edo (江戸) period (from the latter half of the 16th century to the first half of the 17th century). However, these scrawls have been paid little attention to as a historical resource up to now.

In this paper, the author investigated the scrawls of Jakushoji-temple, and tried to include them as a historical resource of the regional society, by paying attention to their regionality, universality, spatiality, and its age feature of each scrawl.

The author confirmed that scrawls written in temples had a close relationship to a social background, and proved that they were a valuable historical resource for understanding the realities of the pilgrimage and the character of the people in this region of society.

山形市宝光院と文殊菩薩騎獅像

松尾 剛次

(文化システム専攻思想文化領域担当)

はじめに

宝光院(正式には妙円山形照寺宝光院という)は山形市八日町にある天台宗の寺院で、観光寺院ではないため、ほとんど無名に近い寺である。しかし、最上義光と城下町政策の研究を始めた私にとって、山形城下の南(上杉氏への備え)を守護する寺院として注目すべき寺であった⁽¹⁾。

宝光院は、もと山形市の北西に位置する中野に所在したが、最上義光(二五四六―一六一四)が慶長六(一六〇一)年に都市政策の一環としてわざわざ移転させた寺であった⁽²⁾。そこで、二〇〇二年のある日、宝光院を訪問し、ご住職工藤秀和氏のお話を伺い、九〇〇点近くの古文書が存在を知った。ご住職のご好意で、文書を借り出すことができたが、未整理の多量な文書に途方にくれた。二〇〇三年には、ロンドン大学で教鞭を執ることになり、一旦、文書を返却せざるをえなかった。

帰国するやいなや、二〇〇四―二〇〇六年の人文学部プロジェクト研究「山形地域史像の再構築」(代表岩田浩太郎教授)の研究費の配分に預かり、永塚昌仁、田中大輔、神野智史、菅原清華、福士瑛希ほかの学生たちの協力をえて、「宝光院文書」(八五三点)の文書整理と分析を

(1)『最上家が城諸家中町割図』など、山形城下絵図を見れば、宝光院は城下の最南に配置されている。

(2)『宝光院文書』136号文書参照。文書番号は、拙稿「宝光院文書と宝光院文書目録」『山形大学大学院社会文化システム研究科紀要 第4号』(二〇〇七年)所収「宝光院文書目録」による。

行うことができた⁽³⁾。たんすに山盛りの、未整理の文書群であり、文書目録の作成だけで、ほぼ三年間をついやした。その過程で、文殊菩薩騎獅(刺繍)像(図2)を再発見し、ご住職工藤秀和さんのご好意により、古文書とともに、二〇〇七年五月三十一日に本学へ寄贈されるにいった。

しかし、虫食いなどのために、傷みがひどく早急な修復が必要であった。そこで、当時、図書館長であった芦立教授とともに、仙道富士郎前学長を訪ねたところ、二つ返事で修復費用を大学として出していただけることになったのは、本当にありがたいことであった。すぐに文化財修復では定評の京都松鶴堂に修復を依頼し、二〇〇八年三月二日に修復を終えてもどってきた。

なお、本稿は、この一年あまりの間に、人文学部の田中大輔君(現、本学大学院二年)が卒論で宝光院文書を使って江戸期の宝光院の歴史を明らかにしてくれたことを踏まえている。

第一章 宝光院

宝光院は、先述の寺伝によれば、天長七(八三〇)年、天台座主慈覚大師・円仁が出羽国の大地震に際し、難民救済のため関東より巡錫したとき、山形市大字中野に山王権現・熊野権現・八王子権現等とともに創建

(4) (3) 拙稿「宝光院文書と宝光院文書目録」へ前注(2)を参照。
田中大輔氏の平成19年度卒業論文「妙円山宝光院の寺院経営」による。

したのが始まりという。⁽⁵⁾その後、慶長六（一六〇一）年に最上義光によって、現在地に移され、二百七十八石を賜った。元和八（一六二二）年の最上家改易後は山形に入市した鳥居忠政によって、山形城内の建物が取り払われ、最上家ゆかりの寺院に下賜された際、大書院を移築して本堂としたと伝えられている。⁽⁶⁾



<図1『最上家在城諸家中町割図』>

この絵地図は、「最上家在城諸家中町割図」といい、県立図書館に現物は所蔵されている。これを模写した藤原守春は松平忠弘が城主の時代であった一七世紀半の山形藩の絵師である。原図は最上氏が改易される際の元和八（一六二二）年八月頃に作成されて、幕府や新城主鳥居忠政との事務引き継ぎのために使用された絵図と考えられている。⁽⁷⁾それによ

- (5) 住職工藤秀和氏の「教示」。
(6) 『山形県指定有形文化財 宝光院本堂修理工事報告書』、一九八三。
(7) 『山形県城郭古絵図展図録』最上義光歴史館、平成二年、七頁。

れば、山形城の南に法（宝）光院があることがわかる。

宝光院は、九世紀に慈覚大師による建立伝承のある寺院だが、中野氏の氏寺時代（その頃は常陸（筑西市）千妙寺の末寺。千妙寺は、皇室や比叡山延暦寺との関係も深く、古河公方なども信仰を寄せた寺で、現在も、比叡山延暦寺とともに伝法灌頂を行う寺⁽⁸⁾）を経て、慶長六（一六〇一）年には最上義光の祈願寺として山形城下へ移された。

中野と最上義光が関係するのは以下の理由による。最上義光の父、義守（一五二一—一五九〇）は中野義清の子で、最上氏十代目当主となった。それは、先代の最上義定が嗣子の無いまま没し、当主不在の最上氏の混乱を收拾するため、一族の中野氏から養子に迎えられたことによる。⁽⁹⁾

元和八（一六二二）年には、最上氏の改易により、危機を迎えた。だが、上野寛永寺末寺として将軍から所領（朱印地）をもらう寺となった。寛永八（一六三一）年には寛永寺天海の弟子天英が住持に任命された。⁽¹⁰⁾

二〇〇八年三月二九日に、山形市教育委員会が、有形文化財に指定した宝光院の不動明王立像は、台座内側に銘文が記されており、寛永寺を開いた天海大僧正が開眼し、寛永寺仏師の治部卿法橋により寛永一九年（一六四二）に制作されたことが分かるというが、それは、まさに、寛永寺末寺としての新たな出発を象徴するものである。

江戸時代前期は、寛永寺僧による兼務で住職は無住であった。中期には、住職が現住するようになったが、凶作や米価下落によって収入が減少し、一方で堂宇の修復費用がかさみ借財が増加した。一八世紀末には借財が三八五両に達した。

第一一代（住持表1）隆田（一七五四年—一八一六、住職在任一七九

- (8) 前掲田中卒論（前注4）参照。
(9) 高橋富雄『最上義光』
(10) 前掲田中卒論（前注4）参照。
(11) 前掲田中卒論（前注4）参照。

六一八一年）は、東叡山学校の伴頭を務め、山形地方の天台宗教団の中心人物として活躍し、宝光院の中興者である。¹²⁾ 隆田は、宝光院の経済状況を好転させ、借財を返済し、文殊騎獅像も買い戻している。

第二章 文殊騎獅像

文殊菩薩騎獅像は、山形市指定有形文化財である。この像の、刺繍されている部分のみの大きさは縦34・8センチ×横17・0センチである。菩薩というのは、悟りをえた仏とは異なり、自己の悟りをめざすのみならず、他者の救済に努めている修行者のことである。

文殊菩薩は「三人よれば文殊の知恵」というように知恵の仏として知られ、たとえば高島文殊には合格祈願に参った方も多いはずである。かつては、文殊菩薩への祈願し、文殊の知恵の力によって目に見えない悪鬼・悪霊・敵を退散させられると信じられた。

中国東北部を拠点とした女真族は、チベット仏教への信仰あつく、一七世紀には己れの民族名を女真族から文殊（すなわち満州）へ変えたという。それほど、文殊は仏教信仰世界においてあつい信仰を集めた。

それゆえ、文殊騎獅像は数多く制作されたが、刺繍仏、とくに中世のそれは他に一例（大和文華館所蔵、重要文化財、図3）しかなく、その意味でも貴重である。

図3は、大和文華館所蔵の文殊騎獅像で、文殊は獅子の背の蓮華座に結跏趺坐し、右手に智慧を象徴する利剣（宝剣）、左手に経典を乗せた青蓮華を持っている。密教では清浄な精神を表す童子形となり、髻（もとどり）を結う。この髻の数は像によって一、五、六、八の四種類があり、それぞれ一〓増益、五〓敬愛、六〓調伏、八〓息災の修法の本尊とされるが、ここでは五。それゆえ、大和文華館所蔵の文殊騎獅像は、真

(12) 前掲田中卒論へ前注(4)参照。



< (図) 2 文殊騎獅像 >



< (図) 3 文殊騎獅像 >

言宗系の文殊である。¹³⁾

他方、宝光院旧蔵の文殊像は、如意棒を持つ。この手に如意棒を持つ文殊は五台山文殊といわれ、天台宗で大いに重視された。その作例として、中尊寺経蔵の文殊騎獅像が挙げられる。¹⁴⁾

この点は、宝光院も天台宗寺院で、五台山文殊像が刺繍されたのも大いに理解しやすい。また、五台山文殊は、四眷属をとめない、渡海文殊とも呼ばれる。すなわち、文殊の聖地である中国五台山に渡る姿だとい

(13) 大和文華館所蔵の文殊騎獅刺繍像については、有賀祥隆「大和文華館所蔵文殊菩薩像について」『大和文華』九二、平成六年、参照。
(14) 『中尊寺』朝日新聞社、一九五九参照。

う。とすれば、まさに、上洛することになっていた義守・義光父子の安泰を祈って奉納されたのであろう。ようするに、天台系の文殊刺繍仏は、現在、これしかない。その意味でも貴重である。

この文殊像には次の文言が刺繍されている。

上法光院住増圓、出羽國最上、中野内、壽昌寺住、源末葉永浦尼繡、
永祿六年癸亥四月十七日⁽¹⁵⁾

すなわち、中野壽昌寺に住む源氏末葉の永浦尼が刺繍して、永祿六（一五六三）年四月十七日に法光院住職増圓に寄付したことがわかる。

宝光院は、最上家の改易（一六二二年）後は、最上氏の氏寺ではなく上野寛永寺の末寺として生き延びたために、最上時代の史料、とくに中野時代はほとんど不明であった。本文殊像により、中野時代を知る手がかりがえられた。すなわち、法光院の住職は、永祿六年当時、増圓であったことがわかる。

ところで、刺繍者である永浦尼が住む壽昌寺は最上義守の菩提寺であったと考えられる。というのも、以下のような史料があるからである。

第二十三代 源朝臣義定嫡男

從四位上 按察使將軍出羽大守斯波右京大夫源朝臣義守公

受昌寺殿羽典栄林公 天正八庚辰年五月貳拾七日 薨

(15) 刺繍の文字については、最初の「上」を「之」と読むことも可能であるが、ひとまず、武田喜八郎「山寺立石寺一山の復興と、一相坊円海」（『武田喜八郎著作集 卷一』二〇〇七）一一五頁に従った。なお、修復の際の分析では、「上」は時期的に後補のものではないようである。

(16) 『山形市史 史料編1』（山形市、一九七三）八二頁。これは、最上氏の末裔近江最上氏に伝わったものである。

これは、「最上宗家御歴代系統法号」という最上氏の正系の代々の法名と死亡年月日などを書き連ねたものである。

それによれば、最上義守のことを「受昌寺殿」と呼んでいる。普通、最上義守の菩提寺といえば、龍門寺であるが、これでは「受昌寺」であったとする。

周知のように、最上義守は、中野の出身で、中野に菩提寺をもっているとおかしくないが、義守の法名を冠する寺（受は寿でも音が同じで同一寺と考えられる）が中野に所在したとすれば、それは最上義守の中野での菩提寺であらう。そこに住む尼は、最上義守の嫡妻か母と推測される。母だとすると、当時、六〇歳を超えていたと推測される。当時は、平均寿命は短く、義守の母が生きていた証拠がないことから、ひとまず、永浦尼は妻だと考えたい。もっとも、尼だといっても、在家の尼として、普通の生活を送っていた。

義守の正妻は、系図のうちでもっとも信頼性の高いとされている「宝幢寺本系図」では、小野少将の娘である。そえゆえ、永浦尼とは、小野少将の娘であったと考えられる。小野少将の娘が源氏の出であったという史料はないが、ひとまず、そう考えておく。

ところで、注目すべきことは、永祿六（一五六三）年六月一日には最上義守・義光父子が京都に来て、將軍に拝謁している。本刺繍の制作が、同年四月十七日であり、その二月ほど以前であることなどから、義守妻（義光の母）が、夫と息子の上洛の旅の安全と武運長久を祈って刺繍したのと考えられる。その意味でも、義光の母親の夫や息子への愛が感じられてすばらしい。一差しごとに、夫や息子への思いが込められた騎獅像なのである。

(17) 『斯波と最上 最上家菩提寺展』最上義光歴史館、一九九三。

(18) 『山形市史 史料編1』八前注(16)五九頁。

(19) 『言継卿記』永祿六年六月一四日条。

また、文殊菩薩騎獅像には添え状があり

茲兒文殊繡像在商家久無

文化元甲子春商託豊田

和四郎暮永賈而沽諸當院予披之

実當院第一之舊物也自永

録癸亥詎文化甲子為二百三拾二

年繡像之復本豈非深因縁乎

田歆喜而納入更之裝飾

粗記顛末尔

附什物之由而已

羽州村山郡山形

文化元甲子年 妙圓山宝光院現住

十一月吉辰

三日書之

法印隆田謹誌

という文言が書かれている。

それによると、この文殊像は商家に流出していたのを、文化元（一八〇四）年、隆田の代に買い求め、裝飾を加えて什物としたことがわかる。

この文書に出てくる豊田という人物は、山形の代表的な伊勢商人、豊田家の者と思われる。伝えるところでは、元和頃（一六一五～二四）に松坂在豊田村から久吉・仁兵衛の兄弟が初めて山形に来て、兄は国名を屋号に伊勢屋を立て、弟は生地因んで松坂屋を創立し、共に豊田姓を名乗って旅籠町に居を構えたが、伊勢屋系統の方はその後の消息は詳らかではない。豊田仁兵衛家の家伝では、初代豊田仁兵衛重次、豊臣氏滅亡後最上の国に入る。三代目士分をやめて、十代目に酒屋及び鮎屋、十二代目酒造専門となるという。二代仁兵衛の弟が八日町に分家して、松坂屋伝右衛門と称し、醤油醸造を主業に質屋業を兼営して存続したが、

明治十二（一八七九）年以来葉種屋に転向した。

ようするに、本文殊騎獅像は、宝光院隆田による再興過程で、買い戻された寺宝であったことがわかる。

おわりに

以上、本稿は、宝光院旧蔵の文殊騎獅像が、二〇〇七年五月三十一日に本学へ寄贈されたことを契機に、本文殊像の意義について論じてみたものである。小振りな文殊像であるが、天台宗系の文殊刺繡仏としては、日本に残存が知られる唯一のもであり、大変貴重であることを述べて、本稿を終えよう。

なお、本稿は、昨年中に書き上げていたが、本年一月に栗野俊之「宝光院の文殊菩薩騎獅像」『村山民俗学会会報』二〇七号、二〇〇九が出て、私見を批判されている。本稿は、それへの反論の意味もある。

付記 本研究は、人文学部プロジェクト研究の一環であり、その成果発表会の一つとして、平成二十（二〇〇八）年六月七日（土）に、「文殊騎獅像講演会」を本学で開催した。その際、『繡仏 日本の美術 470』（至文堂、二〇〇五）で知られる伊藤信二氏と、「繡仏の修理について」（『平成 19 年度国宝修理装演師連盟第十三回定期研修会報告集』有限責任中間法人国宝修理装演師連盟、二〇〇八）で知られる袴田尚志氏をお招きして、講演していただいた。また、宝光御住職の工藤秀和氏にも、お話をうかがった。以上の三氏には、とくに謝意を表したい。

また、本稿は、田中大輔、菅原清華両氏の卒論指導の過程で得た成果も活用している。両氏からは多くの御教示を得た。さらに、片桐繁雄『最上義光の風景』（山形商工会議所、二〇〇九）も参照されたい。

20 工藤秀和氏のご教示と後藤嘉一著『山形商業史話』（山形経友会、一九五七）四五頁を参照した。

山形市宝光院と文殊菩薩騎獅像（松尾 剛次）

解職・入寂年月日	解職・入寂の史料	僧位等備考※4
不明	不明	不明
不明	不明	不明
寛文7年（1667）12月7日入寂	No.103「覚書」「宝光院代々」「當院代々」	権大僧都，福聚院第二世
貞享元年（1684）6月5日入寂	No.103「覚書」「宝光院代々」「當院代々」	権大僧都
元禄11年（1698）転住 享保10年（1725）7月4日入寂	No.795「宝光院住職願継目御礼諸用備忘録」 No.103「覚書」「宝光院代々」「當院代々」	大僧都，岩波村石行寺兼帯か 東叡大慈院住當院兼
不明	No.103「覚書」「宝光院代々」「當院代々」	大僧都，根津昌泉院住當院兼
享保9年（1724）3月28日寂	No.103「覚書」「宝光院代々」	東叡養寿院隠居後兼帯
不明	No.103「覚書」「宝光院代々」「當院代々」	大僧都，浅草東光院より転住
宝暦11年（1762）11月4日入寂	No.103「覚書」「宝光院代々」「當院代々」	権大僧都
安永3年（1774）5月14日入寂	No.103「覚書」「宝光院代々」「當院代々」	権大僧都
寛政4年（1792）閏2月5日入寂	No.103「覚書」「宝光院代々」「當院代々」	権大僧都
寛政8年（1796）8月15日入寂	No.103「覚書」「宝光院代々」「當院代々」	大僧都
文化13年（1816）12月24日入寂	No.103「覚書」「宝光院代々」「當院代々」	権大僧都
文政9年（1826）4月，東叡山へ移転	No.795「宝光院住職願継目御礼諸用備忘録」	後に情田と改名
天保7年（1835）7月隠居カ	No.795「宝光院住職願継目御礼諸用備忘録」	
天保9年（1838）7月朔日入寂	No.795「宝光院住職願継目御礼諸用備忘録」	比叡山僧綱職
安政4年（1857）7月28日 立石寺へ転住	No.795「宝光院住職願継目御礼諸用備忘録」	傳燈大法師位
明治8年（1875）10月27日※5	No.309「宝光院境内上地区別取調書 および開墾畑杉植付確証之写」	傳燈大法師位
明治35年（1902）12月2日※5	No.308 「倒木による社祠堂宇修築許可状」	

ていない。
代々」「當院代々」)

近世宝光院歴代住持表

歴代数※1	住持名	入院・初見年月日	入院・在職を確認できる史料
	増圓※2	永禄6年（1563）	「絹本刺繍文殊菩薩騎獅像」刺繍
	寂存※2	元和9年（1623）	No.252「元和9年知行帳」※3
（中興）1	天英	寛永8年（1631）入院か	「東叡山日記」（『慈眼大師全集（下）』）
2	英純	寛文7年（1667）頃入院か 天和2年（1682）	No.156「覚書」
3	慶海	貞享元年（1684）頃入院か 元禄元年（1688）12月5日	No.235「寺領覚控」
無住・兼帯期間か			
4	恵山	享保7年（1722）	No.253「宝光院知行目録帳」
5	恵明	不明	
6	恵道	享保14年（1729）6月	No.150「當院本末之記」
7	優弁	寛保元年（1741）5月移転	No.156「覚書」
8	智鶴	宝暦11年（1761）4月	No.35「智鶴木蘭色衣着用許可状」
9	義俊（法詮房）	安永3年（1774）8月16日	No.31「義俊木蘭色衣着用許可状」
10	覚仙	寛政4年（1792）入院	No.789「義俊自没後覚仙住職頼書など」
11	隆田（浄光房）	寛政8年（1796）8月	No.27「隆田木蘭色衣着用許可状」
12	恵田（蓮妙房）	文化14年（1817）3月補任	No.25「宝光院住持職補任状」
13	俊田	文政9年5月（1826）入院	No.659-3「俊田入院御廻勤行列書」
14	文田	天保6年（1835） 閏7月18日入院	No.143「文田代修理造営新調之具書留」
無住期間（天保9年-弘化2年），法類衆による管理 No.317「書状」，No.795「宝光院住職願継目御礼諸用備忘録」			
15	優田（高禅房）	弘化2年（1845）5月	No.795 「宝光院住職願継目御礼諸用備忘録」
16	興田（妙詮房）	安政4年（1857）9月15日	No.659-4「興田入院廻勤帳」
17	清原斎田	明治11年（1878）4月	No.309「宝光院境内上地区別取調書 および開墾畑杉植付確証之写」

注記）近世における宝光院の歴代住持を中心に表を作成した。大正期には清原英田が住職となるが、この表には加え
 ※1）歴代数は暫定的順序である。恵明は「覚書」「宝光院代々」以外の史料に見えない。（No.103「覚書」「宝光院
 ※2）増圓・寂存の両寺僧は、住持と断定していない。
 ※3）出典文書のうち、宝光院文書に整理番号を付した。
 ※4）僧位等備考の欄は、10代義俊までNo.103「覚書」「宝光院代々」「當院代々」に拠った。
 ※5）住持として興田・斎田の名がみえる、最後の文書を挙げた。

A Consideration on the Embroidery of the Mañjuśrī Bodhisattva of the Hōkō-in Temple, in Yamagata City

MATSUO Kenji

(Professor, Philosophy and Culture, Cultural Systems Course)

This paper aims to solve the mystery of the embroidery of the Mañjuśrī Bodhisattva of the Hōkō-in temple in Yamagata city. This research aims to clarify why and by whom it was sewn. It was contributed to Yamagata University from the Hōkō-in temple in 2007. It is already a known fact that the embroidery was sewn by Eiho-ni who lived in Jyushō-ji temple in Nakano, located in the north western part of Yamagata city, in 1563. Eiho-ni was the mother of Mogami Yoshiaki (1546—1614) who was the land lord of the South Dewa province which is present-day Yamagata prefecture. She intended to pray for the safety of the long journey of her husband and son who were going to Heiankyō, Kyōto by sewing it and donating to Hōkō-in temple which was at that time located in Nakano.

山形における〈花咲か爺〉の話型

―昔話「赤いこん箱（屁ひり爺）」が提起する問題―

菊地 仁

(文化システム専攻アジア文化領域担当)

序

昔話〈花咲か爺〉については、柳田国男以来、話型的には〈雁取り爺〉が先行し観音信仰の普及とともに枯木に花を咲かせる後半へ交替してきたこと、中国には「狗耕田」と呼ばれる兄弟葛藤の形を取るものの〈花咲か爺〉に酷似する民間説話が存在すること、など、基本的な問題点がすでに洗い出されている(『日本昔話事典』『昔話伝説小事典』など)。なかでも、東北地方に関しては、この〈花咲か爺〉を「犬こむかし」「くいこむかし」などと呼び、後半の「花」(〈雁取り爺〉ならば「雁」よりも、モチーフとしては前半の「犬」に焦点化していることが、しばしば当該話型の本質に関わるものと着目されてきた。

今回、本論のひとつの軸として取りあげる昔話「赤いこん箱(屁ひり爺)」は、結末を「花」でも「雁」でもなく「屁」(オナラ)による致富とする点で、ほかに類例を見ないきわめて珍しい報告記録である。残念ながら直接的な比較材料がないので、この採話例が話者(語り手・伝承者)による記憶の混乱や言い間違いに基づく一回的なまったくの偶発事だ、と解釈できなくもない。しかし、かりにそのような例外的な逸脱であったとしても、そうした語りを陰に誘発したものは、背後に拡がる話型〈屁ひり爺〉の存在に大きな要因がある、と思惟される。結局、本稿で問題としたいのは、個々の語りの現われ方ではなく、その奥から

操作してくる口頭伝承の話型ということになる。

以下、この特異な昔話「赤いこん箱(屁ひり爺)」を起点としながら、全国でもトップクラスの〈花咲か爺〉採録数を誇る山形県の昔話について考察を加える。その特質の解明にあたっては、話型〈屁ひり爺〉のみならず、中世のお伽草子・近世の草双紙や中国・韓国の民間説話なども考慮しながら、できるだけ多面的な分析を試みてゆく。

なお、本稿での昔話の扱いについては、◇で口頭伝承としての話型を、「」で具体的な個々の話に付された題名を、それぞれ指す。また後者に関しては、話者(語り手)が特定できる第一次資料を主たる考察対象とした。ちなみに、『』は単行本などの書名である。

第一節 昔話「赤いこん箱(屁ひり爺)」の全容

ここで取りあげる「赤いこん箱(屁ひり爺)」(話者…江口ヨシノ)とは、次のような昔話である。少し長くなるが、まずはともあれ全文を引用してみる(『せんとく金―江口ヨシノとんと昔七十二話―』による)。引用に際しては、ルビや注を省略したうえで、接続詞「したれば」「ほうして」で区切り、目印として丸数字を付す。

① とんと昔あつたずまナア。ある所に、爺つあと婆ちあ、居だっけど。かい餅こしえで食って、婆ちや、川さ井洗えに行つたどオ。

② したれば、川上から赤えこん箱と、白えこん箱が流ってきたけずまア。婆ちゃ、赤えこん箱こっちゃ来え 白えこん箱あっちゃ行げ 赤えこん箱こっちゃ来え 白えこん箱あっちゃ行げ て、言たど。

③ したれば、赤えこん箱あ、ニコニコッて、こっちゃ来たど。白えこん箱あ、アーンアーンて、あっちゃ流って行たどオ。婆ちゃ、赤えこん箱拾て、家さ行て、開けて見たれば、めごこえこえこ入って居だっけど。爺つあと婆ちゃ、めんごがて、白って名つけて育でだどオ。こえここあ、お椀で飯食せつどお椀ぐらい、さ鉢で食せつどさ鉢ぐらい、ズン、ズンとおがったどオ。

④ ほうして大けくなて、ある時、爺つあも乗れ、カンコーカエン！ 婆ちゃも乗れ、カンコーカエン！ 鉢も積けろ、カンコーカエン！ 吠も積けろ、カンコーカエン！ て言たど。爺つあと婆ちゃ、白さ鉢積けで、吠も積けで、二人で乗って山さ行たど。山さ行たれば、白あ、こご掘れ、カンコーカエン！ あそごも掘れ、カンコーカエン！ て、言たど。ほれで、爺つあと婆ちゃア掘ってみだれば、宝物あ、ザグザグど出はてきたどオ。爺つあと婆ちゃア喜んで、白の背中さ積けで、家さ来たどオ。

⑤ したれば、ほの話ば、隣りの爺さま聞えて、自分も宝物欲すぐなつたずまホレ。

⑥ ほうして、「白ば、おれさ貸してけろ」て、言たどオ。「大事な白ださげ、貸さんなえ。」て、爺つあ言うど、隣りの爺さまあ、「ンだら、晚げ来て、ぶず殺して呉るぞう。」て、言たどオ。爺つあ、殺さつではえらんないと思て、仕方なく貸してやつたずまナア。隣りの爺さまあ、無理無理、白の背中さ吠なの鉢な積けで、婆さまばも乗しえで、山さ行たど。

⑦ ほうして、「こご掘れ」なて言ねのに、ほごらじゅう掘って歩えだ

ど。ンだげんと、宝物なのさっぱり出はらねで、マン糞なのばっかり出はたけど。ほんで爺さまあ、ごしえで白ば殺して、土さ埋めで、ほの上さちっちゃこえ松の木一本植えできたずまホレ。爺つあ、ながなが白ば返しに來ねさげ、隣りさ行てみだど。

⑧ したれば、隣りの爺さまあ、「宝物どころか、出はてきたのあ、汚えものばかりだけさげ、ごしや腹焼げて、殺して、松の木植えで来たあ。」て言うさげ、爺つあ、泣きながら山さ行て見たどオ。したれば、松の木あ、大けくおがってえだっけど。ほれで、爺つあ、伐ってきて、白こしえだどオ。

⑩ ほうして、婆ちゃど二人で餅搗えだずま。

⑪ したれば、大判なの小判なの、ほれがら、宝物なの、えっぱえ出はたずまナア。はえず聞いだ隣りの爺さまあ、また来たどオ。「ほの白、貸してけろ。」て。爺つあ、「貸さんなえ。」て、言うど、「ほれなら、晚げ来て、ぶず割って、炊えですまうぞオ。」て、言うさげ、爺つあ、仕方なく貸してやたど。隣りの爺さまあ、婆さまと餅搗えだれば、瓦かけなの石ころなのばかり出はてきたど。爺さまあ、ごしやえで、ごしやえで、白ば鉞で割って、おがまさくべですまたどオ。爺つあ、大事な白返してもらうべと思て行たれば、隣りの爺さまあ、「大判なの小判なの、さっぱり出はらねで、石ころなのばかり出はてきたさげ、ごしや腹焼げて、ぶつ割って、おがまさくべですまた。」て、言たど。爺つあ仕方なえなあと思て、白燃やしたあぐ貰てきたどオ。

⑫ ほうして、ほのあぐば畑さ撒えだどオ。

⑬ したれば、畑一面、ひょうが出はたけずまナア。ほれで、ほのひょう、婆ちゃ取ってきて、茹でで食たど。ほうすつど、爺つあの腹あ張って、屁出だど。ほの屁あ、綾や チュウチュウ 錦サラサラ ごよのまたの あわえから ツツラブン パン ピー っ

て、聞こえるっけどオ。爺っあ、なんべんたつても、綾や チュウチュウ 錦サラサラ ごよのまたの あわえから ツツラ プンパンピーー って、いうのだっけど。ほれで、婆ちゃあ、「爺っあ、爺っあ、ほの屁、山形の旦那衆さ行って、聞かせだらええべ。」て、言うさげ、爺っあ、出がけだどオ。

⑭ ほうして、山形の旦那衆の門、叩えで、「ドンドーン！」「何者だァ！」「わたし最上の屁っぴり長者あ」「ほれであ一つたつてみる。」って、ゆうことになったど。

⑮ ほうして、綾や チュウチュウ 錦サラサラ ごよのまたの あわえから ツツラ プンパンピーー ってたつたどオ。旦那あ、おもしろがて、もう一回って言うさげ、また、綾や チュウチュウ 錦サラサラ ごよのまたの あわえから ツツラ プンパンピーー って、たつたどオ。旦那あ、喜んで、錢だの何だの、褒美、えっぱえ呉でよこしたどオ。

⑯ したれば、隣の爺さまあ、はえずば聞えで、ひょう、えっぱい食って、山形の旦那衆の所さ、出かけたどオ。

⑰ ほうして、「ドンドーン！」「何者だァ！」「わたし最上の屁っぴり長者あ。」「ほれであ一つたつてみる。」ほして、綾や チュウチュウ 錦サラサラ ごよのまたの あわえから ツツラ プンパン まで行ったれば、「ビリビリビリッ！」って、ンコむぐしてすまたっけどオ。「汚え爺さまだあ、外さ投げで来え。」って、旦那が言て、若い衆達あ、爺さまば、たがて、外さ、ぶ投げだけどオ。爺さまあ、投げらつて、えだくして、「オエーン、オエーン！」て、泣えで、家さ行ったっけどオ。どんびんさんすけホラの貝ボホーンボホーン

かなり長い引用になって恐縮だが、これが今回の検討対象となる「赤

いこん箱（屁ひり爺）」の全文である。採録時点での話者のテンポを重視して、とりあえず「したれば」「ほうして」で切ってみた。接続詞と言うなら「ほれで」(④⑨⑬)・「ほれがら」(⑪)・「ほうすつど」(⑬)・「ほして」(⑰) などもあるが、あまり細かく分けてしまつては逆に意味がなくなるので、「したれば」「ほうして」のみに限定しておく。それだけでも、「晚げ来て」(⑥・⑪)や「ほうして」+「したれば」(⑩⑪・⑫⑬)のように、はっきりとした（無意識の？）話者の語りわけによる対応を垣間見ることができる。すなわち、この区分はあくまで語り口を優先するものであって、話内容の要素によるモチーフ別のそれではない。さて、この昔話の構成から何がわかるのであろうか。

第二節 〈花咲か爺〉としての「赤いこん箱（屁ひり爺）」

たいへん長い引用になったので、改めてモチーフごとに十項目にまとめ、粗筋ふうにはかり直したうえでアルファベットを振り構成の要約を次に示す。このうち、B・D・Fに隣の爺（または夫婦）が絡むわけである。

- (語り初め……………①)
- A 犬の登場と成長……………①②③
- B 山の宝物による得失……………④⑤⑥⑦
- C 犬の死と墓標の松……………⑧⑨
- D 臼の餅による得失……………⑩⑪
- E 臼の焼却と「ひょう」……………⑫⑬
- F オナラによる得失……………⑭⑮⑯⑰
- (語り納め……………⑰)

印象的な出だしA (①②③)や、山伏の関与を窺わせる語り納め(⑰)

にも興味ひかれるが、この「赤いこん箱（屁ひり爺）」で、まず何より黙過すべからざる特徴は、話型的には、これがいわゆる〈花咲か爺〉とも〈雁取り爺〉とも違い、あえて言えば副題のごとく〈屁ひり爺〉と解しうることだ。この、大半の展開は〈花咲か爺〉（ないし〈雁取り爺〉）なのに、結末が「屁」で終わる当該昔話は、山形においてはもちろん、全国的にもたいへん珍しい事例と言える。この結末が、話者による意図的な改変や無意識的な錯誤でないらしいことは、ちゃんと語り初め・語りの納めを具備するだけでなく、後述のとおり、山形県で語り継がれる他の〈花咲か爺〉（または〈雁取り爺〉）型の昔話と比較してみれば容易に想像がつく。当該「赤いこん箱（屁ひり爺）」の結末が偶発の一回的事例ではないこと、これが本稿でまず確認したいことである。そこで、「赤いこん箱（屁ひり爺）」という題名について一言したい。

元来、〈花咲か爺〉〈雁取り爺〉という話型名は、結末を基準に分類されたすぐれて換喩的な呼び方である。この種の話型の基本骨格が、犬による福德↓臼による福德↓灰による福德（さきの例ならば④↓⑪↓⑬⑭⑮）、というふうなまとめうる以上、〈花咲か爺〉〈雁取り爺〉という呼び方は灰によって何がもたらされたかの違いである。〈雁取り爺〉が話型的な〈花咲か爺〉の先蹤であるかどうかの詮索はさておいて、両方ともに灰が目に入る、というモチーフを共有することは看過しがたい。したがって、そのモチーフを持たない当該昔話に、文字化採録の際に「屁ひり爺」の副題を付して区別した処置は、応分の根拠が存在する。ただし厳密なことを言えば、話型としての〈屁ひり爺〉は、次節のように、通常、〈鳥呑み爺〉〈竹伐り爺〉〈竹取り爺〉などと分割して把握されるものであり、やはり「赤いこん箱（屁ひり爺）」という昔話名は少し誤解を招くものかもしれない。

昔話の具体的な題名（ここでは「赤いこん箱（屁ひり爺）」は、ほとんどの場合、話者が固有名詞として自覚的に使用しているものではない。

当該昔話の命名由来について具体的な事情は一切わからないが、前述したように「屁ひり爺」の副題があることから、いずれ『せんとくの金—江口ヨシノとんと昔七十二話—』という本に採話された時点で暫定的に付されたものではないかと推察される。しかし、これも後述するように、「赤いこん箱（小箱？香箱？）」という呼称は、山形において〈花咲か爺〉系の昔話で「くいごこ（子犬？）むかし」などとともに、わりあい一般的に使用される題名である。結末の「花」や「雁」とは逆の意味で、冒頭の「箱」「犬」による換喩的な命名であるが、犬↓臼↓灰という変身による福德の点では、むしろ〈花咲か爺〉〈雁取り爺〉よりも当該話型の本質を突いたものと解釈することもできる。すなわち、「花」「雁」はあくまで互換可能な部分であり、したがって「屁」への変更もあながち荒唐無稽ではないことは、次節以降に改めて詳述する。

敷衍的に、口承文芸の文字記録化についての本稿の立場を補足しておく。

もとより、昔話は口頭伝承として受け継がれ、無文字社会を基盤として成立する。したがって、その現われ方は特定話者の一回的な営為として語られるもので、時には「こうやって：」とかというふうな仕草（身体言語）をも含む一種のパフォーマンスである。そして何より、そのディテールまで考慮するならば、同一話者が何度語ったとしても、ひとつとして単純な複製はまったくありえない性格のものである。

どだい、語りそのものの生きた状態を文字として丸ごと再現定着させることはとても不可能である。時に話者が言いごもり、時に聞き手にさりげなく同意を求めるなど、変幻自在な流動性に潜むその場の雰囲気や文字は無表情に均一化してしまう。極端な場合は、記録者の思いこみによって不適切な漢字が当てられたまま出版されたりもする。それはちょうど、古典文学作品の写本が近代に活字の注釈書として出版されるプロセスとも似ている。

ただ本稿の対象は、あくまで個々の語りの背後から話者を拘束してく
る幻の台本としての話型である。さきに、「赤いこん箱（屁ひり爺）」の
結末は、話者による意図的な改変や無意識的な錯誤ではないだろうと述
べたが、かりに百歩譲ってその場限りの例外的な語りがたまたま『せん
とくの金―江口ヨシノとんと昔七十二話―』という書物に採られたとし
ても、本稿の立場からすれば、そのこと自体さしたる重要事と言うわけ
ではない。もしそうだととしても、その暴走的な逸脱を誘引したものは何
か、が次に問われなければならないだけだ。問題の核心は、毫も変わら
ない。

第三節 〈屁ひり爺〉という話型Ⅰ―研究の現段階

そもそも、話型としての〈花咲か爺〉〈雁取り爺〉と〈屁ひり爺〉と
はどのような関係にあるのだろうか。〈花咲か爺〉〈雁取り爺〉について
は、さきほど若干ふれたので、ここでは〈屁ひり爺〉（〈鳥呑み爺〉〈竹
伐り爺（竹取り爺）〉）の話型をめぐってちょっと復習しておきたい。

たとえば『日本昔話事典』は、〈屁ひり爺〉を立項しないが、〈鳥呑み
爺〉〈竹伐り爺（竹取り爺）〉の説明が存する。まず、「たけきりじい・
竹伐り爺」（笠井典子執筆）については

致富譚の1つで竹伐りの爺が自身の屁の妙音によって幸福になると
いう、招福の話。爺が山で木を切っていると殿様が通りかかり、
「山で木を切る者は何者なら」と問う。爺が「日本一の屁こき爺」
と答えると、「そんならひとつひってみろ」と言われる。爺は、「丹
後但馬のタンタラタン、備中備後のビーチビチ」と妙音をひって殿
様にほうびをもらう。隣の欲深爺が真似て山へ行く。「山で木を切
る者は何者なら」「日本一の屁こき爺」「そんならひとつひってみろ」
ということで、屁をひると糞が出て尻を切られるという話。爺が山

で竹を切るといふ発端部分を欠いて、直ちに爺が屁を売りに行くとい
うものもある。

と記され、説明はまだ続くが以下を省略する。

また、同じく「とりのみじい・鳥呑み爺」（笠井典子執筆）について
は、

動物の力によって致富となる本格的な話の1つ。爺が山へ行くと美
しい小鳥が鍬の先に止まりよい声で鳴く。さしのべた手のひらに止
まって美しい声で鳴くので思わず呑みこむ。小鳥が爺の腹の中には
いると、爺の尻から小鳥の足が出る。ひっぱると「びびんびよどり、
五葉のおん宝ピョンピョン」と妙な音がし、爺は尻を鳴らして金
もうけをして幸せになる。また、中国地方などでは殿様が通りかか
り、「おまえは何者だ」「日本一のへっぴり爺」「ならひとつひって
みよ」と屁をひってほうびをもらうと続く場合もある。後半に隣の
爺が真似て失敗し、尻を切られるなどが多いが、前半の成功、また
は後半の隣の爺の部分だけで終ることも少なくない。

とあり、これも以下の説明は省略する。

『日本昔話事典』の両項目とも、かなり具体的な叙述なので、参考と
した直接の典拠があるものと思われるが、それは明示されていない。一
目するところ、前者が「自身の屁の妙音によって幸福になる」のに対し
て、後者は「動物の力によって致富となる」と説明はされるものの、
「日本一の屁こき爺」「日本一のへっぴり爺」などの共通性からも、両者
がかなり近い位置にある話型であることは明白である。「丹後但馬のタ
ンタラタン、備中備後のビーチビチ」「びびんびよどり、五葉のおん宝
ピョンピョン」と相応の違いを見せもするが、その「妙音」を明記する

ところも似ている。ちなみに、後者の「五葉のおん宝」は、前掲「赤いこん箱（屁ひり爺）」の⑬⑮（F）とも接点を持つが、そのことに關しては次節以降に述べる。

さらに、さきの引用では省略した『日本昔話事典』の両項目には

この話型は中部地方から西日本一帯に成熟発達しており、「鳥呑み爺」が東日本に広く分布しているのと対照的である。

〔たけきりじい・竹伐り爺〕

鳥を丸のみしたことにより鳥が腹の中で鳴いたり、へそから出た物をひっぱると鳴いたりするという形が古型で、音芸としての屁の音が喜ばれるのは、竹伐り爺との接融合以来かと考えられる。「鳥呑み爺」の話型が広く分布している東北、東日本、中部日本では、鳥の屁を売って金持ちになるという構成が多く分布している。

〔とりのみじい・鳥呑み爺〕

という解説も見える。

ここで注目したいのは、「鳥呑み爺」が中部地方を含む東日本に広く分布するという指摘である。試みに、『日本昔話大成』によってカウントされた昔話数を比較してみると、確かに〈鳥呑み爺〉は近畿以西が七十二話に対して中部以東が二〇一話、〈竹伐り爺（竹取り爺）〉は前者が一六九話に対して後者が三十九話であるから、いちおう『日本昔話事典』の記述は納得できる。ただ、周知のとおり中部地方はかなり広く、東に加えるか西に加えるかでバランスは大きく変わるので、その中間領域の数字をあえて除外して再度の東西比較を試みれば、〈鳥呑み爺〉が七十二話と九十一話、〈竹伐り爺（竹取り爺）〉が一六九話と三十五話、となる。〈鳥呑み爺〉はやや平均化するものの、〈竹伐り爺（竹取り爺）〉の西日本優位はさらに際だつ。もとより、話型認定のグレーゾーンも考慮

しなければならぬが、総じて『日本昔話事典』の説明はおおむね肯しうするものと言ってよからう。ただし、「屁の音が喜ばれるのは、竹伐り爺との接融合以来か」というように、〈鳥呑み爺〉〈竹伐り爺（竹取り爺）〉という話型の東西対立が本来的なものであったかどうか、については、次節に述べるように、そもそも両話型をどう把握するかという問題とも絡むので、この段階ではなんとも即断はできない。むしろ『日本昔話大成』が、「竹取爺」について

この話の名称は屁ひり爺・鳥呑爺・竹取爺などと呼んでいるが、放屁の行為、原因、もしくは殿様に実演してみせる場所、もしくはその職業の名称に由来するもので、これらは同一タイプに属するものであろう。

と述べるところは穩当な見解と思われる。本稿で、〈鳥呑み爺〉〈竹伐り爺（竹取り爺）〉よりも、それらを包括的する術語として〈屁ひり爺〉の名称を多用する所以である。

しかしながら、さきの「赤いこん箱（屁ひり爺）」との関連からは、なにもまして特に重要な事実として、『日本昔話大成』での分類方法に注意しておかなければならない。すなわち『日本昔話大成』では、「本格昔話」の「隣の爺」という分類のもとに、「雁取爺」「鳥呑爺」「竹取爺」「花咲爺」を連続して並べるからである。この事実は、「赤いこん箱（屁ひり爺）」を検討するうえで非常に大きな問題を孕むので、なお迂回するようだが、柳田国男の所説を参考にしつつ、〈屁ひり爺〉と〈花咲か爺〉とをめぐって今少し検証を続けてみたい。

第四節 〈屁ひり爺〉という話型Ⅱ—柳田国男の見方

前述したとおり『日本昔話大成』は、「隣の爺」という分類下に「雁

取爺」「鳥吞爺」「竹取爺」「花咲爺」の話型四種を順次並列するが、この配列は『日本昔話大成』の前身『日本昔話集成』においても同じである。では、そもそも日本における口承文芸研究の祖である柳田国男は〈屁ひり爺〉の話型をどのように捉えていたのだろうか。

柳田国男が〈屁ひり爺〉の話型についてまとめた言及をしているのは、有名な『昔話と文学』（一九三八）においてである。『昔話と文学』は、〈かちかち山〉や〈猿地蔵〉など代表的な昔話を題材に、口頭伝承と文献記録との橋渡しを試みた著作で、今なおさまざまな問題を提起し続けている。当面ここで関係してくる論考は、『昔話と文学』の冒頭を飾る「竹取翁」「竹伐爺」「花咲爺」の三編である。その論点は多岐に渡るが、本稿との関わりから、特に次の三項目に集約しておく（『昔話と文学』は『柳田国男全集』による）。

まず第一は、「竹取翁」から「竹伐爺」へ。

柳田は周知のとおり、「竹取翁」「竹伐爺」の二論考において、『竹取物語』を口承文芸の流れのなかで定位置し直すという野心的な試みを行なっている。すなわち、『竹取物語』のなかの歌曲「よゝの竹取」に着目して、そこに「竹取翁」から「竹伐爺」に至る竹細工職人という説話の担い手を摘出する。昔話「赤いこん箱（屁ひり爺）」で言えば⑭⑰（F）の「わたしゝ最上の屁っぴり長者ゝ」、前引『日本昔話事典』の例で言えは「日本一の屁こき爺」「日本一のへっぴり爺」と、それぞれ唐突に「長者」や「日本一」と名告りをおげるだけの一種の必然があったというわけである。しかし、なにより本稿との関連からは、

関西の方では一般に、屁こき爺というちつと尾籠な名で知られて居る昔話が、土地によっては又竹伐爺の名を以て呼ばれて居る。…略…

我々の竹伐爺には、小さい美しい天女は終ひまで出て来ないが、其代りには小さな美しい鳥が来て、主人公を幸福の生活に導いて居る。

という記述が見逃せない。

前半で「屁こき爺」と「竹伐爺」とが同じものであること、後半でその「竹伐爺」には『竹取物語』のような「小さい美しい天女」ではなく「小さな美しい鳥」が登場すること、をそれぞれ指摘する。言うまでもない、「小さな美しい鳥」は〈鳥吞爺〉を示唆するわけである。すなわち、柳田は、〈屁ひり爺〉を〈竹伐り爺（竹取り爺）〉とほぼ同じ概念で用い、〈鳥吞爺〉の話型をそこに包摂していることになる。現に、柳田は「佐々木喜善君の如きは、総称して之を鳥吞爺と名づけようとして居た」（「竹伐爺」といささか懷疑的な口吻である。さきの『日本昔話大成』が、「屁ひり爺・鳥吞爺・竹取爺」を「同一タイプ」と認定したことを改めて想起したい。ただし、それらは柳田にとって、「かくや姫の鶯の卵」を媒介とした、あくまで『竹取物語』あたりから滔々と流れる系譜のもとに位置づけられるわけである。

第二は、『福富草紙』に記された放屁音。

柳田は、「へひり爺の、たつた一種だけ文書に伝はつて居るもの」（「竹伐爺」）であるお伽草子の絵巻『福富草紙』に着目する。現在では「放屁合戦絵巻」の存在も知られるようになったが、当時として『福富草紙』への言及それ自体きわめて先駆的な業績である。しかし何よりも、柳田の炯眼は「あやつゝ、にしきつゝ、こかねさら／＼」（春浦院蔵古絵巻「福富草紙」）という放屁音の画中詞に注目したことにある（『室町時代物語大成』による）。これと類似した放屁のオノマトペは、現行〈屁ひり爺〉の昔話でも、

「黄金さら／＼」の方は中国地方にも伝はつて居る。…略…中部から関東にかけては、此言葉がもう可なり變つて鳥の声に近くなつて

居るやうだが、越後や奥羽に行くとき再び錦さら／＼が出て来る。…略：「五葉の松原」は福富草紙の方には無いけれども、全国各地に保存するから、古くからのものであったらうかと思ふ。（「竹伐爺」）

というように幅広く見出すことができる。

日本の東西に離れた周囲的な分布状況は、十五世紀の都文化の中で制作されたと思われる『福富草紙』の画中詞と遠く呼応しているにちがいない。しかも、その多くは「あや（綾）つゝ、にしき（錦）つゝ、こかね（黄金）さら／＼」に「五葉の松原」が付加された形の擬聲音なのである。ここに至って、前掲の「赤いこん箱（屁ひり爺）」の⑬⑭⑮（F）と『日本昔話事典』の「びびんぴより、五葉のおん宝ピョンピョン」も、これら一連のオノマトペに属することが了解できてこよう。そして、「中部から関東にかけては…鳥の声に近くなって居る」というところは、『日本昔話事典』の〈鳥呑み爺〉に言う分布とも偶合するのである。これは、次の重要な論点とも密接に絡み合ってくることになる。

すなわち第三番目は、〈屁ひり爺〉と〈花咲か爺〉との接触、である。柳田は、「あやつゝ、にしきつゝ、こかねさら／＼」系のオノマトペを、「竹伐爺」に限らず全国各地から収集するが、そのなかで放屁音ならならざる若干の黙視できない例外を紹介している。具体的には、「幼い者が一寸した怪我などをした時」の呪文とする事例（「竹取翁」）、「屁ひり爺」に限らず一般の昔話の語り収めに使用する秋田の事例（「竹伐爺」）、そして新潟の「花降り爺」で「灰を撒く詞」として唱える事例（「花咲爺」）、である。この「灰を撒く詞」が、本稿で取りあげた「赤いこん箱（屁ひり爺）」とまったくの合致を見せることの重要性については次節に述べるとして、ここでさしあたり留意したいのは、

それだから矢鱈に人の真似はするもので無いと、など、謂つて小兒

を笑はせて居る。瘤取雁取を始めとして、此型は我邦にはよく発達して居る（さうして花咲爺の後段は多分雁取爺と此竹伐の混成改作であらうと思ふ）。（「竹取翁」）

と、柳田が〈花咲か爺〉を比較的新しい昔話と捉えているらしい点である。この引用文は、昔話「竹伐爺」の結末に言及した個所で、「此型」というのは〈隣の爺〉の話型であることに相違ない。その意味から、『日本昔話集成』『日本昔話大成』で、上位分類「隣の爺」のもとに「瘤取雁取」を配置するのはそれなりの根拠が存する。しかし、後年の『日本昔話名彙』（一九四八・三）においても、「完形昔話」のうちの「動物の援助」として、「花咲爺」「竹伐爺」「鳥呑爺」を列挙するとおり、あくまで柳田の〈花咲か爺〉に対する関心は、終始一貫「動物」＝犬にあったことは疑いない（『日本昔話事典』〈鳥呑み爺〉に言う「動物の力によって致富となる本格的な話」）。少しわかりにくいのは、「花咲爺の後段は多分雁取爺と此竹伐の混成改作」というところであろうか。

〈雁取り爺〉が〈花咲か爺〉の先行形で、その「後段」が「雁」から「花」に変化したものであろうとは、柳田自身も想定済みである（「花咲爺」）。その事実も踏まえて推測するならば、ここに言う「此竹伐」の具体的内実とは、前掲引用部分の直前で柳田が述べたところの、「隣の爺」が「尻を切られ」「血だらけ」なのをその妻が「赤い衣装」と勘違いした、という展開を指すことにまちがいない。「赤いこん箱（屁ひり爺）」の色彩をどこかで連想させる、この結末を持つ〈花咲か爺〉は、柳田も簡単にふれ、曲亭馬琴の『燕石雜志』に早く見えるところでもある（これについては『福富草紙』も含め次節以降を参照）。こうしたヴァリエーションの存在は、「灰から以後は中古からの付け足しであつたかも知れぬ」（「花咲爺」という推定を裏づけるものと言えよう）。

第五節 山形県内における〈花咲か爺〉の諸相

こう見てくると、〈隣の爺〉の話型で、〈花咲か爺〉と〈屁ひり爺〉を一括りするよりも、『昔話と文学』における多元的な問題把握の方が、昔話「赤いこん箱（屁ひり爺）」の解析では有益と思われる。『竹取物語』との接点は未知数であるにせよ、特に、『福富草紙』までさかのぼる放屁音（「綾やチュウチュウ錦サラサラ：ツツラパンパンピー」）は、「赤いこん箱（屁ひり爺）」の背後に話型〈屁ひり爺〉の広大な伝承の裾野を想像させる。「花咲爺の後段は多分雁取爺と此竹伐の混成改作」であるとすれば、かりに昔話「赤いこん箱（屁ひり爺）」の結末が話者の意図的または無意識の突発事だとしても、その根っこは存外深いところにあったと言うべきだろう。そこで、山形県内で報告された〈花咲か爺〉の諸事例と俯瞰的に比較することで、「赤いこん箱（屁ひり爺）」の特質を今度は搦め手から際立たせてみたい。ここで具体的な手がかりとするのは、「赤いこん箱（屁ひり爺）」と似て非なるモチーフ、前述の「灰を撒く詞」および「赤い衣装」である。

現在まで管見に入った、いわゆる〈花咲か爺〉と認定しうる山形県内の口承文芸は、当該「赤いこん箱（屁ひり爺）」を除いて都合三十五話を数える。取材範囲に多少のズレがあるので単純比較はできないが、『日本昔話大成』では山形県の〈花咲か爺〉として三十二話を登録しており、この数は新潟県の二十七話、福島県の十七話を抑えてトップの数字を誇る。このような最多レベルの山形県においてさえも、当該「赤いこん箱（屁ひり爺）」のように、後半を〈屁ひり爺〉で終息させる語りはほかに存在しないようで、おそらく全国的に見てもこの結末はたいへん稀有なものと思われる。

しかるに、「あやつゝ、にしきつゝ、こかねさら／＼」系の唱え言を「灰を撒く詞」として用いた事例となると、柳田の言う新潟の「花降り

爺」に限らず、東北地方の〈花咲か爺〉においていささか目立ち、そのなかでも山形県では全三十五話のうち十七例というほぼ過半に迫る高率である。ためしに、そのいくつかを掲げてみよう。

アヤはチュウチュウ コガネ ザラザラ チチンボン パラリン
 「花咲じじい（話者：佐藤まつ）」「蛇むこむかし・白鷹の民話」
 チチン ポイポイ コガネ サラリン

「くいごこむかし（話者：赤木精作）」「米沢市築沢の昔話」
 ピンパラリー ごよーの松

「花咲爺（話者：阿部きよめ）」「庄内昔話集（全国昔話資料集成37）」
 あやちゅーちゅー にしぎさらさら ごよーのたがらをもってまい
 れ ちちん ぶん ぱらりん

「花咲がちんち（話者：佐藤ツギ子）」「真室川町の昔話Ⅲ」

依拠文献の刊行に対応させ、一九六〇年代から九〇年代まで各一冊づつを選択した。いずれの昔話の場合も便宜的な標題だが、ここでも「くいごこむかし」の名称が顕在化する点には注意を払っておきたい。ただし、「くいごこむかし」も「花咲爺」「花咲がちんち」も、発端と末尾との違いこそあれ、換喩的な命名であることだけは変わらない。

さて、これらの引用部分は、さきにも述べたごとく、いずれの〈花咲か爺〉においても、正直爺が花を咲かせる時に唱える呪言であり（オナラはまったく関係ない）、まぎれもなく柳田国男が指摘した新潟の「花降り爺」の事例に適合する。おのおの表面上かなり違って見えるが、「五葉の松原」との接点も明白であって（「ごよーの松」「ごよーのたがら」）、古く『福富草紙』に断片的な姿を見せ、「赤いこん箱（屁ひり爺）」にも現われるオノマトペと同系統に属するものに間違いない。ちなみに、柳田国男が「幼い者が一寸した怪我などをした時」の呪文とする事例

〔竹取翁〕も、山形では『安楽城の伝承（一）—佐藤陸三さんの語り—』に真室川町の「子どもの呪文唄」として紹介されている。

ここで、放屁の音声が本来のものか、呪文の詞章が先行するのか、を論じてあまり生産的ではないだろう。もしかすると、「綾」「錦」（「松」などめでたいものを列挙する不思議な呪言は、もともと「福をもたらす春のことぶれの寿詞」（臼田甚五郎「屁ひり爺」『屁ひり爺その他（昔話叙説Ⅱ）』一九七二・五）だったのかもしれない。

このことと関連して、検討対象としたいのは、「赤い衣装」のモチーフである。「赤い衣装」とは前述したように、「隣の爺」が罰を受け「血だらけ」になるという、いくつかの〈花咲か爺〉が持つ少々残酷な結末を指す。これまた『福富草紙』とも関わるモチーフで新潟県などでは目立つが、山形においては決して多い結末ではない。しかし、この結末はさきの「あやつ」、にしきつ、こかねさら／＼系の「灰を撒く詞」といっしょに現われるケースが多いようで、前掲の四例のうち次のように実に三話までがこの「赤い衣装」で終わる。

家にいたばんさは今来っか、今来っかて出で見たどころさ、真っ赤な身体して来たから、「いや、おらえのじさま、赤い衣装で来た」でいたどころが、衣裳でなくて、血だら真赤な体だったど。

〔花咲じじい』『蛇むこむかし』

婆さまは、こんど、爺さまきょう、着物えっぺ貫て来んなださげ、けじきだ着物なの着ねてえ、て、下水さつつ込んで、屋根の上さあがて、簀たげで、湯文字もなぐで、尻、へらでペンペンど叩で、「こんだ爺、無もんだ、赤っけ手拭なのかぶて来る。家さも来ねうじ、なんて話だ」て言たば、爺さまみんなが叩がった血だただけど。

〔花咲爺』『庄内昔話集』

ほーしっどまめぢあ、あーん、あーん、て泣きながら来たけど。ほしたらば、へちゃへちゃばさま、ほれど知らねえで、「あー、おれあえのぢさま、たがらおのえっぺえもらて、よろこで、うだがげで来たであ」て、ゆったけど。ほんでも近ぐまで来たな、えっくみだえば、うだどころか、ぢさまいでえくていであくて、声あげで、あーん、あーん、て泣きながら来たなだけど。

〔花咲がぢんぢ』『真室川町の昔話Ⅲ』

一番目の「赤い衣装」（「花咲じじい」）や二番目の「赤っけ手拭」（「花咲爺」）に対して、三番目の「うだ（歌）」がで来たであ」（「花咲がぢんぢ」）という違いはあるものの、「泣きながら来たな」ことを誤解したという点で、基本的には他の二話と同系統と考えてよい。

なかでも『庄内昔話集』の「花咲爺」は、早合点した婆が古着をさっさと処分する結末で（「けじきだ着物：下水さつつ込んで」）、次節のとおり『福富草紙』と一番近い。また、「屋根の上さあがて、簀たげで：尻、へらでペンペンど叩で」という印象的な描写は、東北地方で多く報告される、不思議な簀で放屁を調節して出世する〈尻鳴り簀〉という致富譚の話型とも連絡する。いずれにせよ、「あやつ」、にしきつ、こかねさら／＼系の「灰を撒く詞」から、同じく『福富草紙』と関わる「赤い衣装」、そして昔話の〈尻鳴り簀〉に至るまで、山形県の〈花咲か爺〉は放屁譚との交錯が多岐にわたっており、その土壌のうえに当該「赤いこん箱（屁ひり爺）」が定位されるとおぼしい。そのような視点から改めて見直すならば、「オエーン、オエーン！」て、泣えで、家さ行ったっけど。（「赤いこん箱（屁ひり爺）」⑩）と「あーん、あーん、て泣きながら来たけど。」（「花咲がぢんぢ」『真室川町の昔話Ⅲ』）との間柄も、なにやら無縁ならざるものを感じさせよう。

ちなみに、放屁音「あやつ」、にしきつ、こかねさら／＼と「赤

い衣裳」に早合点する隣の婆の組み合わせは、もちろん山形においてもどちらかと言えば〈屁ひり爺〉系の昔話（厳密には〈鳥呑み爺〉）でこそ顕著に窺えるものである。なかでも注目したいのは、隣の爺が放屁を真似するために、「すべらびょう」（屁っぱり爺さま（話者…佐藤テツエ））『新庄のむかしばなし』や「牛蒡だのヒョウだの」（屁ったれ爺さん（話者…高橋さつよ））『大江の民話』を食べる昔話の存在が、明白に「赤いこん箱（屁ひり爺）」⑬の「ひょう」（いわゆるスベリヒユ）と対応することである。ここでも、「赤いこん箱（屁ひり爺）」は〈鳥呑み爺〉系の〈屁ひり爺〉ときわめて具体的に結びつく。

第六節 江戸時代の〈花咲か爺〉I —『福富草紙』と『燕石雑誌』

さて、前節では「赤いこん箱（屁ひり爺）」における〈屁ひり爺〉的な結末を中心として、主に山形県内の現行昔話との比較を試みてきたが、本節と次節ではここでは何度か言及してきた『福富草紙』を媒介として、江戸時代の資料を参考とすることで、山形の〈花咲か爺〉をめぐる問題について少しく通時的な観点を補強してみたい。

〈花咲か爺〉の昔話がいつごろ発生したのか、はたしてその前身を〈雁取り爺〉と断言してよいのか—もとより、これら難問の解決にはまだまだ決定打を欠くというのが正直なところだ。だが、とにかく〈花咲か爺〉が有名になってきたのは、五大昔話のひとつとして数え上げられるようになった江戸時代後期と思われる。その時代、〈花咲か爺〉に『福富草紙』からの影響をはっきり指摘したのが、曲亭（滝沢）馬琴である。

馬琴は文化八（1811）年、柳田もふれた『燕石雑誌』四・七の「花咲翁（はなさきのおきな）」で、「童話（わらべのものがたり）に云く」としておおむね以下のように書いている（『日本随筆大成』による）。長く

なるのでややその「童話」を恣意的に摘記するならば、「老夫婦」が「養たる犬の跌くところを掘りて、思ひもかけず金を得」、隣の「腹あしき夫婦」が真似するも失敗し「犬を殺し、道次なる小松の下に埋たりしに、その松俄に大きになり」、その松で作った臼で、「翁」は「麦など春に、麦は底よりわきて、物へうつし入るゝに尽ることなく」、「隣の」とこは「麦を春に、麦はみな砕けて虫になれば、ますくいかりて臼を打くだきつゝ薪に」するが、「翁亦彼の臼の灰をとりて枯木に花を開し、国の守より金銀衣装など、あまたの恩賞給はりて、花咲の翁と召され、「隣のをとこ」はまたしても真似して失敗する、というお馴染みの筋立てである。ところで、『燕石雑誌』における「隣のをとこ」の灰撒きの失敗は、次のように記されて結ばれる。

隣のをとこ又これを羨み、彼の灰をもて枯木に花を咲せんとて、顰みて枝にふりかくるに、花はさかでその灰国の守の眼の中に入にければ、従者どもやすからぬ事かなと、いきまきて手ごとにかくち懲らせば、忽ち頭を傷られ血に塗つゝ、辛じて逃てかへるを、妻なりける女門より遙に見て、あなわが夫は守より紅の衣など、夥被させ給へりと悦ぶ程に、近くなるまゝよく見れば、衣にはあらで血に染たるなり。夫はやがて病ふして、遂にむなしくなりたりといふ事。

「忽ち頭を傷られ血に塗つゝ…衣にはあらで血に染たるなり」という部分こそ、まぎれもなく前節で言及したいいわゆる「赤い衣裳」のモチーフである。この引用部の分量が、当該「童話」の約三分の一とアンバランスの感も否めず、その意味では馬琴の要約の仕方にやや彼なりの思い入れがないとは言えない。また、「老夫婦慈悲をもて旨とするありけり」という「童話」の始まりも、ちょっと儒教的というか、いささか勧善懲

悪的な編集が感じられなくもない。しかし、柳田国男も言うとおり、「赤い衣装」は現行〈花咲か爺〉のなかでも認めうるから、このような終わり方を持つヴァージョンが確かに馬琴の時代にも存在したものと思われる。興味深いのは、馬琴がこの終わり方について、同じく『燕石雑誌』の「花咲翁」後半で左のようにコメントしていることだ（なお同様の指摘は『嬉遊笑覧』九にも見られる）。

となりのをとこが血に塗れて帰るを、妻の女遙に見て、紅の衣給はりてかへるにこそと、うれしく思ひしといふよしは、福富の草紙といふ絵巻物のおもむきに似たり。しからば花咲の翁は、福とみの翁を思ひよしたる歟。

ただ単に『福富草紙』というだけでなく、「福富の草紙といふ絵巻物」なる視覚的なものとしても捉えていることは、次節にも関わるポイントなので注意しておきたい。そして、「福富の草紙といふ絵巻物のおもむき」の中身「となりのをとこが……うれしく思ひし」とは、まさしく前述「赤い衣裳」のことで、春浦院蔵古絵巻「福富草紙」にて当該箇所を掲げれば

おほちは、色／＼の御そとも、かつきて、おはするめり、ふるきぬとも、みなやきてん、あなうれしや

という、血だらけの夫を誤解する隣の婆のセリフあたりが該当しよう。この「福富草紙」の「色／＼の御そとも、かつきて、おはするめり」は、『燕石雑誌』所載の「花咲翁」の「紅の衣など、夥被させ給へり」と照応することに疑いない。ここで、馬琴が「衣にはあらで血に染たるなり。夫はやがて病ふして、遂にむなしくなりたり」あるいは「紅の衣給はり

てかへるにこそと、うれしく思ひし」と、『福富草紙』のような古着焼却までは書いていないことに留意したい。現行〈花咲か爺〉の場合でも、前掲『庄内昔話集』みたいな結末はあっても、上記「福富草紙」のように焼却までするものは珍しい。

そもそも『福富草紙』には、本稿でこれまで使用してきた春浦院蔵古絵巻「福富草紙」系の二巻本のほか、「隣の爺の失敗と婆の強欲を笑う内容の、二巻本の下巻が独立した」一巻本も存在する（『お伽草子事典』）。基本的に〈屁ひり爺〉という内容は変わらないが、前者では隣の爺が福富織部と呼ばれるのに、後者ではそれが主人公の名前に転用されるなどの違いもある。だから、『燕石雑誌』の「花咲の翁は、福とみの翁を思ひよしたる」という言い方へ神経質になるのならば、馬琴は一巻本の方を意識しているとも解せなくもない。だが、一巻本より二巻本の方が江戸時代以降かなりの流布を見せているし、なにより放屁音「あやつ、」にしきつ、こかねさら／＼」の画中詞は看過しがたい。春浦院蔵古絵巻「福富草紙」の存在によって、十五世紀末でさかのぼりえた〈屁ひり爺〉は、〈花咲か爺〉の話型より確実に先行するものと推量してよいであろう。

翻って話を『燕石雑誌』の「花咲翁」にもどせば、この「童話」は「養たる犬の跌くところを掘りて」や「白に挽て麦など春に」など、実のところ「赤いこん箱（屁ひり爺）」とは確かに相違点が目立ちすぎる。だが、その違いを差し引いても、『福富草紙』の結末から明白に影響を受けた〈花咲か爺〉が、江戸時代後期の時点で確実に存在していた徴証として、『燕石雑誌』の記事はきわめて重要なものと考ええる。「赤いこん箱（屁ひり爺）」に見られる〈屁ひり爺〉的な結末は、〈花咲か爺〉のみならず〈雁取り爺〉の話型を考えるうえでも、単なる後発的些末現象として一蹴しえないことになるわけなのである。

第七節 江戸時代の〈花咲か爺〉Ⅱ―草双紙の世界から

前節では、『福富草紙』の「赤い衣裳」を手がかりにして、馬琴の考証を本稿なりになぞり直すことで、改めて「赤いこん箱（屁ひり爺）」のような展開が発生する可能性について再確認した。もっとも、ここまでの考察はいささか〈屁ひり爺〉的な結末に偏したもので、今度は話題を少し全体的な構成にも広げながら、山形県の〈花咲か爺〉が持つ古態性についてもふれておきたい。

実は、『福富草紙』という接点に拘泥しないのであれば、江戸時代における〈花咲か爺〉関係資料はもっとさかのぼりうるようだ。すなわち、草双紙と汎称される赤本・黒本・青本・黄表紙・合巻のたぐいに、かなりの〈花咲か爺〉物が出版されている（瀬田貞二「花咲爺」『落穂ひろい（上巻）―日本の子どもの文化をめぐる人びと―』一九八二・四、内ヶ崎有里子「花咲爺」『江戸期昔話絵本の研究と資料』一九九九・二）。初期草双紙には刊年不明のものが多くいけれども、その何点かは『燕石雑誌』をはっきりとさかのぼりうるものと断定できる。ここでは、そのなかでも一番古いとおぼしき赤本『枯木花さかせ親仁』（かれきにはなさかせじ）を取りあげる。該書は作者・出版年時ともに不明ながら、挿絵が鳥井清満の手になるようだから、その成立は宝暦・明和（一七五1～一七72）くらいだろうか。つまり、『燕石雑誌』より半世紀ほど早い。『枯木花さかせ親仁』の「再刻再板と紹介されている作品」（内ヶ崎「江戸期昔話絵本に見る赤本と黄表紙のかかわり―赤本とかかわりの深い黄表紙三作品をめぐる―」前掲書）が、『古昔花咲勢親父（むかしくはなさかせぢ）』（寛政九一七97年？）として黄表紙にも存在することから、この話の内容が十八世紀後半における〈花咲か爺〉の標準的なイメージを提供していることが推知される。

『枯木花さかせ親仁』は全十画面で構成される絵本だが、前掲の内ヶ

崎論文「花咲爺」によれば筋展開は次のとおり（『枯木花さかせ親仁』は『岩崎文庫貴重本叢刊』による）。

- (1) 川上から犬が出現する。
- (2) 正直爺、犬の教えにより金銀を得る。
- (3) 慳貪爺、正直爺の真似をするが失敗し、犬を殺す。
- (4) 正直爺、白より金銀を得る。
- (5) 慳貪爺、正直爺の真似をするが失敗し、白を燃やす。
- (6) 正直爺、枯れ木に灰をまき、花を咲かせ褒美を得る。
- (7) 慳貪爺、正直爺の真似をするが失敗する（殺される）。

絵画の側からは、一丁表が(1)、一丁裏が(2)、二丁表裏が(3)、三丁表が(4)、三丁裏が(5)、四丁表が(6)、四丁裏・五丁表が(7)、五丁裏は後日譚、という場面对応になる。この『枯木花さかせ親仁』には、昔話「赤いこん箱（屁ひり爺）」ともこれまでにない共通性が披見される。すなわち、(1)の川から犬が出現するという点である（「赤いこん箱（屁ひり爺）」で言えば、①②③またはA）。

もっとも、川で犬に出会う冒頭の〈花咲か爺〉は、なにも「赤いこん箱（屁ひり爺）」に限らない。たとえば、「赤いこん箱（屁ひり爺）」を含めた山形県内の〈花咲か爺〉全三十六話のうち、実に二十九話までが犬の出現場所を川とする。うち、十七話は「赤いこん箱（屁ひり爺）」同様、婆による二個の箱からの選択という発端なのに対して、十一例は魚取りに行った二人の爺の得失が始まる点、なにやら『枯木花さかせ親仁』に近い（残り一例は単純に婆が犬を拾う）。しかし、『枯木花さかせ親仁』の冒頭(1)は、洗濯にきた「正じきば、（正直婆）」が「ちん（狎ころ）」を、「けんどんば、（慳貪婆）」が「めしびつ（飯櫃）」を、と対照的な二人の婆の登場でなにより独自性を示す。

そもそも、二人の婆の得失が始まる〈花咲か爺〉は、全国的に見渡しても、現行の昔話ではほとんど存在しないようである。考えてみれば、婆一人による箱の選択も得失を意味するから、〈隣の爺〉の極端な変形と解することもできよう。川を流れる箱という発端は、〈雁取り爺〉のみならず〈桃太郎〉や〈瓜子姫〉の一部にも見られ、そこに「神の御授け」による「非凡児」の出現という性格を読み取ることもできよう（柳田「花咲爺」前掲書）。だが、いずれにせよ『枯木花さかせ親仁』のごとく、最初から〈隣の爺〉ならぬ二人の婆が登場する事例は珍しい。あるいは、『枯木花さかせ親仁』の独創と考えてよいのかも知れない。当然、細部では食い違う点も少なくないが、「赤いこん箱（屁ひり爺）」を代表とする山形の〈花咲か爺〉譚を考えるうえで黙視できない共通点がひとつ存在する。それは、犬の巨大化である（「赤いこん箱（屁ひり爺）」の③またはA）。

『枯木花さかせ親仁』では、②「ちん（狎）ころ大きくなり」③「せなか（背中）にすきくハ（鋤）を（付）け」と表現される。挿絵を見ると、確かに犬というよりは豚（？）と見まがうばかりに丸々と太って、背中に農具入れの吠をしょい、そこに鋤を入れ、鋤は外に出してある。この鋤・吠とは、たとえば「赤いこん箱（屁ひり爺）」④の「鋤も積ける、カンコーカエン！吠も積ける、カンコーカエン！」という、犬の「白」の吠え声（？）に対応する即物的な視覚化にほかならない（白い動物の聖性は言うまでもない）。もとより、この吠に鋤を入れた犬は、山形以外の〈花咲か爺〉にも登場しないわけではないが、とにかく『枯木花さかせ親仁』（『古昔花咲勢親父』も）がそれらと強い連関を見せる。『枯木花さかせ親仁』には、まさしく「民間説話」が「絵」に表現され、文の説明を省いた「要素を認めるのである」（『近世子どもの絵本集・江戸篇』注）。

ちなみに、「赤いこん箱（屁ひり爺）」の⑩では「餅搗えだずま」と語

られるが、山形県の〈花咲か爺〉では松から作った挽き白（木磨り白）と明言する昔話が十二例あり、他県と比べてもやや顕著的な傾向を見せている（一例を除き残りすべてが川で犬を拾う形式の昔話）。偶然かも知れないが、『枯木花さかせ親仁』でも、④に「うす（白）」を碾くと「金銀ひきいたす」とあって、挿し絵でも明確に挽き白を描く。山形の〈花咲か爺〉の古態性を暗示するものと言えようか。

『枯木花さかせ親仁』の②③④をとおして、山形の〈花咲か爺〉が多く江戸時代後期までさかのぼるモチーフを持つことを再確認したが、ついでに赤本『花さきぢ、老楽のゑいぐわ』にもふれておきたい。

『花さきぢ、老楽のゑいぐわ』は奥村政信の絵で、『枯木花さかせ親仁』との成立先後も微妙であるが、いちおう後者の刊行が早いと推測されている（『近世子どもの絵本集・江戸篇』解題）。残念ながら、『花さきぢ、老楽のゑいぐわ』は後半部分しか伝存しないので、肝心な犬の様子がまったく不明だが、現存個所が挽き白から「小判大判」が出る場面で始まり（『枯木花さかせ親仁』の「金銀」も挿し絵は大判小判）、末尾の「ちん（狎）ころがおかげじや」など、どうやら『枯木花さかせ親仁』とも無縁ではなさそうである。『花さきぢ、老楽のゑいぐわ』で注意したいのは、「正じきぢ」が灰を撒くシーンで「はい（灰）をこにまぶるよう：はな（花）ができ申す」と、あたかも造花を製作するがごとくに説明され、さらに結末部に至っても「はい（灰）を入しぎる（箆）より金銀せにわき出て」と、一貫して「灰の再生呪力」（野本寛一「花咲爺」『共生のフォークロア・民俗の環境思想』一九九四・四）が強調されるなど、改めて〈花咲か爺〉が基本的に犬の物語であることを再認識させられる。加うるに、『花さきぢ、老楽のゑいぐわ』の挿絵では、「けんどんじ、い（慥貪爺）」が「た、（叩）かれよろばいある（歩）きつへ（杖）をつき」帰ってくる姿が、まさしくさきの『福富草紙』の打擲された「赤い衣裳」の画面そっくりであることも、結末部分を後代的

転加とする柳田のさきの予想にも合致するものであろう。

第八節 東アジア近隣諸国の〈花咲か爺〉

さて、本稿冒頭で「狗耕田」故事にふれたので、最後に〈花咲か爺〉の国際的な拡がりに関して略述したい。実は、ここでも「赤いこん箱（屁ひり爺）」の結末が少なからぬ存在意義を持ってくるからである。もとより、日本国内でさえおぼつかないのに、海彼の資料を扱うのは、いささか本稿の手にあまる作業であるが、以下、日本語で書かれた論文のみを参考とするやや手荒な比較検討を試みたい。

〈花咲か爺〉と近似した「狗耕田（耕田狗）」という民間説話が、中国なかでも長江以南に、かなり多様で濃密な分布を見せ、そのことは犬による穀物将来説話とも関わるだろうという仮説が提示されている（伊藤清司「新嘗祭の村々を訪ねて―穀物将来説話と「花咲爺」の原像」『中国民話の旅から―雲貴高原の稲作伝承（NHKブックス474）』一九八五・二）。就中、柳田も「中古からの付け足しであつたかも知れぬ」と述べた散灰以降の展開が、中国においても「竹伐爺型」「猿地藏型」「枯樹開花型」と大きく三分類できる、との指摘はきわめて重要である（伊藤清司「昔話「花咲爺」の祖型」『〈花咲爺〉の源流（新民俗文化叢書3）』一九七八・四）。

日本の「灰播き話」（柳田「花咲爺」）は、これまで述べてきたとおり、その結末によって〈花咲か爺〉と〈雁取り爺〉、そして例外的なものとして本稿で扱った「赤いこん箱（屁ひり爺）」などが存在していた。それらを、中国の伝承事例とつきあわせれば、いわゆる〈花咲か爺〉は「枯樹開花型」、「赤いこん箱（屁ひり爺）」は「竹伐爺型」に、それぞれ該当する。一方、〈雁取り爺〉に対して「猿地藏型」は食い違うが、どちらも〈花咲か爺〉〈鳥呑み爺〉〈竹伐り爺（竹取り爺）〉とともに、「動物の援助」（『日本昔話名彙』ないし「隣の爺」（『日本昔話集成』『日本

昔話大成』）として一括される話型である。いずれにしても、「赤いこん箱（屁ひり爺）」に似た結末が、中国の「狗耕田（耕田狗）」においても見受けられ、「竹伐爺型」と言われるように、その報告例も決して少なくないことは注目せざるをえない（直江広治「狗耕田譚（犬が畠を耕す話）」『中国の民俗学（民俗民芸双書13）』一九六八・四）。ただし、ここで無視できない問題が存在する。それはほかならぬ中国の「竹伐爺型」とは、「香屁」であることだ。

たとえば、浙江省の「狗耕田（耕田狗）」はおおよそ九種類に分けられると言う（劉魁立「民間説話の生命の木―浙江省現代狗耕田タイプの形態構造分析―」『比較民俗研究』二〇〇二・十一）。多様なそれらを、やや強引だが、本稿の趣旨にそくして最大公約数的なモチーフごとまとめ直してみれば、

- a 財産分けにより犬を獲得する弟
- b 犬の耕作による得失
- c 兄による犬の殺害と墓標の植物
- d 植物を加工した器物による得失
- (e 灰を肥料とした豆)
- (f オナラによる得失)

とでもなるうか。

アルファベットは、さきの「赤いこん箱（屁ひり爺）」要約に対応させた。どうやら、浙江省の事例ではdで終わってしまうものが多いようであり、その終わり方も怒った兄が木工品（臼など）を燃やすと家まで焼けてしまう、という徹底した信賞必罰のパターンを持っている。さらにbの段階でも、犬が耕作するかどうかの賭け事での得失が含まれるなど、かなり特徴的である。そのなか、ここにもやはりe・fという「竹

伐爺型」が確かに存在している。しかし、見逃してならないのは、ここでのオナラも前述した良い匂いの「香屁」であることだ。「赤いこん箱（屁ひり爺）」あるいは〈鳥呑み爺〉〈竹伐り爺（竹取り爺）〉のような妙な音を発するオナラではない。

日本には、〈屁ひり爺〉のみならず、オナラの恐るべき爆風を語る〈屁ひり嫁（へやの起こり）〉という笑話もあるが、昔話における屁のイメージは、やはり〈鳥呑み爺〉〈竹伐り爺（竹取り爺）〉など、あくまで基本は聴覚的なものであり、もともと中国のように嗅覚的なそれではない。かの『福富草紙』にあっても、二人の爺の名前（福富・秀武）が音読みするとオナラの擬声音になるらしいことは単なる偶然ではあるまい（佐竹昭広「美目は果報の基のこと」『民話の思想（平凡社選書25）』一九七三・九）。ちなみに、『福富草紙』よりはくだるかもしれないが、『放屁合戦絵巻』には高向秀武の娘が登場するのは、〈屁ひり爺〉と〈屁ひり嫁〉とをつなぐヒントを暗示しているかもしれない。かれこれ勘案するなら、「狗耕田（耕田狗）」のe・fを単に「竹伐爺型」と概括することはやや議論の余地も残ろう。とするならば、中国の「狗耕田（耕田狗）」におけるe・fのような展開と、日本の〈花咲か爺〉における「赤いこん箱（屁ひり爺）」のごとき例外とは、数字的な比率から判断しても、どうやら直接的な関わりはないと判断した方がよいのかもしれない。もちろん、それはあくまで結末についてのみであり、ただちに全体的な構成における両者の没交渉を意味するものではない。それは、朝鮮半島にも〈花咲か爺〉Ⅱ「狗耕田（耕田狗）」型の昔話が存在するからである。

崔仁鶴「韓日狗耕田譚の比較」（『韓日昔話の比較研究』一九九五・五）によれば、韓国には「兄弟と犬」と称すべき〈花咲か爺〉Ⅱ「狗耕田（耕田狗）」型の昔話が存在し、その大枠は

- 一 犬の出現 (一) 兄弟がいた。
- (二) 弟が墓に行つて犬を得る。
- 二 犬の奇瑞 (三) 商人と賭合いをして、犬のおかげで弟は金持になる。
- 兄がまねるが失敗し犬を殺す。
- (四) 弟が持ち帰り犬を埋めると木がはえ、そのために金持になる。兄がまたも失敗する。

となっている。寡聞にして、韓国のほかの事例を知らないのですが、正直まったく想像の域を出ないが、これを見る限り、冒頭が遺産相続ないし祖先祭祀で始まること、途中に犬の働きを博打の対象とするモチーフを含むこと、基本的に植物を燃やして灰とする展開に至らないこと、この三点において日本の〈花咲か爺〉にはより遠く、中国の「狗耕田（耕田狗）」にはより近いと言えよう。「兄弟と犬」と言われるように、やはりあくまで話の中心は「動物の援助」（柳田）なわけである。

ただ同時に、賭博の原因が犬の農耕作業は可能か、という点にあったことは（浙江省b・韓国(三)）、「赤いこん箱（屁ひり爺）」④や『枯木花さかせ親仁』挿絵で現われる、農機具を背負った巨大な犬のイメージに明確な痕跡をも刻印しているにちがいない。また、紅白の箱が流れてくる始まり方が、前述のとおり〈桃太郎〉〈瓜子姫〉の一部にも披見できることは、漂着神としての犬が一方で老夫婦の申し子という性格も帯びているわけで、あながち中国や韓国の祖霊信仰と無縁とも言えなくなってくるのではあるまいか。そう言えば、『枯木花さかせ親仁』において白で団子を搗く理由も「いぬ（犬）にたむ（手向）けん」ためであった。

結

かなり長くなったので、ここで本稿の概略を手短かにまとめておきたい。

本稿では、山形に伝えられる昔話「赤いこん箱（屁ひり爺）」が、〈花咲か爺〉の話型分析のうえでたいへん重要な意義を持つことについて論じた。

まず、当該昔話の全容を話者の語り口に留意しながら紹介し（第一節）、改めて灰を撒く代わりにオナラをするという結末がいかに類例のないものであるかを確認した（第二節）。続いて、〈屁ひり爺〉の話型が、現代では〈鳥呑み爺〉〈竹伐り爺（竹取り爺）〉に二分割されて、原則的に独立したタイプとは認知されないこと（第三節）、しかし柳田国男にさかのぼれば、〈屁ひり爺〉とは〈竹伐り爺（竹取り爺）〉と同意で、〈鳥呑み爺〉を独立させない代わりに、『竹取物語』『福富草紙』の文学から〈花咲か爺〉の昔話に至る広範な接点を持つ可能性があったこと（第四節）、というそれぞれを説明し、後者の捉え方を再評価した。そのことと関わって、「赤いこん箱（屁ひり爺）」の終わり方が、少し角度を変えて見ると、山形の〈花咲か爺〉諸話のなかで一種の必然性を有するものであることを論証した（第五節）。次に、柳田もふれた文学史との関連と国際的な拡がりからも述べた。すなわち、早く『燕石雑誌』が『福富草紙』からの影響を認めるから、「赤いこん箱（屁ひり爺）」の結末は話型〈花咲か爺〉にとって決して近代の派生形ではないらしいこと（第六節）、加うるに、赤本の〈花咲か爺〉物も川での出会いで始まり『福富草紙』のように終わることから、「赤いこん箱（屁ひり爺）」の源流はさらに古く求められそうなこと（第七節）、を指摘した。また、中国や韓国の口承文芸を照らしても、やはり根幹は灰を撒く手前までの話と思われるが、前者における「香屁」へ展開するヴァージョンの存在に鑑み、国際的な伝播にも「赤いこん箱（屁ひり爺）」のような語り方が可能性として充分ありえたことを推測した（第八節）。

本稿の意義は、詮ずるところ、山形県を中心に広く分布する「あやつゝ、にしきつゝ、こかねさらゝ」系の「灰を撒く詞」を持つ〈花咲か爺〉

が、まさに〈屁ひり爺〉的な後半部を具備する昔話「赤いこん箱（屁ひり爺）」の介在で、その謎へひとつ具体的な回答が提示されたということにつきるかもしれない（まず前者が後者に先行することはありえないだろう）。しかしながら、その、いわゆるミッシング・リンクの出現によって、見えてきた問題はきわめて豊穡であったと言わなければならない。

【付記】本稿は、科学研究補助金の基盤研究C「出羽山形の地域特性の歴史的展開に関する基礎的研究―山形地域史の再構築―」（代表者・岩田浩太郎）に基づく研究会での口頭発表を、大幅に修正のうえ活字化したものです。席上、ご意見をいただいた方々にお礼申しあげます。また、本稿をなすにあたり、現在進行中の山形短期大学民話研究センターによる「民話アーカイブ」を利用させていただきました。かつて武田正先生がガリ版で報告され希覯となった数多くの昔話集が、活字と電子媒体という身近な形で提供し直されつつあることの恩恵ははかりしれません。改めて謝意を表する次第です。

On a Variant of “Hanasaka-Jii (The Old Man Who Made Trees Blossom)” in Yamagata Prefecture: A Narrative Structure Analysis of “A Small Red Box (The Old Man Who Farted)”

KIKUCHI Hitoshi

(Professor, Asian Cultures, Cultural Systems Course)

Yamagata Prefecture has an outstanding number of versions of a popular folktale “Hanasaka-Jii (The Old Man Who Made Trees Blossom),” including those locally known as “Inuko-mukashi (A Story of A Dog)” and “Kuigoko-mukashi (A Story of A Puppy).” Among them, “Akai Konbako (A Small Red Box,” a.k.a. “He-hiri-jii (The Old Man Who Farted)),” told by Yoshino Eguchi, is noteworthy in that the main character, an old man, does not make dead trees blossom but produces a pleasant tune with farting. The alteration from ‘bringing out blossoms’ to ‘farting out music’ in Eguchi’s version is not her whimsical invention, which can be verified by other similar variants attested in Yamagata Prefecture. Incidentally, “Hansaka-jii” has a nationwide alternative story “Gan-tori-jii (The Old Wild Geese Hunter),” which also lacks the event of blooming trees. In this connection, it is interesting to note that, in the narrative literature study, the ‘non-blooming’ versions are often believed to have appeared earlier than the familiar ‘blooming’ versions in terms of narrative structure. This paper aims to develop a narrative structure analysis of “A Small Red Box,” a peculiar variant of an old man farting out music, and discuss its parallelism with several stories in “Otogi-zoshi” and “Kusa-zoushi” (books of illustrated stories in the medieval and Edo periods in Japan) and its interactions with comparable oral narratives in China and Korea.

地租改正期の農業構造に関する基礎データの検討

―山形県村山地方の立附米調査の史的考察―

岩 田 浩太郎

(文化システム専攻歴史文化領域担当)

はじめに

- 一 山形県地租改正事業における「立附米調査」の意義
 - 二 明治六年「田畑立附米地主名前其外取調書上帳」「田畑立附米小作名前其外取調書上帳」の作成過程
 - 三 明治六年「田畑立附米地主名前其外取調書上帳」「田畑立附米小作名前其外取調書上帳」の史料性格
 - 四 新町村における土地所有規模・経営規模・家族構成・職業構成データの把握
- おわりに

はじめに

本稿は、地租改正期に山形県村山地方で実施された「立附米調査」によって得られたデータの性格や意義について考察することを課題とする。具体的には、山形県が村山地方の各村に作成を命じた明治六年（一八七三）「田畑立附米地主名前其外取調書上帳」と同年「田畑立附米小作名前其外取調書上帳」（以下、本稿では「地主書上帳」「小作書上帳」と略す）を取り上げ、その史料的な考察をおこなう。

本稿で詳述するように、明治初年の村山地方の農業構造に関する研究

を進めるに際しては、「地主書上帳」「小作書上帳」の両帳面をあわせた分析が不可欠である。両帳面をあわせて考察した先行研究には、塚本登氏の北蔵増村（塚野目組）及び田沢村に関する研究がある⁽¹⁾。また、それより早くおこなわれた永井秀夫氏の北蔵増村（北組）に関する先駆的な研究も両帳面を分析しているとされている⁽²⁾。

戦後の日本地主制史・日本資本主義形成史研究において「地主書上帳」は注目され、土地所有と農業経営の相互関係を一村規模で知りうる全国各地の史料のなかに位置づけられた⁽³⁾。山形県村山地方を対象とした研究においても、かつての地主制史研究や「世直し状況」論研究において「地主書上帳」は利用され、土地所有と経営規模の相関把握にもとづく

(1) 塚本登「明治初年における地主的土地所有の存在形態―山形県村山地方明治六年『立付米取調書上帳』の分析―」（『歴史』第四五輯、一九七四年）。

(2) 永井秀夫「地租改正と寄生地主制―山形県村山地方を中心として―」（宇野弘蔵編『地租改正の研究』上巻、東京大学出版会、一九五七年）。永井論文が依拠した史料名は北蔵増村（北組）の「田畑立附米地主名前其外取調書上帳」であるが、同氏による帳面内容の説明からすると同帳は「小作書上帳」に相当する部分も合冊しているものと思われる（塚本論文（前掲注①）、二五頁）。

(3) 中村哲「幕末・明治初年における農民層分解と地主制」（『史料』第四二巻第三号、一九五九年）、安良城盛昭「地主制の展開」（『岩波講座日本歴史第16巻近代3』一九六二年。のち同『天皇制と地主制』下、塙書房、一九九〇年、に所収）、堀江英一編「幕末・維新の農業構造」（岩波書店、一九六三年、巻末の附録・史料目録）などが、永井氏が分析した北蔵増村（北組）「地主書上帳」に注目した。中村・安良城両氏は永井論文の表データをそれぞれの視角から再加工し活用した。

農民層分解の考察がおこなわれ、豪農—半プロレタリア分解などが検証された。⁽⁴⁾しかし、本稿で詳述し問題を提起するように、「地主書上帳」のみの分析では各戸の農業経営規模は不完全なものとならざるをえず、とくに他村地主の土地を借地している小作経営規模を検証することは不可能である。一九七四年に塚本論文が発表され両帳面をあわせた分析の意義が説かれたにもかかわらず、その後「地主書上帳」「小作書上帳」の総合的分析による事例蓄積が研究史において全く進まなかったのは、学界の問題関心の変化とあいまって両帳面の史料発掘・所在確認——とくに両帳面が揃って残されている事例の確認——が進まなかったことが大きな理由であろう。本稿は、一事例を追加するにとどまるが両帳面が揃って確認できる事例の発掘をはかるものである。また、先行研究で取り上げられた「地主書上帳」「小作書上帳」のなかには、本来両帳面にそれぞれ記載されるべき内容の一部が欠落している帳面（すなわち最終提出版ではない、いわば下書き段階の帳面）があるが、そのことに気づかないまま研究に利用しているケースが見受けられる。こうした研究の状況は、両帳面の作成過程や史料の性格に関する認識がまだ学界で十分に共有されていないことにより生み出されていると考えられる。明治初年の農業構造の実態分析のさらなる前進のためには、両帳面の史的な考察を深めることが求められていると考える。

本稿は、先行研究で検討されてこなかった「地主書上帳」「小作書上帳」の作成過程について考察し、それらの史料の性格と両帳面を総合的に分析することの意義と限界について検討する。また、両帳面の分析における史料操作上の留意点や史料的な制約を補完する方法などについても考察し、両帳面の分析法につき検討を深めたい。同時に、あらたに所在を確認できた新町村（現山形県西村山郡河北町谷地）の「地主書上帳」

(4) 青木美智男氏や菅野諭氏の研究など（後掲注⑦④参照）。

「小作書上帳」の諸データの解説・整理を実践し、明治初年の村山地方における一村規模での全戸の土地所有規模・経営規模・家族構成・職業構成に関するデータを提出したい。

一 山形県地租改正事業における「立附米調査」の意義

山形県地租改正事業の過程は、明治五年（一八七二）から明治八年（一八七五）夏にいたる「立附米調査」を主調とする前期と、それ以降の村位地位等級編成方式を主調とする後期とに大きくは区分できる。⁽⁵⁾同事業全体の概要や過程については永井論文などに譲り、本稿では「立附米調査」の意義とその中心となった「地主書上帳」「小作書上帳」の作成過程に焦点をあてて検討したい。

地租改正事業の前期において山形県が地価算定の基準を立附米に求めた諸事情・背景は、大蔵省『租税寮改正局日報』第四十三號追加之二に掲載された「山形縣伺大意」に詳しい。⁽⁶⁾これは明治五年一〇月に山形県が「地券発行交付二付調査方法ヲ草定シ」大蔵省に対して「地券ノ儀二付伺書」と題して提出したものである。⁽⁷⁾「山形縣伺大意」のうち、この諸事情・背景を記した前半部分を以下に引用する（引用中の読点は筆者による）。

(5) 永井論文（前掲注②）。山形県地租改正事業については永井論文のほかに、『山形縣農地改革史』（山形県農地開拓課、一九五三年）、『山形県史 農業編下』（第三章第二節、柏倉亮吉執筆。山形県、一九七三年）、伊豆田忠悦「解説 田畑屋鋪立附米取調帳について」（『天童市史編集資料』第二四号、一九八一年）、『山形県史 第四巻 近現代編上』（第一章第三節、森芳三執筆。山形県、一九八四年）、などが参考となる。

(6) 地租改正資料刊行会編『明治初年地租改正基礎資料』上巻、有斐閣、一九五三年、一一四～一二六頁。

(7) 『山形県史 資料篇一 明治初期上』（山形県、一九六〇年）、三一六～三一九頁。

当縣所轄羽前國村山最上兩郡并置賜郡之内、村山最上ハ元和年中最上家領知之節之檢地ニテ甚簡陋之致方ニ有之、其地主之持地ハ内外遠近ヲ不論其者居村之高ニ結び候故數ヶ村入會彼是錯乱甚數ハ五六里他村之地を此村之地ニ定候類不少最モ紛乱ヲ極メ、其後同家収封ニ相成村山郡ハ舊幕并鳥居家之領地ニ分割、於舊幕ハ寛永正保之度再檢地ニ及候得共鳥居家ニテハ檢地不致寛永中定納一紙と唱へ更ニ田畑位訳之高を一紙ニ書裁相渡舊檢地帳引上候ニ付爾來益田籍之根據を失ひ下民自己ニ取調反別帳ヲ以取扱來り、舊幕府再檢鳥居家定納一紙共古規改正之廉ハ無之舊習依然永存シ、其後又々一郡數封ニ分レ此隣法ヲ異ニシ各村税則ヲ同クセサルヨリ富民ハ多少之金子ヲ以テ地所ヲ買取貧民ハ高ノミ所持いたし居又ハ高五石ノ地ヲ式石と称シ質流地ニ相渡シ殘三石ヲ空高ニテ年々貢米相納居候杯種々之名目ヲ以テ區々之處分膏腴之地悉ク豪富之手ニ兼併セラレ今日ニ至リ生民ノ困窮塗炭ニ迫リ候モ自然ノ流弊兼々不堪嗟嘆打過候、然ルニ今般地券被行候ニ付而者古來之檢地帳反別帳ニテ一筆限引當名実相協候地所トテハ寸地モ無之、只々一村之高反別ノミハ割付等ニテ相分り候得共其他ハ一々據信無之ニ付銘々之持地ニ臨ミ丈量仕り候外改正之手段無之、左候而ハ民心之疑懼ヲ醸シ又幾許之幾月を費シ御主意ニモ不相協種々訊問ヲ費シ品々工夫ヲ勞シ候處、外ニ良術モ無之候得共古來民俗之成規ニ據リ人民ノ疑懼ヲ不生時月ヲ費サスシテ終ニ其要領ヲ契シ候様可相成哉と存候見込條件左ニ具陳仕候

元來當地方ニ於テハ田畑ノ差別ナク何レモ米取ニテ其小作米ヲ立付米と唱へ（義料備實ヲ除ク之云、音租作徳ノ全料ヲ云）、總テ質地又ハ讓渡シ等之節モ其地之反別石高ヲ不用立付米ヲ以テ地價ヲ定メ致取引、既ニ證券上ニモ立付何儀場此代金幾許と致記載候仕來リニテ古來檢地帳反別帳ニ書裁候名數ハ一切不相用全ク実地之作徳ヲ度ト致來候ニ付、今般地券相渡候ニ付而ハ右立付米ヲ準據トナシ取調候得は自然上中下之位及ヒ其廣狹盈縮モ各其実ヲ

得候様相成前文空高之害ハ自ラ除去リ可申儀ニ候間、毎村總立付米ヲ地主小作人共双方ヨリ銘々為書出何レモ古來之廉數廉名ニ拘泥不致專ラ當時田地之実益ニ随ひ精細ニ相改候ハ、衆目之所視實際的然タル儀ニ付右作徳米之全數ヲ算シ代價ヲ定地券ニ書裁之積取調可申哉

但年來當人手作致し立付米定メ無之地又ハ屋敷地不定地等ハ類地之立付米ヲ比準トシ相定、水旱不同ノ地ハ數年之作益ヲ平均立付米數ヲ相定サセ可申哉

代價之高低ハ土地之習俗ニテ立付米壹俵ヲ時ノ相場何兩ト積リ其代價ヲ十倍シ地代ヲ定メ候風習ニ相成居候處、其村盛衰肥瘠ニ随ひ大ニ高低モ相生シ候事ニ付山寄里方其他地勢民情ニ随ひ各区画ヲ制シ毎区戸長老農等地事熟知之者ニ命シ集議入札為申出此区立付十俵場ノ地價幾許ト大凡見積ラセ候上ニテ猶又其地十ヶ年ノ米價ヲ平均通算シ十俵代價幾許之ヲ十倍シテ地價幾許ト定メ右入札ニ参照銘々之地價致確定候積リ、尤も從來切添切開等之地所者立付米ニ籠リ居候得共供上之貢米無之地主之私益ニ相成居候分も此度一同算入地價相定可申哉

右の引用のうち但書の前までが地価算定基準として立附米を採用する諸事情・背景を述べた部分である。その論旨は以下の如くである。

最上家領知時代の檢地は甚だ簡單で粗いものであり、各地主の所持地は内外遠近を問わずその居村の高に結んだため數ヶ村の土地が入り会い錯乱する状態となり五、六里離れた他村の土地をその村の土地に定めることも少なくなく紛乱を極めた。最上家改易の後は村山郡は旧幕府と鳥居家の領地に分割され、旧幕府は寛永・正保期に再檢地を実施したが鳥居家は檢地をせず寛永期に定納一紙（田畑位訳の高を一紙に記載）を渡し旧檢地帳を引き上げたので以後はますます田籍の根拠を失い、下民は自分で調べた反別帳に依り土地の取り扱いをしてきた。旧幕府の再檢地と鳥居家の定納一紙ともに旧規を改正する箇所はなく旧習は依然として

永存した。その後さらに村山郡は複数の領地に分かれ隣領と法を異にし各村の税則も同じではないことから、富民は貧民より高拔地を買い取ったり質流れで集め貧民は空高のみ所持し年貢を払い続けるなど種々の名目をもって区々の処分がおこなわれ肥沃な土地は悉く豪富の民が集積し一般の民の困窮は深刻化している。今回地券改めにつき、古来の検地帳反別帳により一筆毎に照合しても実際と一致する地所は寸地も無く、ただ一村の高反別だけは割付などから分かるがその他は一々証拠がなく信ずることができないので銘々の土地を実際に測量するほか改正の手段はない。しかしそのようなことをおこなっては人々に疑いや懸念をもたれ、また実地の測量にかなりの期間を費やし改正の御主意にかなわなくなるので種々訊問をし様々に検討した結果、ほかに良い方法もないので、古来この土地の民俗の成規により人民に疑いや懸念をもたれず期間も費やさずに改正の要領を得る方法につき見込みを具陳する。元来村山地方においては田畑とも小作料は米で取っており、その小作米を立附米（糞料備賃を除く貢租・作徳の合計）と呼び、総て質地や土地譲渡の際はその土地の反別・石高ではなく立附米を基準として地価を決定し取り引きしており、既に証券上でもその土地の立附米とその代金を記載する仕来りとなっており、古来の検地帳反別帳の記載は一切用いず全く実地の作徳を目安としてきたので、今回地券発行にあたっては立附米を基準とし根拠として地価を取り調べるならば自然と土地の等級や広狭・伸縮があってもその実を得ることができ、空高の害についても取り除くことができるので、村毎に総ての立附米を地主と小作人の双方から銘々書き出させ、いづれも古来の（検地帳反別帳の）記載に拘泥しないで当時の田地の実益にしたがい精細に改めるならば多くの人が認める実際の的確な内容となるので作徳米の全数を計算し代価を定めて地券に記載する積もりで取り調べるべきか。

引用部分に続く後半部分では、①反別は「古来之反別ヲ右立付米ニ平

均シ立付一俵ニ反別何程と標準ヲ設ケ右ヲ法トシテ一筆限立付ノ実ニ乗シ反別仕出シ候積」とする反別計算法、②「数村入會彼是混合」している地所の地境分画法、につきそれぞれ県の方針が記されている。

「山形縣伺大意」に対する指令（回答）は、翌明治六年一月一八日付で租税員陸奥宗光によりなされた。指令は、「立付米ヲ根據トシ地價取調候ハ尤之事ニ候得共之ヲ以反別ヲ算出候儀ハ不都合ニ有之」とし、地価算定の基準として立附米を採用することは許可したが、県が提案した反別計算法についてはその結果が実際の面積とは異なるものとなり「地所ハ何れにアルカ難分明渡来落地之弊ヲ醸スヘク」などの理由から却下している。そして、三則からなる地価・村界・反別の各取調基準を指示したが、その第一則で地価算定は「立付米之内貢租ノ除キ全ノ作徳米ヲ標準トシ代價ヲ仕出シ券狀可相定事」とされた。これにより作徳米計算の前提として「立附米調査」が中央当局により公認されたといえる。

「山形縣伺大意」に書かれた歴史的経緯が如何なる記録をもとにしたのかは検討の余地があり、山形藩鳥居家の元和検地や同藩保科家の寛永検地などが無視されているなど事実経緯につき少くない誤認がみられる。だが、近世村山地方の土地制度の特徴とその成立経緯の大概をみる上で興味深い内容が含まれており、ともかくも山形県地租改正事業の前期の方針を決める県の状況認識をあらわすものとして重要である。

右に指摘された諸事情・背景に関わる戦後村山地域史研究の諸成果を整理するならば以下の如くである。①村山地方においては太閤検地がおこなわれた形跡がなく、近世前期の幕藩領主の惣検地においても擬制的な石盛が設定された経緯から当地方の石高は収穫高とは懸け離れたものとなったこと、②山形藩の元和・寛永検地ともに村界を地域的に明確にすることなく出入作を属人的に処理したため、いわゆる「村切り」が不

(8) 『明治初年地租改正基礎資料』上巻（前掲注⑥）、一二五頁。

徹底なまま散懸り的な土地関係が存続し一円的な村域が形成されず各村域が複雑に入組錯綜した地域が存在し、他村間の飛地問題も長く尾を引くことになったこと、③近世中後期における村民間の土地譲渡において高抜・畝漬が横行したため、検地帳をはじめ各村が作成した名寄帳・反別帳や宗門人別帳、年貢諸帳簿に載る石高・反別の記載は実際の土地の実態を示すものとはますます言い難い状況となったこと、④これらの条件により、隠地や切添切開地を領主が摘発・掌握することも難しかったこと（地租改正前後で村山地方の反別は五〇～六〇％増加したと報告される）、⑤そのため近世中後期の在地における土地取引や地主経営においては、公式の土地帳簿に載る石高・反別よりも、各土地の生産力の実勢から経験的に付けられてきた立附米高（当該土地の収穫から小作取分を除いた残りの年貢＋地主作徳に当たる。いわば契約小作料に該当。逐次改訂された）を基準としたのが実態であり、土地売買の価格も立附米高ないし地主作徳の一〇倍前後を基準とする慣習も形成されていたこと、などの諸点が重要である。⁹⁾

塚本登氏は、それまでの農民層分解の諸研究において使用されてきた史料の問題点を以下のように総括した。（A）従来、農民の土地所有規模

(9) 永井論文（前掲注②）、塚本論文（前掲注①）、渡辺信夫「村山地方の石盛について」『歴史の研究』第一四号、一九七二年。のち同『近世東北地域史の研究』清文堂、二〇〇二年。に所収。同「地主制形成に関する二、三の問題」『地方史研究』第一八四号、一九八三年。『山形県史 第二巻 近世編上』（山形県、一九八五年）、ほか。高抜・畝漬の動向については、岩田浩太郎「豪農経営と地域編成（三）——全国市場との関係をふまえて——」『山形大学紀要（社会科学）』第三三巻第二号、二〇〇三年。で考察した。「山形県同大意」には立附米の一〇倍を地代金とする「土地之習俗」「風習」がみられたとあるが、立附米から貢租を除いた地主作徳米の一〇倍前後を当該土地の資産評価額として採用している事例として、堀米四郎兵衛家をあげることができる（同「豪農堀米家の経営と相続（一）」『西村山地域史の研究』第一九号、二〇〇一年）。

なお、本文に記した羽州村山地方の土地制度史上の諸事情・背景をふまえた、当地方における近世村成立の特質や土地に対する村共同体規制の実態などに関する実証研究は進んでおらず課題を残している。

（高・反別）を示す史料として用いられてきた諸帳面のデータは、農民の現実の所有規模を示すものではなく領主側が把握したいわば公式的な規模を示すものにすぎず、とくに近世中後期においては両者の乖離は明瞭であること、（B）従来の土地所有・経営規模を示す史料は一村限りのものがほとんどであり、地主的土地所有の展開を知る上で不可欠となる、村外における土地所有・経営の状況が把握できないこと、一方、（C）地主経営帳簿によれば当該地主の村内外における地主的土地所有の実態は把握できるが、逆に村内の全戸の各土地所有・経営規模は把握しえないこと、などを問題点として指摘された。その上で村山地方においては、（A）～（C）の問題点をほぼ克服しうる史料として「地主書上帳」「小作書上帳」を挙げることができると意義づけられている¹⁰⁾。先にみた村山地方における土地制度史上の諸事情・背景をふまえるならば、この指摘は現在の研究水準においても妥当と考える。

山形県地租改正事業の前期における「立附米調査」の成果は明治七八年に各村で作成された「田畑地引帳」に反映された。しかし、同帳面は各筆毎に所有者・地種・反別・立附米額を記載しているが、実際の耕作経営者（直作・小作の別。小作の場合は小作人名）を記していない。一方、「田畑地引帳」の前提として、地主・小作人双方への調査により作成された明治六年「田畑立附米地主名前其外取調書上帳」「田畑立附米小作名前其外取調書上帳」には、後述するように、一筆毎の地主名前・小作人名前その他が記載されており判明するので、土地所有と農業経営規模の統一的把握及び地主小作関係の検討をおこなう上では研究上有効であり使用できるといえる。

(10) 塚本論文（前掲注①）、一八～二〇頁。

二 明治六年「田畑立附米地主名前其外取調書上帳」

「田畑立附米小作名前其外取調書上帳」の作成過程

本稿で史料的な考察を加える「地主書上帳」「小作書上帳」については、明治六年のいつ頃に提出されたのかをはじめその作成過程に関して先行研究は検討をおこなっていないので、以下にあらたに発掘した史料も使用して検討をおこないたい。

山形県東村山郡中山町岡の柏倉九左衛門家文書のなかに、明治五年八月に山形県地券掛が村山郡の村々へ対して「地主書上帳」「小作書上帳」の各雛形を示し「立附米調査」を命じたことがあきらかとなる史料がある。¹¹⁾ 第一大区小八区の村々へ同区長・副区長より廻達された文書の写である。まず、冒頭の布達を紹介する。

従来所持之地面屋敷田畑山林共地券相渡候ニ付、地主直作并小作共立附米従前之定ニ不拘方今地場適當之正数取調、別紙雛形之通相認一村毎ニ取揃其区戸長ニ而致検査来ル十月晦日迄指出可申候、若地處取隠し又者立付米正當ニ不申出都合之義於有之ハ地所取上ヶ候上、地主小作人者勿論立會戸長迄迄度所置可致候、為得其意小前末々迄心得違無之様迄度可申渡候也

壬申八月 山形縣地券掛

冒頭この布達に続けて「用紙大奉紙 田畑立附米地主名前其外取調書上帳 何村」と用紙・表題の指定がなされ「地主書上帳」の雛形が示された。村高反別・田畑内訳・本免諸引の書上、小前所持地の一筆毎立附米書上、小前持地惣寄・田畑等内訳、当村地所立附惣寄・田畑等内訳、

(11) 山形県東村山郡中山町岡 柏倉桂子氏所蔵柏倉九左衛門家文書。

見取場・鹿野畑・林・山野の書上、の各雛形が記載されている。帳末の文言は「右者当村田畑立附米地主小作人相糺、従前定メニ不拘方今地場適當之立附明細取調奉差上候處、書面之通相違無御座候、以上」とされ、差出人は戸長、宛先は山形縣御役所とされた。廻達中に急いで筆写しているため繰り返しは棒線で略されるなどしている。このうち、小前所持地の一筆毎立附米書上の雛形を次に紹介する。

当村地内	地主
字 何	何之誰 印
上田立付	小作人
一、米何俵何斗	何之誰 印
(中略)	
何村地内	何之誰 印
字	何之誰 印
上田立付	小作人
一、米	何之誰 印
	直作ノ分

「地主書上帳」の雛形に続き、「用紙大奉紙 田畑立付米小作名前其外取調書上帳 何村」と用紙・表題の指定がなされて「小作書上帳」の雛形が示されている。小作地一筆毎の立附米書上及び小作地立附惣寄の雛形が記載されている。ここでは小作地の一筆毎立附米書上の雛形につ

(12) 地引帳の作成前であるので、この村高反別とその田畑内訳や本免・諸引などの書上には旧来の割付状などに記されている各数値が記載された。

き例示する。

字 何

第何区何村地主

一、田立附米何俵何斗

た れ

一、畑

以上から、山形県地券掛は明治五年八月の段階で村山郡における「立附米調査」の方式につき「地主書上帳」「小作書上帳」の雛形を示すことで村々に提示したことがあきらかとなる。期限は同年一〇月末日までとされた。隠地や不正確な立附米の申告があった場合は地所を取り上げることや当該地主・小作人・戸長の処罰を明記するなど、「立附米調査」を短期間に強行することが布達されたといえる。

大石田四日町の二藤部兵右衛門家では、明治五年九月に「屋敷田畑立附小作人取調帳」（大石田四日町・新大石田村）及び「田畑立附小作人取調帳」（大石田村）を作成し、三ヶ村にある二藤部家の所持地の一筆毎の字名・石高・地目等級・反別・立附米・小作人名を書き上げているので、布達の直後から「立附米調査」が地主により開始されたケースが確認できる。¹³⁾

しかし、「立附米調査」は県の思惑通りには進まなかった。同年一月に第一大区小八区の戸長が見取場・鹿野畑・屋敷地・山畑の立附米の取調方などに関して九ヶ条の伺書を山形県地券掛へ提出している。¹⁴⁾ また、同月に第四大区小二区や小四区の各戸長からも金立附・銭立附の場合の取調方などに関する数ヶ条の伺書が地券掛へ出されている。¹⁵⁾ これらの動

向から、明治五年末までは各村で「立附米調査」が地主などにより開始され検討されたが不明な点が多く地券掛への伺と回答（指示）が頻繁になされた時期とみられる。一月に山形県は取調を督促する布達を村々に出したが、同月に第四大区小八区の田沢村副戸長らが降雪のため来春の雪解けまで調査を猶予してくれとの願書を山形県参事薄井龍之に提出しているように、¹⁶⁾ 本格的な「立附米調査」が軌道に乗るのは翌明治六年の春を待たねばならなかった。

先にみた「山形縣伺大意」は明治五年一〇月に大蔵省に提出されたが、この時期はまさに「立附米調査」の開始期にあたり、村山郡の村々から様々な問い合わせがあり検討がおこなわれていた時期とみられる。県は大蔵省に正式に地価算定基準を立附米に求める山形方式を伺い公認してもらうことで、本格的な「立附米調査」を推進していく意図をもって「山形縣伺大意」を提出したと位置づけられる。

第三大区小三区の山口村「御用御回達萬留帳」¹⁷⁾によれば、明治六年一月初旬より「重立候村役人」はたびたび同区の大町会所に「立附米取調方之義ニ付急談御座候間」として招集され調査の督促を受けた。先に見たように一月一八日付で租税員陸奥宗光により指令を受け、「山形縣伺大意」のうち立附米を地価算定基準とする山形方式は公認された。この前後より、本格的な「立附米調査」の推進がはかられる。一月一日に松橋村堀米実（明治六年立附米二二四五俵）・漆山村那須弥八（同二二一六俵）・黒沢村渡辺光蔵（同二〇二六俵）・田代村田代發（仁左衛門。同二三三俵）・山口村伊藤義左衛門（明治四年立附米一一〇八俵）¹⁸⁾の五

(13) 山形大学附属図書館所蔵二藤部兵右衛門家文書1—1951—1953。
(14) 同右文書1—4890。
(15) 『山形県史 資料篇一 明治初期上』（前掲注(7)）、一四九—一五五頁。

(16) 同右、一四九頁。
(17) 明治大学博物館所蔵山口村文書。以下、第三大区小三区に関する明治六年「立附米調査」の過程は断らない限り明治六年一月「御用御廻達萬留帳」及び同年四月「御用御回達萬留帳」による（同文書乙—A—200・205）。その一部が『天童市史編集資料』第一七号（天童市、一九七九年）に翻刻されている。

名の豪農は正服用のうえ県庁へ出頭し、県より地券掛雇に任命された。そして、興膳典事・村井太属らの県官吏員と郡中地券掛が村山郡域を地券取調御用のため巡回する計画が策定され、二月下旬に山形県地券取扱所より三月からの巡回日程が村々に触れられた。その際に同取扱所は「右日次見斗、其村々役人并小前惣代之もの召集置、萬端受指図可申候、尤立附米取調之儀も精々取掛り右巡回以前取纏め置、調方廉々無遺漏得差図候様可致、此段及布達候也」と命じている。地券御用取調の郡中巡回間に合うように「立附米調査」を義務づけることで、その推進が企図されたといえる。その後、三月から四月にかけて地券掛らの郡中巡回は実行され、第三大区小三区では大町会所や出張地券掛より「立附米取調帳」を早期に作成・提出し検査を受けるべきことが繰り返し督促された。しかし、巡回先での地券掛による検査・督促の活動にもかかわらず村々での「立附米調査」はなかなか捗らなかった。三月一七日には全二ヶ条からなる「地券取調方規則」が村々に廻達されている。一五日には地券掛検査御用に成生村奥山助左衛門が、二七日には地券取調手添に第三大区小三区一等区長である大町村武田勇右衛門が、それぞれ出張地券掛により任命され、同区域の地券取調を補強する人事がおこなわれた。三〇日には地券掛より「地券取調御用二付其区村々巡回立附調帳検査致し候様相達候条、区长始戸長副戸長共一同得差図、最寄村々休泊所へ集会検査を請候様可致、品寄り呼出相談し候儀も可有之候間、其心得ニテ調方差支不相成様可致」と触れ、四月五日には地券掛伊藤義左衛門が「兼而御達相成候地券御取調二付、村々立附米大豆其外取調為検査明後七日出立、其筋巡回いたし候間、左之日限通相心得、区内村々調方出来

(18)

五名の豪農の立附米の典拠は以下の通り。堀米家については岩田論文（後掲注³⁵）、伊藤家については藤田覚「近世後期の村落と豪農経営の動向—羽州村山地方の事例—」（『地方史研究』第一三九号、一九七六年）、他は『天童市史編集資料』第二四号・第二五号（天童市、一九八一年）。

候分持参検査受候様」と区域の村々に触れている。三月後半から四月にかけては村々での「立附米調査」が一定度進捗し、帳面の下書きが提出された場合にはその検査がおこなわれた。そして、帳面の取纏め方及び清書の仕方を統一するために四月一日に「地券検査御役人」より一ヶ条の御達が出された。「地主書上帳」の史的な考察にとって重要な史料であるので、以下に全文を引用する。¹⁹⁾

第一條

一、上中下々等之地位相定候二者区内又ハ村限り村役人重立百姓等衆儀之上可相定者勿論ニ候得共、上田と見込候場所二一二ヶ所不宜作毛有之候とも下田と者不相成手入之不行届義ニ付矢張上田と相定、下田と見込候場所二一二ヶ所宜敷作毛有之候共上田二者無之手入届勤農故之義ニ付上田二者難定候事

第二條

一、高反別者勿論、字田畑屋敷又ハ地位等従前之書類ニ不拘、当時地面之模様ニ依而現地之姿ニ應じ地場適當之立附米字とも可為取調事

第三條

一、田畑等者管内手廣之儀ニ付地位又ハ地勢ニ随へ格別等差有之候者当然之義ニ候得共、屋敷之儀里方山方又ハ市在等聊之差有之候迄ニ付、立附米莫太之相違可有之謂無之候間、管内目的左之通相定候事但山形上ノ山市中者相除キ、市場模様又ハ取纏居候場所者街道筋等之村々者壹坪ニ付米五合、家裏端々ハ四合ノ三合迄適宜ニ為認可申、在々村々ハ表屋敷四合ノ三合迄、山内至り候而者極々山陰といへとも式合々低ク立附調致し間敷候様可為取調候事

(19)

明治六年四月「御用御回達萬留帳」（前掲注¹⁷）。同内容の文書が二藤部兵右衛門家文書（前掲注¹³）にも存在する（明治六年四月「各区内村々立附調方評議取究箇条書」、同文書1—489）。⁴⁸⁹⁾

第四條

一、清帳書式之儀者一筆限り同又ハ同断坏と手拔書方ニ不致、最初之一筆通無籠略可認候事

何村地内

字何

地主

何田

何村

一、立附米何拾何石何斗何升

何々誰印

此俵何拾何俵何斗何升何合

小作人

但四斗式升入

何々誰

右之通肩書脇書等者細ク可認、且上中下々等之位ヨリ又ハ相劣り地位又ハ水干損山田山畑見取場取下場萱畑鹿野畑等種々之品々有之、格別相劣り候地面之儀者上中下々之位附之下タニ干損場ト力取下場力山畑山田夫々之名目可書入候様可為致候事

第五條

一、今般地方御改正地券御発行ニ就而者、縦令者立附米百俵之地所致所持貢米拾俵位相納、又立附米拾俵場所持いたし貢米九俵余も相納、中二者居屋敷地而已所持いたし貢米拾俵余も相納候様之不公平有之候儀を深ク御憐察有之、右様之義無之地場相当之税納いたし一般公平相成候様之厚恩召を以地券御発行ニ付、下方難義不相成様其地位ニ寄地代價相定、縦令ハ上田立附米壹俵之金五圓位之御定相成候へハ地位ニ寄壹圓又ハ取下場流作場極早損場等之地所ニ至而ハ右方相下ヶ候地代價之御定メも可有之趣ニ付、立附調之儀ハ不定地ニ候とも無難平年之年柄取立候立附米取調候様可致、若シ右之含も不相弁一己之私欲ニ泥ミ平均割引を以立附仕出、且拾俵場を八俵場と取調候様之儀有之後日相顕れ候ニおゐてハ、地所御引上ハ勿論地主村役人共夫々御所置有之、其上最寄隣村迄も地方御檢地ニ相成候ハ、地所失ひ候上村方可及難洪候義ニ付、何れニも実地至当之立附取調

聊之地たり共不隠置取調候様差図可致候事

第六條

一、第十七ヶ條之御規則ニ有之候持主直作之分ハ、地主より書出シ候立附米ニ不拘、隣地主村役人并重立百姓等立会最寄隣地ニ比較し其次第二寄候而者区長をも立会地主致吟味立附相定メ、其地所隣地と引替耕地いたし候而も差支無之様立附相定メ取調候様可及差図候事

第七條

一、山内村々山畑并鹿野畑之類里方ニ而も極薄地歟山寄之場所ニ而二三反歩之場所江立附米五六升相定候様之地所ハ不都合之立附ニ付、右種類者立附米不相定現地反別相改立附惣計之外書ニ相認メ可申様差図可致候事

第八條

一、見取受田畑熟地之分ハ一筆限り現反別為相改、区長検査之上不相當も無之候ハ、高受地ニ見なし隣地比較相当之貢米可申付筈ニ付、右一筆限り之現反別別冊ニ為書出可申、且又熟地ニ無之分者従前見取受之俵据置候積ニ付、右之分持主有無共ニ現反別立付惣計外書ニ為書出候積り可相心得事

第九條

一、山林又ハ秣場等之義持主有之候分ハ其者之立附惣計外書ニ相認メ別ニ惣計相立可申、尤村持之地所ハ村惣立附之惣計外書ニ相認メ可申事

第十條

何村地内

何庄力元米除地力

字何

元地主

何田

何村

一、立附米何石何斗何升何合

何ノ誰印

此俵何俵何斗何升何合

小作人何村

但四斗式升入

何ノ誰

右者元朱印地除地共上地之分百姓持地確定之分ハ高内立附調ニ組込候様可及差図事

第十一條

一、去壬申年社寺院境内御改相成候元朱印地并除地共現境内之外上地相成候分ニ限り従前地主不相定分ハ別冊取調候様可相心得事

右者各区内村々立附調之儀区々之調不致同様之調出来候様いたし度、今般評儀之上取究候事

明治六年四月

前書之通御達相成候間小前未々迄無洩申達可被成候、此廻達御請印之上早々順達留村方返却可被成候也

第三大区小三ノ区

一等区長

明治六年

武田勇右衛門印

四月八日

一等副戸長

日野久次郎印

大清水村 成生村 乱川村 神町村 道満村 川原子村 山口村

田麦野村

右村々御役人中

一 一ヶ条の内容は、主に「地主書上帳」の作成に関わる諸指示からなる。逐条の概要は、「第一條」田畑等級のつけ方、「第二條」地場適當の立附米・字の取り調べ、「第三條」屋敷立附米の調べ方、「第四條」清書の仕方及び雛形、「第五條」地券発行の趣旨と立附調の仕方及び不正な

立附調に対する処罰、「第六條」持主直作地の立附米の定め方、「第七條」山畑・鹿野畑・極薄地などの書き出し方、「第八條」見取受田畑の書き出し方、「第九條」山林・秣場などの取り扱い方、「第十・十一條」元朱印地除地共上地之分の書き出し方、である。前年の明治五年秋から村々より問い合わせのあった諸点も含めて、清書段階を迎えるにあたり、あらためて指示がなされたと位置づけられる。「地主書上帳」にまとめられた「立附米調査」の基準的な方針がここに集約されており、「地主書上帳」の史料的な性格を検討する上でも貴重な裏付けとなる。なお、俵表示は一俵〓四斗二升換算と定められた。

この一ヶ条の御達を受けて、村々の「立附米調査」はさらに進められ、四月から五月にかけて地券掛は出張先で小区毎に村役人を集め立附取調方につき諸指示をする活動を繰り返し返している。第三大区小三区川除会所から五月二五日に村々へ出された廻状には「兼而達置候立付調帳差出方之義東京表方申越候趣も有之、此上御日延等決而不相成日限通差出候様御嚴重被仰付候間、昼夜精々いたし、来ル廿九日迄無相違差出候様可被成候、若右日限差支候村方有之候ハ、何等之廉ニ而差支候哉云々可被申聞候、当三十日二者隣村隣区突合差出候様可致間、同日心得の村役人中御越可被成候、右可得御意如斯御座候」「追而小作帳者両三日差扣立付帳而已御差出可被成候」とあり、東京からも「立附調帳」の提出が求められこれ以上の延期をしないように嚴重に命じられたこと、五月二九日を期限として「昼夜精々」帳面作成に努めること、もしも提出が遅れた村にはその理由が問われること、三〇日には隣村隣区之分とあわせて提出したいこと、などが通知されている。「小作帳」（小作書上帳）の提出は二〜三日差し控え、「立付帳」（地主書上帳）のみまず提出すべきであることも通知されている。このことから、「地主書上帳」「小作書上帳」の両帳面の作成はほぼ併行して進められており、「地主書上帳」ばかりではなく「小作書上帳」も提出の対象となっていたことが確認でき

る。また、提出は「地主書上帳」が優先されたこともわかる。だが、村々からの提出はなお遅延した。

六月五日に山形県地券取扱所は「其区村々立附米調地主帳其外共去月限清書可差出、若出来兼候村方者下調ニ而も一ト先可差出旨申達置候所、今以何等之儀も不申出等閑之至ニ候、此書付披見次第可罷出者也」と第三大区小三区に到達した。これを受けて、一等区长武田勇右衛門は「精々取調清帳不出来村方者下帳ニ而一刻も早く差出候様可被成候」と村々へ廻達している。このことから、五月末の清書提出期限を過ぎても「地主書上帳」の清書は勿論、下書きさえも提出できなかった村々があったことが判明する。しかし、六月二三日には山形県庁が第三大区小三区の正副区长・検査掛・正副戸長へ対し「今般地券御発行に付、其区内村々田畑立附調之義追々説諭之趣ヲ奉體シ夫々地主共へ厚相諭シ銘々地主之立附米為書出、且方今品々御用多之砌格別勉勵取調追々差出候は一段之事ニ候、依之譽置候事」と賞していることから、六月下旬までには村々からの「地主書上帳」の提出はほぼ終了したとみることができよう。ただし、後述するように、同区の一部の村では七月に入っても「地主書上帳」の記載内容の他村役場との照合・確認作業が継続したことが指摘できる。

六月下旬以降は、田畑反別の実地測量が山形県地租改正事業の実務の中心となっていく。つぎにみる六月二五日の口達は地引帳などの作成による反別取調の方針を述べたものだが、先に「山形縣伺大意」でみた村山地方の土地制度の特徴に関わる県の認識が再説されており参考となるので、以下に引用する。

今般其村々立附米調出来候ニ付而者兼而被仰出之趣を以大帳取調ニ可相懸之處、当郡之儀者元来土地錯雜検地帳等ニ可引当地所総而無之、右立附調之儀も元検地之一筆限ニ無之、是迄銘々地主於テ小作ニ立附置候場所限書出候儀ニ有之、右大帳ニ書載可致反別之取調ニ甚差支候、

依而者従前田畑位限惣括之反別を以立附高二平均シ取調候外差向方法も無之哉ニ候得共、左候得者田畑地位之差等も現歩廣狹之異同も不相分、加之中二者仮令ハ其實三百坪之地所ヲ所持シ其名式百坪之地券請取如之類も難斗、第一人民所有之地を固着するの御趣旨ニ相振レ到庭日不信ニ証ヲ抱ク之筋ニ甚以不都合之次第ニ付、彼は深く注意せしめ再三評儀之上、今般其村々区分ニ随ひ村数を引分ケ区长戸長其外打寄現地坪数点検之上地引帳等相製シ反別取調候筈確定いたし候、猶委細之儀者近々官員巡回等と懇諭可及候得共、右之趣厚相心得其段村地主小作人共ニ至迄無遺漏申諭置可申事

明治六年六月廿五日

「山形縣伺大意」では古来の反別と立附米を基準とする反別計算法が提案されていたが大蔵省に認められなかったのを受けて、この口達では大区小区の地域単位に区长戸長の主導により「現地坪数点検之上地引帳等相製シ反別取調」をおこなう方針が打ち出された。これを受けて、六月二七日に地券掛伊藤義左衛門は地券反別取調のための順廻を二九日より開始するので、各区の村役人・重立百姓の立会いと人足動員を各区長へ要請している。

地券掛の活動も次第に反別取調へ移行していくことが確認できるが、立附米取調に関わる帳面作成の実務も継続された。それは、村山郡村々から提出された「地主書上帳」の記載内容を総括し、村山郡全域の各大区小区毎に「高反別田畑屋敷立附米総計取調帳」を作成する作業であった。「高反別田畑屋敷立附米総計取調帳」は地券掛であった那須家と堀米家の各文書中にそれぞれ村山郡域の大区小区のほぼ全冊が残されていることが確認でき、また帳面によっては裏表紙に担当した地券掛の名前が記載されているものもあり、各地券掛が自己の巡回地区を中心に分担してそれぞれ帳面を作成し後に成果を共有したと思われる。「高反別田

畑屋敷立附米総計取調帳」の記載内容は村によって若干の異同があるが、村高反別・田畑内訳、本免諸引、立附米百俵以上の所持者、小前持地惣計・田畑等内訳、当村地所立附惣計・田畑等内訳などが書き上げられている。先に見た「地主書上帳」雛形の事項と照合するならば、「高反別田畑屋敷立附米総計取調帳」は「地主書上帳」の記載内容のうち村高反別・立附米などの総計に関わる部分を筆写し、また立附米百俵以上の所持者を摘記するなどして作成されたといえる。帳面各冊の表紙の年代から、同帳面は明治六年八月及び九月にまとめられたことが確認できる。

この「高反別田畑屋敷立附米総計取調帳」の作成時期について、かつて伊豆田忠悦氏は山形県は同帳面を「明治五年十月晦日まで提出するように指示した」が遅延し、その後同帳面が各村から提出されたのにもとづき「明治六年三月から地券掛員を巡回させて指導調整に当たらせている」とする一方、明治六年八月九月に県に提出されたとした²⁰⁾。また、伊豆田氏は「地主書上帳」「小作書上帳」の作成については全くふれていない。この伊豆田氏の論述は混乱しており誤認を含むと思われるが、その原因は氏が「地主書上帳」「小作書上帳」の作成過程と「高反別田畑屋敷立附米総計取調帳」との関係について認識できず、明治五年一〇月から明治六年九月までを一貫して「高反別田畑屋敷立附米総計取調帳」

²⁰⁾ 那須弥八家文書に残る「高反別田畑屋敷立附米総計取調帳」は『天童市史編集資料』第二四号・第二五号（前掲注¹⁸⁾）に全冊が翻刻されている。大区小区によって帳面の表題は統一されておらず「田畑屋敷立附米取調帳ノ内席末写」「高反別田畑屋敷立附米取調帳」「高反別田畑屋敷取調立附帳」の表題もみられる。山形県西村山郡河北町立中央図書館所蔵堀米則吉家文書に残る「高反別田畑屋敷立附米総計取調帳」は全冊とも表題が統一されている。那須家の同帳面の表題について『天童市史編集資料』第二四号・第二五号は「田畑屋敷立附米取調帳」と略称し、『山形県史 第四巻 近現代編上』（前掲注⁵⁾）もそれを踏襲しているが、本稿では、両家文書に残る同帳面の表題のうち最も使用された「高反別田畑屋敷立附米総計取調帳」を採用した。「田畑立附米地主名前其外取調書上帳」「田畑立附米小作名前其外取調書上帳」と区別しその史料性格を明示する観点からも「総計」が入ったこの表題が適当であると判断した。

伊豆田論文（前掲注⁵⁾）、九一〇頁。

（伊豆田氏の表現では「田畑屋敷立附米取調帳」の作成過程として把握してしまった点に求められると考える²¹⁾。

本稿で論証したように、明治五年一〇月までに山形県が提出を指示したのは「地主書上帳」「小作書上帳」である。山形県地券掛は明治五年八月に「地主書上帳」「小作書上帳」の作成をその雛形の提示とともに村々へ指示し、同年一〇月迄の提出を命じた。しかし、村々における田畑立附調は遅延し、漸く翌明治六年六月下旬頃（一部は七月か）までに村山郡村々からの「地主書上帳」の提出はほぼ終了した。それをふまえて同年八月九月に「高反別田畑屋敷立附米総計取調帳」が取り纏められた、と一連の作成過程を把握できる。

また、山形県地租改正事業の前期において基調をなした「立附米調査」は地価算定基準として立附米を採用し一筆毎の立附米の調査を主眼とするものであり、この目的からすれば一筆毎の立附米を書き上げる「地主書上帳」の作成とそれを反映した地引帳が重要視された。「小作書上帳」は各地主が調査・申告した立附米を小作人側の申告と照合し正確な把握をはかるもので、いわば「地主書上帳」と対をなしそれを補完し裏付けるものと意義づけられる。「高反別田畑屋敷立附米総計取調帳」は「地主書上帳」で把握された各村の立附米総計や地主の所持立附米の集積度について各大区小区の概観を俯瞰するために作成されたと位置づけられる。

つぎに、第三大区小三区以外の地域における動向について検討したい。まず、第一大区小八区の岡村の場合を検討したい。岡村の大規模豪農柏倉九左衛門家の一二代当主信俊が「明治六西年之春より田畑立附米一筆限り銘々調二相成る、尤モ於当家二取調候故二其節銘々所持之分ノ高

²¹⁾ 『山形県史 第四巻 近現代編上』（前掲注⁵⁾）も、伊豆田氏と同様に、「地主書上帳」「小作書上帳」に全くふれず「高反別田畑屋敷立附米総計取調帳」の作成のみを取り上げている。

写し置者也」と「地主書上帳」に書き添えたように、岡村では明治六年春から本格的な「立附米調査」を一筆毎に開始している。取調べは九左衛門家屋敷でまとめられた。明治六年三月には同月の年紀が入った「田畑立附米小作名前取調帳」が作成されている。これは本稿でいう「小作書上帳」ではなく、九左衛門家の居村・他村の所持地について立附米や小作人名を一筆毎に書き上げたもので、いわば「地主書上帳」の準備のための帳面といえる。明治六年四月に、同月の年紀が入った岡村の「田畑立附米地主名前其外取調書上帳」は一応完成し、岡村戸長柏倉喜右衛門（九左衛門家の孫分家）は「右者今般地券御発行二付地主小作人立會従前二不拘方今地場適當之立附明細取調奉書上候處、書面之通相違無御座候、以上」と帳末に記し副戸長代二名とともに連署している。この帳面は堅帳ではなく横長帳であり、用紙も大奉紙ではなく、また先にみた「地主書上帳」雛形では帳末に記載すべきとされた見取場・鹿野畑・林・山野などの書上もないので、提出版の写ではないと思われるが、清書されたものである。岡村では明治六年四月の段階で「地主書上帳」はほぼ完成していたとみられる。²³

また、第五大区小三区の大石田四日町の場合を検討したい。先に述べたように、当村戸長の二藤部兵右衛門家は明治五年八月の直後から自己の所持地の「立附米調査」を開始している。明治六年三月から五月にかけて大石田四日町と近隣村々との間で「田畑立附調」を交換し相互に入作地を報告し照合・確認し合う作業を進めていることが確認できるので、「地主書上帳」は五月段階では未だ作成途中の調査段階にあったといえる。明治六年六月の年紀がある大石田四日町の「田畑立附米地主名^{マメ}寄其外取調書上帳」（堅帳）が残されており、帳末には見取場・鹿野畑・林・山野の書上があり、戸長二藤部兵右衛門以下の連署もある。地主の

捺印がないので控えと思われる。以上の経過からして、大石田四日町における「地主書上帳」の完成は六月になったとみられる。二藤部家文書には大石田四日町の「田畑立附米小作名^{マメ}寄其外取調書上帳」（堅帳）も残されており、小作人の捺印があり、帳末には戸長二藤部兵右衛門以下の連署・印がなされ清書されたもので、提出版と同じ内容のものと推察されるが、年紀がない。ただし、明治六年六月一六日付で大石田村より大石田四日町へ差し出された「田畑立附米并小作人名前取調書」が存在している。同帳面は大石田村の地主高桑幸助の四日町村地内における所持地及び小作人名前を報告しており、その内容の一部は「小作書上帳」に反映されていることが確認できるので、大石田四日町における「小作書上帳」の完成は六月一六日より後にずれこんだ可能性が高い。²⁴

さらに、第四大区小八区の田沢村の場合を検討する。田沢村は、先にみたように明治五年一月に降雪などを理由に雪解けの季節まで立附調の延期を山形県権参事に願い出たことが確認できる村である。同村の森久右衛門家文書には、明治六年六月の年紀のある田沢村の「田畑立附米地主名前其外取調書上帳」（堅帳）が残されている。帳末には山野・木立山・秣場などの書上があり、地主の捺印及び同村戸長以下の連署・印もなされているので、田沢村の「地主書上帳」は明治六年六月に完成し提出されたと思われる。一方、明治六年六月の年紀がある田沢村の「田畑立附米小作名前取調書上帳」（堅帳）も残されている。帳末には同村戸長以下の連署もみられるが、多数の消線が引かれ訂正の貼紙が多くなされている。小作人の捺印はない。同帳面には他村地主から借地した小作地及び小作人名前の記載が全くなく居村地主から借地した小作地及び小作人名前の記載しかみられない。これらから同帳面は未だ下書きであり、田沢村の「小作書上帳」の完成は同月のうちか、それ以後となった

23 柏倉九左衛門家文書（前掲注11）。

24 二藤部兵右衛門家文書（前掲注13） 1—3403・4891〜4893 ほか。

可能性も高いと考えられる。²⁵⁾

最後に、ふたたび第三大区小三区の動向を取り上げたい。同区の北蔵増村（塚野目組）の白田弥右衛門家文書には、明治六年三月「当村他村惣持地改メ帳」があり、白田家の所持地全体の立附調については三月段階でほぼ終えたことがわかる。同村（同組）の明治六年六月「田畑立附米地主名前其外取調書上帳」（縦帳）は、地主の捺印は一部を除きあり戸長以下の連署・印もなされているが、雛形では冒頭にあるべき村高反別・田畑内訳・本免諸引の書上、帳末の見取場・鹿野畑・林・山野の書上はなく、また修正箇所を指示した貼紙や消線があり、小前持地惣寄の箇所には立附米の表記について付紙で指示がなされているので、未だ検査を受けながら修正を繰り返している段階で作成されたものといえる。六月に入っても同区では「地主書上帳」の作成が継続されていたことを先に指摘したが、それを裏付ける史料といえる。明治六年七月「南高揃村御高内当村小前所持地立附米調」は、北蔵増村塚野目組の者が地主として所持している南高揃村の一部の地所の立附調の結果を同組の二等副戸長白田弥右衛門が南高揃村戸長中に報告し照合と証印を求めている史料である。この史料で報告された三地主五筆の土地はいずれも六月の「地主書上帳」に記載されているので、「地主書上帳」はほぼ六月段階で完成していたと思われるが、他村との出入作地の照合・確認作業が七月に入っても継続していたことがあきらかとなる。また、白田家文書には明治六年七月の年紀がある「小作書上帳」（表題は「田畑小作立附取調

²⁵⁾ 明治大学博物館所蔵田沢村森家文書乙—C—77。なお、森家文書には田沢村の「田畑地引帳」も残されている。同帳末には「右者今般地券御発行ニ付、当村田畑依従前之検地六尺一分間竿之積ヲ以テ一筆限り実地反別巨細調候處、書面の通相違無御座候、以上」と書かれ、戸長以下の連署に明治七年四月の年紀が記載されている。また、さらに後筆で「当村畦引之義ハ実地一筆限り相改申出相違無御座候、以上」と書き込まれ、戸長の署名と明治八年八月の年紀が記載されている（同家文書乙—C—81）。

帳」が残されている。同村の郷蔵元が作成したもので、内容を検討すると北蔵増村の村民が小作している小作地につき、その所属村（居村・他村を含む）・地主名前（居村地主・他村地主を含む）・字名・立附米などが記されており、「小作書上帳」の要件に沿うものである。雛形では立項されていない小作地の所属村についても記載されている点が特筆される。ただし、この帳面は横長帳で消線や訂正の貼紙と書き込みが多数あり、下書き段階のものといえる。さらに、同村の「地主書上帳」と「小作書上帳」を比較・照合すると両帳面に記載されるはずの北蔵増村の小作人で「地主書上帳」にしか登場してこない者が少なからずあり、また照合できる記載でも両帳面に書かれている立附米高が異なる場合も多々確認できる。したがって、この「小作書上帳」は未だ調査途中のもので、六月の年紀がある「地主書上帳」との調整も十分出来ていない、完成版にはほど遠い段階のものといわざるをえない。そして、また「小作書上帳」の年紀から、第三大区小三区においては「小作書上帳」の作成が七月に入っても継続されていた村があったことを示しており、注目される。²⁶⁾

以上の検討をふまえるならば、先に把握した、「地主書上帳」「小作書上帳」の作成開始（明治五年八月）↓「地主書上帳」の提出（明治六年六月頃まで・一部は七月か）↓「高反別田畑屋敷立附米総計取調帳」の完成（明治六年八月九月）という一連の作成過程は、村山郡の各区においてほぼ同様に確認できるといえる。ただ、「地主書上帳」が明治六年四月段階でほぼ完成していた地域がある一方、六月に漸くほぼ完成したがなお七月に出入作地の照合・確認作業をおこなった地域も確認でき、「地主書上帳」の作成過程及び完成時期には地域差がみられたことが判

²⁶⁾ 山形大学附属博物館所蔵白田弥右衛門家文書（天童市史編纂委員会整理分）22—62、51—1、52—4・8。

明する。また、「小作書上帳」は「地主書上帳」よりも完成が遅れる傾向が各地で確認でき、七月に入っても「小作書上帳」の作成が継続されていた地域があることがあきらかとなった。

なお、「小作書上帳」については、各村での作成が指示され作業が進められ一部の地域では縦帳に清書された帳面も確認できるものの、「地主書上帳」と同様に実際に村山郡のほぼ全村から県へ提出されたかどうかは現時点では確認できない。明治五年八月に示された「小作書上帳」の雛形は簡単なもので、小作地の所属村を記載する項目がなく、村によって小作地の所属村を書いたり書かなかったり異同がみられた。明治六年四月に県より示された一ヶ条の御達もその内容は主に「地主書上帳」の作成に関わるものであり、その他の廻達を含めても「小作書上帳」については指示が少なく、村々もその帳面の製方には戸惑った面があったと思われる。「地主書上帳」と比較して、現在所在を確認できている「小作書上帳」の事例は少なく、その書式も多様性がみられるのは、右の事情とも関わっていると考えられる。

先行研究において「地主書上帳」「小作書上帳」及び「高反別田畑屋敷立附米総計取調帳」は史料批判がほとんどなされないままに使用されてきたといつてよい。しかし、例えば先に指摘した田沢村の事例のように、「小作書上帳」が下書き段階のものであり、居村地主から借地した小作地しか記載されておらず本来あわせて記載されるべき他村地主から借地した小作地については未だ記載されていない帳面である場合には、そこで把握した小作人の地主小作関係や小作経営規模は居村・他村に関わる全体ではなく居村分に限定されたものでしかない。山形県における各帳面の作成意図、書式雛形の指示、一般的な作成過程を把握し、また各区各村における帳面の作成過程の地域差などもふまえた上で、研究で使おうとしている「地主書上帳」「小作書上帳」が提出版ないしほぼ完成版といえるものであるのか、作成途中の下書きであるのか、など

の史料批判をし、記載内容がいかなる範囲のものまでか、その意義と制約につき吟味をして、データの抽出と活用法を検討することが重要である。

三 明治六年「田畑立附米地主名前其外取調書上帳」

「田畑立附米小作名前其外取調書上帳」の史料的性格

最近、山形県西村山郡河北町谷地の榎久右衛門家文書について、榎家のご協力と河北町・同町史編纂委員会・河北郷土史研究会の尽力により、その保存整理・公開が進められた。榎家文書には第四大区小七区新町村戸長文書が含まれており、山形県地租改正事業に関わる諸帳面・書簡群も公開された。「地主書上帳」「小作書上帳」を作成するために交わされた各村戸長間の往復書簡・帳面や下書などが多数残されており、両帳面の作成過程があきらかとなる。数種の関連帳簿を比較照合した結果、新町村の「地主書上帳」「小作書上帳」のほぼ完成版が揃って榎家文書中に残されていたことを確認できた。以下、作成過程で交わされた関連史料による考察も加えながら、新町村を事例に、両帳面の記載内容の意義と史料的な制約や限界について検討する。同時に、両帳面を総合的に分析する際の史料操作上の留意点についても指摘をおこないたい。

山形県第四大区小七区新町村の明治六年「田畑立附米地主名前其外取調書上帳 新町村」（三冊）「田畑立附米小作名前其外取調書上帳 新町村」（二冊）ともに縦帳で作成されており、各帳末に同村の二等戸長榎長（真木長とも書く。当時の榎久右衛門家当主）及び三等副戸長澤重次郎・榎新助・石垣源七・高橋伊左衛門・石垣吉十郎の署名・印がある²⁷⁾。両帳

²⁷⁾ 山形県西村山郡河北町立中央図書館所蔵榎久右衛門家文書D1-119・420・425（地主書上帳）。同文書D1-1421（小作書上帳）。以下、断らない限り榎家文書に拠る。

面ともに、年紀は明治六年のみで月は書かれていない。

「地主書上帳」は、村高反別・田畑内訳・本免諸引の書上、小前所持地の一筆毎立附米書上、小前持地惣寄・田畑等内訳、当村地内立附惣寄・田畑等内訳、郷藏敷・草生地・山の書上、の順に記載がなされており、帳末の文言は「右者当村田畑立附米地主小作人相糺、従前之定ニ不拘方今地場適当之立附明細取調奉書上候處、書面之通相違無御座候、以上」と雛形通りである。当村地内立附惣寄・田畑等内訳の部分については項目のみで数値が書き込まれていないが、書き込むべき数値を書いた紙が挟まれており、いつでも書き込める準備は出来ていたことが判明した。小前所持地の一筆毎記載の数箇所に貼紙が認められるが、例えば明治一五年山形治安裁判所で代言人が帳面の該当箇所を写し取るなどとしたその後の係争に関わる記載がある貼紙があり、この帳面が後の明治一五年段階でも証拠力をもつものとして扱われたことが注目される。明治六年七月以降の現反別調査の結果を書き込んだ貼紙もみられる。これらのことは、この帳面が提出後も新町村の基本的な土地台帳の一つとして保管されたことを窺わせる。一筆毎の地主名前には各地主の捺印があり、全体が綺麗に清書されてもいる。おそらく、何部か清書されていたもののうち県に提出されずに残ったもので、村の控として保管された帳簿と考えられる。その意味ではほぼ完成版と位置づけられる帳面である。この帳面の小前持地惣寄と先にふれた那須弥八家所蔵「高反別田畑屋敷立附米総計取調帳」の新町村分の小前持地惣計が全く一致することもこの帳面に記載された立附高が最終提出版と同様であることを示唆する。

「小作書上帳」は、小作地一筆毎の立附米書上及び小作立附惣寄の順に記載され雛形通りである。一筆毎の小作名前には各小作人の捺印があり、全体が綺麗に清書されている。明治七年二月の段階で地主小作関係が記載と異なることが判明した小作地について貼紙をして訂正しており、「地主書上帳」と同様に、この帳面も提出後、村の控として保管された

ことを窺わせる。その意味で、完成版と位置づけられる帳面である。

新町村の「地主書上帳」の作成時期について検討したい。同帳面には明治六年とあるのみで何月の作成かが不明なので、他の史料から考察をする。まず、明治六年一月に槇長は自家の所持地に関する「各村立附内訳（取調）帳」（二冊）を作成している。そして、明治六年四月から六月上旬にかけて新町村と近隣村々との間で「田畑立附米地主名前取調帳」などと題した帳面を交換し、双方の村民の所持地（出入作地）につき報告し確認し合う作業を進めている。とくに五月中に報告の交換が集中している。比較照合すると、近隣村々からの報告は新町村「地主書上帳」にほぼ反映されている。そのため、同帳面の作成過程は五月末までにほぼ記載すべき情報の入手を終え六月上旬から中旬には完成したと推察される。

つぎに、新町村の「地主書上帳」「小作書上帳」の記載の実態について考察したい。以下に、両帳面の記載例を掲げる。

〈記載例A「田畑立附米地主名前其外取調書上帳」 小和田五郎兵衛の場合〉

北口村地内	地主
字新町南浦	
中田	新町村
一、立付米三石式斗	小和田五郎兵衛 ㊦
此俵七俵式斗六升	但四斗式升入 直 作
当村地内	同
北屋敷	同
一、立付米八斗七升六合	同 人 ㊦
此俵式俵三升六合	但右同断 居 屋 敷
当村地内	

字海老鶴	同	但皆川欠引	但四斗式升入
下々畑流作場	同		
一、立付大豆壺斗	但同断	同	〔記載例B「田畑立附米小作名前其外取調書上帳」小和田五郎兵衛の場合〕
	小作人	人	地主
	新町村		新町村
	奥山権八		高橋伊左衛門
当村地内	同	字新町南浦	小和田五郎兵衛
字海老鶴	同	一、田立付米四石五斗四升三合	〔印〕
下々畑流作場	同	此俵拾俵三斗四升三合	
一、立付大豆五升	同	-----	-----
	人	〔改丁〕	
	但同断	地主	
	小作人	新町村	
	新町村	高橋伊左衛門	
	同	小和田五郎兵衛	〔印〕
	人		
	〔印〕		
米四石七升六合		一、畑立付米貳斗六升三合	但四斗式升入
合立付 此俵九俵貳斗九升六合	但四斗式升入		地主
大豆壺斗五升	但同断	字中嶋	新町村
田米七俵貳斗六升		字土慶小路浦	真木長
畑米貳俵三升六合		一、田立付米壹斗七升壹合	同
畑大豆壺斗五升	此記	但同断	人
	田米七俵貳斗六升	地主	
	北口村地内	新町村	
	畑米貳俵三升六合	同	
	当村地内	同	
	畑大豆壺斗五升	字中嶋	人
外		一、畑立付米貳斗六升三合	〔印〕
当村地内		但同断	
字海老鶴		地主	
畑立付大豆六升六合		新町村	

字中しま 同人
一、畑立付米壹斗七升四合 同人 人 印
但同断

〔記載例C「田畑立附米地主名前其外取調書上帳」 榎利右衛門の場
合〕

当村地内 地主
字東屋敷 新町村
一、立付米壹斗八升 榎利右衛門 印
但同断^{（四斗式升）} 居屋鋪

大町村地内
字海老鶴 同
下々畑 同 人 印

一、立付米七斗八升 同
此俵壹俵三斗六升 但右同断 小作人 人 印
吉田村

合立付米九斗六升
此俵貳俵壹斗貳升 但四斗式升入 矢口忠次郎

此訳
畑米壹俵三斗六升 大町村地内
畑米壹斗八升 当村地内

〔記載例D「田畑立附米小作名前其外取調書上帳」 井上佐五兵衛の場
合〕

地主
大町村

字海田 浅黄善吉
一、田立付米三石九斗五合 井上佐五兵衛 印
此俵九俵壹斗貳升五合 但同断^{（四斗式升）}

字海田 地主
一、畑立付米壹石壹斗八升五合 大町村
此俵貳俵三斗四升五合 但同断 同人 人 印

字高閑 地主
一、屋敷立付米三斗九升五合 新町村
但同断 高橋伊左衛門 同人 人 印

字おそ野 地主
一、畑立付米壹斗三升貳合 新町村
但同断 同人 人 印

字おそ野 同人 人 印

記載例A・Bには、同一の人物（小和田五郎兵衛）に関する両帳面の記載を掲示した。記載例C・Dは、記載例A・Bには出てこない関係性についても両帳面が記載していることを示すために、適当な例を選び掲げたものである。引用記載の長さを簡潔にするためにA・Dにはいずれも自小作ないし小作の者の記載を選んだ。「地主書上帳」における中規模以上の豪農層の記載、及び「小作書上帳」における経営規模が大きい小作人の記載は、それぞれ関係土地の分量に応じて長い記載となっている。

まず、「地主書上帳」について検討する。記載例A・Cから、「地主書上帳」は新町村の各戸が所持している居村・他村の土地に関して、土地が所属する村名（「○○村地内」）、土地が所在する字名、土地を所持している地主の名前と地主が所属している村名、土地の地目等級、土地の立附の種類（米・大豆）及び量（俵換算を含む）、土地の利用形態（直作・屋敷・小作の別）、小作の場合は小作人の名前及び小作人の所属村、を記載していることがあきらかである。先にみた明治六年四月の一条条の雛形（第四條）にほぼ則しているが、小作人の所属村も記載された点により詳細な記述となっている。記載例Aから、他村に所属する土地についても新町村の村民が地主として所持している場合には記載されていることがわかる。また、記載例Cから、小作人が他村の者であっても記載されたことが判明する。ただし、「地主書上帳」に記載されている地主は新町村の者に限られており、新町村の土地を他村の者が所持しているケースは記載されていない。すなわち、「地主書上帳」は新町村に属する土地の全てについて右の各項目を書き上げたものではなく、新町村の村民がそれぞれ所持している居村・他村の土地の全てについて右の各項目を書き上げている帳面といえる。新町村の村民であっても所持している土地が一切ない者で且つ新町村の者が所持する土地を小作（借家を含む）してもいない者は「地主書上帳」には記載されていない。各地主は記載された各項目を確認する捺印をしている。また、記載例Aから、皆川欠引とされた土地を所持している場合は末尾に「外」として記載している。

つぎに、「小作書上帳」について検討する。記載例B・Dから、「小作書上帳」には新町村の各戸が借地し小作している居村・他村の土地（小作地）に関して、土地が所在する字名、土地を所持している地主の名前と地主が所属している村名、土地の地目（等級記載は無し）、土地の立附の種類及び量（俵換算を含む）、が記載されていることがあきらかで

ある。明治五年八月の布達で示された雛形では「たれ」の部分に書くべきは地主名前か小作名前かが判然としないが、両方を記入したことがわかる。また、新町村の「小作書上帳」は雛形通りに小作地の所属村は書き込んでいない。記載例Dから、小作している土地を所持している地主が他村の者であっても記載していることがわかる。同じく記載例Dから、屋敷地を借地している場合も記載していることがわかる。ただし、「小作書上帳」に記載されている小作人は新町村の者に限られており、他村の者で新町村の土地を小作している者がいたとしてもその名前は記載されていない。すなわち、「小作書上帳」は新町村の土地で貸付地に出され小作されている土地の全てについて右の各項目を書き上げたものではなく、新町村の者が借地し小作している居村・他村の土地の全てについて右の各項目を書き上げている帳面といえる。新町村の村民であっても借地し小作及び借家している土地が一切ない者については「小作書上帳」には記載されていない。各小作人は記載された各項目を確認する捺印をしている。

以上、「地主書上帳」「小作書上帳」の両帳面の記載例を示し、記載の実態を検討した。「地主書上帳」の記載を集計すれば、新町村の各戸が所持している居村・他村の土地の所有規模を立附米表示で把握でき、その利用状況（直作・屋敷・小作の別）・地主小作関係（小作人名・立附米量）をあきらかにすることができる。「小作書上帳」の記載を集計すれば、新町村の各戸が借地し小作している居村・他村の小作地の経営規模を立附米表示で把握でき、その小作地の地主小作関係（地主名・立附米量）をあきらかにすることができる。そして、「地主書上帳」「小作書上帳」をあわせて分析することで、新町村の村民一戸一戸の土地所有・経営規模の全体をはじめ正確に把握できる。何故ならば、「地主書上帳」からは新町村の各戸の土地所有規模（立附高表示）とその利用形態・各規模（直作・屋敷・小作）があきらかになるが、他村の者が所持して

いる土地を新町村の者が借地し小作している小作地の経営規模（立附高表示）はあきらかとならず、この点については「小作書上帳」の記載によりはじめて把握できるからである。すなわち、「地主書上帳」「小作書上帳」を総合的に分析することで、新町村の全戸の各土地所有規模・各経営規模（直作+小作）・地主小作関係の全体を居村・他村にわたり正確に把握することができるといえる。その意味で、当該期の農業構造を一村全戸規模で把握しうる一級の史料と意義づけられる。

ただし、上述したように、「地主書上帳」「小作書上帳」には土地（屋敷地を含む）を所持せず、かつ小作及び借家もしていない存在は新町村の住民であっても記載されていない可能性がある。この点を、新町村の明治五年「壬申戸籍」と照合して調べると、例えば惣惣作地にある屋敷など「地主書上帳」の記載から何らかの理由で洩れた屋敷に居住し日雇・雑業などで生計を立てている戸は、「壬申戸籍」には記載されているが「地主書上帳」「小作書上帳」には記載されていないことが判明した。これに該当する戸数は少なく後掲基礎表B末尾の付表に掲げた四戸にとどまるが、この事実をふまえるならば、厳密には「地主書上帳」「小作書上帳」は新町村の文字通りの全戸ではなく、土地の所持・貸借の主体となっている戸について上述の各項目を調査したものと位置づけるのが正確である。

また、新町村の全ての土地における農業や地主小作関係について考察する場合には、以下の点を留意すべきである。すなわち、「地主書上帳」「小作書上帳」には新町村の土地のうち他村の者が地主であり且つ他村の者が小作（直作を含む）している土地については一筆毎の記載はなされていない点である。この点は「地主書上帳」「小作書上帳」の史料的な性格にもとづく制約ないし限界といえる。とくに、複数の村域が入組錯綜し土地所有関係や地主小作関係が居村・他村の別を越えて複雑に展開している地域—新町村が属する谷地地方はこれに該当する—

の分析においては、この点とはとくに留意すべきポイントとなる。

この史料的な限界を克服する可能性について述べたい。各村の「地主書上帳」の帳末に記載された当村地所立附惣寄・田畑等内訳には、他村の者が所持している土地の立附高が村毎に集計されている。例えば新町村の「地主書上帳」では「米式拾四俵三斗壹升五合」^{（新町村）} 当村地内 大町村二而所持」とあり、これは大町村の地主が所持している新町村の土地の立附高の合計を意味する。新町村の土地を所持している地主がいる全村について同様の記載がある。これらを集計すると、他村の地主が所持している新町村の土地の立附高が計算できる。そして、当村地所立附惣寄を、小前持地惣寄から新町村の者が所持している他村の土地の立附高を引き、それに他村の者が所持している新町村の土地の立附高を足す計算で求め、帳末に記載している。この作業を各村戸長役場がおこなえるように、他村の者が所持している土地の立附高をおこなう必要があった。先にみた、大石田四日町・北蔵増村（塚野目組）・新町村における「地主書上帳」の作成過程で関係村と相互に出入作地の立附高を報告し照合・確認し合っていたが、この確認作業は帳末の当村地所立附惣寄を計算するためのものでもあった。「地主書上帳」を完成させるために、出入作地の立附高の相互報告は村山郡の村々の間でおこなわれたはずであるが、これらの報告書に書き上げられた土地には、他村の者が地主であり且つ他村の者が小作（直作を含む）している土地も含まれていることが注目されるのである。

例えば、槇家文書にある、地租改正期の各村戸長間の往復書簡・帳面群のなかに、明治六年五月に北口村戸長細矢虎之助が新町村戸長槇長宛に差し出した帳面「田畑立附米地主名前取調帳 新町村」（以下、〈北口地主帳面〉と略す）がある。⁸⁸ この帳面は、北口村の者が所持している新

88 同右、槇家文書D1—408。

町村の土地の全てについて、土地が所在する字名、土地の地目等級、土地の立附の種類（米・大豆）及び量、土地の利用形態（直作・小作の別）、小作の場合は小作人の名前及び小作人の所属村、を調査して報告したものである。すなわち、新町村の土地を所持する北口村の地主による土地利用状況に関する報告書である。この帳面の記載例を以下に示す。

〈記載例E「田畑立附米地主名前取調帳」北口村細矢儀七郎の場合〉

字松橋浦

中田

北口村

一、立附米四斗六升

細 矢 儀 七 郎

此俵壹俵四升

但四斗式升入

小作人

松橋村

高 梨 長兵衛

（中 略）

字海老鶴

下々畑

一、立附大豆壹石式升七合

同 人

此俵貳俵壹斗八升七合

同断

小作人

新町村

奥 山 倉 吉

記載例Eでは、北口村の地主細矢儀七郎家が所持する新町村の土地のうち、字松橋裏と字海老鶴にそれぞれある二ヶ所の土地について、地目等級・立附の種類（米・大豆）及び量、小作人の名前及び小作人の所属村が書かれている。字松橋裏の中田の事例が、他村地主が新町村の土地を所持し他村の者に小作させている事例にあたる。

表1に、その内容を一覧にした。北口村の細矢儀七郎ほか計一二名の

者が所持している新町村の土地は立附米表示で合計一六三石余の規模があり、そのうちの一六％については新町村の者に小作させているが、八四％にあたる一三八石弱は新町村以外の他村の者に小作させていることがわかる（一部に北口村の地主自身の直作一・二三石が含まれる）。この八四％に相当する部分が「小作書上帳」には記載されていない。表1の欄に即して指摘すれば、「小作書上帳」にはB・E欄に関わる情報は記載されているがC・F欄に関わる情報は記載されていない。この（北口地主帳面）と同性格の帳面が、新町村の土地を所持する地主が所属する他村の各戸長から新町村戸長へ提出されたと思われる。それらが全部残っていれば、新町村の土地のうち他村の地主が所持し且つ他村の者が小作（直作を含む）している土地に関する諸情報も全てあきらかとなる。しかし、榎家文書には、そうした帳面は（北口地主帳面）しか残されておらず、新町村の「地主書上帳」「小作書上帳」の制約を補完できる部分は現状では一部にとどまる。⁽²⁹⁾

つぎに、その他の史料的な制約について指摘したい。先に記載内容を検討したように、「小作書上帳」には小作地が所属している村名について

(29) なお、榎久右衛門家文書には、「地主書上帳」の書式で、他村地主が所持している新町村の土地を他村の者に小作させている事例を含む書上が書かれている紙片を束ねているものがある（榎久右衛門家文書D1-614）。この紙片群に記載された他村地主とは荒町村・大町村・松橋村の者である。おそらく本文で紹介した（北口地主帳面）と同性格の帳面がこれら三ヶ村の各戸長からも新町村戸長へ提出され、新町村戸長がその内容を「地主書上帳」の準備過程でまとめたものと思われる。しかし、これらは最終的には「地主書上帳」から除かれ反古にされたと推測される。大石田四日町の二藤部兵右衛門家文書（前掲注(3)）のなかにも、年紀はないが「大石田四日町地内 他村二所所持之分 田畑立附地主名 寄其外取調書上帳」（二藤部家文書1-488）という帳面が残されており、あきらかに「地主書上帳」の作成過程で調査された、大石田四日町の土地を他村地主が所持している事例をまとめた内容のものである。そのなかには小作人が四日町の者も他村の者も含まれている。こうした史料を研究で活用していくことができる。これらの報告の内容は、「地主書上帳」には一筆毎には記載されなかったが、帳末の他村地主の所持地立附高の村毎書上とそれをもとに計算した当村地所立附惣寄に反映されたといえる。

表 1 新町村の土地における北口村の地主による地主小作関係の実態

地主名	立 附 高			小 作 人			内 訳 / 備 考 (村名の略称は*3、数字は人数)
	A 合 計 石 (%)	B 新町村の小作人 石 (B/A%)	C 他村の小作人 石 (C/A%)	D 合 計 人 (%)	E 新町村の小作人 人 (E/D%)	F 他村の小作人 人 (F/D%)	
細矢儀七郎	81.039 (100)	19.894 (24.5)	61.145 (75.5)	58 (100)	11 (19.0)	47 (81.0)	北 18 荒 9 前 5 吉 4 下 3 大 2 嶋 2 上 2 松 1 堀 1
細矢与左衛門	52.625 (100)	5.545 (10.5)	47.080 (89.5)	27 (100)	5 (18.5)	22 (81.5)	北 6 下 3 大 3 吉 2 工 2 西 2 前 1 松 1 上 1 嶋 1
定林寺巨勢寂漣	8.297 (100)	0.000 (0.0)	8.297 (100)	3 (100)	0 (0.0)	3 (100)	西 2 荒 1
鈴木庄藏	5.330 (100)	0.000 (0.0)	5.330 (100)	5 (100)	0 (0.0)	5 (100)	吉 4 北 1
矢口久治郎	3.700 (100)	0.000 (0.0)	3.700 (100)	4 (100)	0 (0.0)	4 (100)	北 4 直作 1.150 を含む
上谷長戸	3.555 (100)	0.000 (0.0)	3.555 (100)	1 (100)	0 (0.0)	1 (100)	北 1
田原大圓	3.446 (100)	0.466 (13.5)	2.980 (86.5)	7 (100)	1 (14.3)	6 (85.7)	北 3 下 1 工 1 荒 1
細矢治右衛門	2.240 (100)	0.000 (0.0)	2.240 (100)	3 (100)	0 (0.0)	3 (100)	吉 3
阿部勘兵衛	1.520 (100)	0.000 (0.0)	1.520 (100)	1 (100)	0 (0.0)	1 (100)	北 1
太田藤七	1.200 (100)	0.000 (0.0)	1.200 (100)	1 (100)	0 (0.0)	1 (100)	吉 1
西谷喜右衛門	0.458 (100)	0.000 (0.0)	0.458 (100)	1 (100)	0 (0.0)	1 (100)	工 1
桜井才兵衛	0.080 (100)	0.000 (0.0)	0.080 (100)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	直作 0.080 のみ
合計 12 名	163.490 (100)	25.905 (15.8)	137.585 (84.2)	96 (100)	12 (12.5)	84 (87.5)	北 29 吉 12 荒 10 下 7 前 6 大 5 工 4 西 4 上 2 松 2 嶋 2 堀 1

典拠) 明治 6 年 5 月「田畑立附米地主名前取調帳 新町村」(横久右衛門家文書 D 1-408)。
凡例) *1 立附高は立附米と立附大豆の合計である。勾以下は四捨五入した。B 新町村の小作人及び C 他村の小作人の各欄は、新町村の者に小作させた土地の立附高及び新町村以外の他村の者に小作させた土地の立附高、をそれぞれさしている。
*2 直作地がある場合、その立附高も合算している。直作の主体は他村地主であるので、立附高の他村に合算した。直作地がある場合は備考に示した。
*3 新町村以外の他村の村名の略称は以下の通り。北＝北口村，松＝松橋村，上＝上工藤小路村，下＝下工藤小路村，吉＝吉田村，大＝大町村，嶋＝嶋村，前＝前小路村，荒＝荒町村，堀＝大堀村，西＝西里村。なお，工は帳面に工藤小路村とだけ書いてあり上・下の区別がつかない事例である。
*4 小作人数については，表中の 3 名の地主及び 2 名の地主と小作関係を結んでいる者がそれぞれ 1 人及び 13 人いたため，合計は延べ人数ではなく，重複を除いた実人数で計算した。

て記載がなく、その小作地が新町村の土地なのか、他のどの村の土地なのか、を区別することが出来ない。これは雛形通りに作成した結果である。また、記載されている小作地には居村ばかりでなく本当に他村の土地も含まれているのかどうか「小作書上帳」の記載内容のみからでは実はわからない。字名は書いてあるが、谷地地方の場合、同じ字に複数の村域が入組錯綜している場合がしばしば確認できるため、字名からだけではその土地が所属する村名を明確に特定することは難しいからである。

この史的な限界を克服する可能性について述べたい。「地主書上帳」は新町村の者が所持している土地についてはその所属村を記載しているのであるから、「地主書上帳」「小作書上帳」の両帳面に記載された土地を一筆一筆照合することで、「小作書上帳」に記載された小作地のうち地主が新町村の者である土地については、その所属村を特定することができるのである。

ただし、地主が他村の者である土地については、「地主書上帳」は勿論、「小作書上帳」の記載からも、その土地の所属村を特定することはできない。この制約を一定程度ではあるがカバーする方法としては、やはり先に紹介した〈北口地主帳面〉のような帳面をあわせて検討することが挙げられる。〈北口地主帳面〉に記載されている小作人が新町村の者である土地と、「小作書上帳」に記載されている地主が北口村の者である土地とを一筆一筆照合すると、照合できる土地と照合できない土地があることが判明する。表1の欄で指摘すれば、B・E欄に関わる土地は「小作書上帳」の記載と照合できる。すなわち、〈北口地主帳面〉と照合することで、「小作書上帳」に記載されている北口村の者が地主である土地についてはどの土地が新町村の土地であるかを特定することができるのである。一方、〈北口地主帳面〉には、北口村の地主が所持している新町村以外の他村の土地を新町村の者に貸して小作させている事例は

記載されていないため、そうした小作地については照合できない。ともあれ、〈北口地主帳面〉のような帳面をあわせて活用することで、新町村の者が小作している他村地主の土地が新町村の土地であるのか、それ以外の村の土地であるのか、の区別はできるようになるといえる。この区別の作業も、〈北口地主帳面〉と同様の帳面が関係する村の全てについてもし残っていれば、全体的におこなえる可能性が出てくるといえる。

以上、「地主書上帳」「小作書上帳」の史的な制約として、(1)他村地主が所持している新町村の土地を他村の者に小作させているケースについては記載されていないこと、(2)新町村の者が小作している他村地主の土地の所属村が特定できないこと、を指摘し、それを補完していく史料操作の可能性について検討した。今後、「地主書上帳」「小作書上帳」を検討する際に、両帳面の史的な制約を一定程度カバーしていく際の参考として、両帳面の作成過程で各村の間で報告された〈北口地主帳面〉のような関係史料で補う方法があることを指摘しておきたい。

また、両帳面の史的な制約として、(3)反別(面積)の記載がないこと、も大きな点として指摘できる。この点を補完する方法としては、明治七十八年に作成された「田畑地引帳」と一筆一筆照合することが指摘できる。この場合も、「田畑地引帳」が関係土地について全て揃って残っているという条件が前提となる。

四 新町村における土地所有規模・経営規模・家族構成・職業構成データの把握

前節でおこなった明治六年「田畑立附米地主名前其外取調書上帳」「田畑立附米小作名前其外取調書上帳」の史的な性格、意義と限界に関する考察をふまえて、本節では新町村の両帳面の記載内容から土地所有規模・経営規模・地主小作関係その他の諸データを抽出し、確定する

作業をおこなう。

基礎表Aは、新町村の「地主書上帳」「小作書上帳」の記載内容を検討・照合し、同村の各戸の「所有立附高」³⁰⁾「貸付立附高」「自作立附高」「小作立附高」「経営立附高」「外」所有高³¹⁾、についてそれぞれ集計し表示したものである。立附高（契約小作料の量）には立附米のみならず一部の畑でみられる立附大豆も合計した。また、内訳として土地や小作人の所属村における居村（新町村）・他村の区別について、先に述べた両帳面の照合作業をおこない適宜表示した。以下、表の各欄の項目毎に、そのデータの意味と両帳面からデータを抽出した方法について説明する。まず、「所有順位」欄には、以下に述べる「所有立附高」の順位を示した。表では、上位から下位の順に並べた。

「所有立附高」欄には、各戸が居村及び他村に所持している土地の立附高を「地主書上帳」の記載をもとに各戸毎に集計した数値を表示した。すなわち、「所有立附高」とは、各戸の土地所有規模を立附高で表示した数値を意味する。内訳として、各戸が所持している土地を「地主書上帳」の記載をもとに居村と他村に区別し、他村の立附高について集計値を表示した。差し引きをすれば居村のみの立附高が算出できる。また、他村の立附高の下に括弧で、各戸が所持している土地がある他村の村数を表示した。これらにより、村内外の地主的土地所有のひろがりや居村・他村の比重を検討する指標とした。所有順位1位の真木長に即してデータの含意を説明すれば、所有立附高は八一〇石九升三合に及び、そのうちの四七五石三斗六升は新町村以外の十一ヶ村にある土地の立附高である、となる。

「貸付立附高」欄には、各戸が所持している土地のうち貸し付けてい

30) 明治五年壬申地券発行をはじめとする地租改正期における農民の土地所有権の確立やその過程をめぐっては論争がある。過渡的な時期であるとする立場から、本稿では「所持」「所有」の両表現を使用している。

る土地の立附高を「地主書上帳」の記載をもとに各戸毎に集計した数値を表示した。すなわち、「貸付立附高」とは、各戸の貸付地規模を立附高で表示した数値を意味する。内訳として、各戸が貸し付けている土地を「地主書上帳」の記載をもとに居村と他村に区別し、他村の立附高について集計値を示した。差し引きすれば、居村のみの立附高が計算できる。その下の「小作数・新町+他村人数・村数」の記載は、貸付地を利用する小作人の数と小作人が所属する村数（ここでは居村を含む）について、立附米の場合と立附大豆の場合とに分類し、さらにそれぞれの内訳を新町村の土地と他村の土地に分けて表示したものである。真木長の例で説明すれば、貸付地の立附高は合計七八石九斗七升一合であり、そのうちの四六四石五斗三升四合は他村にある貸付地の立附高である。

そして、立附が米である貸付地の場合、新町村の土地を貸し付けている小作人は一五五人に及び彼らは一二ヶ村の者からなり、他村の土地を貸し付けている小作人は一五六人に及び彼らは一四ヶ村の者からなる。同様に、立附が大豆である貸付地の場合、新町村の土地を貸し付けている小作人は三三人であり彼らは八ヶ村に所属しており、他村の土地を貸し付けている小作人は二人で彼らは二ヶ村の者からなる、ということの意味する。なお、一人の小作人が立附を米と大豆の両方で納入している事例も含まれるため、表示した立附米の小作人数と立附大豆の小作人数のうちには重複する部分がある。そのため、この欄内の「実数」に、重複を除いて両者を足した小作人の実数と小作人が所属する村数の実数を計算し表示した。真木長の例で言えば、小作地を貸した小作人の実数は二九四人であり彼らは一五ヶ村の者からなる。貸付地規模・小作人数・小作人の所属村数（居村・他村の別）・立附の種類を子細に表示することで、地主の側から居村・他村にまたがる地主小作関係の複雑さを考察する指標とした。以上のデータの判別は「地主書上帳」の記載に拠り、かつ小作人が新町村の者については「小作書上帳」の記載とも照合し裏付

けをとった。

「自作立附高」欄には、各戸が所持している土地のうち自作（直作・手作）している土地の立附高を「地主書上帳」の記載をもとに各戸毎に集計した数値を表示した。すなわち、「自作立附高」とは、各戸の自作経営規模を立附高で表示した数値を意味する。内訳として他村の土地で自作しているケースがある場合にその土地の立附高を表示した。真木長の場合、自作地の立附高合計は二三石一斗二升二合であり、そのうちの一〇石七斗七升二合は他村の土地の分であることがわかる。各戸の自作経営の規模と土地利用における居村・他村の比重を検討する指標として表示した。

「小作立附高」欄には、各戸が地主より借地している土地の立附高を「地主書上帳」「小作書上帳」の記載をもとに各戸毎に集計した数値を示した。多くは小作地として借地しているので「小作立附高」と表現したが、屋敷地を借地（借家）している場合も含めた⁸¹⁾。すなわち、「小作立附高」とは、各戸の借地における小作経営規模を立附高で表示した数値を意味する。その下の「地主数・新町+他村」の記載は、小作地を借りている地主の数を立附米の場合と立附大豆の場合とに分類し、さらにそれぞれにつき地主の所属村により新町村と他村とに分けて表示したものである。真木長のデータは、立附高五斗二升六合の小作地を借りており、立附は米のみで、借りた地主は一人で新町村の者である（ちなみにこの地主は新町村高橋伊左衛門である）、他村の地主からは借りていないことを示している。所有順位14位の石垣源七の場合は、小作経営規模は立附高表示で三石六斗七升九合であり、そのうち立附が米である小作地は

(31) 屋敷地でも附属する畑の実態がある。また「地主書上帳」では屋敷地につき金納家賃ではなく立附米（一部で立附大豆）表示で記載している。屋敷地の立附米量の基準は、先にみた明治六年四月の一ヶ条の御達の第三條に示されたようにに市場や集落、街道との関係等経済的ないし地理的条件が加味された。

五人の地主から借りており、内訳は新町村の地主三人、他村の地主二人である。また、立附が大豆である小作地は一人の地主から借りており、新町村の地主であることを示している。なお、同一の地主から立附が米である小作地と大豆である小作地を両方とも借りている事例が含まれる場合があるため、表示した立附米の地主数と立附大豆の地主数のうちには重複する部分がありうる。そのため、この欄内の右側の「実数」に、重複を除いて両者を足した地主数の実数を計算し表示した。石垣源七の例で説明すると、小作地を借りた地主の実数は五人である。各戸の小作経営規模・小作地を借りた地主数・地主の所属村数（居村・他村の別）・立附の種類を子細に表示することで、小作人の側から居村・他村にまたがる地主小作関係の複雑さを考察する指標とした。なお、前述したように、「地主書上帳」の記載からは各戸（新町村の小作人）が新町村の地主から借りた小作地しか把握できない。「小作書上帳」の記載からは各戸が居村・他村の地主から借りた小作地の全体についてあきらかとなる。この点をふまえて、基礎表Aでは、「小作書上帳」の記載をもとに、新町村の地主から借りた小作地については「地主書上帳」の記載と照合し裏づけをとりながら、各戸の居村・他村における小作地（借家を含む）の立附高を集計して小作立附高を確定している（後掲の基礎表Bで、「地主書上帳」「小作書上帳」の両方の記載を照合して把握しえた各戸の小作地内訳を揭示している）。

「経営立附高」欄には、各戸の自作立附高と小作立附高を合算した数値を表示した。すなわち、「経営立附高」とは、自ら農業経営をおこなっている自作地と小作地の立附高の合計であり、各戸の農業経営規模を立附高で表示した数値を意味する。所有順位26位の吉田権三郎のデータで説明するならば、自作立附高五石五斗三升と小作立附高六石六斗二升四合八勺とを合算した七〇石一斗五升八合八勺が経営立附高となる。

なお、後述する研究史の問題点を意識して付言すれば、各戸の経営立

附高は、「地主書上帳」に載る自作地・小作地（新町村地主よりの借地）と「小作書上帳」に載る小作地（新町村地主よりの借地と他村地主よりの借地）を照合し、両帳面で重複する部分（小作地（新町村地主よりの借地））を省いて各立附高を集計することではじめて把握できるのであり、「地主書上帳」「小作書上帳」のどちらか一方の記載からだけでは部分にとどまることに留意すべきである³²⁾。

「外」皆川欠引」欄には、「地主書上帳」で各戸の記載末尾の「外」で書かれた、皆川欠引とされた土地の立附高の合計を示した。「地主書上帳」には、新町村の地主が皆川欠引とされた土地を所持している場合、その土地の所属村・字名・地目・立附の種類（米・大豆）及び量（俵換算を含む）を当該地主の記載の末尾にそれぞれ記している。「地主書上帳」においては、皆川欠引の土地の立附高は皆川欠引以外の所持地の立附高には合算せずに外数として扱っている。これは各戸の計算でも、小前持地惣寄及び当村地所立附惣寄の計算でも同様である。先に揭示した明治六年四月の一ヶ条の御達で山林・秣場等の所持者は「其者之立附惣計外書ニ相認メ」と指示されたことに準じたとみられる。「地主書上帳」の記載法にならって基礎表Aでも「外」皆川欠引」欄の立附高は「所有立附高」には含めていない。内訳として、皆川欠引の土地の所属村に注目して居村と他村に区別し、他村に所持している皆川欠引の土地の立附高とその所属村数を表示した。差し引きすれば、居村に所持している皆川欠引の土地の立附高が計算できる。また、皆川欠引の土地の立附の種類に注目し、立附が大豆である皆川欠引の土地の立附高を表示した。差し引きすれば、立附が米である皆川欠引の土地の立附高が計算できる。真木長の事例で説明すれば、合計立附高二〇石三斗一升三合となる。

³²⁾ ただし、他村地主よりの借地がない戸については「地主書上帳」の記載のみで農業経営規模を把握できる。しかし、「地主書上帳」のみの分析では当該戸の他村地主からの借地の有無を認識することができない。

る皆川欠引の土地を所持しており、そのうちの三石四斗二升三合は大豆立附の土地である。また、合計のうち八石六斗四升一合は他村の土地であり、その所属村数は二ヶ村である。皆川欠引の土地は年貢免除の措置を受けたと一般には把握されるが、立附高がつけられているように過去に農業実態があり、また起返しにより当時においても農業実態がある可能性も否定できない。個々の実態検討が必要となるが、当該地が各戸にとって無視できない農業の基盤である可能性もあるため、「地主書上帳」の把握の通りに集計して表示した。

「所属組」欄は、各戸が新町村内のどの組に所属しているのかを表示した。新町村は元組（本村）と高関組（枝郷）の二つの組からなる。「地主書上帳」「小作書上帳」には各戸の所属組は記載されていないため各戸の所属組が判明する明治六年の他史料により特定した。その結果、新町村の「地主書上帳」三冊のうち一冊目は全戸が元組、二冊目は冒頭の高橋伊左衛門のみが元組で後の全戸は高関組、三冊目は元組の真木長分、という記載順で帳面を作成していることが判明した。また、同欄の右側に各戸の屋敷所在地を示した（借家の場合は括弧で表示）。これらの表示により、新町村内での本村―枝郷関係、居住の地理関係、屋敷所持の有無などの諸条件における各戸の位置につきデータを提供した。

「経営順位」欄には、経営立附高の順位を示した。左端の所有順位と相関させることで、新町村の全体における各戸の土地所有規模と経営規模の位置と相関を把握しえる。例えば、真木長は所有順位1位・経営順位15位、吉田権三郎は所有順位26位・経営順位1位となる。これらのデータから、明治六年新町村民の土地所有規模と経営規模の相関図などが作成しうる。今後、別の機会に発表したいと考えている。

なお、塚本氏は北蔵増村（塚野目組）の「地主書上帳」「小作書上帳」のデータなどを表示する際に、例えば「生産高Ⅱ立付米額×一・五」のように、各戸の立附高を一・五倍した数値を採用した。これは、生産高Ⅱ

貢租＋地主作徳＋小作人取分、であり、生産高を一とすれば貢租と地主作徳と小作人取分はほぼ三分の一ずつの比であるとする通説をふまえて、立附米（貢租＋地主作徳）の一・五倍が生産高にあたるとみなした結果である。この方法に準拠して、他の所有高・貸付高・小作高・自作高・経営高も計算し表示された³³⁾。塚本氏のこの方法は、立附高には洩れている小作人取分を含めて各指標をとらえたいとするものであり、一つの方法であると筆者も理解している。だが、本稿の基礎表A・Bでは、塚本氏の方法は採用せず、例えば、「所有立附高」には各戸の所持地の立附米合計をそのまま採用するなど、各指標の表示にあたっては一・五倍をする操作をしていない。その理由は、個々の土地を検討すると貢租と地主作徳と小作人取分の三者が三分の一ずつの同量ではない例が数多くみられ、とくに地主層ほど貢租が低く地主作徳が多い土地を買い求め集積していく傾向がみられるため、三者を同量と仮定し立附高を一・五倍する操作は却って実態と離れる危険性も孕んでいると考えたからである。また、両帳面に記載された立附米通りの、いわば素のデータを表示し学界に提供した方が、後の研究者による加工にとっても便宜であると判断したためである。

つぎに、基礎表Bは、新町村の「地主書上帳」「小作書上帳」及び明治五年「壬申戸籍」の記載内容を検討・照合し、新町村の各戸の地主小作関係の詳細と家族構成・職業などについて表示したものである。基礎表Aを補足するものであり、両表を比較しやすくするために、基礎表Bにおける各戸当主名とその順番及び「所有順位」欄・「小作立附高」欄・「経営順位」欄は基礎表Aと全く同じにしてある。

各戸の「小作立附高」の内訳をみるために「同左内訳Ⅰ」「同左内訳Ⅱ」「同左内訳Ⅲ」の各欄を設けた。各欄のデータは居村・他村にまた

がる地主小作関係の複雑さについてより詳細に実態を検討することを目的に集計したものである。

「同左内訳Ⅰ」欄には、「地主書上帳」「小作書上帳」の記載内容を検討・照合し、各戸の「小作立附高」のうち、地主が新町村の者で且つ小作地が新町村の土地である場合について、その立附高と「小作立附高」に占める比率を表示した。米立附と大豆立附に小作地を分けてそれぞれの地主数を表示した。同一の地主から立附が米である小作地と大豆である小作地を両方とも借りている事例が含まれる場合があるため、この欄内の右側の「実数」に、重複を除いて両者を足した地主数の実数を計算し表示した。この欄に関わる地主・土地・小作人はいずれも新町村に属しており、いわば居村内で完結する地主小作関係に該当する部分といえる。

「同左内訳Ⅱ」欄には、「地主書上帳」「小作書上帳」の記載内容を検討・照合し、各戸の「小作立附高」のうち、地主が新町村の者で且つ小作地が他村の土地である場合について、その立附高と「小作立附高」に占める比率を表示した。地主数や実数の表示法は「同左内訳Ⅰ」欄と同様である。この欄に関わる地主・小作人は新町村の者であるが、土地が他村に属しており、いわば人は居村内であるが土地に関して村を越えた地主小作関係に該当する部分といえる。

「同左内訳Ⅲ」欄には、「小作書上帳」の記載内容から、各戸の「小作立附高」のうち、地主が他村の者である場合について、その立附高と「小作立附高」に占める比率を表示した。地主数や実数の表示法は「同左内訳Ⅰ」欄と同様である。小作地には新町村の土地か、他村の土地か、あるいは両者が含まれる場合がそれぞれありうる（この点は先述。後述もする）。この欄に関わる地主は他村の者であり、土地の一部が他村に属している可能性があり、いわば人について村を越えており土地の一部についても村を越えた地主小作関係に該当する部分といえる。

³³⁾ 塚本論文（前掲注①）、二六頁など。

本稿における「地主書上帳」「小作書上帳」の書式雛形及び史的性の考察から既にあきらかなように、「同左内訳Ⅰ」「同左内訳Ⅱ」の両欄のデータは地主が新町村の者であるため「地主書上帳」に記載されている。また、新町村の者が小作人であるため「小作書上帳」にも記載されており、両帳を検討・照合することでデータを得ることができ裏づけもとれる。しかし、「同左内訳Ⅲ」欄のデータは地主が新町村の者ではないため「地主書上帳」には一切記載されていない。同欄のデータは「小作書上帳」にのみ記載されている。そして、新町村の「小作書上帳」は雛形通り小作地の所属村を記していないため、「同左内訳Ⅲ」欄に関わる土地については居村の土地なのか他村の土地なのか、その所属村の判別がつかない。この点は、「地主書上帳」「小作書上帳」の史料的性格にもとづく制約であり、この点を一定程度克服する可能な方法については先述した通りである。

「同左内訳Ⅰ」「同左内訳Ⅱ」「同左内訳Ⅲ」の各欄を設定し各戸につきそれぞれデータを集計・表示した結果をふまえて、「地主書上帳」「小作書上帳」を使用して当該村の農業構造を分析する際の留意点について、以下に指摘をおこないたい。基礎表Bにより、「小作立附高」欄（Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ）に占める各欄の合計の比率を各戸につき概観すると、Ⅲの比率が高い戸が多くみられる。また、基礎表Bには示さなかったが、一二九戸の小作立附高の合計を各欄につき集計し、「小作立附高」欄の合計に占める各欄の合計の比率を示してみると、Ⅰが二七・〇％、Ⅱが一三・三％、Ⅲが五九・六％、となる。つまり、新町村の者が借りた小作地の立附高の約六割は他村地主から借りた小作地の立附高であることが判明する。すなわち、ⅠとⅡに関するデータが記載されている「地主書上帳」を分析しただけでは、新町村の小作人の小作経営規模全体の四割しかあきらかにしないことになり、「小作書上帳」の分析とあわせてはじめて新町村における小作農の経営規模や地主小作関係の全体像が把握でき

ることが指摘できる。この点を「地主書上帳」「小作書上帳」分析の際の重要な留意点として指摘したい。同じ村山郡域でも村を越えた地主小作関係の展開度は地域や村により差異があると思われるが、先行研究では塚本氏を除き、後述するようにしばしば右の留意点につき無自覚で「地主書上帳」の分析のみから当該村の小作農の経営規模を検討したり一村全戸の所有規模と経営規模の相関図を作成し農業構造や農民層分解の特徴を論じたりしていたのでとくに注意を喚起しておきたい。

基礎表Bの「家族構成」欄には、新町村の明治五年「壬申戸籍」のデータに抛り、各戸の家族人数の合計と内訳（男女・成人）を表示した。成人は数えの年齢が一五〜六〇歳の者とした。経営規模と家族労働力の関係を考察する際の基礎データとなる。ただし、「壬申戸籍」には各戸が雇用した奉公人や日雇（日用）などは記載されていない。この点は、他の史料によりさらに補っていく必要がある。

「職業／屋敷地番」欄には、同じく「壬申戸籍」のデータに抛り、各戸の職業と居住している屋敷（寺社の場合は地所）の地番を表示した。新町村の「壬申戸籍」（正式題は明治五年壬申四月改「山形縣管轄第廿六区戸籍」二冊⁹⁴）はその表紙に朱筆で「明治十丁丑四月三十日迄人員増減年齢計算改加筆済」と記載されている。明治一〇年四月頃までは新町村住民の戸籍管理の基本台帳として使用され続けたもので、そのため各戸家族の増減・移動をはじめ年齢・職業の変化に関しても貼紙や朱書きによる変更が随所になされている。この点に留意し、「職業／屋敷地番」欄では、各戸主の職業について、壬申戸籍作成時に最初に墨書（黒墨の筆による）された明治五年当時の職業をまず示した。そして、その後の「」内に、後筆の朱書きで書かれた職業がある戸主についてはその職業を記した。家族については、壬申戸籍作成時に墨書された職業記載は

94) 楨久右衛門家文書（前掲注97）C1―168・169。

なく、「」内に、後筆の朱書きで書かれた職業がある者についてはその職業を記した。戸主と家族の別がわかるように、家族については「妻農」「長男商」のように、戸主との続柄（妻・長男など）を職業の前に付記した。また、例えば「妻・長男・二男 農」としたのは、妻・長男・二男の職業がいずれも農であることを示す。職業に関する後筆の朱書きは他の人口関係史料と比較検討した結果、明治七年頃に書かれたものが多いと推測される。朱書きの情報も表示したのは、明治五から七年頃にかけての各戸主の職業の変化や家族の職業について可能な限り情報を提出する意図による。戸主と家族とで職業が異なる例は多数あり、とくに零細小作兼雑業層における女性を含む家族の役割分担などの考察に資すると思われる。従来、戸主の職業と土地所有規模を指標に下層民の実態に迫り半プロレタリアなどの概念規定がなされてきたが、職業の流動性や家族内での役割分担に考察をひろげることは彼らの実態分析をより深める可能性をもつと考える。その意味でも、「地主書上帳」「小作書上帳」及び「壬申戸籍」などの良質な史料が揃ってくる明治五・六年段階の研究は、これらを総合した分析が可能となる条件を得ているのであり、本稿はそのための基礎的な史料研究とデータ抽出を企図している。

基礎表Bの末尾に付表をつけたが、これは先述した、「地主書上帳」「小作書上帳」に記載されていないが「壬申戸籍」には記載されていた四戸について一覧にしたものである。基礎表A及び基礎表Bで表示した戸数は一二九戸であるが、これに付表の四戸を加算した一三三戸が、当時の新町村の全戸数となる。

以上、山形県地租改正事業における「立附米調査」の意義、「地主書上帳」「小作書上帳」の作成過程と史料批判、記載様式及び史料の性格、分析史料操作上の留意点などにつき考察し、それらをふまえて、明治初年の山形県村山地方の農業構造や階層分解の実態に関わる基礎的なデータを抽出し確定する作業を試みた。一村規模の全戸について土地所有規

模・経営規模・家族構成・職業構成などを把握しうるデータとして学界に提供する。

おわりに

一九五〇年代から七〇年代にかけて羽州（山形県）村山地方の農村史研究は活発に進められ、東北の商業的農業地帯あるいは「非領国」地域の典型事例としてその研究成果は全国的に注目された。農村における資本主義形成史や地主制研究、農民層分解論、豪農論や「世直し状況」論といった当時の学界の主要な関心・テーマに関わる論稿が続々と発表され、地域史レベルのみならずひろく学界の貴重な共有財産となっている。

こうした研究成果をふまえ、さらに村山地方の農村史研究を前進させるためには、先行研究があきらかにした歴史像に関する再検討を方法や視点の見直しを含めておこなっていく必要があると考えている。筆者は二〇〇一年度歴史学研究会大会報告³⁵⁾などで若干の試みをおこない、多くの議論をいただいた。本稿もまた筆者なりの試みの一つであり、とくに村山地方の農業構造や農民層分解の実態、地主小作関係及び小作農の存在形態に関わる従来の諸学説につき再検討していく作業の一環としてその基礎的な史料に関する考察を試みたものである。

本稿で取り上げた明治六年「田畑立附米地主名前其外取調書上帳」「田畑立附米小作名前其外取調書上帳」（「地主書上帳」「小作書上帳」と略す）の史的な考察の要点については前節までに繰り返しまとめているので再説はしないが、ここでは先行研究でみられたいくつかの史料操

³⁵⁾ 岩田浩太郎「豪農経営と地域編成—全国市場との関係をふまえて—」（『歴史学研究』第七五五号、二〇〇一年。補訂して『山形大学紀要（社会科学）』第三二巻第二号・第三三巻第一号・第三三巻第二号・第三四巻第一号、二〇〇二〜二〇〇三年、に連載）。

作のパターンとその問題点に即して具体的に論じ、本稿における考察の意味についてあきらかにし、今後への課題提起をおこないたい。

まず、渡辺信夫氏は、幕末維新期の村山郡におけるブルジョア的な経済発展を検証する視点から、紅花など商業的農業を基盤に生産者的中農層が発展した状況のなかで日雇專業者が形成されてくることを論じた。その論証の一つとして、新吉田村の忠蔵を取り上げ、忠蔵は「家業人別帳」には所持高五石四斗余の「御百姓 日雇取」と記載されているが明治六年「小作書上帳」には小作地もましてや貸付地も記載されていないから五石四斗余の持高は現実のものではなく、「彼の再生産の基盤は日雇稼にあったと考えてよい」としている。しかし、本稿で縷々あきらかにしたように、「小作書上帳」はそもそも各戸の自作地や貸付地を記載する帳面ではなく、「小作書上帳」のみの分析から忠蔵家が貸付地をもっておらず五石四斗の持高は現実のものではないと判断することはできない。氏は他の事例についても同様の論証をおこなっている。忠蔵を日雇

專業者と確定するためには「地主書上帳」その他のさらなる分析が求められるといえる。論文執筆の段階で渡辺氏が「地主書上帳」「小作書上帳」の史料的な性格及び両帳面の総合的な分析の必要に関する認識を十分にもっていないことが窺われる。³³⁾

つぎに、青木美智男氏は、「世直し状況」論の視点から羽州村山郡の農民層分解と階級闘争の特質を論じた。羽州村山郡では農民層分解の過程で圧倒的に多くの日雇・小作貧農層³⁴⁾「世直し」層が析出され幕末維新期には「世直しの状況」がみられたとする氏の一連の論文の影響は大きく、豪農—半プロレタリア分解にもとづく「世直し状況」論を論証する典型的な地域の一つとして当地方を位置づける見解の起点となったと意義づけられる。³⁵⁾この論文は史料典拠を示していない場合が多く、また注で後日別稿であきらかにするとしながらも未だ発表されていないものもあり、論証の面では未だ問題が残されている論文である。氏は農民層分解や農業外従事者の存在形態に関する論証の素材として、観音寺村・田沢村につきそれぞれ明治六年の各村全戸の土地所有と経営の相関図を作成し、また観音寺村について農業従事者の土地所有・経営状況の表を作成しているが、これらの図・表についても典拠史料を明記していない。³⁶⁾

³⁷⁾ 渡辺信夫「幕末・維新期の日雇の形成とその存在形態」『文化』第二二巻第三号、一九五七年、三八〇頁、同「商業的農業における雇用労働」（市川孝正ほか『封建社会解体期の雇用労働』青木書店、一九六一年）、八六頁。ただし、氏は忠蔵の家族の職業なども検討し土地経営者としての性格はほとんど見い出せないことを補強している。

³⁸⁾ 青木美智男 a『世直し状況』の経済構造と階級闘争の特質—出羽国村山地方の分析を中心として—（『歴史学研究』第三二六号、一九六七年、同 b「幕末における農民闘争と農兵制」とくに出羽国村山地方の農兵組織の展開を中心に—（『日本史研究』第九七号、一九六八年）、同 c「慶応二年、羽州村山地方の世直し」一揆（佐々木潤之介編『村方騒動と世直し』上 青木書店、一九七二年）、など。青木 a 論文では「日雇・小作貧農層」と表現していたが、同 b 論文において「豪農—半プロレタリアート層」「貧農小作・半プロレタリアート層」、同 c 論文において「半プロレタリア的階層」「半プロレタリアート層」などと表現し、半プロレタリア概念及び豪農—半プロレタリア論が導入され羽州村山郡の地域分析に適用された。なお、最近の同 d『近世非領国地域の民衆運動と郡中議定』（ゆまに書房、二〇〇四年）第四章・第五章は青木 b・c 論文を大幅に改訂して再録したものであるが、ここでは半プロ概念などを使用せず「買食い層」「下層の小作貧農層」などの表現に変更している。しかし、氏は変更の理由を説明していない。

³⁹⁾ 青木 a 論文の第 10 表・第 2 図・第 3 図、青木 c 論文の表 II—9、青木 d 論文の第 8 表。

なお、青木氏の他の主な論証として明治六年の山口村における農業外従事者の土地所有・経営状況の表が青木 a・c・d の各論文において使用されているが、この典拠史料も明記されていない（青木氏が作成した山口村の表は、佐々木潤之介『幕末社会論』（塙書房、一九六九年）の第 24 表にも掲載され、「半プロレタリア層の存在形態」を検証する全国四地域事例の一つとして羽州村山地方が取り上げられた）。塚本氏によれば、「地主書上帳」の作成過程で作られた帳面に山口村中下組「立付米取調帳」があり、日塔哲之「維新期における地主制の考察—村山郡山口村伊藤家を中心にして—」（『山形史学研究』第三号、一九六一年）はこれを分析したとされる（本論文（前掲注①）、四五頁）。筆者は明治大学博物館及び山形大学附属博物館所蔵の山口村伊藤家文書を閲覧したが当該史料を未だ確認できていないので、山口村の諸研究についての言及は保留したい。山口村の「地主書上帳」「小作書上帳」については、現在所在を確認中である。

しかし、両村の古文書所在を確認すると、観音寺村については「地主書上帳」の下書き段階のものが、田沢村については「地主書上帳」と「小作書上帳」の下書き段階のものが確認できるので、これらにもとづくとほぼ推察できる。観音寺村については「小作書上帳」の所在は確認できていないので、青木氏は「地主書上帳」の下書き段階のものの記載のみから土地所有と経営規模の相関図や表を作成したと思われる。しかし、本稿で指摘したように、「地主書上帳」のみの分析からは各戸の土地所有規模については把握できるが、小作経営規模については居村地主から借りた小作地のみを把握にとどまり他村地主からの小作地は洩れるため小作農の経営規模は部分的な把握にとどまざるをえない（さらに下書き段階のものであるためデータの正確性に一定の問題がある）。田沢村については、先に指摘したように「小作書上帳」は下書き段階のものであり且つ他村地主から借りた小作地の記載が全くなく洩れており、こ

(39)

(40)

明治大学博物館所蔵観音寺村岡田家文書乙—C—99。観音寺村の「地主書上帳」は縦帳五冊からなり、年紀がない。地主の捺印や帳末の小前持地惣寄・田畑内訳、当村地所立附総寄・田畑内訳、見取場・鹿野畑・林・山野の書上などがなく、訂正の貼紙や書き込みもあるため、完成版とはいえず、下書き段階のものと思われる。なお、岡田家文書に明治六年七月二七日の年紀がある「田畑立附米其外惣計扣帳」が残っている。小前持地の各戸毎の立附高合計、小前持地惣寄・田畑等内訳、当村地所立附惣寄・田畑等内訳、見取場・鹿野畑・林・山野の書上、小拾帳惣計が記載されており、ほぼ「地主書上帳」の帳末に記載されるべき内容がまとめられている。その記載内容から、この帳面は先述した「高反別田畑屋敷立附米総計取調帳」を地券掛がまとめるために、村から提出された帳面の可能性が高く、時期的にも符合する。「地主書上帳」と「田畑立附米其外惣計扣帳」の各戸の所持地の立附高合計を比較照合すると、僅差から四石五斗までの幅で異なる数値のものが多数確認できる。これらから観音寺村の「地主書上帳」から正確なデータを抽出することは困難である。一方、「田畑立附米其外惣計扣帳」に記載された各戸の立附高合計と居村・他村別の内訳の数値は正確性が高いと思われるが、この帳面には一筆毎の記載がなく、自作地と貸付地との区別などの深い分析ができない。なお、念のために指摘すれば、観音寺村「地主書上帳」は北蔵増村（北組）「地主書上帳」のような「小作書上帳」と合冊になっているとされるものではなく、いわゆる「地主書上帳」である。明治大学博物館所蔵田沢村森家文書（前掲注②）乙—C—77。

の帳面から抽出できるデータも不完全なものといえる。これらの諸点から、青木氏が作成した観音寺村及び田沢村に関する土地所有と経営の相関図は各戸の経営規模の実態を正確に把握しえたものとはいえない。「地主書上帳」「小作書上帳」の史的な性格に関する認識が弱く、それゆえに個別の帳面に対する史料批判を十分におこなわないまま両帳面を使用した問題点を、氏の論証は抱えていると考える。

また、菅野論氏は、村山地方における地主制形成とブルジョア的な経済発展の関連をみる視角から久野本村を事例に農民層分解と地主小作関係の実態分析をおこなった。その論証において、同村の明治六年「地主書上帳」を使用して所持階層別の小作立附高・経営高の表や全戸の所有と小作規模の相関図を作成し、小作経営規模は全体的に小さく零細規模耕作が主であると結論づけた⁴¹⁾。しかし、ここでも「地主書上帳」のみの分析が抱える問題点を指摘でき、表や相関図における経営規模の把握には他村地主から借りた小作地が洩れていることが留意されるべきである。

また、久野本村「地主書上帳」は一部省略版ともいえるもので、青柳家以外の居村地主については所持地の利用内訳（自作・貸付の別）が不明であり、居村地主の所持地のみという制約の範囲内においても各戸の経営規模を把握することができない帳面である。これらから菅野氏の場合も、「地主書上帳」「小作書上帳」の史的な性格及び両帳面の総合的な

(41)

菅野論「近世後期地主制の成立と形態—羽州村山郡久野本村青柳家を中心に—」『国史談話会雑誌』第一三三号、一九六九年、表8・表9。

(42)

山形大学附属博物館所蔵久野本村文書52—28。この「地主書上帳」には明治六年六月二二日の年紀があり、帳末には小前持地惣寄・田畑内訳等、当村地所立附惣寄・田畑内訳等、戸長以下の連署がある（捺印はなし）。表紙に「青柳」と墨書されており、六月下旬までに完成した版を地主青柳家が筆写したもので、青柳家については一筆毎の立附調が雛形通りに記載されているが、他の地主については一筆毎の記載は省略されることが多く戸毎の立附高集計・田畑内訳が摘記されているといういわば一部省略版である。そのため、他の地主については所持地の立附高は把握できるが、自作地と貸付地の区別はできない帳面である。なお、この帳面も「小作書上帳」と合冊になっているものではない。

分析の必要に関する認識を十分にもっていないことが指摘できる。

さらに、塚本登氏は「地主書上帳」「小作書上帳」を合わせた分析の必要性を提起し、両帳面が揃って所在確認できた北蔵増村（塚野目組）と田沢村の「地主書上帳」「小作書上帳」の総合的分析をおこない、村山郡における地主的土地所有の実態について考察した。また、両村の分析で得た結果につき、先行研究を参照・活用して一般化する検討をおこなった。⁴³ 本稿は塚本論文から両帳面の総合的分析の方法などを学んでおり、同論文を高く評価している。ただし、塚本氏の論証過程に問題がないわけではない。まず、北蔵増村（塚野目組）の場合、先述したように、とくに「小作書上帳」が未だ下書き段階のもので完成版にはほど遠く「地主書上帳」に出てくる同村の小作人が洩れている例も複数あるなど問題があるものである。したがって、これを使用した塚本氏の同村の土地所有と経営規模の相関図などの分析も一定の限界を抱え込んでいると言わざるをえない。また、田沢村の場合も、繰り返し指摘してきたように、「小作書上帳」が下書き段階のもので且つ他村地主から借地した小作地の記載が欠如しており、同様に田沢村の土地所有と経営規模の相関図などの分析も正確なデータにもとづいたものとはいえない。さらに、塚本氏は論証を一般化する過程で先行研究に依拠しながら観音寺村全戸の所有と経営の相関図を作成したり各村経営高別階層構成表及び各村所有高別小作地借入戸数表、各村小作人小作規模表に同村のデータを組み込んだりしているが、依拠した青木論文の観音寺村データは先述した如く「地主書上帳」のみから抽出したものであり正確さに欠けるものである。各村小作人小作規模表では久野本村のデータを表示しているが、これも前述したように「地主書上帳」の分析のみにもとづくデータであり

問題がある。⁴⁴ 塚本氏は両帳面を合わせた分析の意義を提起したにもかかわらず、同論文のなかでは首尾一貫せず「地主書上帳」のみのデータも併用し比較検討することをおこなっており、正確な論証手続きという観点からすれば問題を残している。塚本氏の場合、「地主書上帳」「小作書上帳」の作成過程や史料的な性格をふまえた、使用する個々の帳面に対する史料批判が全体的に不足しており、そのために上述の問題点を抱える結果となったと思われる。

羽州村山郡における幕末維新期の農民層分解の論証において、名寄帳や宗門人別帳などのいわゆる石高記載をもとにした階層構成表は多数作成されてきた。そうした帳面の史料的な限界については本稿第一節で述べた通りであるが、「立附米調査」にもとづく「地主書上帳」「小作書上帳」を使用して一村全戸の土地所有規模と経営規模の相関の把握を試みたのは永井・青木・菅野・塚本各氏の論文にとどまる。⁴⁵ そのため、これらの論文の史料操作において右のような問題があり、提出されたデータの正確性に一定の難点が認められるとすれば、当地方の幕末維新期における農民層分解や農業構造に関する再検討を、その史料的な基礎を固めつつおこなっていく課題は未だ残されているといえる。

その他、「地主書上帳」「小作書上帳」を使用していない場合でも、小作人の経営規模について特定の地主の小作米取立帳に記載されている立附米高により論じている研究は枚挙に暇がない。しかし、例えば新町村の場合、基礎表A・Bの「小作立附高」欄の「実数」（新町+他村の地主数の実数）からあきらかなように、最高で一八名の地主と地主小作関係係を結んでいる小作人がいるなど、一人の小作人が地主小作関係を取り

⁴³ 塚本論文（前掲注①）。
⁴⁴ 塚本論文（前掲注①）、表14・表19・表20・表22など。

⁴⁵ なお、永井論文（前掲注②）については、典拠史料である北蔵増村（北組）の「地主書上帳」（塚本氏によれば「小作書上帳」と合冊になっているとされる）を現段階では閲覧できていないので、その史料操作や論証手続きにつき再検討することができない。

結ぶ地主数は大きな小作経営になる程多くなる傾向にある。村山郡内にある地域差も考慮しなければならないが、一人の地主の小作米取立帳のデータのみから小作人の経営規模を全体的に論じたり農民層分解の様相を考察したりすることは極めて危険であることが「地主書上帳」「小作書上帳」の総合的分析からあきらかになるといえる。

本稿では、あらたに発掘した新町村の「地主書上帳」「小作書上帳」につき史料批判をおこない、その史料的な性格と限界につき認識を深めた上で、一村全戸の土地所有規模・経営規模・家族構成・職業構成に関する基礎的なデータを抽出し確定する作業をおこなった。今後、このデータをもとに、明治初年の新町村における農業構造及び階層構造に関する研究を別の機会に発表したい。⁴⁶⁾

本稿で指摘したように、明治五年八月から明治六年六月頃（一部は七月か）にかけて「地主書上帳」「小作書上帳」の作成が村山郡全域で進められたはずであり、本稿であらたにいくつかの事例を示したように、その他の村々に関しても両帳面の史料発掘が進む可能性は十分にある。とくに各村戸長文書の発掘が鍵となろう。そして、発掘できた「地主書上帳」「小作書上帳」を使用する際には、両帳面の作成過程や史料的な性格をふまえて個々の帳面に対する史料批判をおこない、その記載内容の意義や限界につきよく認識した上で史料操作をおこなっていくことが求められる。下書き段階のものなど、史料的な制約のある帳面を使用せざるを得ない場合には、真摯にその限界を指摘し十分に留意した分析と評価をおこなうべきである。

〔付記〕 本稿を作成するにあたり、河北町・河北町史編纂委員会・河北郷土史研究会のみなさんにお世話になった。また、平成一九～二〇年度科学研究費補助金基盤研究（C）「出羽山形の地域特性の歴史的展開に関する基礎的研究—山形地域史の再構築—」（研究代表者・岩田浩太郎）による人文学部プロジェクト公開研究会（二〇〇九年一月九日）において発表し、伊藤清郎（地域教育文化学部）・菊地仁・松尾剛次・中澤信幸（以上、人文学部）の各氏より貴重なご意見をいただいた。記して謝意を表したい。

(46) 岩田浩太郎「河北地方の地主制の発達と農民」（『河北の歴史と文化』第五号、河北郷土史研究会、二〇〇九年）で、概括的な指摘と問題提起を試みた。参照されたい。

基礎表 A 明治 6 年（1873）山形県村山郡新町村の土地所有・経営規模・地主小作関係

岩田浩太郎作成

所有 順位	氏 名	所有立附高 ／うち他村（他村数） うち大豆立附 うち水旱損場・流作場	貸付立附高 ／うち他村 小作数：新町＋他村 人数*村数 実数	自作立附高 ／うち他村	小作立附高 地主数：新町＋他村 実数	経営立附高	「外」皆川欠引 ／うち他村 （他村数） うち大豆立附	所属組 ／屋敷 所在地	経営 順位
1	真木長 （久右衛門改）	石 石 810.093／475.306（11） 豆 24.693 場 56.892	石 石 786.971／464.534 米 155*12＋156*14 豆 33*8＋2*2 294*15	石 石 23.122／10.772	石 0.526 米 1＋0 1	石 23.648	石 石 20.313／8.641 （2） 豆 3.423	元／北	15
2	高橋伊左衛門 （内蔵介改）	201.947／ 0.916（2） 豆 67.454 場 19.604	183.818／ 0.916 米 49*8＋2*2 豆 54*11＋0*0 95*12	18.129／	0.395 米 1＋0 1	18.524	4.137／ 豆 0.924	元／南	33
3	佐藤伝兵衛	138.207／ 47.930（4） 豆 15.240 場 0.625	122.737／ 45.130 米 26*9＋17*7 豆 17*7＋0*0 56*12	15.470／ 2.800		15.470	3.550／0.550 （1） 豆 3.000	元／北	40
4	槇源次郎 （治）	95.321／ 43.865（5） 豆 1.336 場 1.272	79.582／ 37.419 米 17*9＋15*5 豆 2*2＋0*0 32*9	15.739／ 6.446	2.225 米 2＋1 3	17.964	1.909／ 豆 0.000	元／南	35
5	槇平太郎 （兵）	83.423／ 55.764（6） 豆 1.179 場 12.076	71.291／ 47.470 米 11*3＋19*6 豆 1*1＋0*0 29*6	12.132／ 8.294		12.132	4.116／3.818 （2） 豆 0.298	元／北	51
6	槇新助	76.528／ 39.136（6） 場 1.448	56.046／ 30.644 米 14*3＋9*2 17*3	20.482／ 8.492		20.482		高／高	26
7	槇重次郎 （治）	60.474／ 37.917（4） 豆 2.887 場 0.495	41.887／ 23.569 米 12*6＋16*10 豆 1*1＋0*0 29*12	18.587／14.348	0.475 米 1＋0 1	19.062	0.820／ 豆 0.820	元／南	31
8	槇七郎平 （兵衛）	51.029／	30.491／ 米 23*4＋0*0 23*4	20.538／	2.106 米 0＋3 3	22.644		高／高	21
9	槇藤左衛門	41.387／ 36.280（3） 豆 1.994 場 1.994	30.617／ 29.431 米 1*1＋18*6 豆 1*1＋0*0 20*6	10.770／ 6.849		10.770		元／南	53
10	原田歳平 （才兵衛）	36.342／ 16.517（5）	1.710／ 0.526 米 1*1＋1*1 1*1	34.632／15.991	8.061 米 3＋4 7	42.693	0.922／	高／高	6
11	笹井伝庵	32.985／ 13.935（2） 豆 5.184 場 4.394	31.933／ 13.935 米 17*4＋6*5 豆 8*5＋1*1 32*7	1.052／		1.052	1.513／0.593 （1） 豆 0.920	元／北	94
12	槇新蔵	25.628／ 14.136（2） 場 0.152	3.292／ 米 0*0＋3*2 3*2	22.336／14.136	7.863 米 2＋2 4	30.199		高／荒	11
13	亀井恵漢 （堀田） 長谷寺住職	18.111／ 5.275（2） 豆 2.041 場 1.311	13.111／ 5.275 米 2*1＋2*2 8*4	5.000／		5.000	0.050／0.050 （1）	元／	73
14	石垣源七	16.631／ 6.024（1） 豆 1.493 場 1.072	10.217／ 6.024 米 1*1＋3*3 豆 3*3＋0*0 6*4	6.414／	3.679 米 3＋2 豆 1＋0 5	10.093	0.461／ 豆 0.461	元／北	56
15	奥山太七	16.589／ 7.415（2）		16.589／ 7.415	8.732 米 1＋2 3	25.321		高／高	13
16	石垣吉重郎 （十）	14.720／ 8.582（4） 豆 0.600 場 1.430	8.448／ 7.848 米 0*0＋9*3 豆 3*2＋0*0 11*4	6.272／ 0.734	3.181 米 1＋0 1	9.453	2.766／1.910 （2） 豆 0.856	元／北	59
17	堀口 章 熊野太神	13.945／	0.172／ 米 2*1＋0*0 2*1	13.773／	0.066 米 1＋0 1	13.839		高／	46
18	仲野庄次郎	13.558／ 場 0.132	3.752／ 米 2*1＋0*0 2*1	9.806／	3.704 米 2＋3 5	13.510		高／高	48
19	茨木久助	12.162／ 6.029（4） 場 0.830		12.162／ 6.029	40.997 米 4＋8 12	53.159		高／高	2
20	後藤禅透 高林寺住職	11.288／ 2.218（2）	8.636／ 2.218 米 4*1＋2*1 6*1	2.652／		2.652		高／	81
21	原田平七	9.695／ 1.580（1） 場 0.698	3.921／ 1.580 米 3*1＋1*1 4*2	5.774／	13.272 米 1＋8 9	19.046	5.125／	高／高	32
22	原田小左衛門	8.663／ 5.132（1） 場 0.172		8.663／ 5.132	26.0603 米 2＋5 7	34.7233	0.395／	高／高	8
23	小和田善兵衛	8.454／ 4.345（1） 豆 0.743 場 0.743		8.454／ 4.345	7.106 米 3＋0 豆 1＋0 3	15.560	0.263／ 豆 0.263	元／北	39
24	本木喜助	8.329／ 1.973（1） 場 0.198		8.329／ 1.973	14.347 米 2＋4 6	22.676		高／荒	20
25	石垣三四郎	7.945／		7.945／	33.589 米 3＋7 10	41.534		高／高	7
26	吉田権三郎	6.034／ 2.565（2） 場 0.562	0.500／ 0.368 米 1*1＋1*1 2*2	5.534／ 2.197	64.6248 米 4＋8 12	70.1588		高／高	1
27	後藤五平 （兵衛）	5.530／ 4.345（1）		5.530／ 4.345	14.830 米 4＋5 9	20.360		高／ [高]	27
28	澤善太郎	5.412／ 2.364（1） 場 0.546		5.412／ 2.364	26.655 米 3＋5 8	32.067		高／荒	10
29	澤重次郎 （治）	4.972／ 2.207（2）	0.907／ 0.907 米 0*0＋3*2 3*2	4.065／ 1.300	1.317 米 0＋1 1	5.382		高／荒	72

基礎表 A－(2)

所有 順位	氏 名	所有立附高 ／うち他村（他村数） うち大豆立附 うち水旱損場・流作場	貸付立附高 ／うち他村 小作数：新町＋他村 人数*村数 実数	自作立附高 ／うち他村	小作立附高 地主数：新町＋他村 実数	経営立附高	「外」皆川欠引 ／うち他村 （他村数） うち大豆立附	所属組 ／屋敷 所在地	経営 順位
30	佐藤勘兵衛	4.921／ 3.490（2） 豆 0.843 場 0.798		4.921／ 3.490	10.116 米 4＋0 4	15.037	0.263／ 豆 0.263	元／北	43
31	奥山正七 （庄）	4.748／ 4.400（1） 豆 0.348 場 0.348		4.748／ 4.400	10.678 米 0＋1 豆 3＋2 6	15.426	1.120／ 豆 1.120	元（中） ／海	41
32	小和田 五郎兵衛	4.226／ 3.200（1） 豆 0.150 場 0.150	0.150／ 豆 1*1＋0*0 1*1	4.076／ 3.200	5.414 米 2＋0 2	9.490	0.066／ 豆 0.066	元／北	58
33	延澤大祐 長楽寺住職	4.200／ 1.976（2） 豆 0.260 場 0.260	3.816／ 1.976 米 2*1＋2*2 豆 1*1＋0*0 5*4	0.384／		0.384		元／	113
34	吉田清四郎	4.173／ 場 0.184		4.173／	18.568 米 3＋6 9	22.741		高／高	18
35	吉田利八	3.886／ 場 0.528		3.886／	4.983 米 2＋2 4	8.869		高／ [高]	63
36	槇権蔵	3.553／		3.553／	16.503 米 1＋1 豆 0＋1 2	20.056		高／高	29
37	石垣与兵衛	3.493／ 2.765（1）		3.493／ 2.765	17.148 米 2＋5 7	20.641		／高	25
38	佐藤喜作	3.422／ 豆 1.536 場 1.536		3.422／	17.838 米 5＋1 豆 3＋2 9	21.260	0.527／ 豆 0.527	元／南	23
39	原田甚兵衛	3.197／ 場 0.260		3.197／	40.7723 米 3＋7 10	43.9693	4.740／	高／高	5
40	石川与吉	3.078／ 2.335（1） 豆 0.743 場 0.743	3.078／ 2.335 米 0*0＋1*1 豆 1*1＋0*0 1*2		2.598 米 1＋0 1	2.598	0.263／ 豆 0.263	／ [新]	82
41	吉田利七	2.690／		2.690／	15.337 米 1＋4 5	18.027		高／高	34
42	吉田庄蔵	2.566／ 場 0.197		2.566／	25.1305 米 1＋6 7	27.6965	0.592／ 豆 0.592	高／	12
43	吉田喜平 （兵衛）	2.538／	0.500／ 米 1*1＋0*0 1*1	2.038／	13.669 米 0＋5 5	15.707		高／高	37
44	早坂徳之助	2.238／ 豆 0.743 場 0.743		2.238／	6.979 米 2＋1 3	9.217	0.263／ 豆 0.263	元／南	61
45	笹木与兵衛	2.084／ 0.115（1） 豆 0.150 場 0.265		2.084／ 0.115	20.491 米 2＋1 豆 1＋0 3	22.575	0.263／ 豆 0.263	元／南	22
46	槇新吉	2.029／		2.029／	31.580 米 2＋7 9	33.609		高／高	9
47	東海林彦四郎	1.778／	1.448／ 米 1*1＋0*0 1*1	0.330／		0.330		元／北	117
48	駒込藤吉	1.681／ 1.383（1）		1.681／ 1.383	1.817 米 2＋0 2	3.498		元／南	78
49	井上吉五郎	1.680／	0.239／ 米 2*1＋0*0 2*1	1.441／		1.441		／高	92
50	吉田清蔵	1.612／ 豆 1.138 場 1.138		1.612／	13.775 米 3＋2 豆 1＋0 6	15.387	0.263／ 豆 0.263	元／北	42
51	小山勘三郎 （小山田）	1.447／ 1.117（1） 場 0.330		1.447／ 1.117	18.095 米 2＋7 9	19.542		高／荒	30
52	槇太右衛門	1.356／ 0.961（1） 場 0.395	0.961／ 0.961 米 0*0＋2*1 2*1	0.395／	47.984 米 3＋7 10	48.379		高／高	4
53	奥山藤太郎	1.336／ 0.988（1） 豆 0.743 場 0.348		1.336／ 0.988	7.285 米 1＋1 豆 2＋3 5	8.621	1.185／ 豆 1.185	元（中） ／海	64
54	原田市兵衛	1.243／	0.678／ 米 2*1＋0*0 2*1	0.565／	23.152 米 4＋8 12	23.717		高／高	14
55	石垣源太郎	1.217／ 0.070（1） 豆 0.643 場 1.343		1.217／ 0.070	8.005 米 3＋1 豆 2＋0 5	9.222	0.263／0.263 （1） 豆 0.263	元／北	60
56	槇利右衛門	0.960／ 0.780（1）	0.780／ 0.780 米 0*0＋1*1	0.180／		0.180		元／東	125
57	槇五郎蔵	0.922／		0.922／	22.114 米 3＋5 8	23.036		高／ [高]	17
58	吉田伝兵衛	0.900／ 居屋敷		0.900／	12.687 米 1＋3 4	13.587		高／高	47
59	菅原善八 （七）	0.880／ 居屋敷		0.880／	21.853 米 3＋4 7	22.733		高／高	19
60	手塚長太郎	0.870／ 居屋敷		0.870／	6.650 米 1＋1 2	7.520		高／高	68

基礎表 A－(3)

所有 順位	氏 名	所有立附高 ／うち他村（他村数） うち大豆立附 うち水旱損場・流作場	貸付立附高 ／うち他村 小作数：新町＋他村 人数*村数 実数	自作立附高 ／うち他村	小作立附高 地主数：新町＋他村 実数	経営立附高	「外」皆川欠引 ／うち他村 （他村数） うち大豆立附	所属組 ／屋敷 所在地	経営 順位
61	土方長蔵	0.743／ 豆 0.743 場 0.743		0.743／	12.435 米 2+1 豆 1+0 3	13.178	0.263／ 豆 0.263	元／ [新]	49
62	吉田金蔵	0.714／ 居屋敷		0.714／	19.928 米 1+4 5	20.642		高／高	24
63	槇嘉左衛門	0.706／ 豆 0.358 場 0.358		0.706／	1.165 米 1+1 2	1.871	0.592／ 豆 0.592	元／南	88
64	原田佐吉 （栄吉）	0.701／ 居屋敷		0.701／		0.701		高／高	99
65	堀口義助 （儀介）	0.655／ 居屋敷		0.655／	1.448 米 1+0 1	2.103		高／高	86
66	槇友次郎 （治）	0.643／ 豆 0.643 場 0.643		0.643／	15.033 米 2+0 豆 2+0 3	15.676	0.263／ 豆 0.263	元／ [北]	38
67	石垣重助	0.640／	0.132／ 米 1*1+0*0 1*1	0.508／	11.648 米 2+2 4	12.156		高／高	50
68	吉田弥惣治 （二）	0.542／ 居屋敷		0.542／		0.542		高／高	105
69	高梨利助	0.491／ 居屋敷		0.491／	0.263 米 1+0 1	0.754		元／北	97
70	奥山権八	0.490／ 豆 0.490 場 0.490		0.490／	51.362 米 0+7 豆 4+9 18	51.852	1.449／ 豆 1.449	元 (中) ／海	3
71	鈴木平兵衛	0.477／	0.070／ 米 1*1+0*0 1*1	0.407／		0.407		高／高	110
72	吉田勘助 （介）	0.468／ 居屋敷		0.468／	2.765 米 1+2 3	3.233		高／高	79
73	吉田利助	0.449／ 0.449 (1) 居屋敷		0.449／ 0.449		0.449		／荒	106
74	石山庄次郎 （治）	0.377／ 居屋敷		0.377／	0.263 米 1+0 1	0.640		元／北	100
75	松田彦右衛門	0.312／ 居屋敷		0.312／		0.312		元／西	120
76	斎藤半兵衛	0.297／ 居屋敷		0.297／	0.263 米 1+0 1	0.560		元／北	104
77	槇作治郎 （次）	0.288／ 0.288 (1) 居屋敷		0.288／ 0.288	14.256 米 4+3 7	14.544		／荒	44
78	今野松之助	0.260／ 居屋敷		0.260／	1.389 米 2+1 3	1.649		元／北	90
79	奥山与兵衛	0.198／ 豆 0.198 場 0.198		0.198／	8.215 米 0+4 豆 1+5 9	8.413	1.580／ 豆 1.580	元 (中) ／海	65
80	吉田新蔵	0.196／ 居屋敷		0.196／	8.164 米 2+2 4	8.360		／高	66
81	矢作専蔵	0.150／ 豆 0.150 場 0.150		0.150／	1.533 米 4+0 豆 1+0 4	1.683	0.066／ 豆 0.066	／ [南]	89
82	奥山八兵衛	0.050／ 豆 0.050 場 0.050		0.050／	0.135 豆 1+0 1	0.185	1.515／ 豆 1.515	元 (中) ／海	124
83	奥山清助				2.195 豆 2+2 4	2.195		／ [海]	85
83	奥山倉吉				9.141 米 0+1 豆 2+2 4	9.141		／ [海]	62
83	奥山八蔵				3.813 豆 3+0 3	3.813		／ [海]	76
83	武田小七				0.356 米 1+0 1	0.356		／ [南]	115
83	奥山吉兵衛				0.563 米 0+2 2	0.563		／ [舞]	103
83	小和田善太郎				0.315 米 1+0 1	0.315		／ [南]	119
83	小和田治助				0.132 米 1+0 1	0.132			127
83	奥山清五郎				0.585 豆 1+0 1	0.585		／ [海]	101
83	槇金次郎 （治）				0.336 米 2+0 2	0.336		元／ [南]	116
83	石井久治郎 （四）				2.515 米 2+0 2	2.515		元／ [北]	83

基礎表 A－(4)

所有 順位	氏 名	所有立附高 ／うち他村（他村数） うち大豆立附 うち水旱損場・流作場	貸付立附高 ／うち他村 小作数：新町＋他村 人数*村数 実数	自作立附高 ／うち他村	小作立附高 地主数：新町＋他村 実数	経営立附高	「外」皆川欠引 ／うち他村 （他村数） うち大豆立附	所属組 ／屋敷 所在地	経営 順位
83	槇民治郎				7.516 米 1+0 1	7.516		／ [南]	69
83	金子八兵衛				0.725 米 2+0 2	0.725		／ [北]	98
83	永澤徳兵衛				0.364 米 1+0 1	0.364		／ [北]	114
83	石川太吉				16.320 米 3+5 8	16.320		／ [高]	36
83	早坂権蔵				1.008 米 1+1 2	1.008		／ [高]	95
83	槇長八				20.352 米 3+3 6	20.352		／ [高]	28
83	吉田喜助				7.671 米 2+4 6	7.671			67
83	仲野佐六				23.451 米 3+6 9	23.451		／ [高]	16
83	分銅平助				0.581 米 0+5 5	0.581			102
83	堀口吉右衛門				0.070 米 1+0 1	0.070		高／ [高]	129
83	吉田伝蔵				0.198 米 0+1 1	0.198		／ [舟]	123
83	槇七兵衛				11.420 米 2+4 6	11.420		／ [高]	52
83	井上定七				10.4885 米 3+6 9	10.4885		高／ [高]	55
83	石川文治郎 （次）				4.236 米 1+3 4	4.236		／ [高]	74
83	井上佐五兵衛				5.617 米 1+1 2	5.617		／ [高]	71
83	吉田庄助				9.532 米 1+1 2	9.532		／ [高]	57
83	吉田卯之助				0.433 米 1+0 1	0.433		／ [高]	108
83	吉田長松				0.433 米 1+0 1	0.433		／ [高]	108
83	早坂善四郎				10.650 米 1+5 6	10.650		／ [高]	54
83	吉田権太郎				14.494 米 1+1 2	14.494		／ [高]	45
83	菅原直治 （猶）				4.018 米 4+2 6	4.018		／ [高]	75
83	井上文吉				0.243 米 1+0 1	0.243		／ [高]	121
83	原田栄助 （介）				3.5445 米 1+7 8	3.5445		高／ [高]	77
83	澤茂八				0.322 米 2+0 2	0.322			118
83	吉田伝五郎				1.466 米 1+1 2	1.466		／ [高]	91
83	本木与四兵衛 （橋）				3.207 米 2+1 3	3.207		／ [高]	80
83	吉田定七				1.144 米 2+0 2	1.144		／ [高]	93
83	槇庄七				6.708 米 1+0 1	6.708		／ [高]	70
83	槇藤治郎 （次）				1.887 米 2+0 2	1.887		／ [高]	87
83	増川源七				2.370 米 1+1 2	2.370		／ [高]	84
83	小玉熊吉				0.400 米 1+0 1	0.400		／ [高]	111
83	本木権治郎 （次）				0.390 米 1+0 1	0.390		／ [高]	112
83	吉田和助				0.448 米 1+0 1	0.448		／ [高]	107
83	吉田彦七				0.823 米 1+0 1	0.823		／ [高]	96
83	吉田小市				0.212 米 1+0 1	0.212		／ [高]	122

基礎表 A－(5)

所有 順位	氏 名	所有立附高 ／うち他村（他村数） うち大豆立附 うち水旱損場・流作場	貸付立附高 ／うち他村 小作数：新町＋他村 人数*村数 実数	自作立附高 ／うち他村	小作立附高 地主数：新町＋他村 実数	経営立附高	「外」皆川欠引 ／うち他村 （他村数） うち大豆立附	所属組 ／屋敷 所在地	経営 順位
83	石垣久太郎				0.132 米 1+0 1	0.132		／ [高]	127
83	石川与作				0.180 米 0+1 1	0.180		／ [下]	125

- 典拠）明治6年「田畑立附米地主名前其外取調書上帳 新町村（3冊）」（楨久右衛門家文書 D1－419・420・425）
明治6年「田畑立附米小作名前其外取調書上帳 新町村（1冊）」（同家文書 D1－421）
明治6年4月「今般立付取調之儀ニ付当村地内小前所持人名宛取調帳」（同家文書 D1－415）
明治6年10月「高反別小前名寄帳 新町村元高関組」（同家文書 D1－417）
- 凡例）*1 「田畑立附米地主名前其外取調書上帳」と「田畑立附米小作名前其外取調書上帳」を照合して検討した。両帳面ともに記載されるべき内容のうち、違いがある場合は根拠がある記載を採用した。しかし、何故違うのかの根拠が不明な場合は前者の記載を原則として採用した。
- *2 数値の合計があわない箇所があるが、帳面上どの数値が誤記されているのかが特定できない場合は、各数値ともに帳面のままとした。
- *3 各欄の立附高は立附米と立附大豆の合計である。ただし、内訳として大豆を表示している場合がある。
- *4 「所有立附高」欄のうち、「所有立附高」とは各戸が所持している土地の立附高の合計である。「／うち他村（他村数）」には所有立附高のうち他村にある土地の立附高とそれらの土地がある他村の数を示す。「うち大豆立附」には所有立附高のうち立附が大豆である土地の立附高の合計を示す。豆 24.693 などと表示した。「うち水旱損場・流作場」には所有立附高のうち水損場・旱損場・流作場及び萱（茅）野の立附高の合計を示す。場 56.892 などと表示した。「居屋敷」と記入してあるのは、所持している土地が居屋敷のみであることを示す。
- *5 屋敷地のうち借地人に貸しているのは貸付地に、それ以外の居屋敷・抱屋敷・境内地は自作地に含めた。
- *6 「貸付立附高」欄のうち、「貸付立附高」とは所有立附高のなかで他人に貸し付けている土地の立附高の合計である。「／うち他村」には貸付立附高のうち他村にある土地の立附高を示す。「小作数：新町＋他村 人数*村数」には、各戸の貸付地を借地している小作人数につき新町村の土地を貸している者和他村の土地を貸している者とに分け、さらに立附が米の場合と大豆の場合とに分類して表示した。重複する小作人がいるので、「実数」には重複を除いた、実際の小作人数を示した。なお、小作人には借地人（借家）を含めた。各村郷蔵より堰代米を受け取る措置となった土地については貸付地に含めた。
- *7 「自作立附高」欄のうち、「自作立附高」とは所有立附高のなかで自作（直作・手作）している土地の立附高の合計である。「／うち他村」には自作立附高のうち他村にある土地の立附高を表示した。
- *8 「小作立附高」欄のうち、「小作立附高」とは各戸が借地し小作している土地の立附高の合計である。借家の立附高も含めた。複数の小作人が共同で小作している事例が5つあるが、その場合は小作立附高を人数で割った数値を各小作人の小作立附高とした。「地主数：新町＋他村」には借地している地主数を新町村の者和他村の者とに分け、さらに立附が米の場合と大豆の場合とに分類して表示した。重複する地主がいるので「実数」には重複を除いた、実際の地主数を示した。
- *9 「経営立附高」欄には、各戸の経営立附高（＝自作立附高＋小作立附高）を示した。
- *10 「「外」皆川欠引」欄には、「田畑立附米地主名前其外取調書上帳」で各戸の記載末尾の「外」で記載された皆川欠引とされた土地の立附高の合計を示した。皆川欠引の土地の立附高は所有立附高には含まれていない。「／うち他村（他村数）」には皆川欠引の土地のうち他村にある土地の立附高とそれらの土地がある他村の数を示した。「うち大豆立附」には皆川欠引の土地のうち立附が大豆である土地の立附高を示した。
- *11 「所属組」欄には、所属組／屋敷所在地をそれぞれ示した。所属組とは各戸が所属する組を示す。組の略称は元は元組、高は高関組である。元組の所属だが最上川向の中舟渡の者は元（中）と表示した。屋敷所在地とは各戸が所持する屋敷の所在地を示す。所在地の略称の北・南・東・西・高・海・舞・舟・下は、それぞれ北屋敷・南屋敷・東屋敷・西屋敷・高関・海老鶴・舞台・舟渡・下夕である。荒は他村である荒町村高関に居屋敷を所持していることを示す。借家に住居の者は〔 〕内に借家の所在地の略称を表示した。借家の所在地が新町としかわからない者は新と表示した。空欄は不明であることを示す。
- *12 各項目ともに該当しない場合（例えば当該の立附高がない場合など）は空欄にしている。

基礎表 B 明治 6 年（1873）山形県村山郡新町村の地主小作関係（内訳）・家族・職業構成

岩田浩太郎作成

所有 順位	氏 名	小作立附高	同左内訳Ⅰ	同左内訳Ⅱ	同左内訳Ⅲ	家族構成	職 業 / 屋敷地番	経営 順位
		[Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ] 地主数：新町＋他村 実数	[居村地主・居村地] 新町村地主数 実数	[居村地主・他村地] 新町村地主数(他村数) 実数	[他村地主・ 居村地＋他村地] 他村地主数 実数	合 男 女 計 数 数 うち成人数	戸主 家族 居住屋敷地番	
1	真木長 (久右衛門改)	石 0.526 米 1+0 1	石 0.526 (100.0%) 米 1 1	石	石	12 6 6 7 3 4	仮組頭役 [里正] [長男質屋、二男農] 3 番屋敷	15
2	高橋伊左衛門 (内蔵介改)	0.395 米 1+0 1	0.395 (100.0%) 米 1 1			12 6 6 5 3 2	仮組頭役 [保正] 29 番屋敷	33
3	佐藤伝兵衛					7 3 4 4 2 2	仮組頭役 [農] [長男農] 38 番屋敷	40
4	楨源次郎 (治)	2.225 米 2+1 3	0.908 (40.8%) 米 2 2		1.317 (59.2%) 米 1 1	12 5 7 5 3 2	仮組頭役 [農] [醬油営業] [商] [長男農→保正] [二男農] 9 番屋敷	35
5	楨平太郎 (兵)					7 4 3 4 2 2	仮組頭役 [酒造兼質屋] [長男農] 24 番屋敷	51
6	楨新助					8 2 6 6 2 4	酒造 [長男農] 112 番屋敷	26
7	楨重次郎 (治)	0.475 米 1+0 1	0.363 (76.4%) 米 1 1	0.112 (23.6%) 米 1 (1) 1		8 3 5 4 2 2	仮組頭役 [絞油営業] [長男農] 4 番屋敷	31
8	楨七郎平 (兵衛)	2.106 米 0+3 3			2.106 (100.0%) 米 3 3	7 2 5 4 2 2	名主見習 [農] [長男農] 71 番屋敷	21
9	楨藤左衛門					7 2 5 5 2 3	仮組頭役 [農] 33 番屋敷	53
10	原田歳平 (才兵衛)	8.061 米 3+4 7	1.580 (19.6%) 米 2 2	1.383 (17.2%) 米 1 (1) 1	5.098 (63.2%) 米 4 4	11 6 5 5 3 2	農 石垣三四郎二男 [長男・長 男妻・孫 農] 110 番屋敷	6
11	笹井伝庵					8 5 6 6 2 4	医 [長男医] 31 番屋敷	94
12	楨新蔵	7.863 米 2+2 4	1.487 (18.9%) 米 1 1	1.580 (20.1%) 米 1 (1) 1	4.796 (61.0%) 米 2 2	11 4 7 6 4 2	農 [長男・二男・三男・長男妻・ 孫・二男妻 農] 114 番屋敷	11
13	亀井恵漢 (堀田) 長谷寺住職					1 1 0 1 1 0	十八世 42 番地所	73
14	石垣源七	3.679 米 3+2 豆 1+0 5	3.173 (86.2%) 米 2 豆 1 2	0.160 (4.3%) 米 1 (1) 1	0.346 (9.4%) 米 2 2	3 2 1 2 1 1	組頭役 [三等副戸長] [農] [長男農] 34 番屋敷	56
15	奥山太七	8.732 米 1+2 3	0.263 (3.0%) 米 1 1	4.837 (55.4%) 米 1 (2) 1	3.632 (41.6%) 米 2 2	7 3 4 6 2 4	農 [妻・長女・長男・三女 農] 85 番屋敷	13
16	石垣吉重郎 (十)	3.181 米 1+0 1	3.181 (100.0%) 米 1 1			7 3 4 7 3 4	仮組頭役 [農] 32 番屋敷	59
17	堀口 章 熊野太神	0.066 米 1+0 1	0.066 (100.0%) 米 1 1			2 1 1 2 1 1	熊野太神 [教導職試補] 73 番地所	46
18	仲野庄次郎	3.704 米 2+3 5	0.791 (21.4%) 米 2 2		2.913 (78.6%) 米 3 3	3 2 1 1 1 0	農 54 番屋敷	48
19	茨木久助	40.997 米 4+8 12	6.324 (15.4%) 米 2 2	7.279 (17.8%) 米 3 (3) 3	27.394 (66.8%) 米 8 8	9 5 4 4 2 2	農 [母・妻 農] 57 番屋敷	2
20	後藤禅透 高林寺住職					4 4 0 4 2 0	十五世 111 番地所	81
21	原田平七	13.272 米 1+8 9	0.200 (1.5%) 米 1 1		13.072 (98.5%) 米 8 8	9 3 6 6 1 5	農 [長男・長男妻 農] 74 番屋敷	32
22	原田小左衛門	26.0603 米 2+5 7		8.538 (32.8%) 米 2 (2) 2	17.5223 (67.2%) 米 5 5	6 2 4 2 1 1	農 養子原田才平四男 [長男・長男妻 農] 72 番屋敷	8
23	小和田善兵衛	7.106 米 3+0 豆 1+0 3	1.646 (23.2%) 米 3 豆 1 3	5.460 (76.8%) 米 1 (1) 1		8 4 4 6 3 3	農 [妻・長男・三男 農] 5 番屋敷	39
24	本木喜助	14.347 米 2+4 6	2.501 (17.4%) 米 2 2	0.526 (3.7%) 米 1 (1) 1	11.320 (78.9%) 米 4 4	8 4 4 5 3 2	農 [母・妻・弟 農] 102 番屋敷	20
25	石垣三四郎	33.589 米 3+7 10	9.956 (29.6%) 米 3 3	0.527 (1.6%) 米 1 (1) 1	23.106 (68.8%) 米 7 7	9 4 5 5 2 3	農 [隠居父・母・妻・ 長男・妹 農] 68 番屋敷	7
26	吉田権三郎	64.6248 米 4+8 12	13.308 (20.6%) 米 3 3	1.560 (2.4%) 米 1 (1) 1	49.7568 (77.0%) 米 8 8	9 4 5 6 3 3	農 [母・妻・弟 2 名・ 弟妻 農] 58 番屋敷	1
27	後藤五平 (兵衛)	14.830 米 4+5 9	2.265 (15.3%) 米 4 4		12.565 (84.7%) 米 5 5	6 3 3 6 3 3	農 [妻・長男・長女・ 二男・長男妻 農] 90 番屋敷	27
28	澤善太郎	26.655 米 3+5 8	12.903 (48.4%) 米 2 2	4.476 (16.8%) 米 2 (1) 2	9.276 (34.8%) 米 5 5	10 4 6 5 2 3	農 [母・妻・長女・ 二女 農] 120 番屋敷	10
29	澤重次郎 (治)	1.317 米 0+1 1			1.317 (100.0%) 米 1 1	8 4 4 8 4 4	組頭役 [商] [長男商、二男・長女・二女・三男・ 長男妻 農] 117 番屋敷	72

基礎表 B－(2)

所有 順位	氏 名	小作立附高 〔Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ〕	同左内訳Ⅰ 〔居村地主・居村地〕 新町村地主数	同左内訳Ⅱ 〔居村地主・他村地〕 新町村地主数(他村数)	同左内訳Ⅲ 〔他村地主・ 居村地＋他村地〕 他村地主数	家族構成 合 男 女 計 数 数 うち成人数	職 業 / 屋敷地番		經營 順位
		地主数：新町＋他村 実数					戸主 家族	居住屋敷地番	
30	佐藤勘兵衛	10.116 米 4+0 4	3.461 (34.2%) 米 3 3	6.655 (65.8%) 米 3 (3) 3		7 3 4 7 3 4	農 〔妻・弟・弟妻 農〕	27 番屋敷	43
31	奥山正七 (庄)	10.678 米 0+1 豆 3+2 6	5.470 (51.2%) 豆 3 3		5.208 (48.8%) 米 1 豆 2 2	7 5 2 6 4 2	農 〔妻・弟・長男・弟妻 農〕	44 番屋敷	41
32	小和田 五郎兵衛	5.414 米 2+0 2	5.414 (100.0%) 米 2 2			5 2 3 3 1 2	農 〔妻農〕	12 番屋敷	58
33	延澤大祐 長楽寺住職					8 3 5 6 2 4	第十二世〔権訓導〕	20 番地所	113
34	吉田清四郎	18.568 米 3+6 9	0.227 (1.2%) 米 2 2	2.350 (12.7%) 米 1 (1) 1	15.991 (86.1%) 米 6 6	10 4 6 6 3 3	農 〔妻・長男・二男・ 長女・長男妻 農〕	108 番屋敷	18
35	吉田利八	4.983 米 2+2 4	1.010 (20.3%) 米 1 1	1.432 (28.7%) 米 1 (1) 1	2.541 (51.0%) 米 2 2	5 3 2 4 2 2	農 〔母・妻・弟 農〕	88 番屋敷	63
36	槇権蔵	16.503 米 1+1 豆 0+1 2	0.132 (0.8%) 米 1 1		16.371 (99.2%) 米 1 豆 1 1	5 2 3 3 1 2	農 〔妻農〕	65 番屋敷	29
37	石垣与兵衛	17.148 米 2+5 7	2.880 (16.8%) 米 2 2		14.268 (83.2%) 米 5 5	6 2 4 4 2 2	農	132 番屋敷	25
38	佐藤喜作	17.838 米 5+1 豆 3+2 9	10.829 (60.7%) 米 5 豆 3 6	1.033 (5.8%) 米 1 (2) 1	5.976 (33.5%) 米 1 豆 2 3	7 3 4 4 2 2	農 〔長男・二男・長男妻・二男妻 農〕	26 番屋敷	23
39	原田甚兵衛	40.7723 米 3+7 10	9.586 (23.5%) 米 3 3		31.1863 (76.5%) 米 7 7	10 6 4 4 2 2	農 〔長男・長男妻・孫 農〕	78 番屋敷	5
40	石川与吉	2.598 米 1+0 1	0.263 (10.1%) 米 1 1	2.335 (89.9%) 米 1 (1) 1		8 4 4 5 3 2	木羽職 〔長男・二男 工〕	40 番屋敷	82
41	吉田利七	15.337 米 1+4 5		9.341 (60.9%) 米 1 (4) 1	5.996 (39.1%) 米 4 4	10 6 4 7 5 2	農〔隠居父・母・妻・長女・長男・ 二男・三男・四男 農〕	55 番屋敷	34
42	吉田庄蔵	25.1305 米 1+6 7		7.915 (31.5%) 米 1 (1) 1	17.2155 (68.5%) 米 6 6	7 3 4 4 2 2	農 吉田権三郎三男 〔妻・長男・長男妻 農〕	61 番屋敷	12
43	吉田喜平 (兵衛)	13.669 米 0+5 5			13.669 (100.0%) 米 5 5	10 4 6 5 2 3	農 〔妻・長女・長男・ 二男 農〕	63 番屋敷	37
44	早坂徳之助	6.979 米 2+1 3	5.024 (72.0%) 米 2 2		1.955 (28.0%) 米 1 1	6 4 2 3 2 1	農〔商〕〔古道具屋〕 〔妻・長男 農〕	17 番屋敷	61
45	笹木与兵衛	20.491 米 2+1 豆 1+0 3	12.570 (61.3%) 米 2 豆 1 2	3.565 (17.4%) 米 1 (2) 1	4.356 (21.3%) 米 1 1	6 4 2 4 3 1	農 〔長男・弟 農〕	13 番屋敷	22
46	槇新吉	31.580 米 2+7 9	4.405 (13.9%) 米 2 2	10.398 (32.9%) 米 1 (2) 1	16.777 (53.1%) 米 7 7	12 5 7 7 3 4	農 槇新蔵二男 〔妻・長男・二男・ 長男妻・孫 2 名 農〕	115 番屋敷	9
47	東海林彦四郎					5 2 3 4 2 2	屋根葺職	6 番屋敷	117
48	駒込藤吉	1.817 米 2+0 2	1.817 (100.0%) 米 2 2			7 4 3 6 3 3	魚類商〔魚鳥仲買〕〔母商、弟商→ 魚鳥仲買、従弟商〕	14 番屋敷	78
49	井上吉五郎					7 4 3 2 1 1	表具 〔長男商〕	113 番屋敷	92
50	吉田清蔵	13.775 米 3+2 豆 1+0 6	1.251 (9.1%) 米 1 豆 1 2	4.589 (33.3%) 米 2 (1) 2	7.935 (57.6%) 米 2 2	7 4 3 2 1 1	農 〔母・妻 農〕	36 番屋敷	42
51	小山勘三郎 (小山田)	18.095 米 2+7 9	2.963 (16.4%) 米 1 1	1.119 (6.2%) 米 1 (1) 1	14.013 (77.4%) 米 7 7	4 2 2 2 1 1	農 〔妻農〕	106 番屋敷	30
52	槇太右衛門	47.984 米 3+7 10	0.700 (1.5%) 米 1 1	5.696 (11.9%) 米 2 (5) 2	41.588 (86.7%) 米 7 7	9 5 4 4 3 1	農〔質屋〕〔長男・長男妻・ 孫 2 名 農〕	119 番屋敷	4
53	奥山藤太郎	7.285 米 1+1 豆 2+3 5	2.284 (31.4%) 豆 2 2	2.568 (35.3%) 米 1 (1) 1	2.433 (33.4%) 米 1 豆 3 3	4 2 2 3 2 1	農 〔妻・長男 農〕	52 番屋敷	64
54	原田市兵衛	23.152 米 4+8 12	3.445 (14.9%) 米 4 4		19.707 (85.1%) 米 8 8	6 2 4 3 1 2	農 〔妻・長女 農〕	83 番屋敷	14
55	石垣源太郎	8.005 米 3+1 豆 2+0 5	6.820 (85.2%) 米 3 豆 2 4		1.185 (14.8%) 米 1 1	6 4 2 3 2 1	農 石垣源七二男 〔妻・長男 農〕	35 番屋敷	60
56	槇利右衛門					4 3 1 2 1 1	日雇取渡世〔商〕	1 番屋敷	125
57	槇五郎蔵	22.114 米 3+5 8	6.233 (28.2%) 米 3 3	5.568 (25.2%) 米 2 (2) 2	10.313 (46.6%) 米 5 5	5 3 2 4 2 2	農 〔長男・二男 農〕	126 番屋敷	17
58	吉田伝兵衛	12.687 米 1+3 4	0.244 (1.9%) 米 1 1		12.443 (98.1%) 米 1 1	4 2 2 2 1 1	農 〔妻・長男 農〕	91 番屋敷	47
59	菅原善八 (七)	21.853 米 3+4 7	12.574 (57.5%) 米 3 3		9.279 (42.5%) 米 4 4	4 2 2 2 1 1	農 本木喜助四男 〔妻農〕	103 番屋敷	19
60	手塚長太郎	6.650 米 1+1 2	4.938 (74.3%) 米 1 1		1.712 (25.7%) 米 1 1	8 5 3 6 3 3	農〔商〕〔長男・長男妻・ 孫 4 名 農〕	56 番屋敷	68

基礎表 B－(3)

所有 順位	氏 名	小作立附高 〔Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ〕	同左内訳Ⅰ 〔居村地主・居村地〕 新町村地主数	同左内訳Ⅱ 〔居村地主・他村地〕 新町村地主数(他村数)	同左内訳Ⅲ 〔他村地主・ 居村地＋他村地〕 他村地主数	家族構成 合 男 女 計 数 数 うち成人数	職 業 / 屋敷地番		経営 順位
		地主数：新町＋他村 実数					戸主 家族	居住屋敷地番	
61	土方長蔵	12.435 米 2+1 豆 1+0 3	10.065 (80.9%) 米 2 豆 1 2		2.370 (19.1%) 米 1 1	9 5 4 8 4 4	大工 〔妻商、長男・二男・長女・ 三男・長男妻 農〕	16 番屋敷	49
62	吉田金蔵	19.928 米 1+4 5	1.562 (7.8%) 米 1 1		18.366 (92.2%) 米 4 4	10 5 5 7 2 5	農 〔妻・長男・二男・長女・ 長男妻・二男妻 農〕	69 番屋敷	24
63	槇嘉左衛門	1.165 米 1+1 2	0.132 (11.3%) 米 1 1		1.033 (88.7%) 米 1 1	8 4 4 5 2 3	大工 〔長男工〕	25 番屋敷	88
64	原田佐吉 (栄吉)					5 3 2 4 2 2	農 〔妻・妹・弟 農〕	79 番屋敷	99
65	堀口義助 (儀介)	1.448 米 1+0 1	1.448 (100.0%) 米 1 1			6 4 2 5 4 1	日雇取渡世 〔雑業〕 〔妻・ 長男・二男・三男 農〕	70 番屋敷	86
66	槇友次郎 (治)	15.033 米 2+0 豆 2+0 3	15.033 (100.0%) 米 2 豆 2 3			3 2 1 3 2 1	農 〔妻・長男・次男 農〕	15 番屋敷	38
67	石垣重助	11.648 米 2+2 4	1.185 (10.2%) 米 1 1	5.663 (48.6%) 米 1 (2) 1	4.800 (41.2%) 米 2 2	3 1 2 2 1 1	農 〔妻農〕	105 番屋敷	50
68	吉田弥惣治 (二)					4 2 2 4 2 2	農〔雑業〕〔洗湯屋〕 吉田伝五郎二男 〔妻・長男・長女 農〕	101 番屋敷	105
69	高梨利助	0.263 米 1+0 1	0.263 (100.0%) 米 1 1			10 3 7 8 3 5	魚類商 〔魚鳥仲買〕 〔長男商〕	8 番屋敷	97
70	奥山権八	51.362 米 0+7 豆 4+9 18	11.287 (22.0%) 豆 4 4		40.075 (78.0%) 米 7 豆 9 14	13 7 5 7 3 4	農 〔妻・長男・二男・長男妻・孫・孫 妻・二男妻 農〕	46 番屋敷	3
71	鈴木平兵衛					3 2 1 2 1 1	下駄打職 〔妻農〕	60 番屋敷	110
72	吉田勘助 (介)	2.765 米 1+2 3		1.514 (54.8%) 米 1 (1) 1	1.251 (45.2%) 米 2 2	6 3 3 5 2 3	屋根葺 〔妻・長女・長男 農〕	84 番屋敷	79
73	吉田利助	0.448 米 1+0 1	0.448 (屋敷のみ) 米 1 1			2 1 1 2 1 1	日雇取渡世 〔煮売屋〕 〔妻農〕	122 番屋敷	106
74	石山庄次郎 (治)	0.263 米 1+0 1	0.263 (100.0%) 米 1 1			6 4 2 3 2 1	大工	19 番屋敷	100
75	松田彦右衛門					2 1 1 2 1 1	下駄打職	2 番屋敷	120
76	斎藤半兵衛	0.263 米 1+0 1	0.263 (100.0%) 米 1 1			3 2 1 2 1 1	農 〔雑業〕 〔魚鳥仲買〕	30 番屋敷	104
77	槇作治郎 (次)	14.256 米 4+3 7	0.962 (6.7%) 米 2 2	9.284 (65.1%) 米 3 (2) 3	4.010 (28.1%) 米 3 3	5 3 2 4 2 2	農 〔妻・長男・妹 農〕	125 番屋敷	44
78	今野松之助	1.389 米 2+1 3	0.263 (18.9%) 米 1 1	0.073 (5.3%) 米 1 (1) 1	1.053 (75.8%) 米 1 1	4 2 2 2 1 1	農 〔雇人〕 〔雑業〕	37 番屋敷	90
79	奥山与兵衛	8.215 米 0+4 豆 1+5 9	0.092 (1.1%) 豆 1 1		8.123 (98.9%) 米 4 豆 5 8	7 5 2 5 3 2	農 〔妻・長男・二男・長女・三男 農〕	45 番屋敷	65
80	吉田新蔵	8.164 米 2+2 4	2.830 (34.7%) 米 2 2		5.334 (65.3%) 米 2 2	5 3 2 3 2 1	日雇取渡世 〔雑業〕 〔妻・長男 農〕	81 番屋敷	66
81	矢作専蔵	1.533 米 4+0 豆 1+0 4	0.612 (39.9%) 米 2 豆 1 3	0.921 (60.1%) 米 2 (1) 2		7 2 5 5 2 3	農 〔小間物屋〕 〔長男・長男妻 農〕	21 番屋敷	89
82	奥山八兵衛	0.135 豆 1+0 1	0.135 (100.0%) 豆 1 1			7 3 4 2 1 1	農 〔妻農〕	49 番屋敷	124
83	奥山清助	2.195 豆 2+2 4	1.152 (52.5%) 豆 2 2		1.043 (47.5%) 豆 2 2	4 1 3 2 1 1	農 〔妻農〕	48 番屋敷	85
83	奥山倉吉	9.141 米 0+1 豆 2+2 4	1.115 (12.2%) 豆 2 2		8.026 (87.8%) 米 1 豆 2 2	7 4 3 4 1 3	農 奥山権八二男 〔妻・長女・二女 農〕	50 番屋敷	62
83	奥山八蔵	3.813 豆 3+0 3	3.813 (100.0%) 豆 3 3			8 6 2 4 3 1	農 〔妻・長男・二男・ 三男 農〕	47 番屋敷	76
83	武田小七	0.356 米 1+0 1	0.356 (屋敷のみ) 米 1 1			7 4 3 3 2 1	魚類商 〔五十集引商〕 〔雑業〕 〔商〕 〔長男農→商、二男農〕	23 番屋敷	115
83	奥山吉兵衛	0.563 米 0+2 2			0.563 (100.0%) 米 2 2	2 1 1 1 0 1	農 後家	51 番屋敷	103
83	小和田善太郎	0.315 米 1+0 1		0.315 (屋敷のみ) 米 1 (1) 1		3 1 2 2 1 1	桃渡世 〔桃屋〕	41 番屋敷	119
83	小和田治助	0.132 米 1+0 1	0.132 (100.0%) 米 1 1			4 2 2 3 2 1	魚類商 〔雑業〕	10 番屋敷	127
83	奥山清五郎	0.585 豆 1+0 1	0.585 (100.0%) 豆 1 1			9 3 6 7 2 5	農 〔妻・長男・ 長男妻・二女 農〕	43 番屋敷	101
83	槇金次郎 (治)	0.336 米 2+0 2	0.336 (100.0%) 米 2 2			5 3 2 5 3 2	草履造 〔五十集引商〕 〔商〕	7 番屋敷	116
83	石井久治郎 (四)	2.515 米 2+0 2	2.515 (100.0%) 米 2 2			6 1 5 4 1 3	農 〔雇人〕 〔雑業〕 〔妻・長男 農〕	22 番屋敷	83

基礎表 B－(4)

所有 順位	氏 名	小作立附高 〔Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ〕 地主数：新町＋他村 実数		同左内訳Ⅰ 〔居村地主・居村地〕 新町村地主数 実数		同左内訳Ⅱ 〔居村地主・他村地〕 新町村地主数(他村数) 実数		同左内訳Ⅲ 〔他村地主・ 居村地＋他村地〕 他村地主数 実数		家族構成 合 男 女 計 数 数 うち成人数		職 業 / 屋敷地番 戸主 家族 居住屋敷地番		経営 順位
83	槇民治郎	7.516 米 1+0	1	7.516 (100.0%) 米 1	1					8 5 3 2 1 1		蠟燭商〔小間物屋〕 男〔長男農〕	槇久右衛門二 39 番屋敷	69
83	金子八兵衛	0.725 米 2+0	2	0.725 (100.0%) 米 2	2					2 2 0 2 2 0		農〔雇人〕〔雑業〕 〔長男農→雑業〕	18 番屋敷	98
83	永澤徳兵衛	0.364 米 1+0	1	0.364 (屋敷のみ) 米 1	1					4 2 2 3 2 1		大工 〔隠居父商〕	28 番屋敷	114
83	石川太吉	16.320 米 3+5	8	1.969 (12.1%) 米 2	2	2.735 (16.8%) 米 1 (1)	1	11.616 (71.2%) 米 5	5	7 1 6 3 1 2		農 〔母・妻・養子 農〕	76 番屋敷	36
83	早坂権蔵	1.008 米 1+1	2	0.389 (38.6%) 米 1	1			0.619 (61.4%) 米 1	1	3 1 2 3 1 2		農 早坂善四郎二男 〔妻農〕	82 番屋敷	95
83	槇長八	20.352 米 3+3	6	3.014 (14.8%) 米 2	2	15.915 (78.2%) 米 2 (3)	2	1.423 (7.0%) 米 3	3	4 2 2 4 2 2		農 〔妻・長男・二女 農〕	121 番屋敷	28
83	吉田喜助	7.671 米 2+4	6	3.265 (42.6%) 米 2	2			4.406 (57.4%) 米 4	4	6 3 3 4 2 2		屋根葺 〔妻・長男・長男妻 農〕	86 番屋敷	67
83	仲野佐六	23.451 米 3+6	9	12.219 (52.1%) 米 3	3	2.148 (9.2%) 米 1 (1)	1	9.084 (38.7%) 米 6	6	4 2 2 3 2 1		農 〔母・長男 農〕	64 番屋敷	16
83	分銅平助	0.581 米 0+5	5					0.581 (100.0%) 米 5	5	5 1 4 4 1 3		農〔荷問屋〕 〔長女農〕	129 番屋敷	102
83	堀口吉右衛門	0.070 米 1+0	1	0.070 (屋敷のみ) 米 1	1					5 3 2 2 1 1		日雇取渡世 〔妻・長男 農〕	62 番屋敷	129
83	吉田伝蔵	0.198 米 0+1	1					0.198 (屋敷のみ) 米 1	1	6 3 3 5 3 2		渡船渡世〔日雇渡世〕〔雑業〕 〔長男・二男 農〕	130 番屋敷	123
83	槇七兵衛	11.420 米 2+4	6	2.229 (19.5%) 米 1	1	0.368 (3.2%) 米 1 (1)	1	8.823 (77.3%) 米 4	4	9 4 5 6 3 3		農 〔妻・長男・長女・ 長男妻 農〕	107 番屋敷	52
83	井上定七	10.4885 米 3+6	9	5.441 (51.9%) 米 3	3			5.0475 (48.1%) 米 6	6	3 1 2 3 1 2		農 澤善太郎四男 〔母・妻 農〕	75 番屋敷	55
83	石川文治郎 (次)	4.236 米 1+3	4	0.550 (13.0%) 米 1	1			3.686 (87.0%) 米 3	3	6 2 1 4 2 2		日雇取渡世〔雑業〕 〔妻・長女・長男 農〕	89 番屋敷	74
83	井上佐五兵衛	5.617 米 1+1	2	0.527 (9.4%) 米 1	1			5.090 (90.6%) 米 1	1	4 1 3 4 1 3		農 〔妻・長女・二女 農〕	98 番屋敷	71
83	吉田庄助	9.532 米 1+1	2	9.137 (95.9%) 米 1	1			0.395 (4.1%) 米 1	1	6 2 4 4 2 2		農 〔母・妻・弟 農〕	124 番屋敷	57
83	吉田卯之助	0.433 米 1+0	1	0.433 (屋敷のみ) 米 1	1					4 2 2 3 2 1		屋根葺 男工→鍛冶	〔妻農、長 100 番屋敷	108
83	吉田長松	0.433 米 1+0	1	0.433 (屋敷のみ) 米 1	1					5 3 2 5 3 2		日雇取渡世〔雑業〕 男農→鍛冶、二男農→石工	〔妻農、長 99 番屋敷	108
83	早坂善四郎	10.650 米 1+5	6	0.158 (1.5%) 米 1	1			10.492 (98.5%) 米 5	5	6 3 3 4 2 2		農〔牛馬売買渡世〕 〔妻・長男・孫 農〕	80 番屋敷	54
83	吉田権太郎	14.494 米 1+1	2	0.471 (3.2%) 米 1	1			14.023 (96.8%) 米 1	1	5 3 2 3 2 1		農 〔妻・長男 農〕	87 番屋敷	45
83	菅原直治 (猶)	4.018 米 4+2	6	1.975 (49.2%) 米 1	1	1.449 (36.1%) 米 3 (2)	3	0.594 (14.8%) 米 2	2	7 4 3 5 3 2		農 〔妻・長男・二男 農〕	118 番屋敷	75
83	井上文吉	0.243 米 1+0	1					0.243 (屋敷のみ) 米 1	1	5 1 4 3 1 2		日雇取渡世〔商〕 〔妻・妹 農〕	116 番屋敷	121
83	原田栄助 (介)	3.5445 米 1+7	8	0.264 (7.4%) 米 1	1			3.2805 (92.6%) 米 7	7	7 5 2 5 3 2		農 茨木久助三男 男・三男・長男妻 農	〔妻・長男・二 77 番屋敷	77
83	澤茂八	0.322 米 2+0	2	0.322 (100.0%) 米 2	2					4 3 1 3 2 1		屋根葺 〔母農〕	92 番屋敷	118
83	吉田伝五郎	1.466 米 1+1	2	0.676 (46.1%) 米 1	1			0.790 (53.9%) 米 1	1	7 5 2 5 3 2		屋根葺 二男・三男 農	〔長男商、妻・次女・ 94 番屋敷	91
83	本木与四兵衛 (橘)	3.207 米 2+1	3	2.417 (75.4%) 米 2	2			0.790 (24.6%) 米 1	1	4 2 2 2 1 1		屋根葺〔農〕 〔母・長男・長男妻 農〕	93 番屋敷	80
83	吉田定七	1.144 米 2+0	2			1.144 (100.0%) 米 2 (2)	2			6 4 2 5 3 2		木羽職 工、二男工→木羽職	〔妻・長男妻 農、長男 109 番屋敷	93
83	槇庄七	6.708 米 1+0	1	6.708 (100.0%) 米 1	1					7 3 4 6 3 3		農 妻・弟・妹 農	〔兄工、母・ 59 番屋敷	70
83	槇藤治郎 (次)	1.887 米 2+0	2	1.887 (100.0%) 米 2	2					8 6 2 8 6 2		大工〔長男・三男 工、妻・二男・長女・ 四男 農、五男農→塗師〕	67 番屋敷	87
83	増川源七	2.370 米 1+1	2	0.526 (22.2%) 米 1	1			1.844 (77.8%) 米 1	1	6 3 3 2 1 1		屋根葺 〔妻・長女・長男 農〕	95 番屋敷	84
83	小玉熊吉	0.400 米 1+0	1	0.400 (屋敷のみ) 米 1	1					2 1 1 2 1 1		日雇取渡世〔雑業〕	128 番屋敷	111
83	本木権治郎 (次)	0.390 米 1+0	1	0.390 (屋敷のみ) 米 1	1					3 2 1 2 1 1		大工 本木喜助三男 〔長男工〕	96 番屋敷	112
83	吉田和助	0.448 米 1+0	1	0.448 (屋敷のみ) 米 1	1					(吉田庄助弟。壬申戸籍では吉田庄助家の戸籍 に含まれて記入されている。〔農〕)				107
83	吉田彦七	0.823 米 1+0	1	0.823 (100.0%) 米 1	1					5 2 3 2 1 2		木羽職 妻・長女 農	〔長男工→木羽職、 97 番屋敷	96
83	吉田小市	0.212 米 1+0	1	0.212 (屋敷のみ) 米 1	1					6 3 3 4 2 2		日雇取渡世〔雑業〕 〔母・妻 農、弟日雇人〕	66 番屋敷	122

基礎表 B－(5)

所有 順位	氏 名	小作立附高	同左内訳Ⅰ	同左内訳Ⅱ	同左内訳Ⅲ	家族構成			職 業 / 屋敷地番	経営 順位
		[Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ] 地主数：新町＋他村 実数	[居村地主・居村地] 新町村地主数 実数	[居村地主・他村地] 新町村地主数(他村数) 実数	[他村地主・ 居村地＋他村地] 他村地主数 実数	合 計	男 数	女 数	戸主 家族 居住屋敷地番	
83	石垣久太郎	0.132 米 1+0 1	0.132 (屋敷のみ) 米 1 1			5 3	3	2 1	日雇取渡世〔農〕 〔妻・長男・二男 農〕 104 番屋敷	127
83	石川与作	0.180 米 0+1 1			0.180 (100.0%) 米 1 1	4 2	3 1	1 1	渡船渡世〔日雇渡世〕〔雑業〕 131 番屋敷	125

典拠) 明治 6 年「田畑立附米地主名前其外取調書上帳 新町村 (3 冊)」(楨久右衛門家文書 D 1－419・420・425)
明治 6 年「田畑立附米小作名前其外取調書上帳 新町村 (1 冊)」(同家文書 D 1－421)
明治 5 年 4 月「山形県管轄第廿六区戸籍 新町村之一」(同家文書 C 1－169)
明治 5 年 4 月「山形県管轄第廿六区戸籍 新町村二」(同家文書 C 1－168)

凡例) *1 各欄の立附高は立附米と立附大豆の合計である。
*2 「小作立附高」欄には、各戸が借地し小作している土地の立附高の合計を示した。「地主数：新町＋他村」「実数」の記載内容を含めて、この欄のデータは基礎表 A の同欄と同じである。
*3 複数の小作人が共同で小作している事例が 5 つあるが、立附米を人数で割った数値を各小作人の立附米に加算した。
*4 「同左内訳Ⅰ～Ⅲ」欄には、各戸の小作立附高の内訳を示した。各戸の小作立附高のうち、地主・小作地ともに所属村が居村である場合をⅠに、地主が居村の者で小作地が他村の土地である場合をⅡに、地主が他村の者である場合をⅢに、それぞれの小作地の立附高を示した。「田畑立附米地主名前其外取調書上帳」「田畑立附米小作名前其外取調書上帳」の史料的な性格から、地主が他村の者である場合には小作地の所属村が特定できないため、Ⅲの欄では居村と他村の区別をすることができないため各戸の立附高は居村の小作地と他村の小作地の各立附高の合計からなる。「同左内訳Ⅰ～Ⅲ」欄の「新町村地主数」「他村地主数」は各戸が借地しているそれぞれの地主数を立附が米の場合と大豆の場合とに分類して表示した。重複する地主がいるので「実数」には重複を省いた、実際の地主数を示した。Ⅱの欄の「(他村数)」には小作地がある他村の村数を示した。また、各戸の小作立附高合計に占めるⅠ～Ⅲの％をⅠ～Ⅲ欄に() でそれぞれ示した。
*5 「家族構成」欄には、明治 5 年壬申戸籍の記載により、各戸の人数を合計とその内訳(男女別・成人)につき表示した。成人は年齢 15～60 歳とした。
*6 「職業／屋敷地番」欄には、明治 5 年壬申戸籍の記載により、各戸の職業と居住している屋敷(寺社の場合は地所)の地番を示した。職業のうち、戸主については、まず壬申戸籍作成時に最初に墨書された、明治 5 年当時の戸主の職業を示し、その後に〔 〕内に、後筆の朱書きで書かれた職業がある戸についてはその職業を記した。家族については、壬申戸籍作成時に墨書された職業記載はなく、〔 〕内に、後筆の朱書きで書かれた職業がある者についてはその職業を記した。家族の別がわかるように、〔妻農〕〔長男商〕のように、戸主との続柄(妻・長男など)を職業の前に付記した。〔妻・長男・二男 農〕とあるのは、妻・長男・二男の職業がいずれも農であることを示す。〔長男農→保正〕とあるのは、長男の職業記載(朱書き)が農であったのが保正に変更されているケースを示す。職業に関する後筆の朱書きは明治 7 年頃に書かれたと推測される。明治 5 年から 7 年の間に家族数の変化がある戸の場合、〔 〕の記載から判明する家族構成と「家族構成」欄の内容が食い違うケースがある。また、壬申戸籍には一部の者につき家出・寄留などの記載があり、明治 6 年の前に家出・寄留している家族がいる戸も確認できるが、戻ってきているケースもあり、また帰家の時期が特定できない事例もあるため、本表では家出・寄留とされた者も一応「家族構成」欄の家族数に含めている。
*7 「所有順位」「氏名」「経営順位」の各欄は基礎表 A と同じである。
*8 土地所持をしておらず且つ小作もしていない戸は「田畑立附米地主名前其外取調書上帳」「田畑立附米小作名前其外取調書上帳」には書き上げられないが、壬申戸籍には記載されている。それらの戸のうち、壬申戸籍の記載を精査し明治 6 年段階で居住が確認できる戸につき以下の付表に掲示した。付表の各欄は基礎表 B と同様である。明治 6 年新町村の全戸の考察をおこなう場合には、以下の戸も含めた考察をすべきである。

(付表)

83	小和田駒太郎					2 2	1 1	1 1	草履商〔雑業〕 <u>小和田治助二男</u> 11 番屋敷	130
83	工藤留吉					2 2	1 1	1 1	髪結職 53 番屋敷(惣作所持地)	130
83	仲野庄作					1 1	1 1	0 0	日雇取渡世〔農〕 <u>仲野庄次郎二男</u> 123 番屋敷	130
83	井上小助 (後家たつ)					1 0	0 0	1 0	日雇取渡世〔煮売屋〕井上小助明 治 5 年 11 月死去 127 番屋敷	130

典拠) 明治 5 年 4 月「山形県管轄第廿六区戸籍 新町村之一」(同家文書 C 1－169)
明治 5 年 4 月「山形県管轄第廿六区戸籍 新町村二」(同家文書 C 1－168)

Examination of Basic Data Relating to the Agricultural Structure at the Time of the Land Tax Reform

- The Murayama Area of Yamagata Prefecture as a Case Example -

IWATA Kotaro

(Professor, History & Culture, Cultural Systems Course)

The Yamagata prefectural government conducted a survey of farm land in farming villages in 1873 with the aim of establishing land values. In the survey, records were made of the location, type of land use, grade, owner, cultivator, amount of tenant farmer rent and other details of each plot of land. These records still remain in villages in the Murayama area. Examining them makes it possible to readily determine the extent of land ownership by each farmer, scale of cultivation, parties who had formed relationships of land owners and tenant farmers in the letting and renting of land, the amount of tenant farmer rents, their social standing among farmers and other information. However, there has been virtually no research to date that makes use of the records. In this research, I analyze recently discovered records in Shinmachi village in Kahoku-cho, Nishimurayama-gun, Yamagata Prefecture, and discuss basic data relating to the agricultural structure in Shinmachi village.

編 集 委 員

齊 藤 哲 也 (文化システム専攻科目担当)

真 保 智 行 (社会システム専攻科目担当)

中 村 唯 史 (文化システム専攻科目担当)

ライアン・スティーバン (両専攻共通科目担当)

編 集 者	山形大学人文学部
発 行 者	〒990-8560 山形市小白川町一丁目4番12号
責 任 者	渡 邊 洋 一
印 刷 所	田宮印刷株式会社
発行年月日	平成21年8月31日

BULLETIN of the Graduate School of Social & Cultural Systems at Yamagata University

No. 6

CONTENTS

Articles

The Assimilationist Discourse on Immigration in America : A Critical yet Sympathetic Analysis	Yutaka ITO	1
Basic Examination of Electromyographic Analysis under Static Loads	HONDA Kaoru	13
A Case Study of the Strategy for Attracting Overseas Visitors — A Comparison of Beppu and Yufu Cities —	Naofumi NISHIHIRA	27
Municipal Consolidation in Japan as An Example of Coalition Formation — A Simulation Approach in the Case of Edajima-City —	SUZUKI Akihiro, TAKAHASHI Hiromasa and TAKEMOTO Toru	35

Special Issue Regional History and the Development of Historical Materials and Methods

Preface	(1)152
The Scrawls of Temples and Regional Society in Medieval and Modern Ages of Japan — An Investigation of the Scrawls of Jakushoji-temple (若松寺) Kannon-do (観音堂) in Tendo City (天童市)—	MIKAMI Yoshitaka (5)148
A Consideration on the Embroidery of the Mañjuśrī Bodhisattva of the Hōkō-in Temple, in Yamagata City	MATSUO Kenji (19)134
On a Variant of “Hanasaka-Jii (The Old Man Who Made Trees Blossom)” in Yamagata Prefecture: A Narrative Structure Analysis of “A Small Red Box (The Old Man Who Farted)”	KIKUCHI Hitoshi (27)126
Examination of Basic Data Relating to the Agricultural Structure at the Time of the Land Tax Reform — The Murayama Area of Yamagata Prefecture as a Case Example —	IWATA Kotaro (45)108

2008 : List of Graduate School Courses and Submitted Master's Theses	47
Requirements for Contributors	51

AUGUST 2009